

都農町都市計画 マスタープラン



令和3年3月
宮崎県 都農町

はじめに



新型コロナウイルスが全世界に猛威をふるい、私達の身近な世界においても、予測困難な出来事が発生し、その最適解を見つけ対処していくことが難しくなりつつあると感じられます。例えば、大きな問題として上げられるのが、「人口減少問題」があります。

国は、この問題の対処の一つとしてコンパクトシティ構想を提唱し、持続可能なまちづくりの方向性を示しています。

さて、本町は令和2年8月に町制施行100周年を迎えたところです。これまで先人の残した業績を引継ぎ、次の世代につなげるため、都農町のあるべき姿を模索し、謙虚にまちづくりを推進しているところでございます。

具体的に申し上げますと、近年において平成8年オープンしました都農ワイナリーを皮切りに、口蹄疫からの復興、悲願でありました東九州自動車道の平成24年度開通、道の駅「つの」の盛況、そして「ふるさと納税」の恩恵、都農町立病院のリニューアルと宮崎大学との連携を行って参りました。

一方、本町の都市計画に目を転じますと、昭和60年12月事業認可を受けましたJR都農駅前地区を中心とした「都農中部土地区画整理事業」がおよそ33年の歳月を経て平成31年3月換地処分され、いわゆる事業完了となりました。

土地区画整理事業は「都市計画の母」と言われるほど、効果は絶大なもので、戦後復興の大半の都市はこの手法でまちづくりを行ってきたところであります。都農町においても当時、この事業を構想された偉業は、当地区の市街地整備の現状をみても明らかであります。

さて、100周年を迎え本町の都市計画を考える上で、コンパクトシティと合わせ、新しい時代に対応できるよう本計画を改訂しました。これは、都市計画法に定められる「都市計画に関する基本的な方針」として今後のまちづくりに活用し、都農町の発展につなげていきたいと存じます。

最後に、本計画改訂にあたり熱心にご審議いただいた都市計画審議員をはじめ、町議会並びに宮崎大学など関係機関の皆様、さらには町民意向調査等貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に、心から熱くお礼申し上げます。ごあいさつと致します。

令和3年3月

都農町長 河野正和

都農町都市計画マスタープラン

目 次

第1章 目的と計画方法	1
1-1 計画の背景と目的.....	1
1-2 計画の対象区域.....	2
1-3 目標年次.....	2
1-4 計画の策定体制.....	3
1-5 計画の構成.....	4
第2章 現状把握	5
2-1 位置と沿革.....	5
2-2 自然条件.....	7
2-3 人口指標.....	12
2-4 産業指標.....	19
2-5 土地利用.....	23
2-6 都市施設.....	32
2-7 生活サービス施設.....	35
2-8 道路・交通.....	39
2-9 災害.....	45
2-10 その他.....	49
第3章 上位・関連計画の整理	53
3-1 第6次都農町長期総合計画（平成29年3月）.....	53
3-2 第2期都農町地方人口ビジョン及び地方版総合戦略（令和2年7月）... ..	58
3-3 国土利用計画（宮崎県計画）-第五次-（平成30年3月27日）.....	59
3-4 都市計画に関する基本方針（改定版）〔宮崎県〕（平成29年3月）.....	60
3-5 児湯圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 【都市計画区域マスタープラン】（平成30年4月）.....	62
第4章 住民意向調査	64
4-1 調査の概要.....	64
4-2 回答者の属性.....	65
4-3 調査結果.....	68
第5章 現在の社会動向	84
5-1 今後の国土づくりの基本的考え方.....	84

第6章 都市計画における基本課題の設定..... 88

6-1 都市計画における基本課題の設定 88

第7章 まちづくりの基本理念と目標..... 98

7-1 まちづくりの基本理念 98

7-2 まちづくりのテーマ 99

7-3 まちづくりの目標 100

第8章 将来フレームの設定 103

8-1 将来人口フレーム 103

8-2 産業フレーム 106

8-3 土地利用フレーム 108

第9章 将来都市構造 112

9-1 将来都市構造 112

第10章 全体構想の策定..... 116

全体構想について 116

10-1 土地利用の方針 117

10-2 道路・交通施設の整備方針 126

10-3 公共公益施設の整備方針 130

10-4 自然環境・都市環境形成の方針 136

10-5 都市景観形成の方針 140

10-6 市街地整備の方針 143

10-7 災害に強いまちづくりの方針 144

第11章 まちづくり推進方策の検討..... 146

まちづくり推進方策の柱 146

11-1 庁内推進体制の構築 147

11-2 町民・民間事業者等のまちづくりへの参画..... 148

11-3 重点的・効率的な実現化 149

11-4 適切な進行管理 150

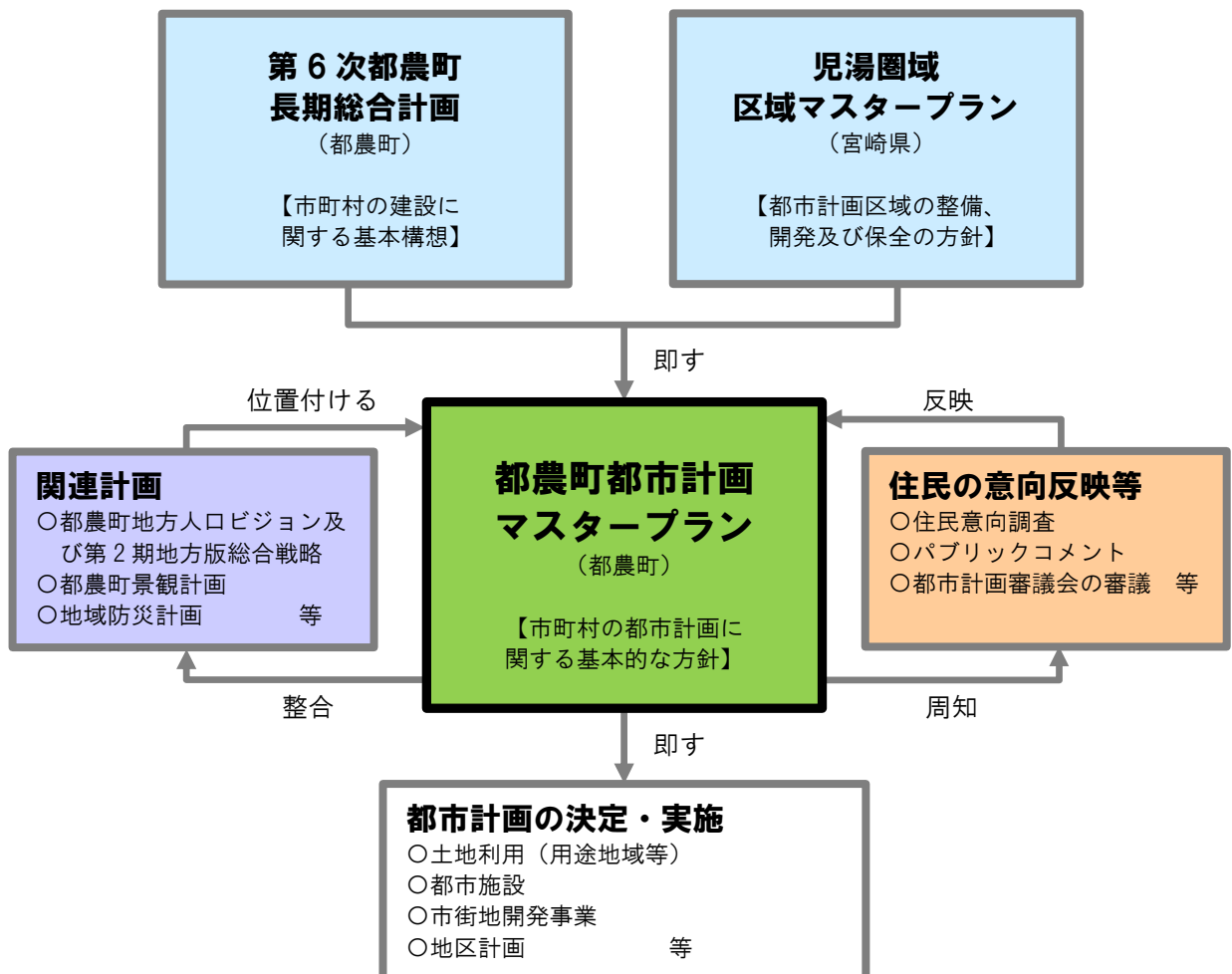
第1章 目的と計画方法

1-1 計画の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められている「都市計画に関する基本的な方針」にあたり、望ましい都市像を住民共通の目標として明確化した上で、諸施設の整備等を展開していくため、住民に最も近い立場にある市町村自らが、創意工夫の上に、住民の意見を反映させた街づくりの将来ビジョンを確立し、地域の都市生活・経済活動を支える諸施設の計画を、総合的に定めることを内容としています。

都農町（以下、本町）では平成10年3月に第1回目の都市計画マスタープランを策定していますが、策定からおおむね20年を経過しているため、第1回目の都市計画マスタープランをベースとしつつ、近年の社会情勢等を踏まえた新しい視点を加えた、第2回目の都市計画マスタープラン（以下、本計画）を策定しました。

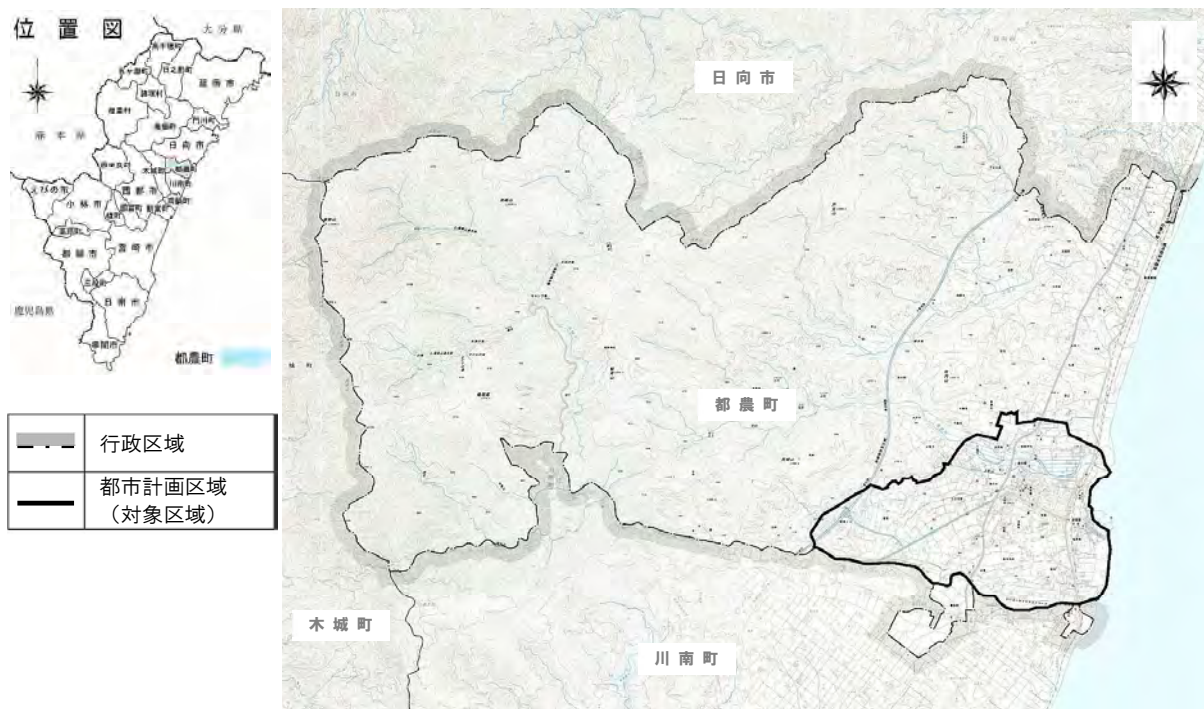
<都農町都市計画マスタープランの位置づけ>



1-2 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都農町都市計画区域が指定された範囲とします。

■計画の対象区域



[資料：都農町管内図を加工]

1-3 目標年次

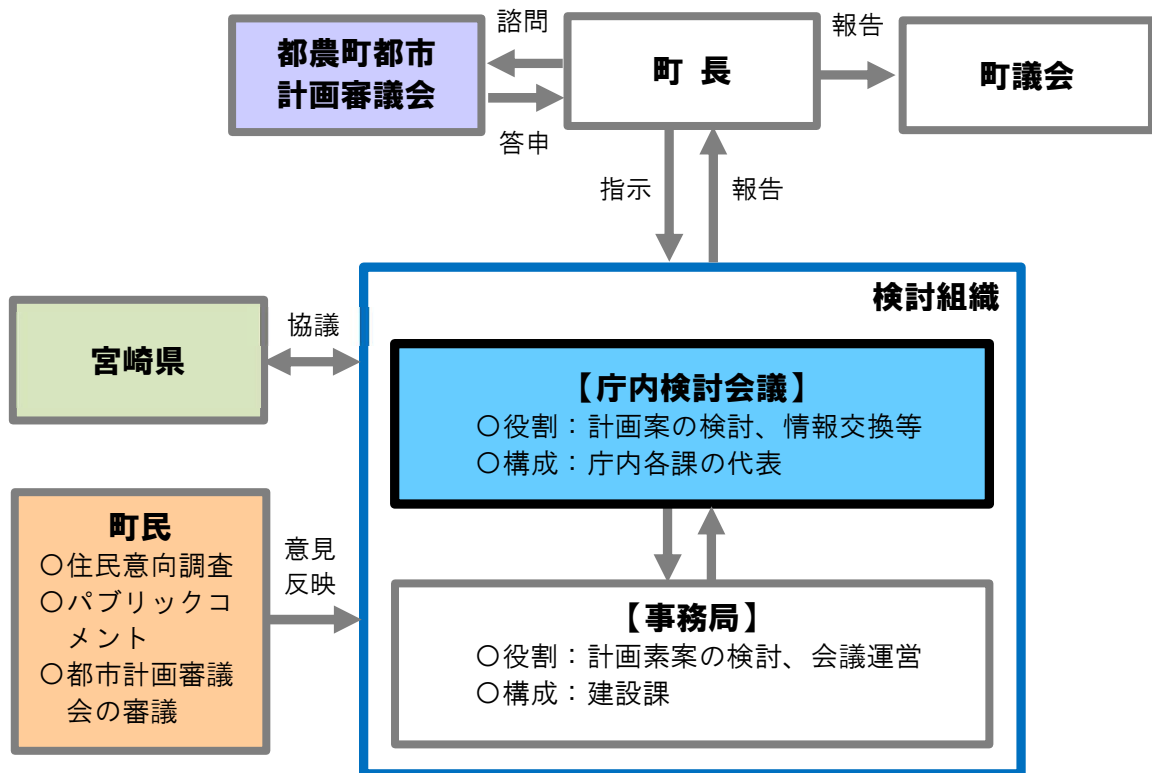
本計画は、長期的な視野により都市計画の方向性を定めるため、おおむね 20 年後の 2040 年（令和 22 年）を目標年次としています。

ただし、都市計画に関する情勢や町民ニーズなどの変化等により、必要に応じて修正や見直しを行います。

1-4 計画の策定体制

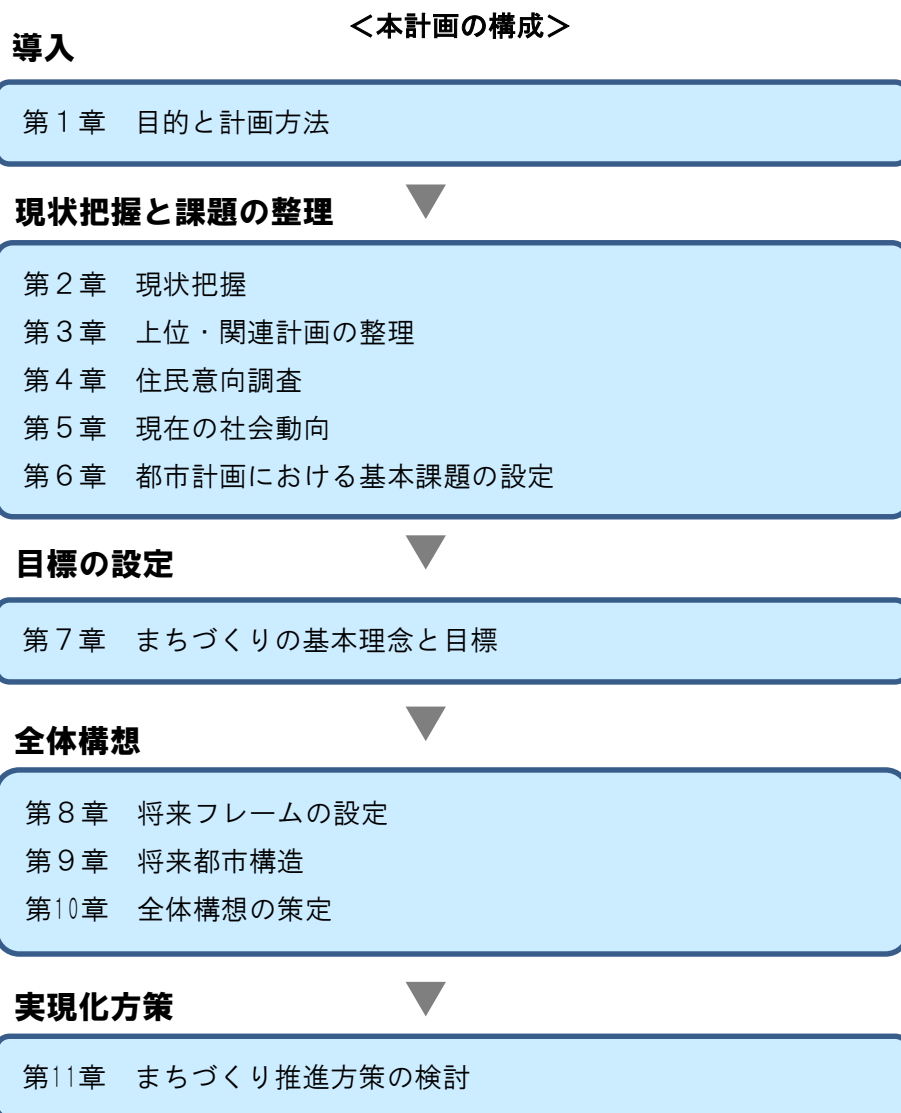
本計画は、下記の策定体制により検討を行いました。

<都農町都市計画マスタープラン策定体制>



1-5 計画の構成

本計画は、目的と計画方法を記述した『導入』の後、本町の現状などと都市づくりの課題を整理した『現状把握と課題の整理』、これを踏まえた『目標の設定』、この実現にむけた都市づくりのあり方として、都市計画区域全体を対象に策定した『全体構想』、そして、今後の都市づくりの道筋を示す『実現化方策』により構成しています。



第2章 現状把握

2-1 位置と沿革

1. 位置

本町は、北緯 32 度 15 分、東経 131 度 28 分にあたり、県都宮崎市と工都延岡市の中間に位置し、東西 15km、南北 10km と東西に長く、総面積は 102.11k m²を有しています。東に日向灘を臨み、西は尾鈴の山並みが連なり、西高東低の丘陵性台地による平坦地が広がり、町土の約 6 割は山林となっています。

海岸沿いには、JR 日豊本線が南北に、また一般国道 10 号が台地面を JR 日豊本線とほぼ平行に走っています。

東は日向灘に面し、西は尾鈴山系の稜線に沿って木城町に、北は日向市に、南は川南町に接しています。

■ 広域的位置図



2. 沿革

本町の歴史は、古代日向の伝説に彩られています。日向国一之宮である都農神社は、日向で最も由緒ある神社であり、「続日本後記」に西暦 800 年代前半の事象として「都濃神」、「都濃皇神」の名が記されています。また、尾鈴山の伝説も古く、神体として信仰の対象とされています。さらに、明田地区などには古代の古墳として積石塚が 10 数基群在しており、九州では他に例を見ません。

荘園時代を経て、鎌倉時代から江戸時代に至る間は、土持氏、伊東氏、島津氏の所領となっており、1578 年には、大友宗麟と島津義久との戦いがあり、都農神社が焼失しています。江戸時代には高鍋藩に属しました。

廃藩置県後の県制の流動時期を経て、明治 16 年に宮崎県児湯郡に入り、同 22 年に都農村、大正 9 年に都農町となりました。そして、令和 2 年 8 月 1 日に町制施行 100 周年という大きな節目を迎えています。

このような豊かな歴史資源に恵まれ、本町には都農神社夏の祭、高鍋神楽、寺迫奴踊り、松原獅子、篠別府棒踊りなどの伝統的文化遺産が現代に息づいています。

[資料：第 6 次都農町長期総合計画（平成 29 年 3 月）]



都農神社



都農神社夏の祭の風景

2-2 自然条件

1. 地形・地質

○東に日向灘を臨み、西は尾鈴の山並みが連なり、西高東低の丘陵性台地による平坦地が広がる。

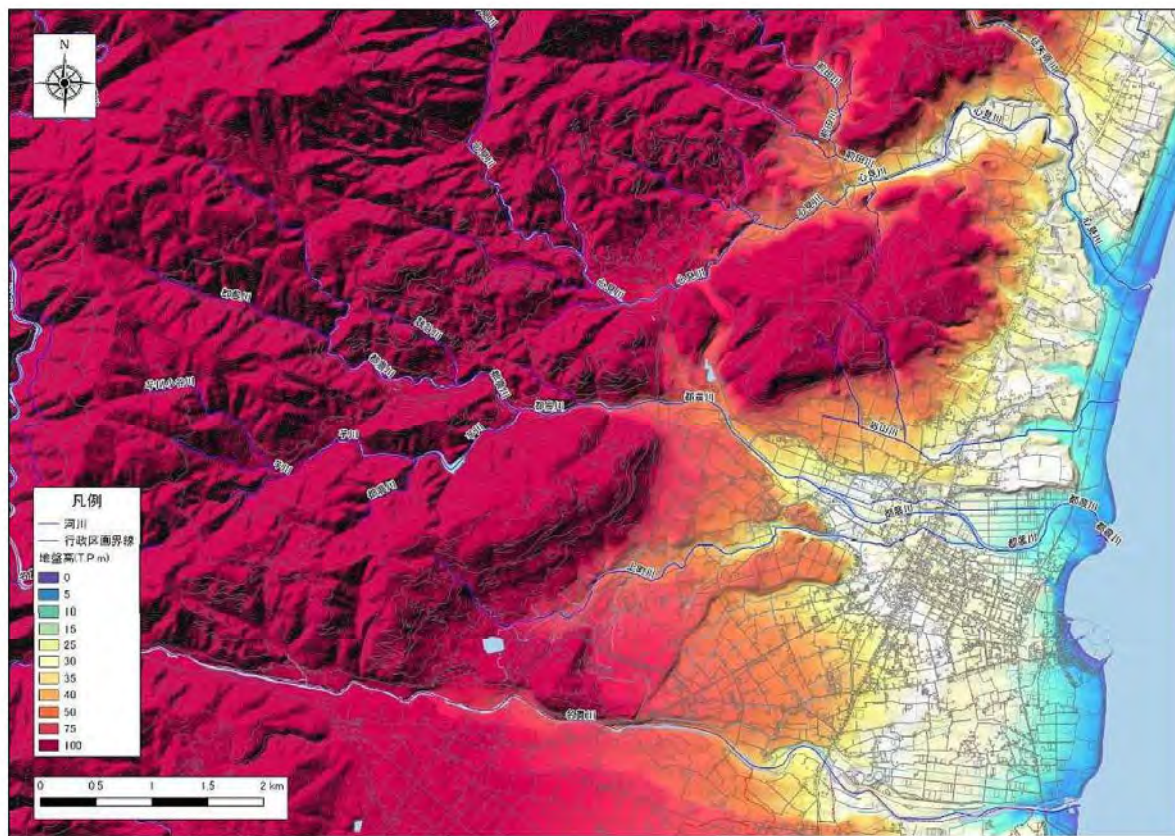
本町の東部は、日向灘に面し西部及び北部地域は尾鈴山系に連なっており、西方には尾鈴酸性岩類よりなる標高1,405.2mの尾鈴山がそびえています。その山地の東側には平坦な段丘地形が発達しており、日向灘との間で南から北へ幅を狭めながら、日向海岸平野の北端部を形成しています。

尾鈴山系に源を発するいくつかの中小河川があり、丘陵地や台地間を蛇行しながら流下し、急峻な河谷地や狭い沖積地を形成し日向灘に注いでいます。下流域は名貴川による扇状地が開け、流路に沿って沖積低地や河岸段丘を生じており、台地面は多少の起伏はあるものの、西高東低の緩い傾斜面となっています。名貴川及び都農川の河口部は、扇状三角州のような形で幾らか海岸に突き出し、単調な直線上の海岸に変化を与えています。

海岸沿いは、顕著な離水海岸崖が直線上に発達して段丘の縁を限っており、崖下には浜堤状の盛り上がりで縁取られた、幅狭い離水海浜が細長く続いています。

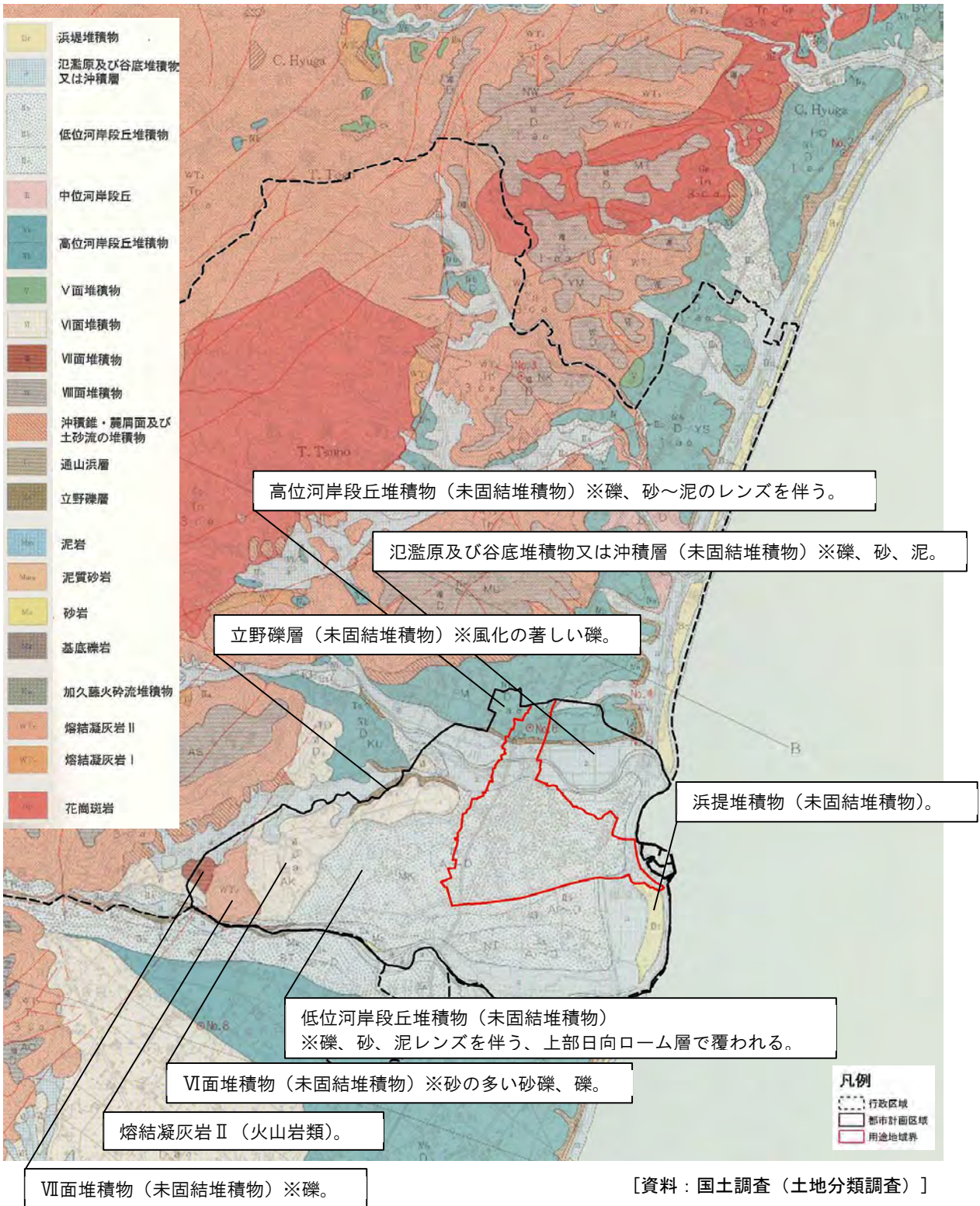
このような地形・地質の中で、本町は比較的水害に強い状況にあります。

■地形図



[資料：平成31年度第103号都農町浸水対策調査業務委託報告書]

■表層地質図

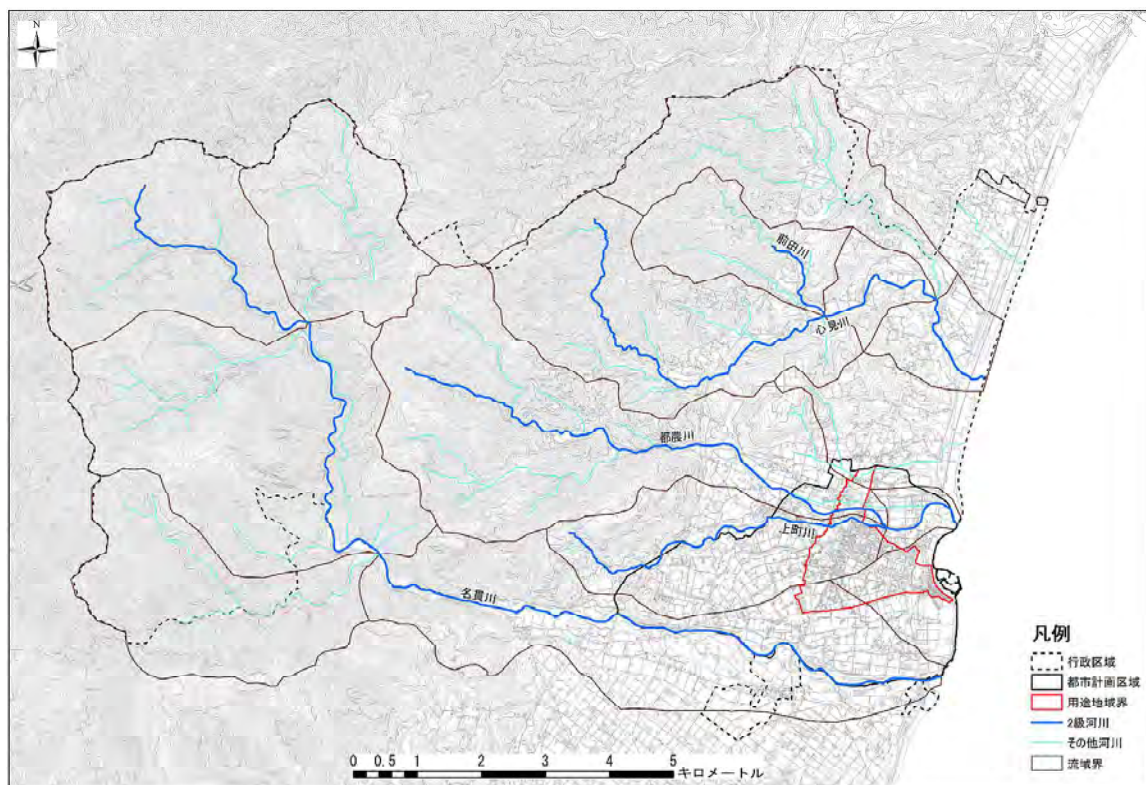


2. 水系

○2級河川の名貫川、都農川、心見川が東流し日向灘に注ぎ込んでいる。

尾鈴連山には、日本の滝百選に選ばれた矢研の滝をはじめ、大小30余の尾鈴山瀑布群が分布しており、ここを源流とする名貫川、都農川、心見川の3河川が東流しながら都農の台地を潤し、日向灘に注ぎ込んでいます。

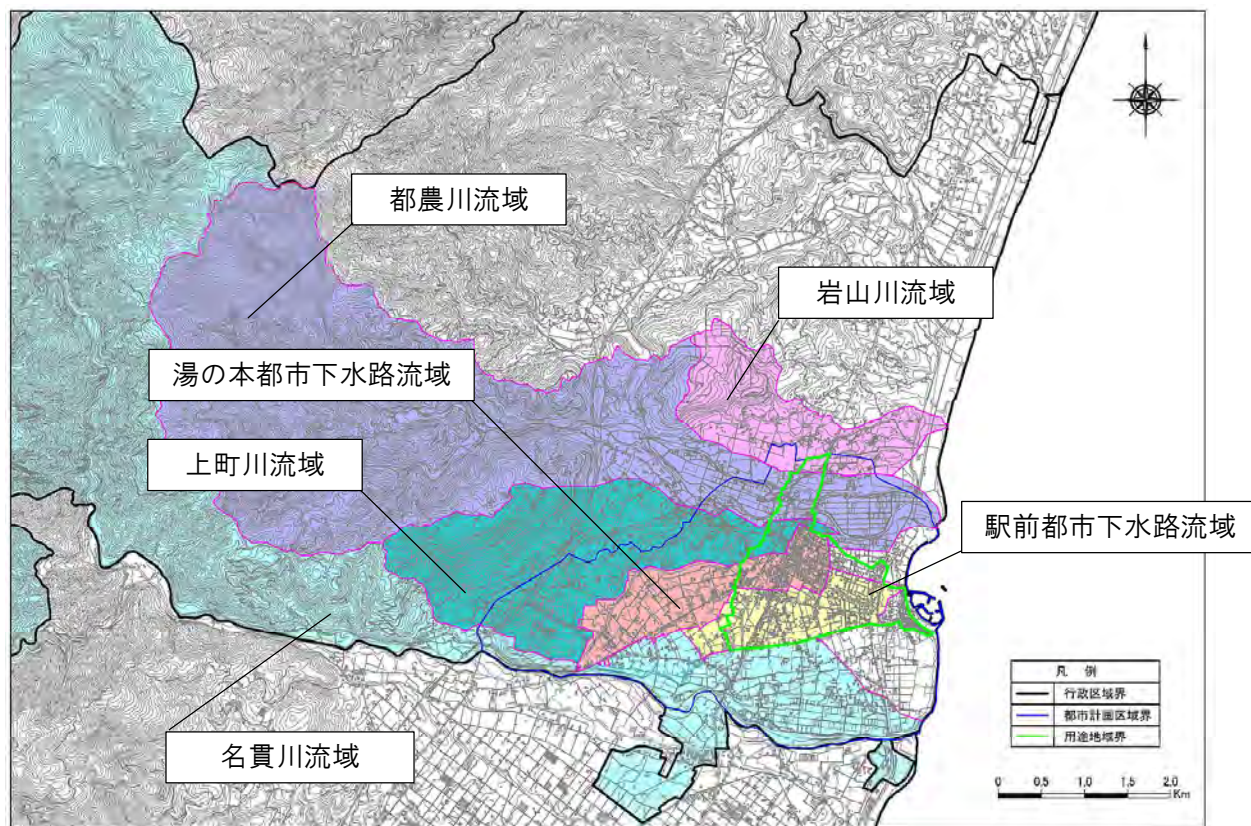
■水系図



[資料：国土数値情報]

都市計画区域内の雨水は、都農川、岩山川、上町川、名貫川、湯の本都市下水路、駅前都市下水路の流域となっています。

■流域図



[資料：平成31年度第103号都農町浸水対策調査業務委託報告書及び国土数値情報より作成]

3. 気象

- 年間日照時間が多く温暖な気候である。
- 黒潮と頻繁に来襲する台風の影響で年間降雨量が多い。

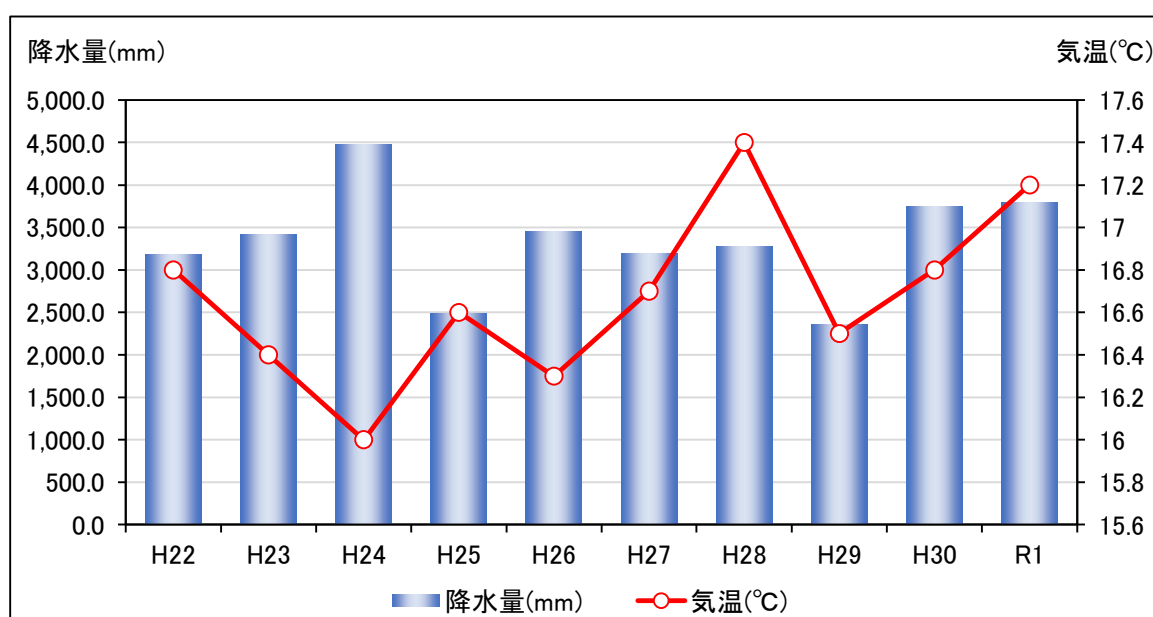
宮崎県は、年間日照時間が全国でも上位にあり、平均気温も温暖な気候です。

一方、黒潮と頻繁に来襲する台風に強く影響される温暖多雨な気候で、本町の最高気温は令和元年では35.3℃、最低気温は-3.2℃、年間の平均気温は17.2℃となっています。

晴天日数も多いですが降雨量も多く、年間の総雨量は令和元年で3,790.5mmです。

■気温・降水量の推移

年	気温(℃)			降水量(mm)
	平均	最高	最低	
H22	16.8	35.7	-4.4	3,185.0
H23	16.4	36.0	-5.7	3,422.0
H24	16.0	34.0	-5.2	4,469.5
H25	16.6	38.9	-4.9	2,484.0
H26	16.3	35.4	-3.0	3,450.0
H27	16.7	35.0	-4.1	3,196.0
H28	17.4	35.9	-4.1	3,281.0
H29	16.5	37.0	-3.9	2,353.0
H30	16.8	34.8	-7.1	3,752.0
R1	17.2	35.3	-3.2	3,790.5



[資料：気象庁 HP]

※都農観測所では降水量のみ観測

※気温は日向観測所の値を使用

2-3 人口指標

1. 人口、世帯数の推移

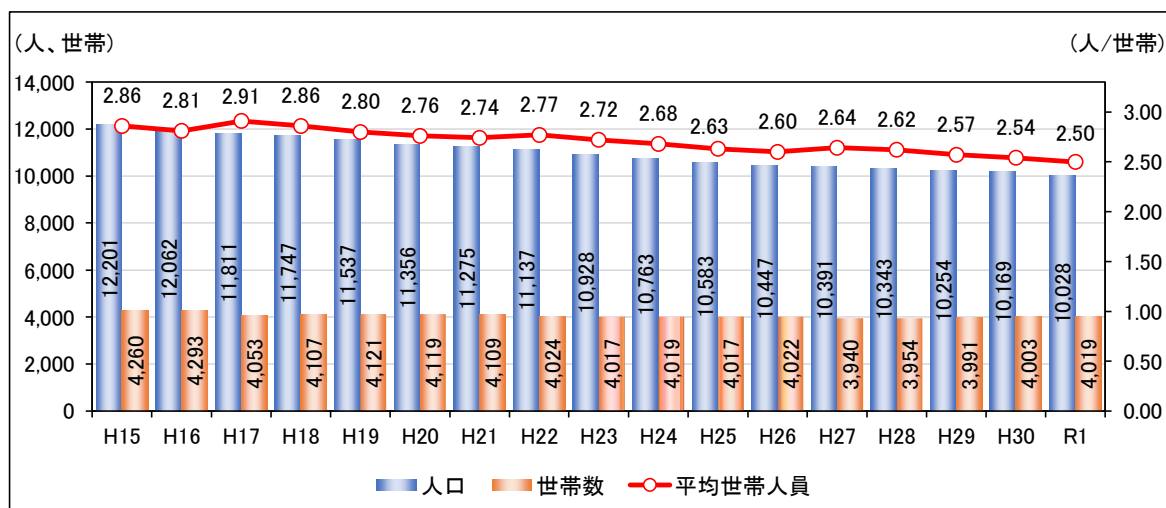
○人口は減少傾向、世帯数は横ばい傾向、世帯規模は縮小。

本町の人口は昭和30年以降減少傾向にあり、令和元年現在、本町の人口は10,028人と減少傾向で推移しており、世帯数は4,019世帯とおおむね横ばいで推移しています。

なお、1世帯あたり平均世帯人員は、平成15年の2.86人/世帯から令和元年には2.50人/世帯と減少傾向にあり、世帯規模が縮小しています。

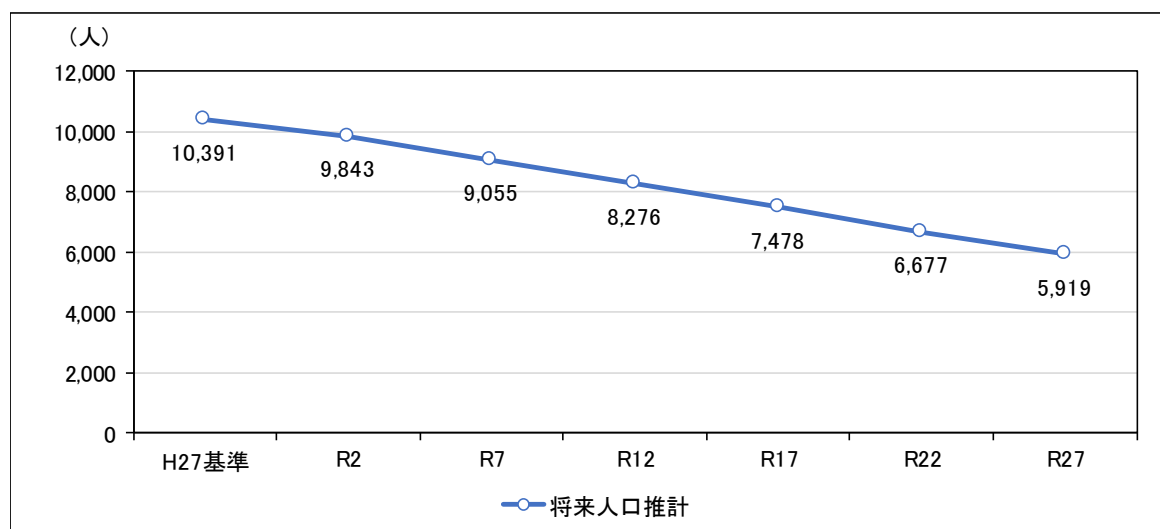
また、将来人口推計では、今後も人口は減少し、令和27年には約5,900人になると予測されています。

■人口・世帯数の推移



[資料：宮崎県現住人口調査]

■将来人口の推移



[資料：国立社会保障・人口問題研究所]

2. 人口動態（自然動態、社会動態）

○自然動態、社会動態ともに減少状態。

平成15年から令和元年における人口動態をみると、各年で人口増減はマイナスであり、平成15年から令和元年の推移でも減少状態が続いています。

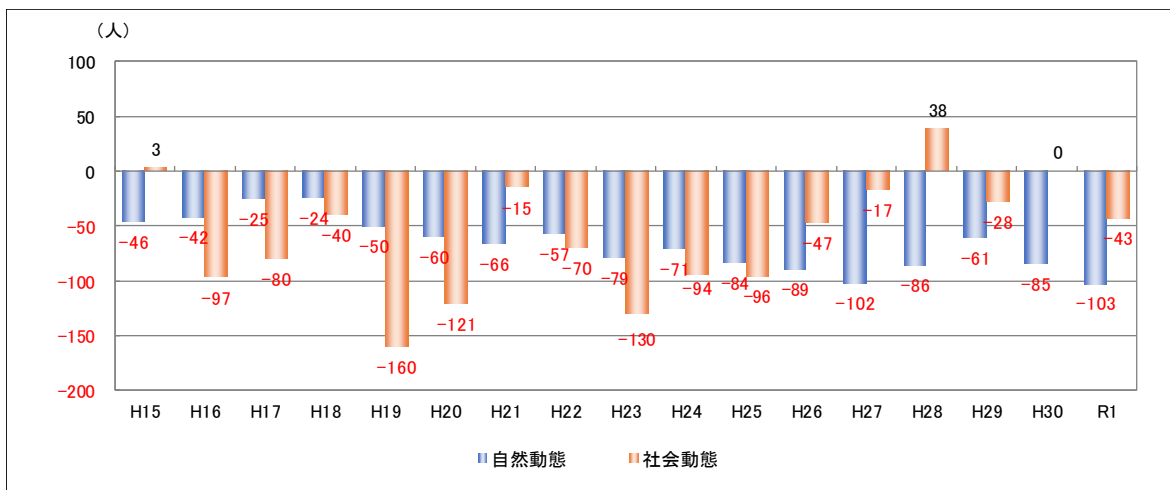
自然動態と社会動態をそれぞれみると、自然動態の減少状態に対して、社会動態は平成26年以降、転出者数の減少により減少状態が抑制されています。

■人口動態状況

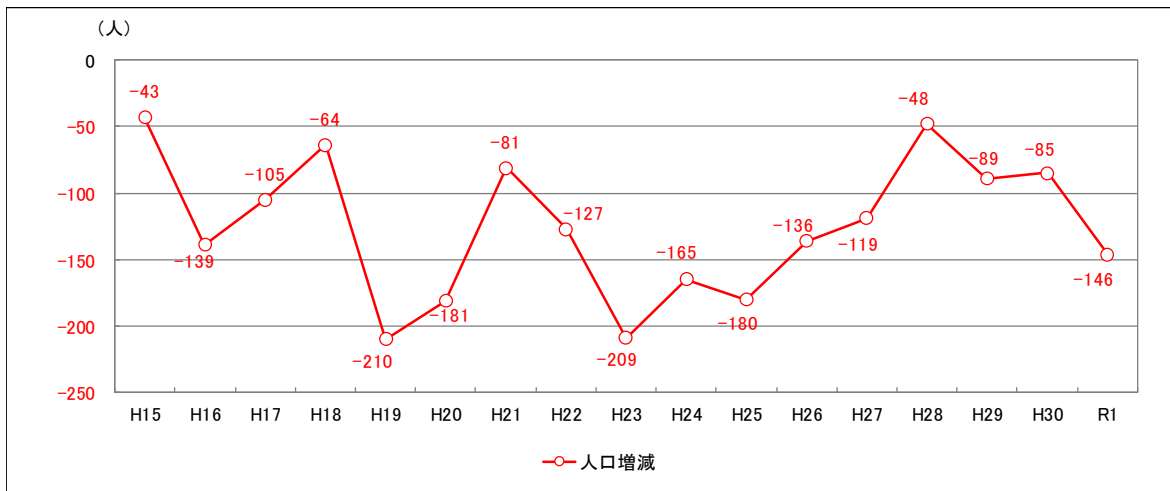
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
自然動態	出生数	87	83	98	106	90	76	78	90	78	73	75	78	84	71	77	80	71
	死亡者数	133	125	123	130	140	136	144	147	157	144	159	167	186	157	138	165	174
	増減	-46	-42	-25	-24	-50	-60	-66	-57	-79	-71	-84	-89	-102	-86	-61	-85	-103
社会動態	転入者数	464	365	381	394	329	362	360	333	321	308	306	289	304	347	313	295	306
	転出者数	461	462	461	434	489	483	375	403	451	402	402	336	321	309	341	295	349
	増減	3	-97	-80	-40	-160	-121	-15	-70	-130	-94	-96	-47	-17	38	-28	0	-43
人口増減		-43	-139	-105	-64	-210	-181	-81	-127	-209	-165	-180	-136	-119	-48	-89	-85	-146

[資料：宮崎県現住人口調査]

■人口動態の推移



■人口増減の推移



[資料：宮崎県現住人口調査]

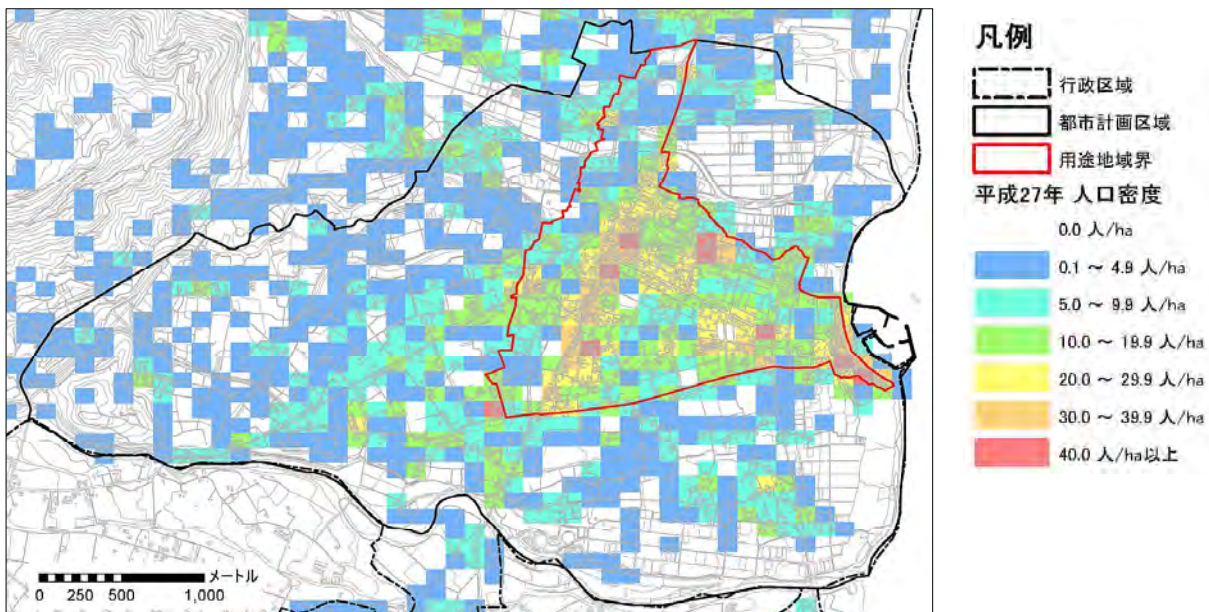
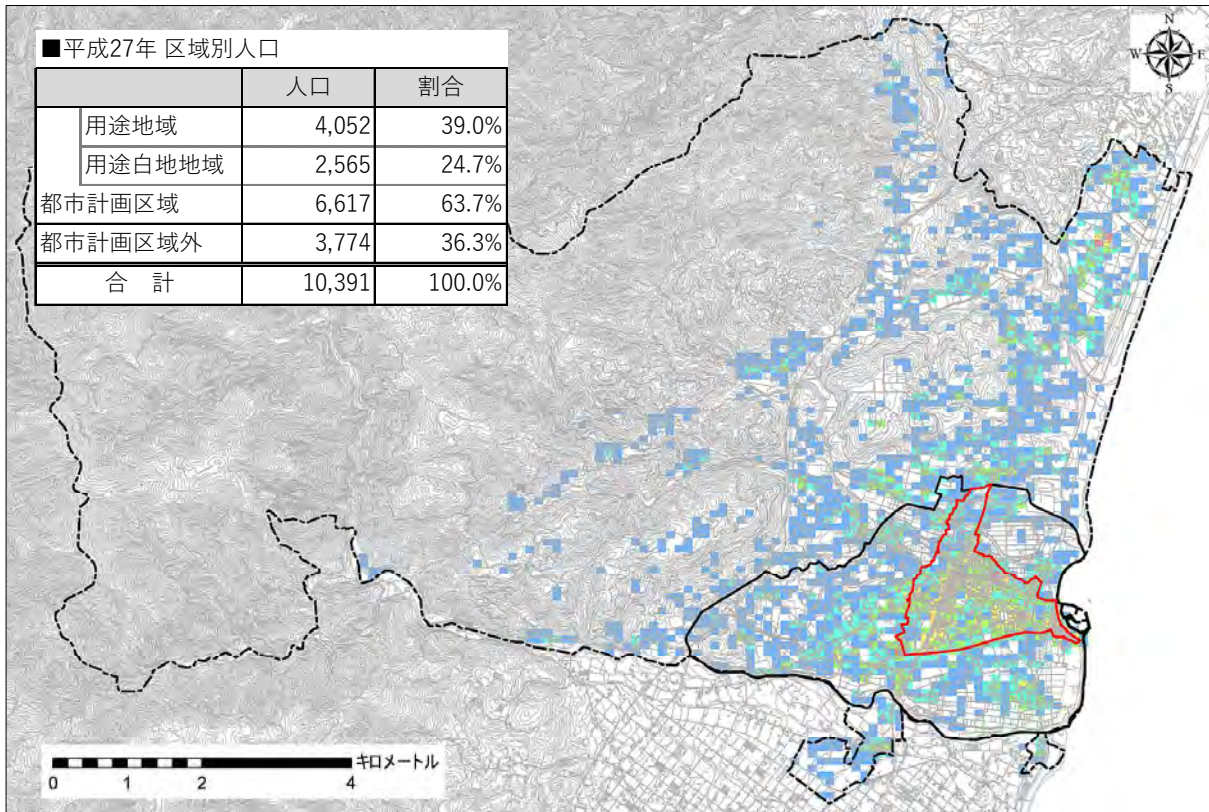
3. 人口の分布状況

- 用途地域内に約4割、都市計画区域内に約6割の人口が集中している。
- 旧国道10号沿いは沿道に人口が集中している。

町内平野部に全体的に人口が分布していますが、都市計画区域内に約6割、用途地域内に約4割の人口が集中しており、都市的土地利用の区域に人口が誘導されています。

また、本町の中心市街地の骨格道路である旧国道10号沿道に人口が集中しています。

■人口の分布図



[資料：国勢調査より作成]

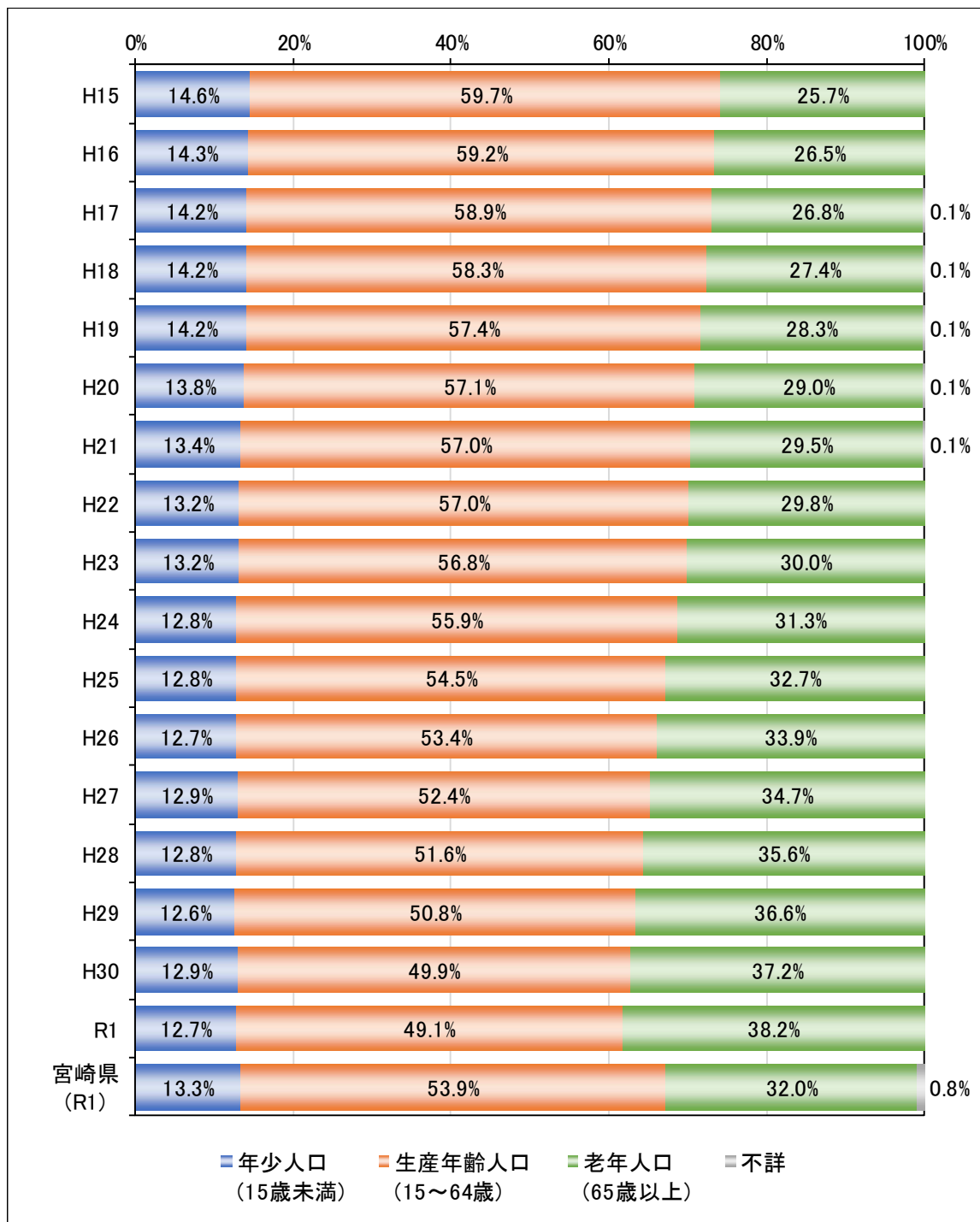
4. 年齢別人口の推移

○県平均と比べると高齢化の進行は早い。

年齢階層別の人口割合は、令和元年現在で年少人口が12.7%、生産年齢人口が49.1%、老年人口が38.2%となっています。

県平均と比べると、生産年齢人口の比率が低く、老年人口の比率が高くなっており、年々高齢化が進行しています。

■年齢別人口の推移



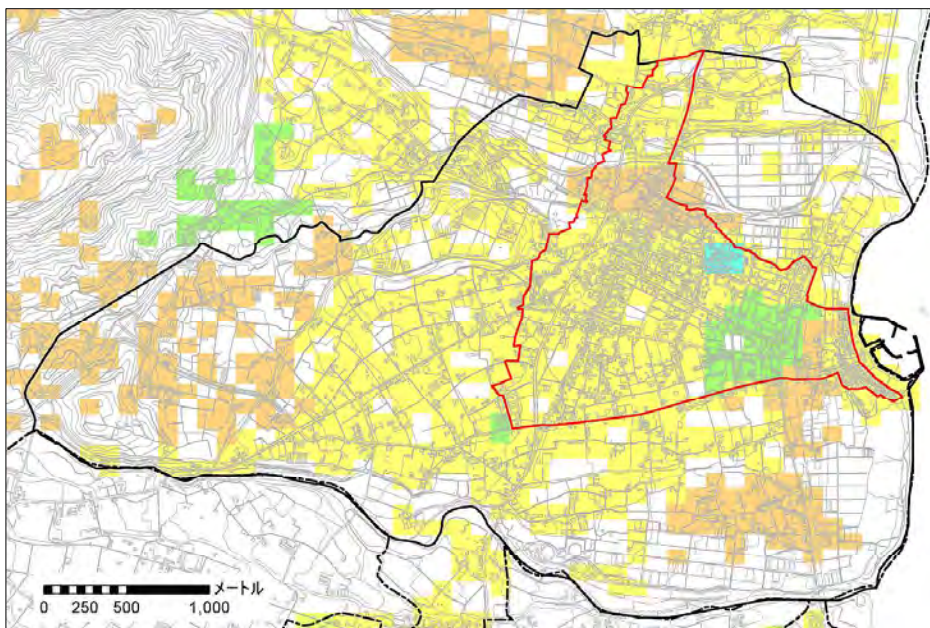
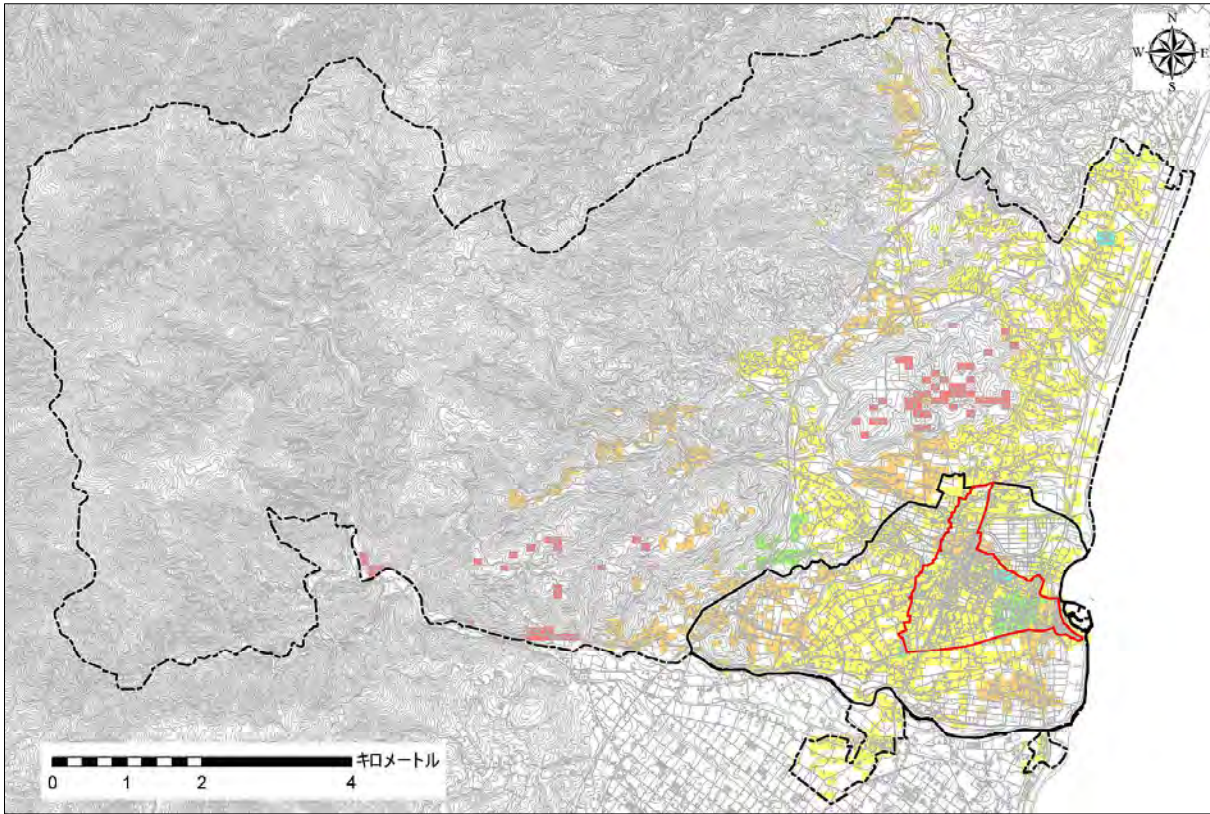
[資料：宮崎県現住人口調査]

5. 高齢人口の分布状況

- ほぼ全域で高齢化率 30%以上。
- 山間部に近い区域で高齢化率が高く、用途地域内は比較的高齢化率が低い。

町内は、ほぼ全域で高齢化率 30%以上となっています。高齢化率が高い区域は山間部に近い区域に分布している傾向にあり、用途地域内は高齢化率が低い傾向にあります。

■高齢化率



[資料：国勢調査より作成]

6. 流出・流入人口

○流出率、流入率は共に増加傾向で、どちらも川南町が最も多い。

通勤通学による流出流入率の推移をみると、共に増加傾向であり、平成27年現在で流出率が39.8%、流入率が27.8%となっています。

流出先及び流入元の市町村をみると、どちらも隣接している川南町が最も多くなっています。また、平成22年～27年の推移をみると、流出人口は減少、流入人口は増加しています。

■流出・流入人口の推移

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
常住地による就業・通学者数(人)		6,910	6,379	5,703	5,504
流出	就業・通学者数(人)	2,347	2,442	2,199	2,189
	流出率(%)	33.97	38.28	38.56	39.77
従業地による就業・通学者数(人)		5,931	5,216	4,748	4,602
流入	就業・通学者数(人)	1,368	1,279	1,214	1,281
	流入率(%)	23.07	24.52	25.57	27.84
従／常比率(%)		85.83	81.77	83.25	83.61

[資料：国勢調査]

■流出人口の推移

従業地		平成22年	平成27年	増減
1位	川南町	746	728	-18
2位	日向市	375	409	34
3位	高鍋町	386	368	-18
4位	宮崎市	330	314	-16
5位	西都市	50	80	30
6位	木城町	102	69	-33
7位	延岡市	53	55	2
7位	新富町	65	55	-10
9位	門川町	12	19	7
10位	国富町	2	11	9
その他の県内市町村		16	21	5
県外		62	60	-2

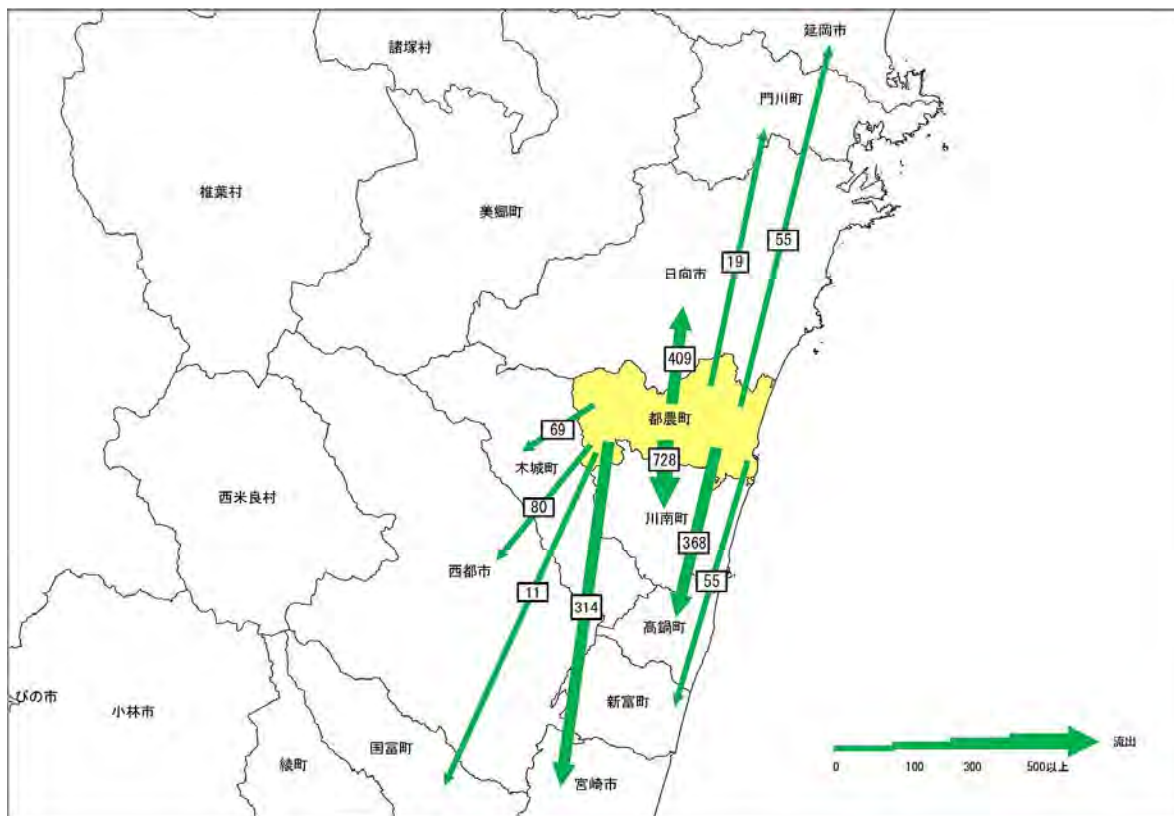
[資料：国勢調査]

■流入人口の推移

常住地		平成22年	平成27年	増減
1位	川南町	446	477	31
2位	日向市	263	281	18
3位	高鍋町	183	205	22
4位	宮崎市	125	131	6
5位	木城町	39	45	6
6位	新富町	42	38	-4
7位	西都市	37	37	0
8位	門川町	36	27	-9
9位	延岡市	31	26	-5
10位	国富町	1	4	3
その他の県内市町村		8	7	-1
県外		3	3	0

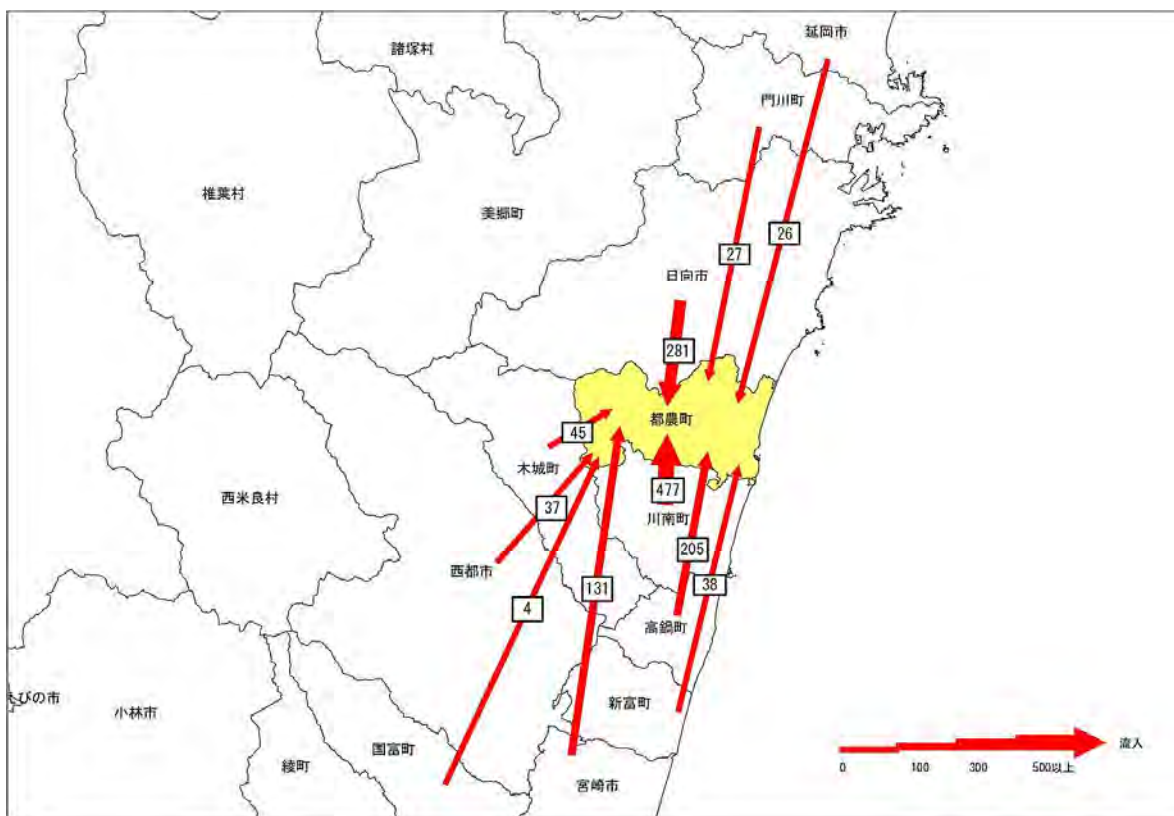
[資料：国勢調査]

■人口流出図 (H27)



[資料：国勢調査]

■人口流入図 (H27)



[資料：国勢調査]

2-4 産業指標

1. 産業別就業者数の推移

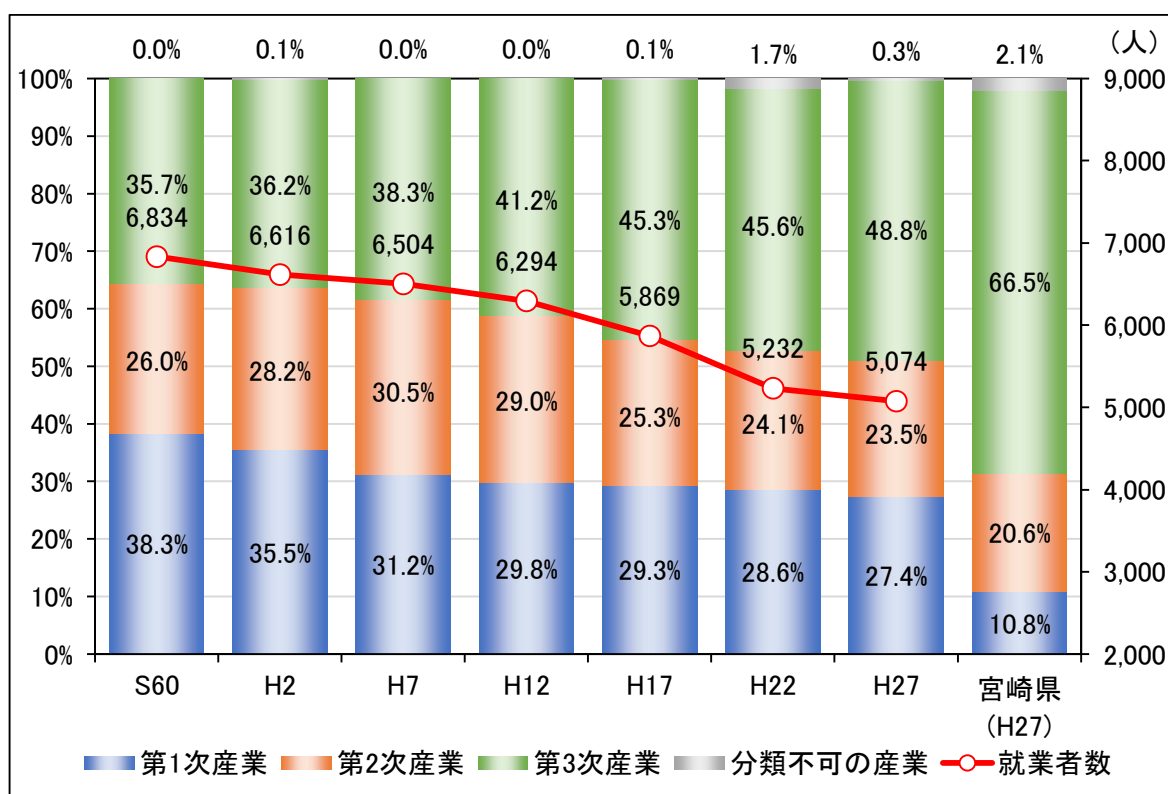
- 第1次産業、第2次産業は減少傾向、第3次産業が増加傾向。
- 平成27年の第1次産業、第2次産業の就業者の比率は、県平均を上回る。

15歳以上の就業者数は、平成27年現在5,074人であり、減少傾向で推移しています。産業別の内訳は、第1次産業が1,392人(27.4%)、第2次産業が1,194人(23.5%)、第3次産業が2,472人(48.8%)となっています。

本町は、農林漁業が盛んなまちであり、県平均と比べ第1次産業の占める比率がとて高く、農林漁業が本町の基幹産業であるといえます。

昭和60年以降の産業別就業者の推移は、第1次産業、第2次産業は減少傾向で推移し、第3次産業は増加傾向となっています。

■産業別就業者割合の推移



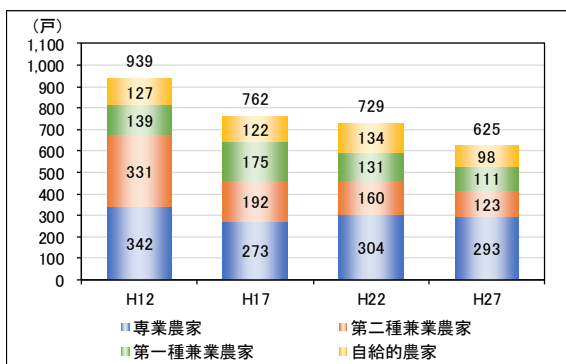
[資料：国勢調査]

2. 農業（農家数、耕地面積の推移）

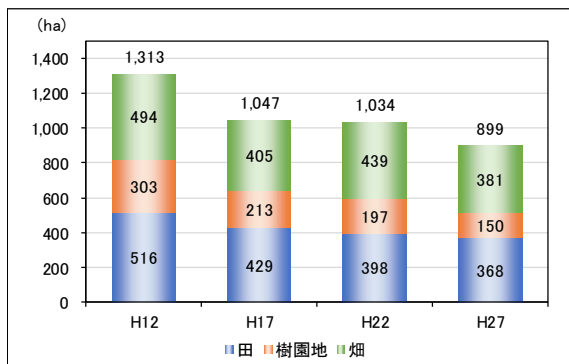
○農家数及び経営耕地面積は減少傾向。

本町の農家数は平成12年以降減少傾向にあり、平成27年現在、専業農家が293戸、第二種兼業農家が123戸、第一種兼業農家が111戸、自給的農家が98戸で合計が625戸となっています。また経営耕地面積も平成12年以降減少傾向にあり、平成27年現在、田が368ha、樹園地が150ha、畑が381haで合計が899haとなっています。

■農家数の推移



■経営耕地面積の推移



[資料：農林業センサス]

3. 工業の推移

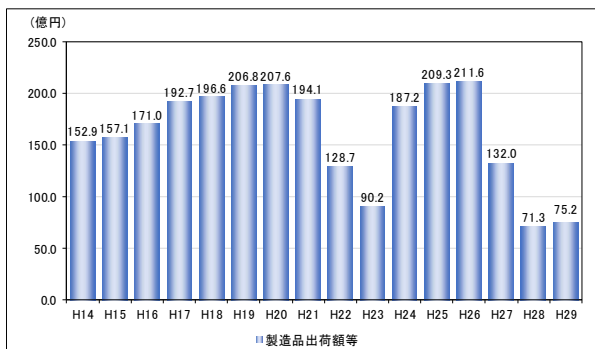
○製造品出荷額等は振れ幅が大きい。

○従業員数は平成24年以降増加傾向。

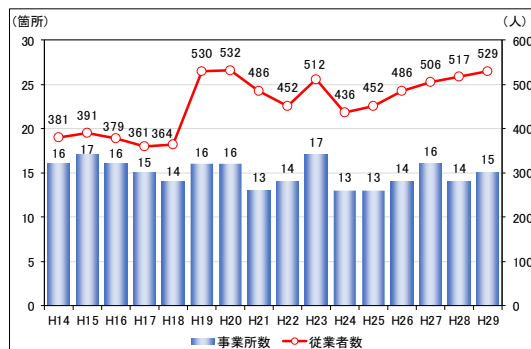
製造品出荷額等は増減を繰り返しながら平成29年現在、75.2億円と近年では平成28年の71.3億円の次に低い値となっています。

事業所数はおおむね横ばい、従業員数は製造品出荷額等同様、振れ幅が大きいですが、平成24年以降は増加傾向となっており、平成29年現在の事業所数は15箇所、従業者数は529人となっています。

■製造品出荷額等の推移



■事業所数・従業者数の推移



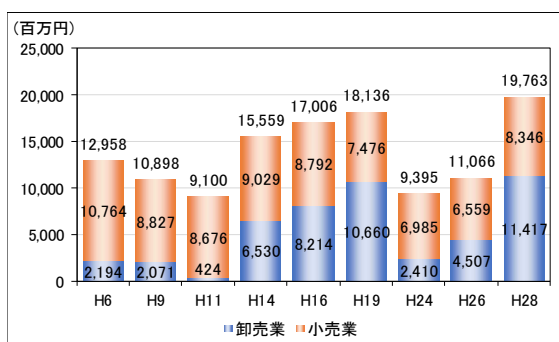
[資料：工業統計調査、経済センサス活動調査（H23, H27）]

4. 商業の推移

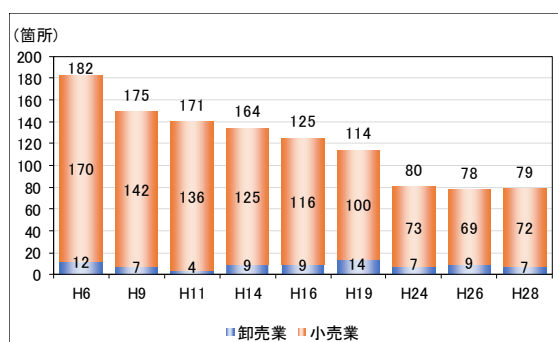
- 年間商品販売額は振れ幅が大きい。
- 事務所数及び従業者数は減少傾向。

年間商品販売額は増減を繰り返しながら平成28年現在、卸売業の年間商品販売額が11,417百万円、小売業が8,346百万円で、合計が19,763百万円と近年では最も高い値となっています。また、売り場面積は一定数を維持していますが、事業所数は平成6年以降減少傾向、従業者数も平成16年以降、増減はあるものの減少傾向にあります。

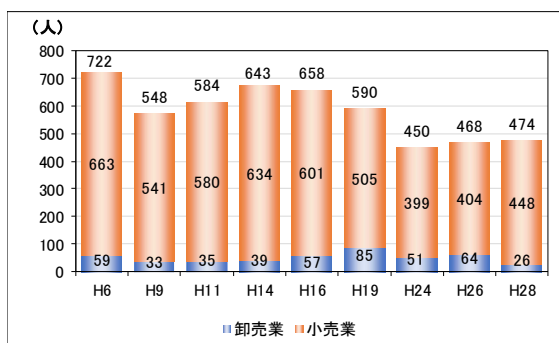
■年間商品販売額の推移



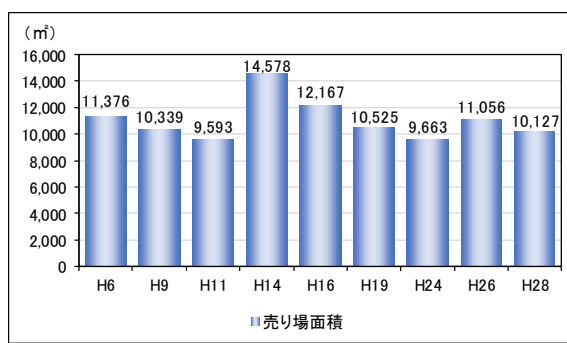
■事業所数の推移



■従業員数の推移



■売り場面積の推移



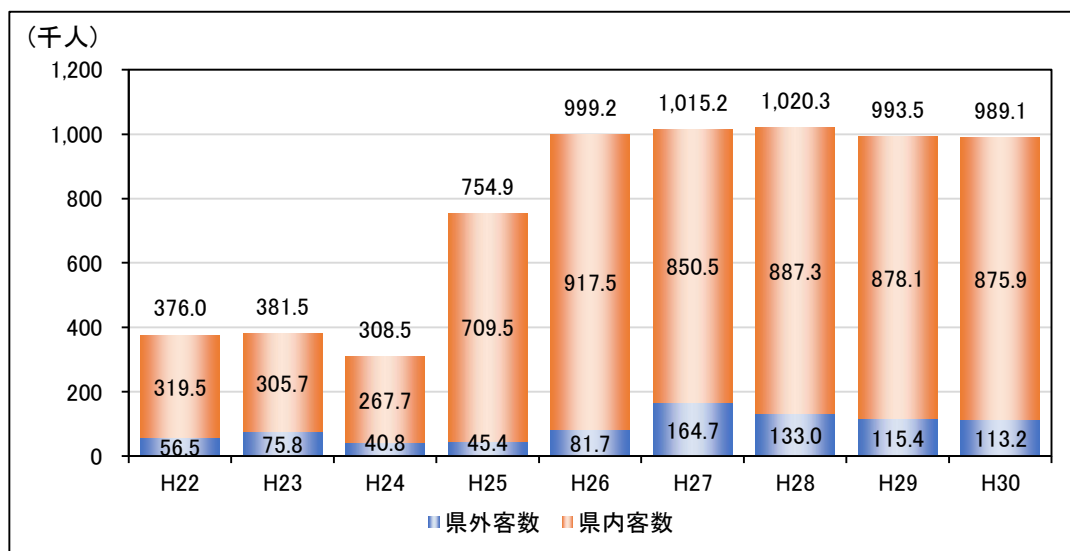
[資料：商業統計調査、経済センサス活動調査 (H24, H28)]

5. 観光（観光客の推移）

○県外客、県内客共に増加傾向。

観光客は、平成 30 年現在、県外客が 113,223 人、県内客が 875,866 人で、合計が 989,089 人となっており、平成 22 年と比較すると約 2.6 倍の増加となっています。特に平成 24 年から平成 25 年で大幅に増加していますが、平成 25 年 7 月にオープンした「道の駅つの」により、飛躍的に増加したと考えられます。

■観光客の推移



[資料：宮崎県観光入込客統計調査結果]

2-5 土地利用

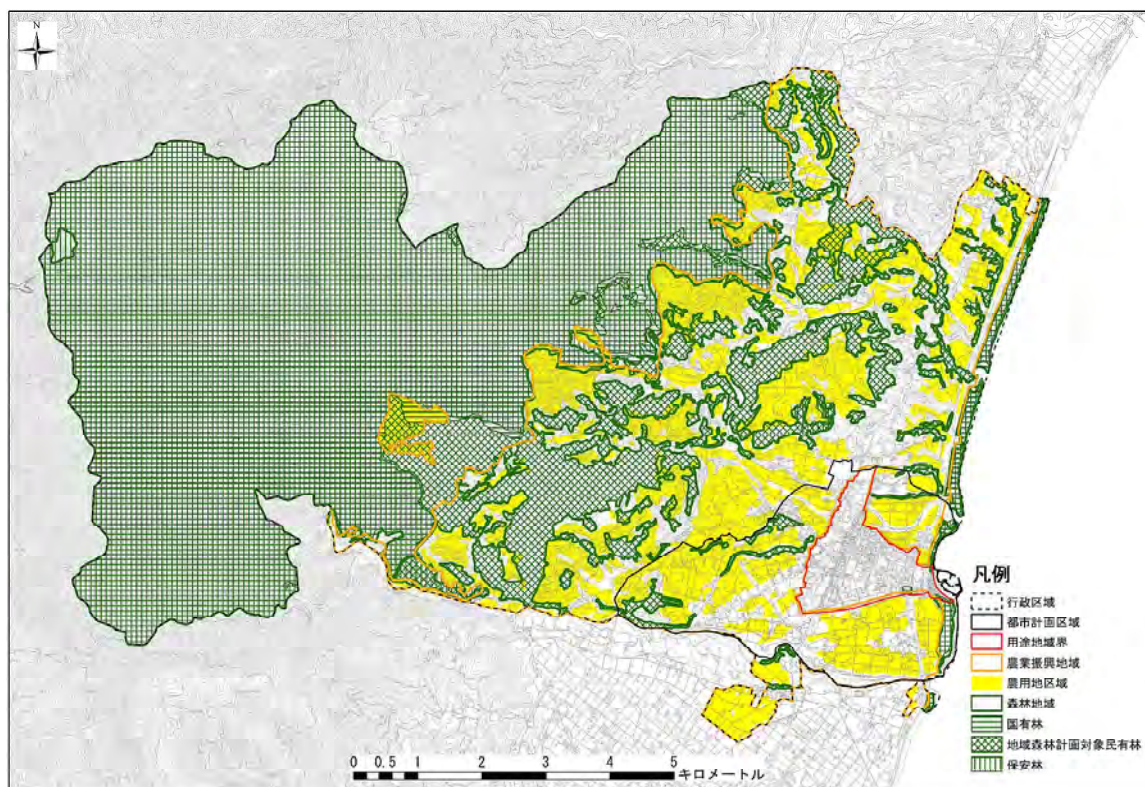
1. 法規制状況

- 都市計画区域の面積は1,148ha、用途地域の面積は254ha。
 ○用途地域は駅前通り沿い及び旧国道10号沿道の近隣商業を中心に指定。
 ○用途地域面積は商業系及び工業系が各1割、住宅系が8割。

地域・地区	最終年月日	面積 (ha)
都市計画区域	平成12年3月31日	1,148
用途地域	平成7年12月12日	254
農用地区域	令和元年11月下旬	1,470
国有林	—	4,920
地域森林計画対象民有林	—	1,389
保安林	平成19年3月29日	12

[資料：宮崎県の都市計画（資料編）2019、庁内資料]

■法規制状況図



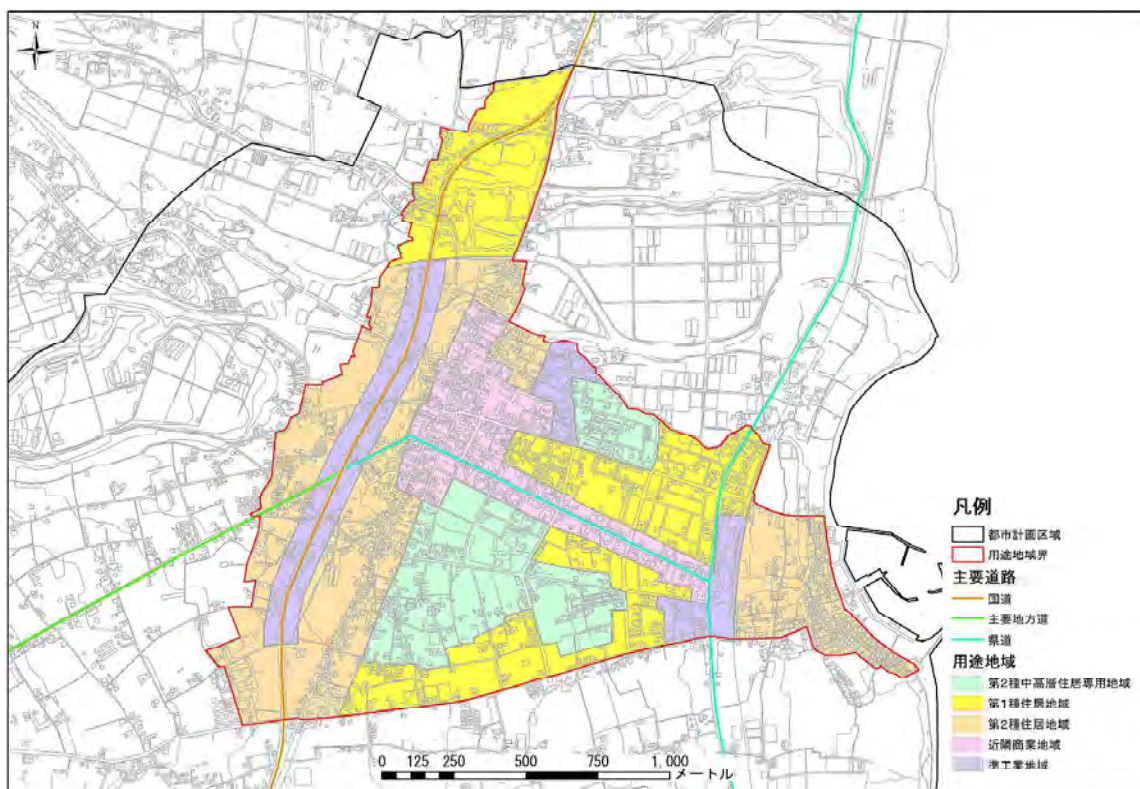
[資料：都市計画基礎調査（平成30年）、国土数値情報]

■用途地域指定状況

用途地域	面積	
	ha	%
第二種中高層住居専用地域	41.0	16.2
第一種住居地域	75.0	29.5
第二種住居地域	81.0	31.9
近隣商業地域	31.0	12.2
準工業地域	26.0	10.2
計	254.0	100.0

[資料：宮崎県の都市計画（資料編）2019]

■用途地域現況図



[資料：都市計画基礎調査（平成30年）]

2. 土地利用現況

○都市計画区域内の土地利用は自然的土地利用が67.0%、都市的土地利用が33.0%。
○用途地域指定区域の土地利用について、都市的土地利用が68.8%である一方、自然的土地利用が31.2%を占めている。

本町の都市計画区域内の土地利用比率は、自然的土地利用が67.0%、都市的土地利用が33.0%と、自然的土地利用が約7割を占めています。また、個別で見ると、畑が37.4%と最も多く、次いで田の14.4%、住宅用地の13.2%、道路用地の8.3%、山林の7.5%となります。

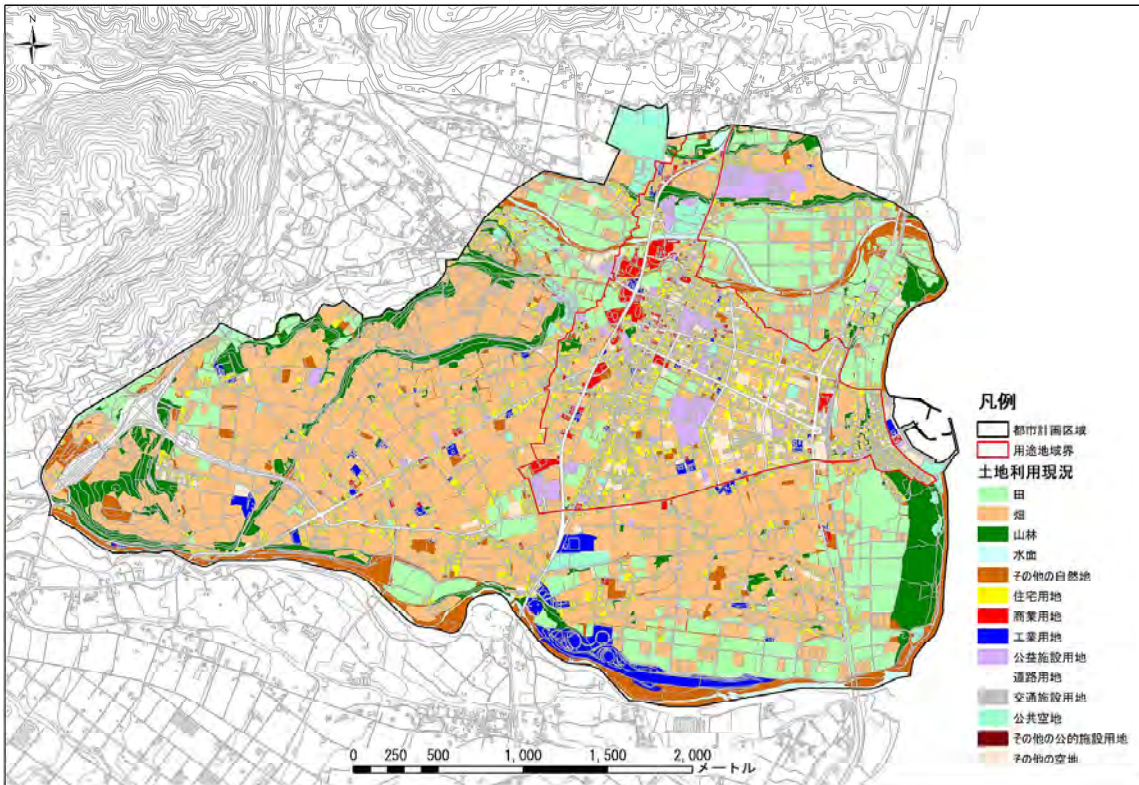
区域別にみると、用途地域指定区域では、住宅用地が31.2%と最も高いですが、畑の21.0%をはじめ計31.2%の自然的土地利用が含まれています。一方、用途地域指定外区域は、畑が42.0%、田が17.1%、山林が9.0%を占めており、都市的土地利用は道路用地等も含め22.9%にとどまっています。

■土地利用別面積集計表

土地利用区分			都市計画区域		うち用途地域指定区域		うち用途地域指定外区域	
			面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
自然的 土地 利用	農地	田	165.8	14.4	12.6	5.0	153.2	17.1
		畑	428.5	37.4	53.4	21.0	375.1	42.0
		計	594.3	51.8	66.0	26.0	528.3	59.1
	山林		86.2	7.5	5.3	2.1	80.9	9.0
	水面		17.4	1.5	2.5	1.0	14.9	1.7
	その他の自然地		70.7	6.2	5.4	2.1	65.3	7.3
	小計		768.6	67.0	79.2	31.2	689.4	77.1
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	151.6	13.2	79.5	31.2	72.1	8.0
		商業用地	17.6	1.5	15.2	6.0	2.4	0.3
		工業用地	27.2	2.4	3.2	1.3	24.0	2.7
		計	196.4	17.1	97.9	38.5	98.5	11.0
	公共・公益用地		54.2	4.7	23.6	9.3	30.6	3.4
	道路用地		95.5	8.3	34.0	13.4	61.5	6.9
	交通施設用地		6.2	0.5	1.6	0.6	4.6	0.5
	その他の公共施設用地		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の空地		27.1	2.4	17.7	7.0	9.4	1.1	
小計		379.4	33.0	174.8	68.8	204.6	22.9	
合計		1148.0	100.0	254.0	100.0	894.0	100.0	

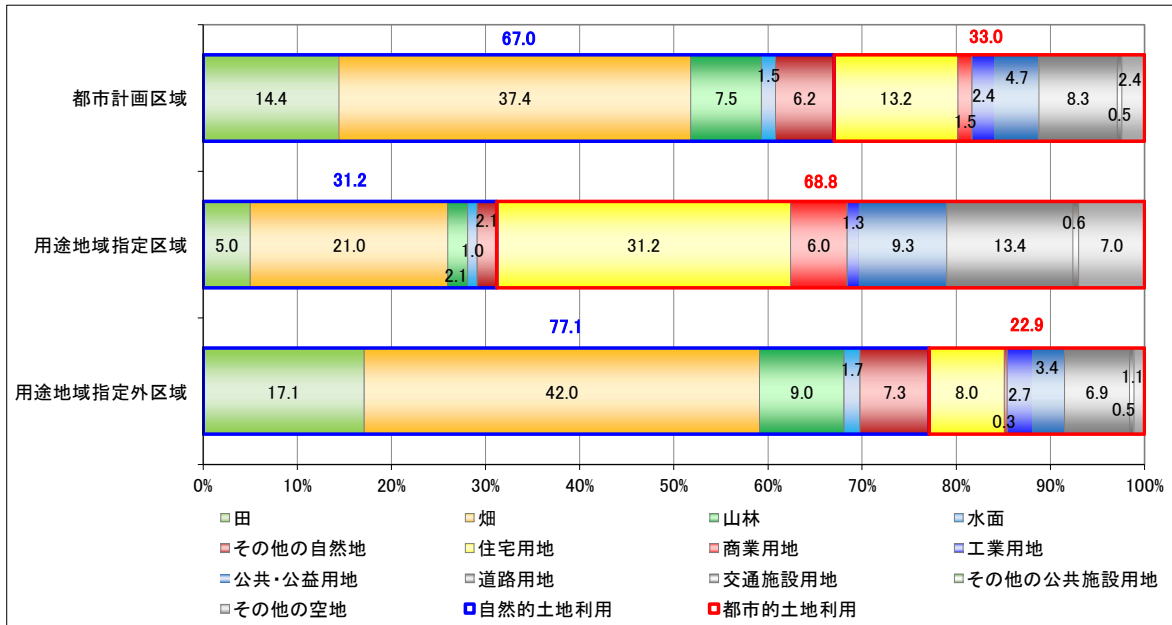
[資料：都市計画基礎調査（平成30年）]

■土地利用現況図



[資料：都市計画基礎調査（平成30年）]

■土地利用別面積の割合



[資料：都市計画基礎調査（平成30年）]

3. 市街地整備

○都農第一土地区画整理事業及び中部土地区画整理事業は施行済みである。

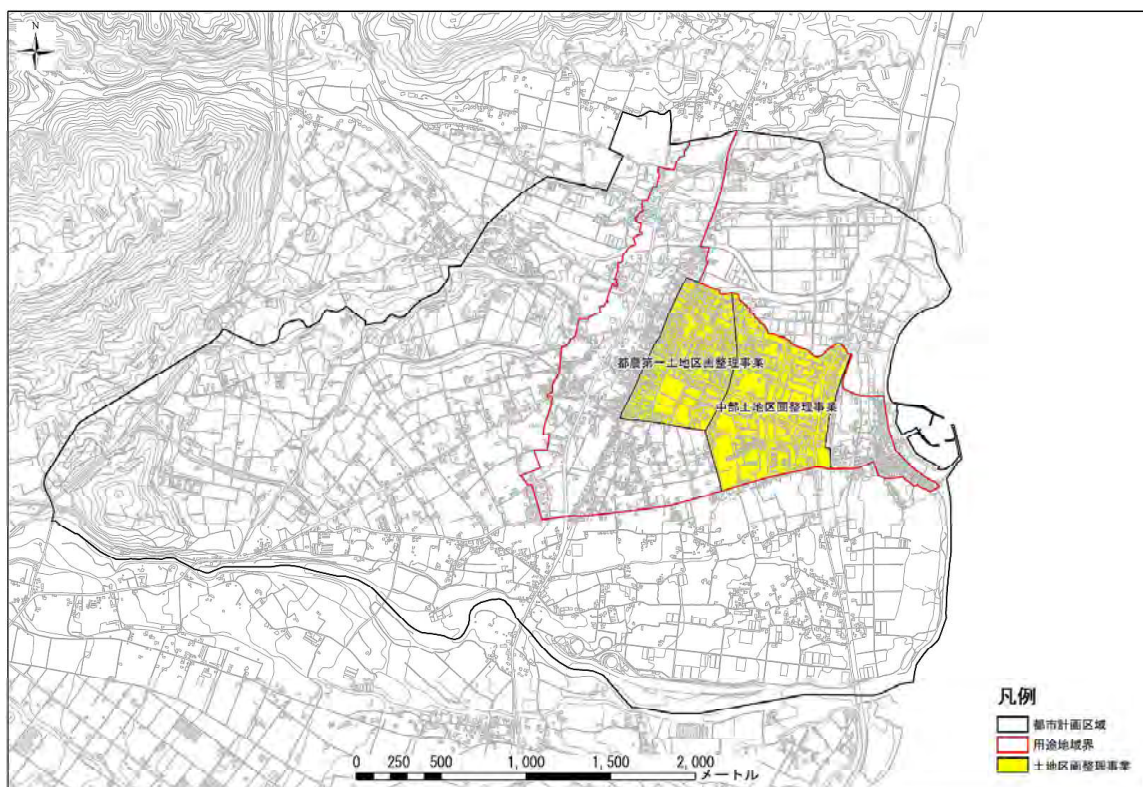
■市街地開発事業

地区名	都市計画決定年月日	施行面積 (ha)
都農第一土地区画整理事業	昭和17年11月20日	44.0
中部土地区画整理事業	昭和59年9月25日	56.3

※都農第一土地区画整理事業の都市計画決定年月日欄には事業計画決定等年月日を記入している。

[資料：宮崎県の都市計画（資料編）2019]

■市街地整備状況図



[資料：庁内資料]

4. 新築

○新築着工件数は年間約 30 件で約 7 割が用途地域指定区域で行われている。

都市計画基礎調査によると、新築着工は平成 23 年から平成 27 年までの間で 137 件実施されています。件数の推移をみると、平成 24 年の 31 件がピークとなっています。

区域別では、用途地域指定区域が 99 件、用途地域指定外区域が 38 件となっており、用途地域指定外区域においても一定の新築着工がみられます。用途の内訳をみると、用途地域指定区域では住宅系が 8 割を占めており、用途地域指定外区域でも住宅系が 8 割を超えています。

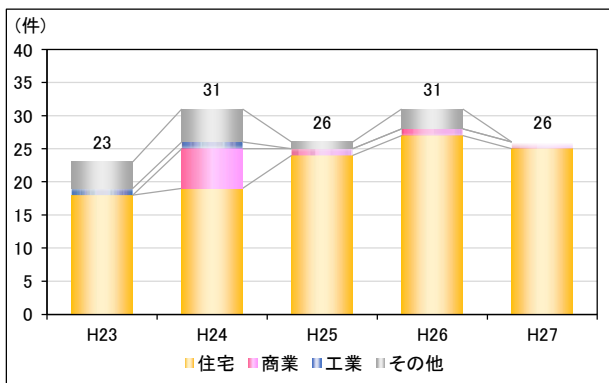
都市計画区域外も含めた新築着工件数の資料によると、平成 27 年～令和元年の 5 年間で 178 件の新築があり、そのうち都市計画区域内の建物が 125 件、都市計画区域外の建物が 53 件と都市計画区域内での建築の割合が多い状況です。

■新築着工状況

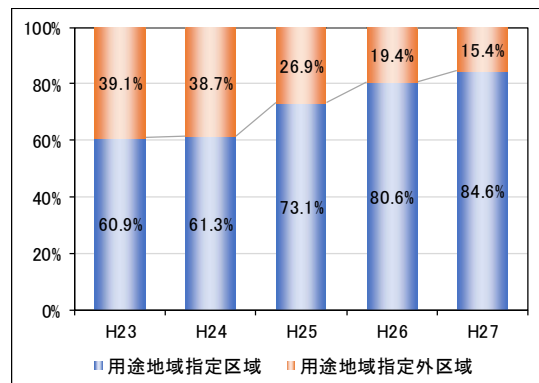
		用途地域指定区域					用途地域指定外区域					合計
		住宅	商業	工業	その他	合計	住宅	商業	工業	その他	合計	
H23	件数	10	0	1	3	14	8	0	0	1	9	23
	割合	71.5	0.0	7.1	21.4	100.0	88.9	0.0	0.0	11.1	100.0	
H24	件数	10	6	0	3	19	9	0	1	2	12	31
	割合	52.6	31.6	0.0	15.8	100.0	75.0	0.0	8.3	16.7	100.0	
H25	件数	17	1	0	1	19	7	0	0	0	7	26
	割合	89.4	5.3	0.0	5.3	100	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
H26	件数	22	1	0	2	25	5	0	0	1	6	31
	割合	88.0	4.0	0.0	8.0	100	83.3	0.0	0.0	16.7	100.0	
H27	件数	21	1	0	0	22	4	0	0	0	4	26
	割合	95.5	4.5	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
合計	件数	80	9	1	9	99	33	0	1	4	38	137
	割合	80.8	9.1	1.0	9.1	100.0	86.9	0.0	2.6	10.5	100.0	

[資料：都市計画基礎調査（平成 30 年）]

■新築着工件数の推移

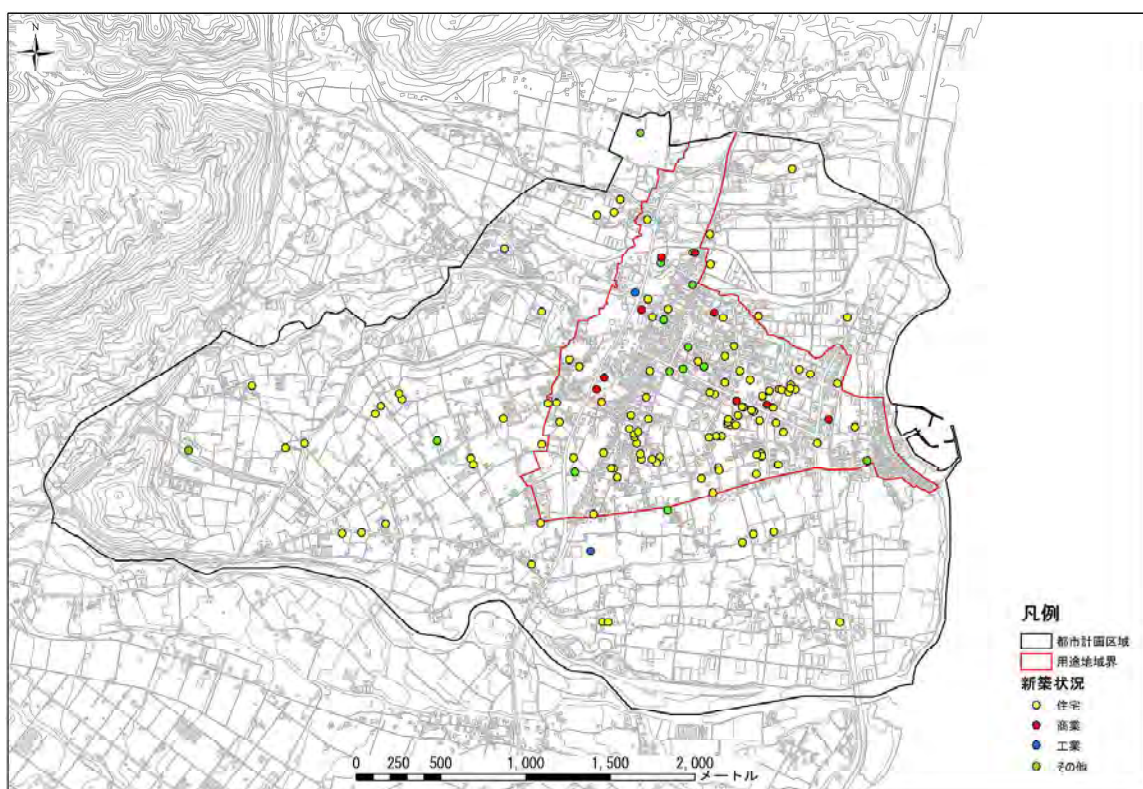


■区域別新築着工件数割合



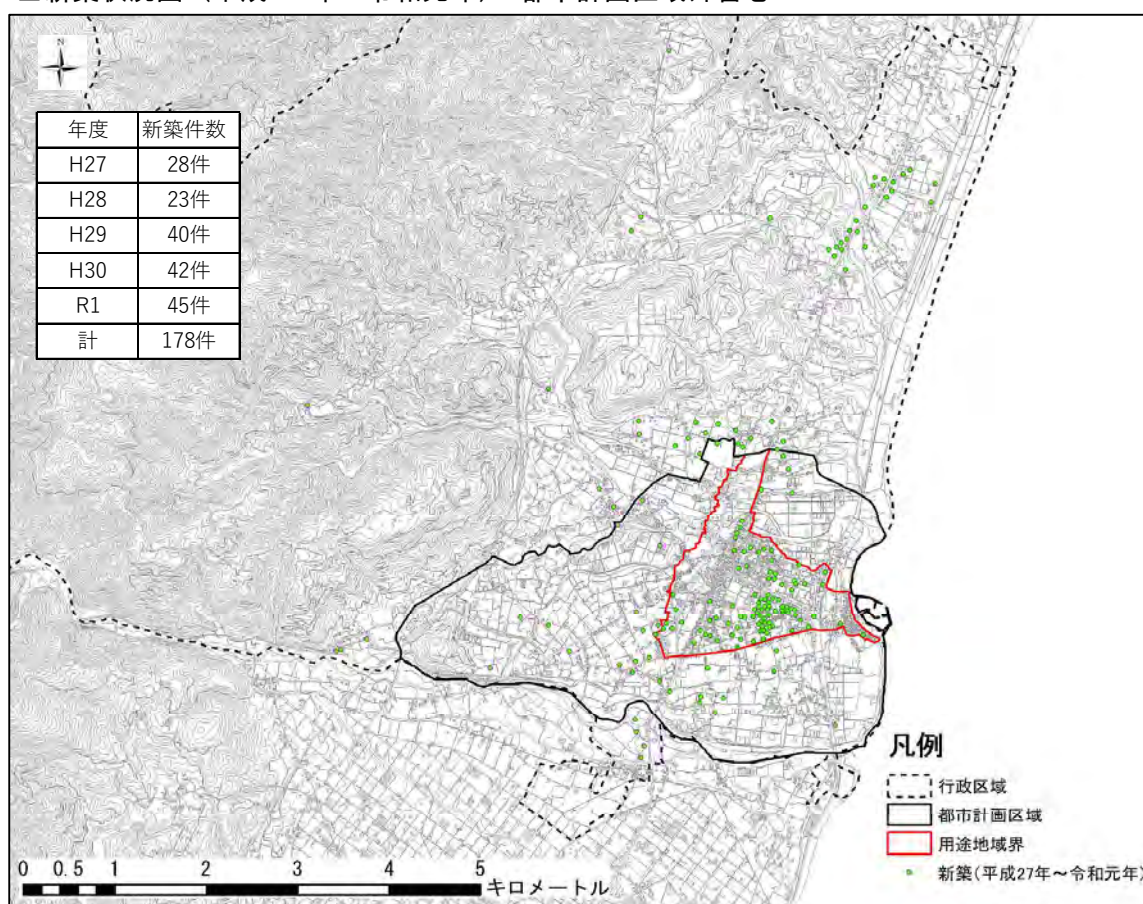
[資料：都市計画基礎調査（平成 30 年）]

■新築状況図（平成23年～平成27年）



[資料：都市計画基礎調査（平成30年）]

■新築状況図（平成27年～令和元年）・都市計画区域外含む



[資料：庁内資料]

5. 農地転用

○平成 18 年から平成 27 年までに、179 件、123,677 m²の農地転用が進行。

農地転用の状況は、平成 18 年から平成 27 年までの間で 179 件 123,677 m²の転用が進んでいます。また、件数、面積共に用途地域指定区域での転用が多くなっています。

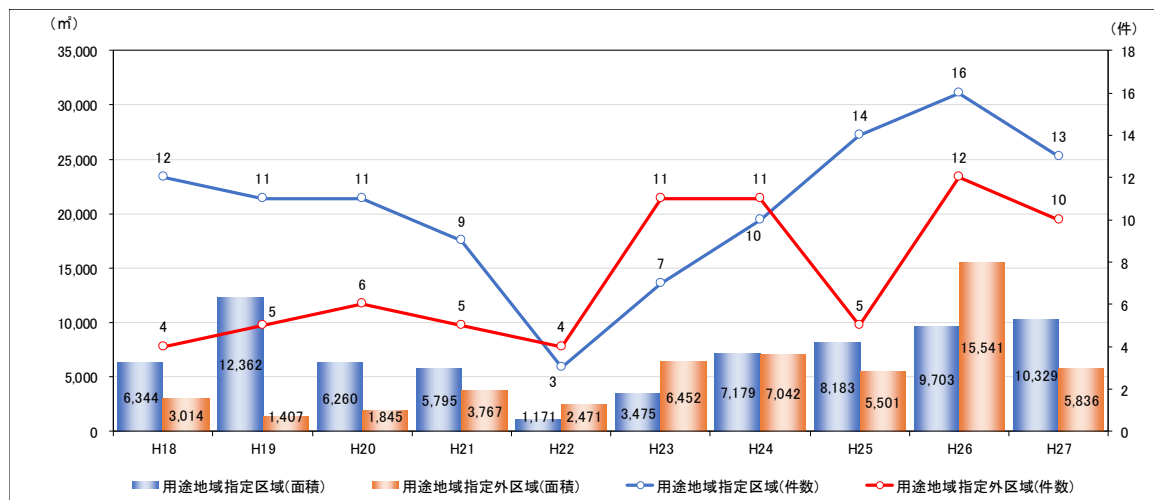
転用件数、転用面積の推移をみると、用途地域指定区域では平成 22 年まで減少傾向にあったものの、平成 23 年は、増加傾向に転じています。また、用途地域指定外区域においても、増加傾向で推移しています。

■農地転用状況（平成 18 年～平成 27 年）

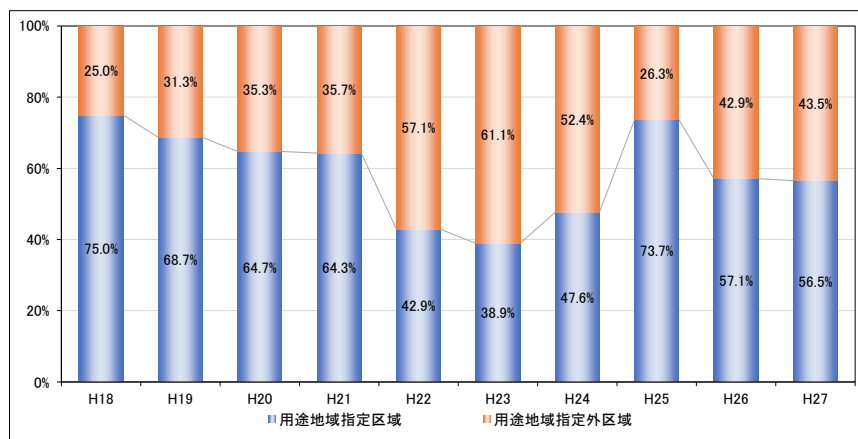
区域	住宅用地		工業用地		公共用地		その他		合計	
	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)
用途地域指定区域	81	41,999	0	0	3	3,472	22	25,331	106	70,801
用途地域指定外区域	32	14,728	1	495	9	11,307	31	26,346	73	52,876
合計	113	56,727	1	495	12	14,779	53	51,677	179	123,677

[資料：都市計画基礎調査（平成 30 年）]

■農地転用の推移

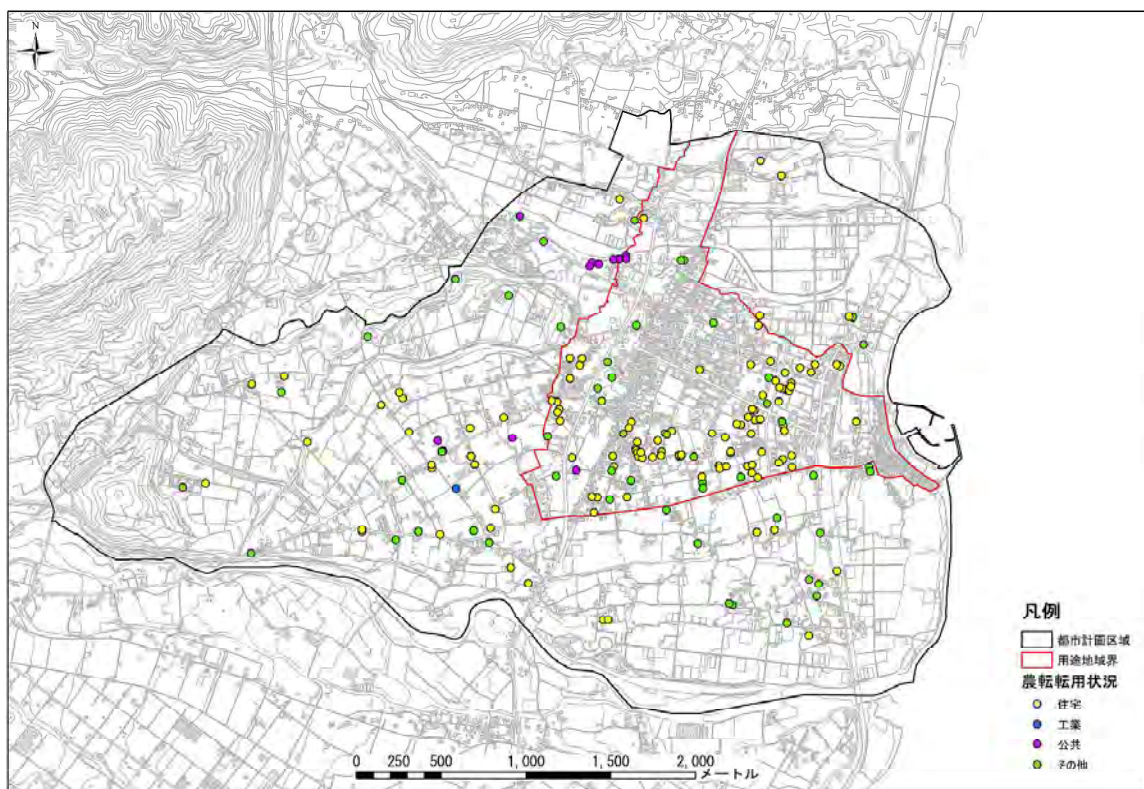


■区域別農地転用件数割合



[資料：都市計画基礎調査（平成 30 年）]

■農地転用状況図（平成18年～平成27年）



[資料：都市計画基礎調査（平成30年）]

2-6 都市施設

1. 都市計画道路

○12 路線の都市計画道路のうち 4 路線が整備済み。

都市計画道路は、12 路線（総延長 26.55km）が計画決定されており、うち 4 路線が整備済みとなっています。

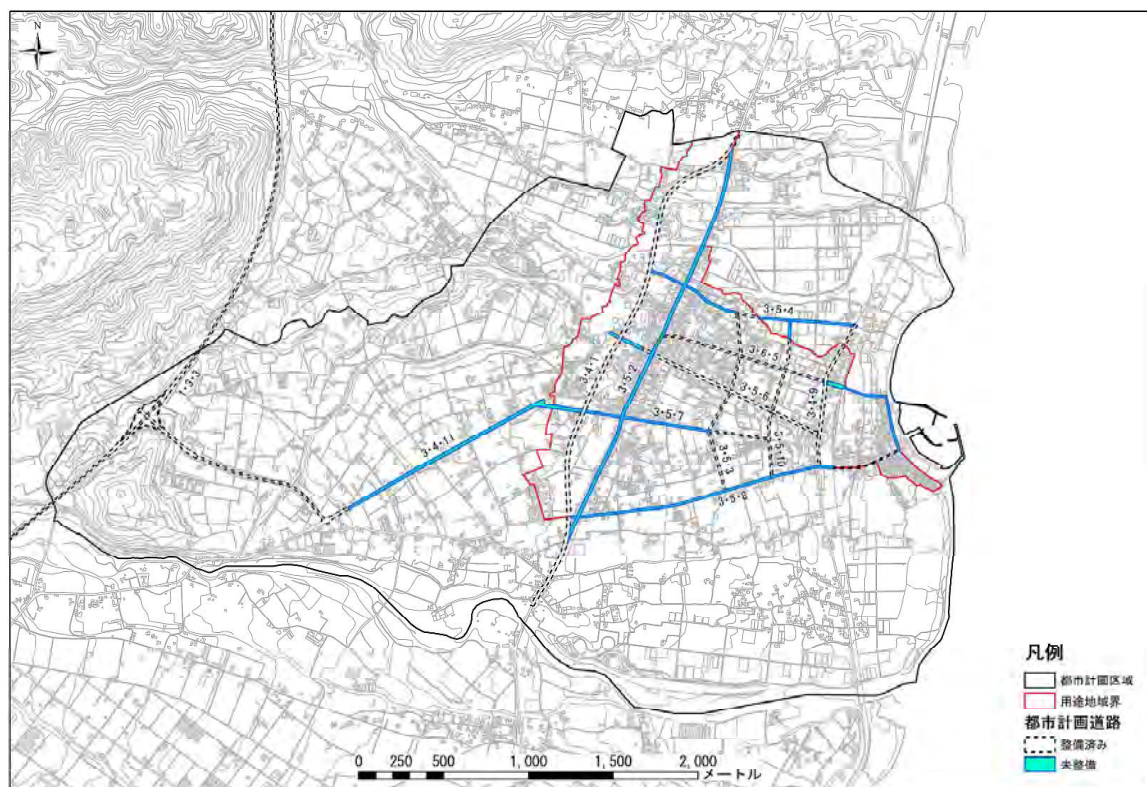
都市計画道路の都市計画決定は昭和 30 年代～40 年代が多く、決定から相当な時間が経過しています。そのため、令和元年度より、現在の本町の状況を勘案した都市計画決定の見直し作業が進められています。

■都市計画道路の整備状況

路線名	幅員	整備状況 (m)		
		計画	整備済	未整備
1・3・3 延岡西都線	24	7,950	7,950	0
3・4・1 坂之上松原線	20	3,250	3,250	0
3・4・9 駅前通線	16	890	890	0
3・4・11 都農インター線	16	2,630	1,100	1,530
3・5・2 坂之上名貫線	15	2,450	0	2,450
3・5・3 山下新別府線	12	1,060	1,060	0
3・5・4 上町通線	12	1,260	155	1,105
3・5・6 福原尾道籠線	15	1,380	1,160	220
3・5・7 新町通線	12	1,100	360	740
3・5・8 松原福原尾線	12	1,980	420	1,560
3・5・10 中央通線	12	910	820	90
3・6・5 湯之本福原尾線	11	1,690	1,000	690
計	—	26,550	18,165	8,385

[資料：庁内資料]

■都市計画道路の整備状況図



[資料：都農町都市計画図及び庁内資料]

2. 都市計画公園

○すべての都市計画公園が供用済み（藤見公園は一部未供用）。

都市計画公園は、5箇所（総面積 19.14ha）が計画決定されており、藤見公園の整備率が71.9%ではありますが、すべての都市計画公園が供用済み（藤見公園は一部未供用）となっています。

■都市計画公園の整備状況

名称	面積 (ha)	供用 (ha)	整備率 (%)	備考
2・2・1 中町児童公園	0.15	0.15	100.0%	街区公園
2・2・2 新町児童公園	0.16	0.16	100.0%	街区公園
2・2・3 中央児童公園	0.23	0.23	100.0%	街区公園
3・3・1 一ノ宮公園	3.30	3.30	100.0%	近隣公園
5・5・1 藤見公園	15.30	11.00	71.9%	総合公園
計	19.14	14.84	77.5%	

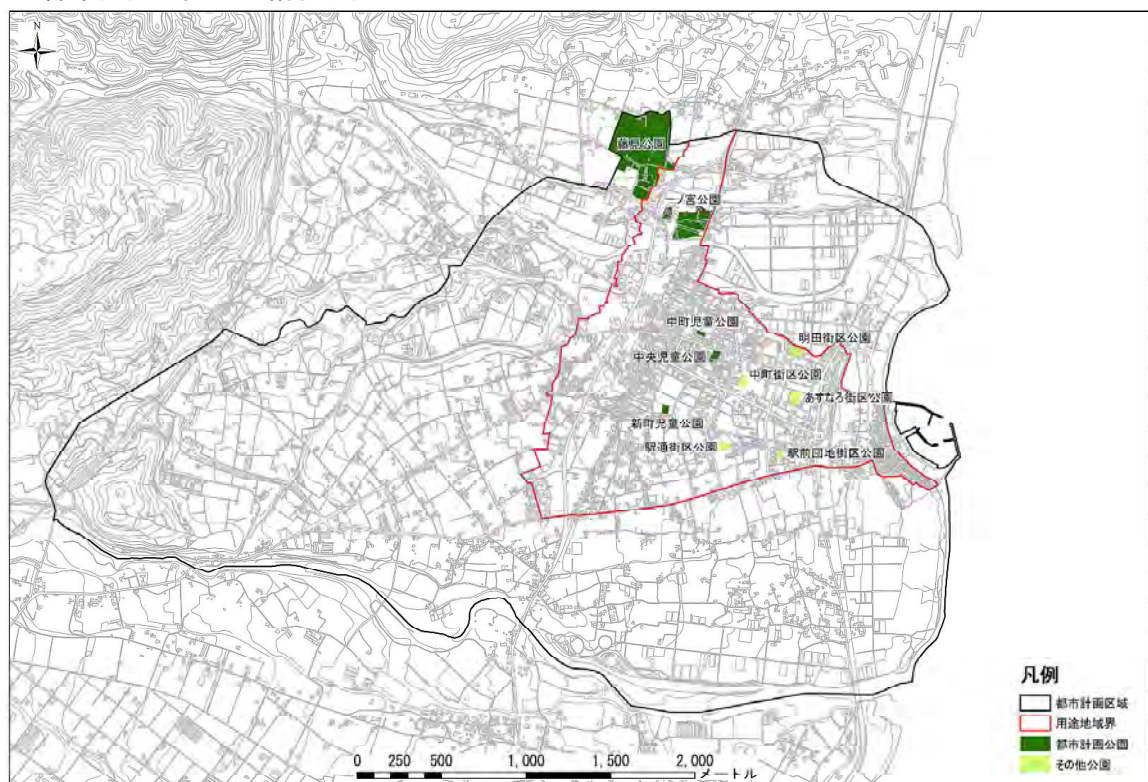
[資料：宮崎県の都市計画（資料編）2019]

■公園（区画整理）の整備状況

名称	面積 (ha)	供用 (ha)	整備率 (%)	備考
明田街区公園	0.50	0.50	100.0%	1号公園
あすなろ街区公園	0.50	0.50	100.0%	2号公園
駅前団地街区公園	0.23	0.23	100.0%	3号公園
駅通街区公園	0.23	0.23	100.0%	4号公園
中町街区公園	0.23	0.23	100.0%	5号公園
計	1.69	1.69	100.0%	

[資料：庁内資料]

■都市計画公園の整備状況図



[資料：都市計画基礎調査（平成30年）及び庁内資料]

3. 下水道

○すべての都市下水路が供用済み。

本町に公共下水道の計画はなく、雨水排除を目的とした都市下水路が2箇所（総延長3.74km）が計画決定されており、すべての都市下水路が整備済みとなっています。

また、平成30年現在の合併処理浄化槽の普及率は50.7%となっています。

■都市下水路の整備状況

名称	延長 (m)	供用 (m)	整備率 (%)
湯ノ本都市下水路	1,340	1,340	100.0%
駅前都市下水路	2,400	2,400	100.0%
計	3,740	3,740	100.0%

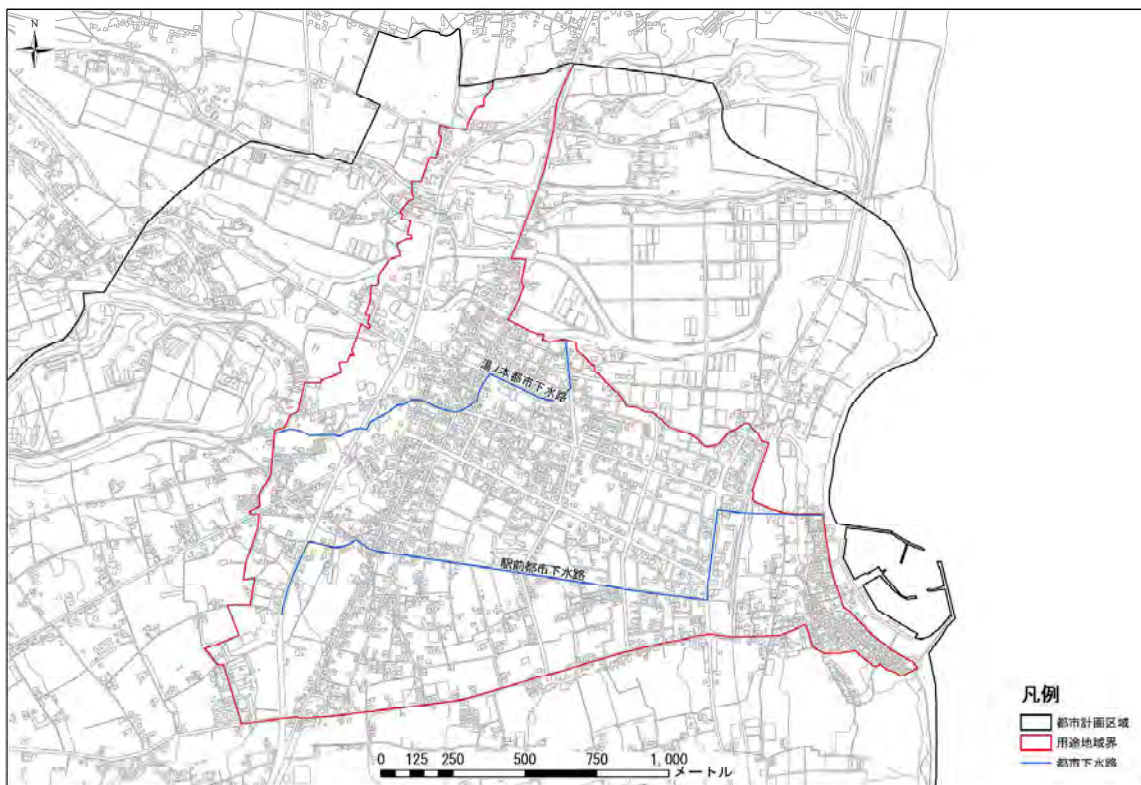
[資料：宮崎県の都市計画（資料編）2019]

■合併処理浄化槽の普及状況（H30）

	人口 (人)	普及率 (%)	設置基数 (基)	備考
合併処理浄化槽	5,362	50.7%	1,383	内訳（補助：1,289基、その他：27基、民間：67基）
単独処理浄化槽	3,014	28.5%	1,354	
汲取り槽	2,202	20.8%	1,407	
計	10,578	100.0%	4,144	

[資料：庁内資料]

■都市下水路の整備状況図



[資料：都農町都市計画図]

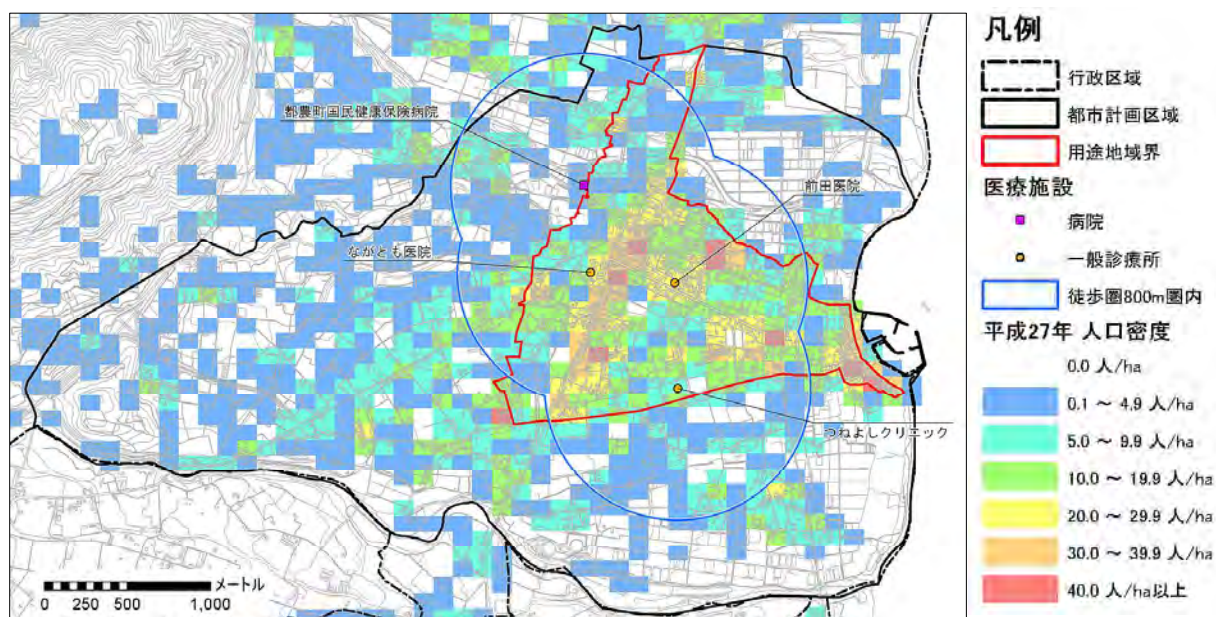
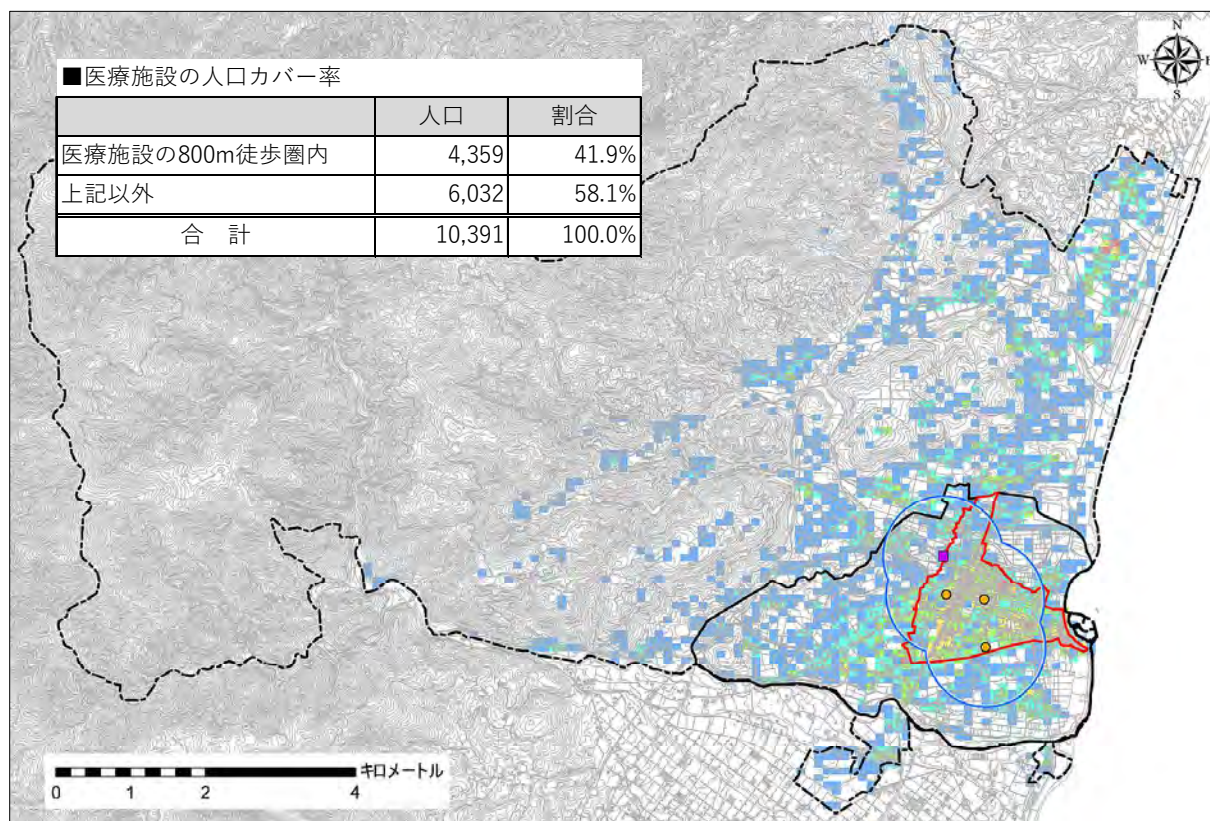
2-7 生活サービス施設

1. 医療施設

○医療施設の人口カバー率は約42%。

医療施設は本町に4軒立地しており、主に用途地域の周辺に分布しています。徒歩圏を800mとしたときの本町の医療施設の人口カバー率は約42%となっています。

■医療施設の徒歩圏カバー人口率



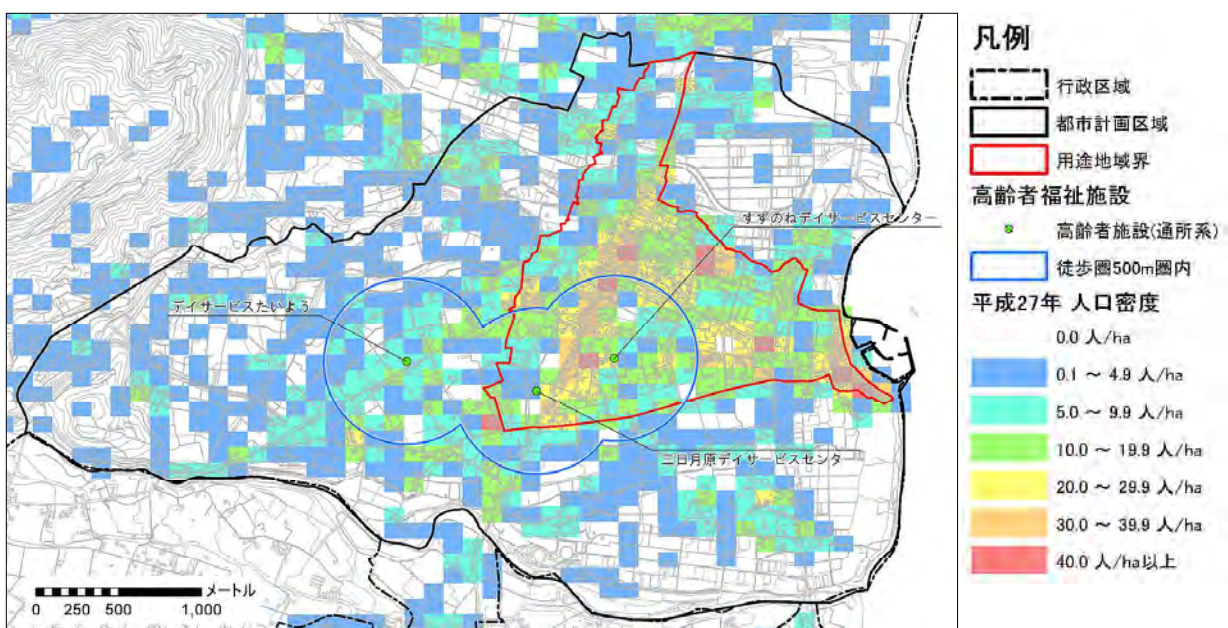
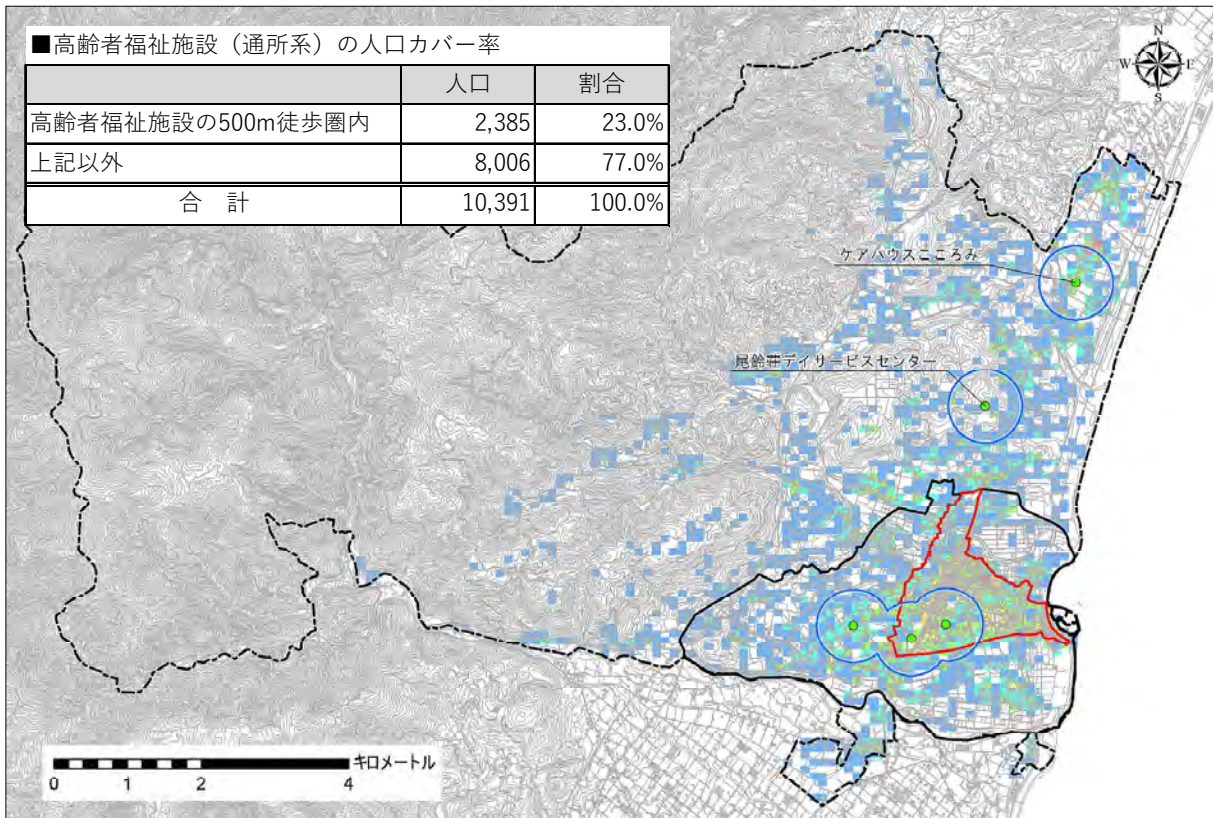
[資料：地域医療情報システム]

2. 高齢者福祉施設

○高齢者福祉施設（通所系）の人口カバー率は約23%。

高齢者福祉施設（通所系）は、本町に5軒立地しています。高齢者の徒歩圏を500mとしたときの本町の医療施設の人口カバー率は約23%となっています。

■高齢者福祉施設の徒歩圏人口カバー率



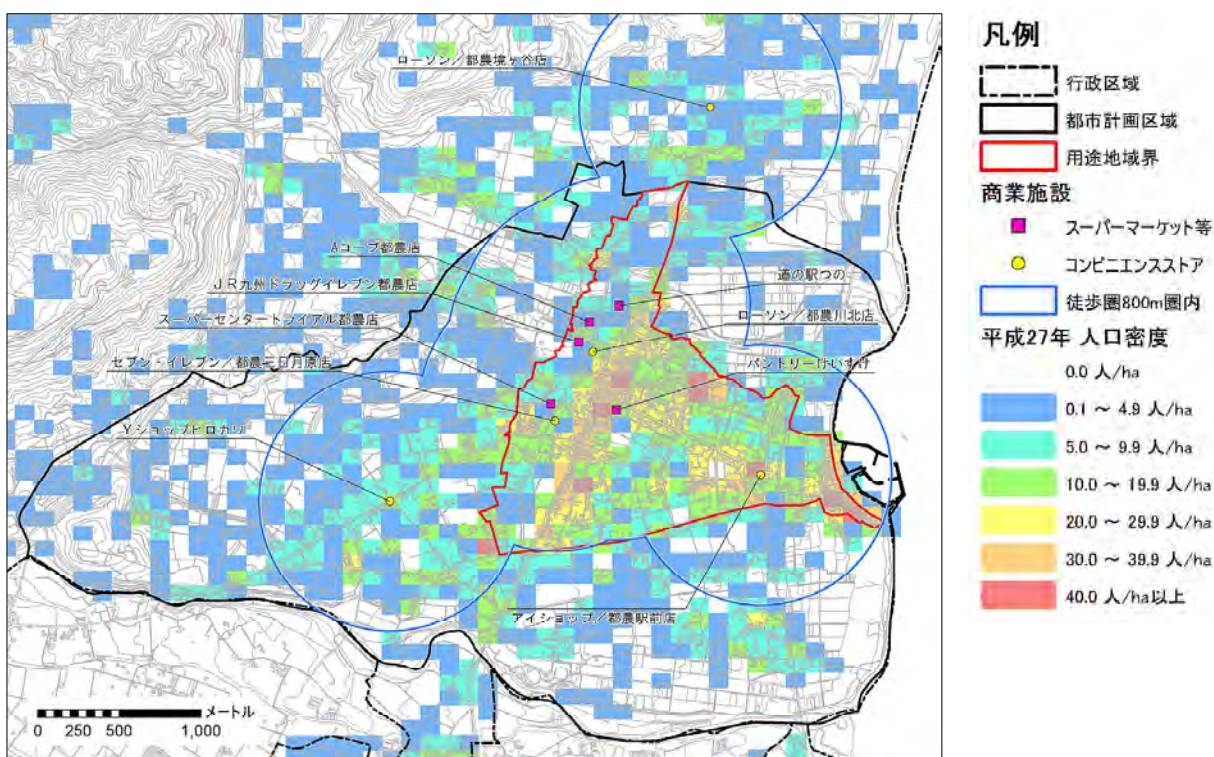
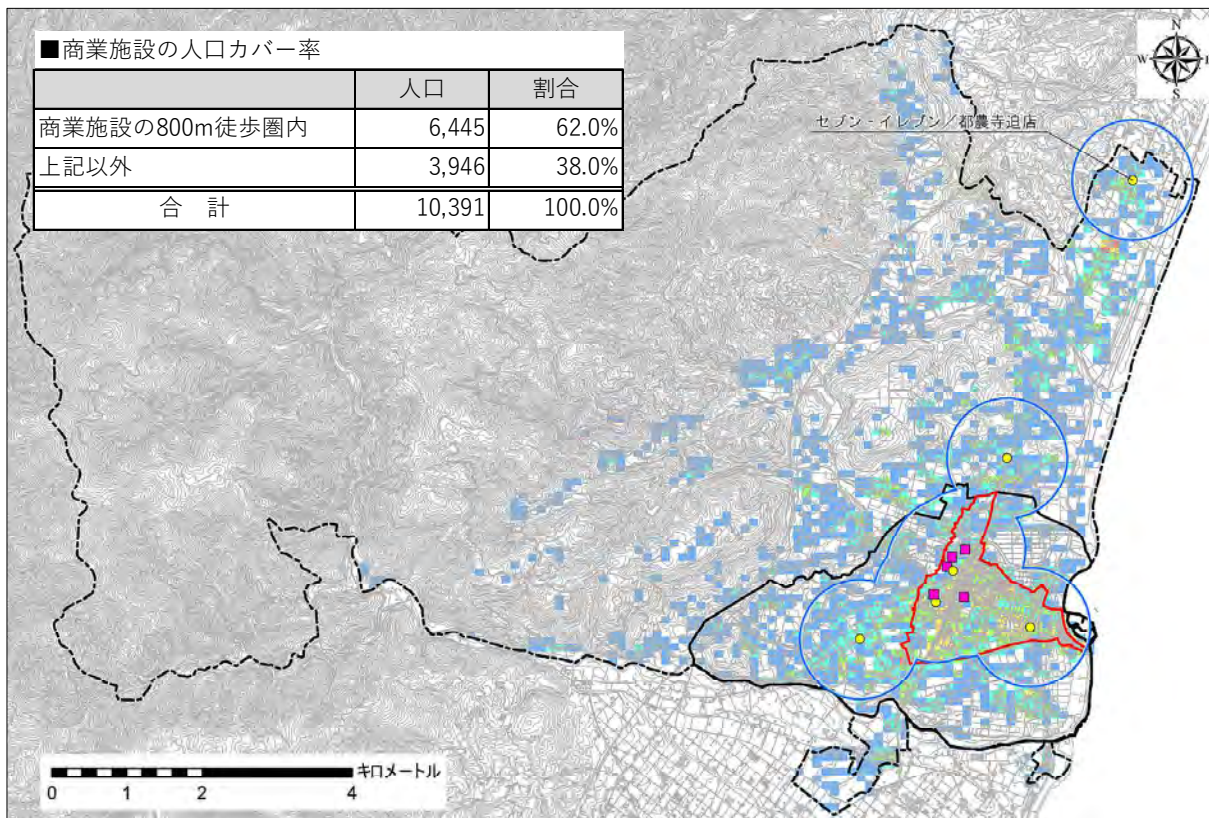
[資料：介護サービス情報公表システム]

3. 商業施設

○商業施設の人口カバー率は約62%。

日用品が購入可能な就業施設（スーパーやコンビニ）は、本町に11軒立地しています。スーパーは用途地域内に集積しており、コンビニは広域的な道路の沿道に立地しています。徒歩圏を800mとしたときの本町内の商業施設の人口カバー率は約62%となっています。

■商業施設の徒歩圏人口カバー率



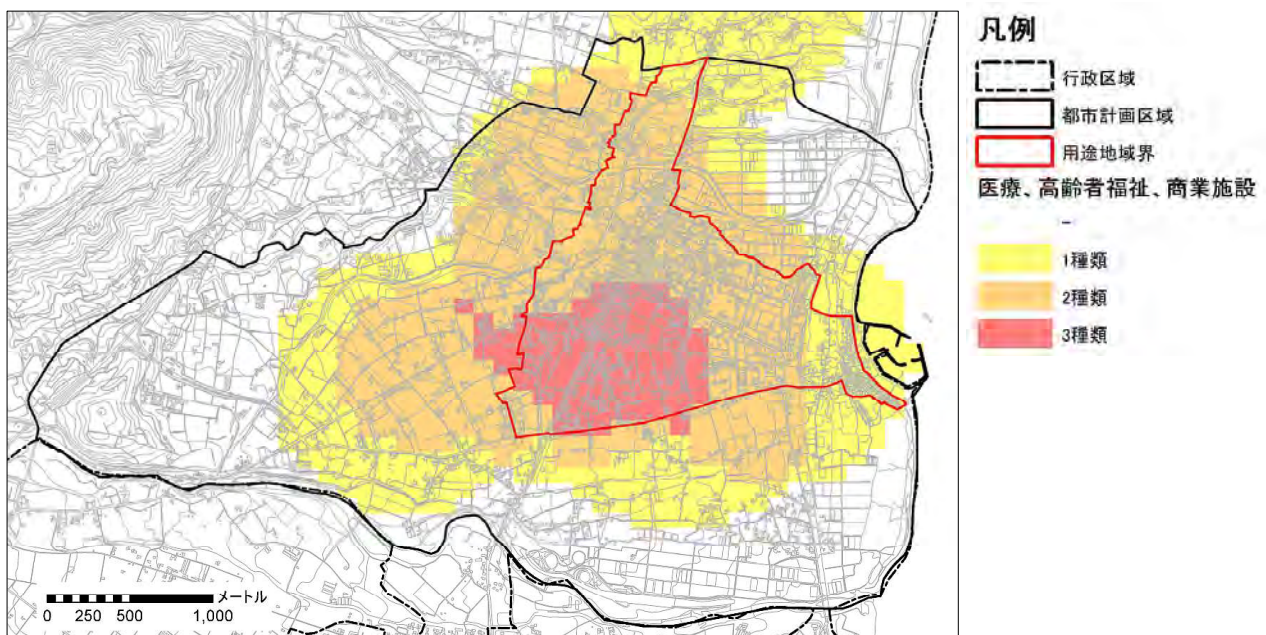
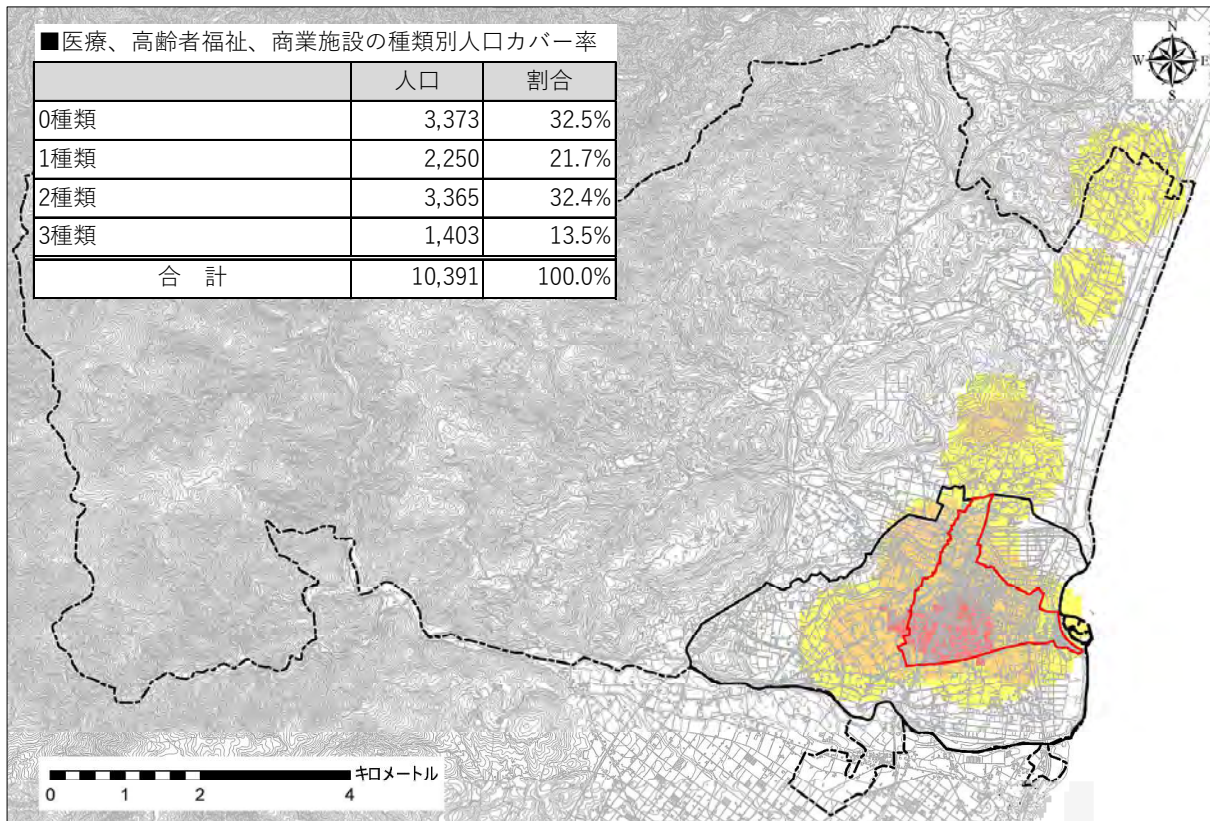
[資料：iタウンページ]

4. 生活利便施設の徒歩圏充足率

○医療、高齢者福祉（通所系）、商業施設のすべての施設の徒歩圏カバー率は約13%で用途地域内の徒歩圏充足率が高い。

医療施設、高齢者福祉施設（通所系）、商業施設すべて徒歩圏内にある人口カバー率は約13%です。1種類でも徒歩圏内に施設がある人口の分布図を作成すると、用途地域内は3種類の区域もあり、生活利便施設の徒歩圏充足率が高いことが分かります。

■都市施設の集積状況



[資料：iタウンページなど]

2-8 道路・交通

1. 道路網

- 国道10号を基軸に道路網を形成。
- 国道10号及び広域農道は緊急時の輸送路に指定。
- 高速道路のICが設置されている。

道路網は、国道10号が周辺市町を結ぶ幹線道路としての機能を有しています。

また、国道10号広域農道は緊急時の輸送路に指定されています。

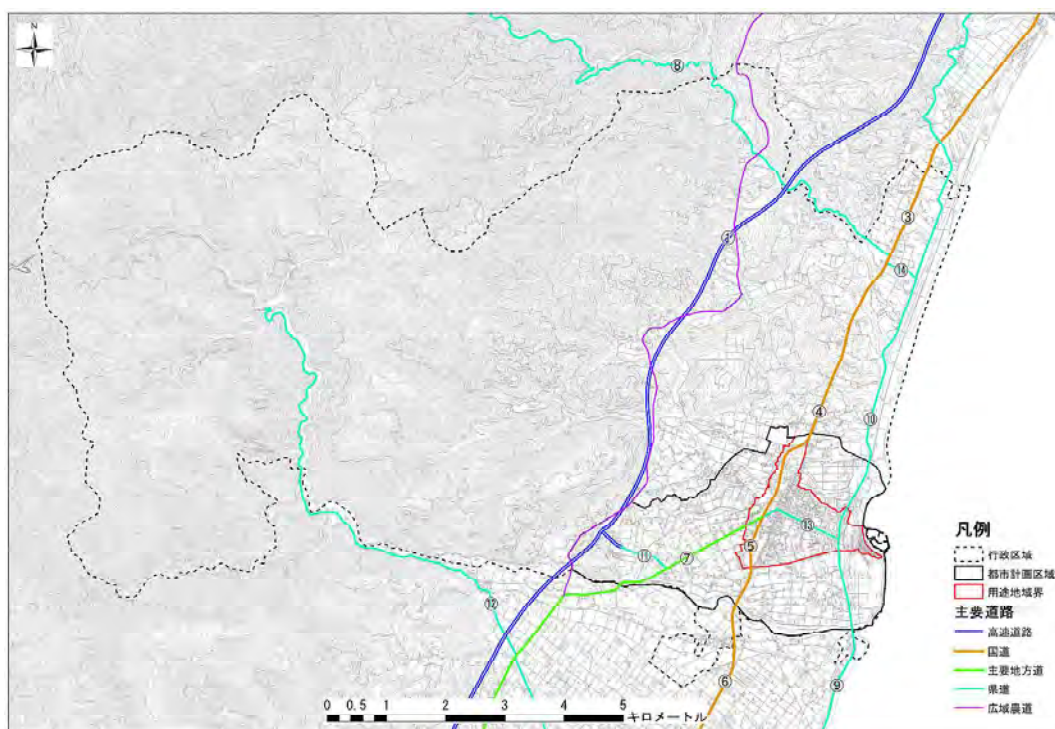
広域幹線道路としては、東九州自動車道が本町を南北に縦断し、都農ICが設置されています。

■主要道路断面交通量

番号	路線名	観測地点地名	12時間 交通量	24時間 交通量	混雑度
①	東九州自動車道	日向IC～都農IC	5,568	6,593	0.61
②	東九州自動車道	都農IC～高鍋IC	5,705	6,771	0.73
③	一般国道10号	—	12,110	15,622	1.05
④	一般国道10号	児湯郡都農町大字川北	12,110	15,574	1.02
⑤	一般国道10号	児湯郡都農町大字川北	12,110	15,574	0.65
⑥	一般国道10号	児湯郡川南町大字川南	12,116	15,594	1.20
⑦	都農綾線	—	6,982	8,728	0.86
⑧	山陰都農線	日向市東郷町大字山陰字松尾	123	144	0.43
⑨	高鍋美々津線	児湯郡川南町大字川南字孫谷	2,285	2,788	0.28
⑩	高鍋美々津線	児湯郡都農町大字川北字大人形	1,941	2,329	0.44
⑪	都農インター線	児湯郡都農町大字川北字榎土手	1,048	1,247	0.13
⑫	尾鈴川南停車場線	児湯郡川南町大字川南字出水原	3,857	4,744	0.54
⑬	都農停車場線	—	750	900	0.10
⑭	東都農停車場線	—	756	907	0.10

[資料：道路交通センサス（平成27年度）]

■主要道路断面交通量図



[資料：道路交通センサス（平成27年度）]

2. 公共交通

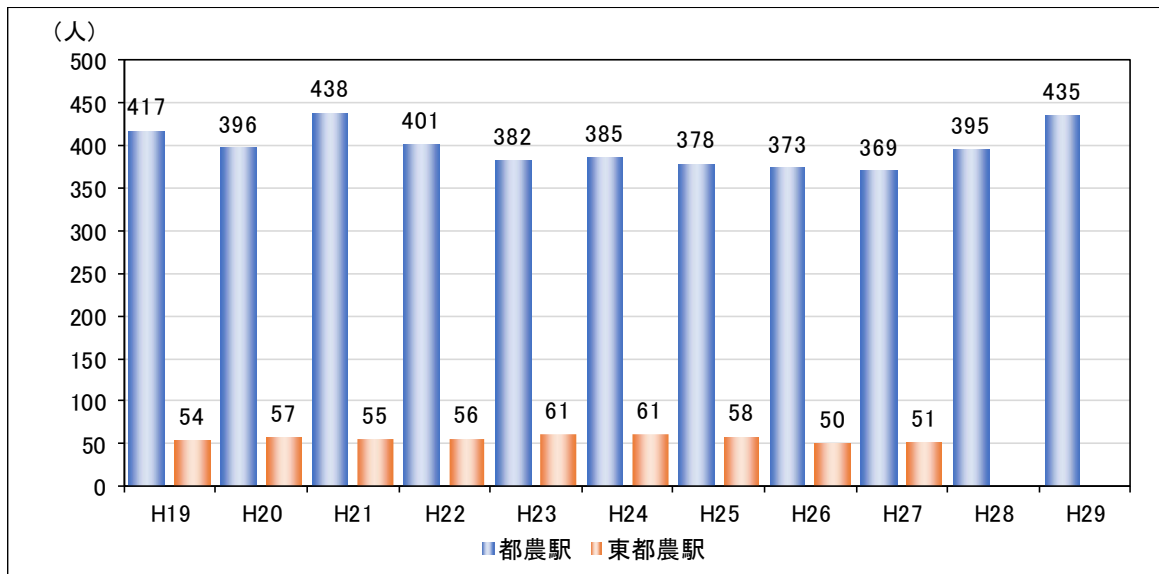
(1) 鉄道

○都農駅は平成27年以降乗客数が上昇傾向。

本町は福岡県北九州市の小倉駅から鹿児島県鹿児島市の鹿児島駅までを結ぶ JR 日豊本線が町東側を南北に縦断し、都農駅と東都農駅が立地しています。

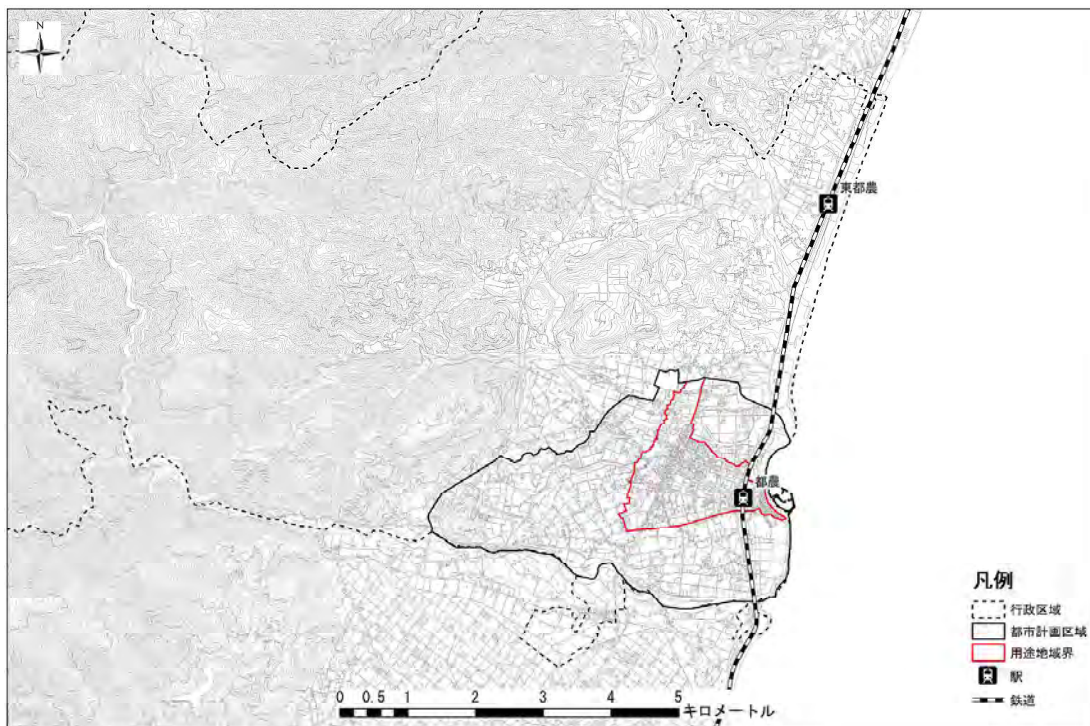
1日当たりの乗車人員をみると、都農駅は平成27年以降上昇傾向で推移しており、平成29年現在は435人、東都農駅は平成28年、平成29年と公表されていませんが、平成27年までおおむね横ばいで推移しています。

■1日当たりの乗車人員



[資料：宮崎県統計年鑑]

■鉄道路線図



[資料：国土数値情報]

(2) バス

○15のバス路線が運行されており、うち14のバス路線は町が運行。

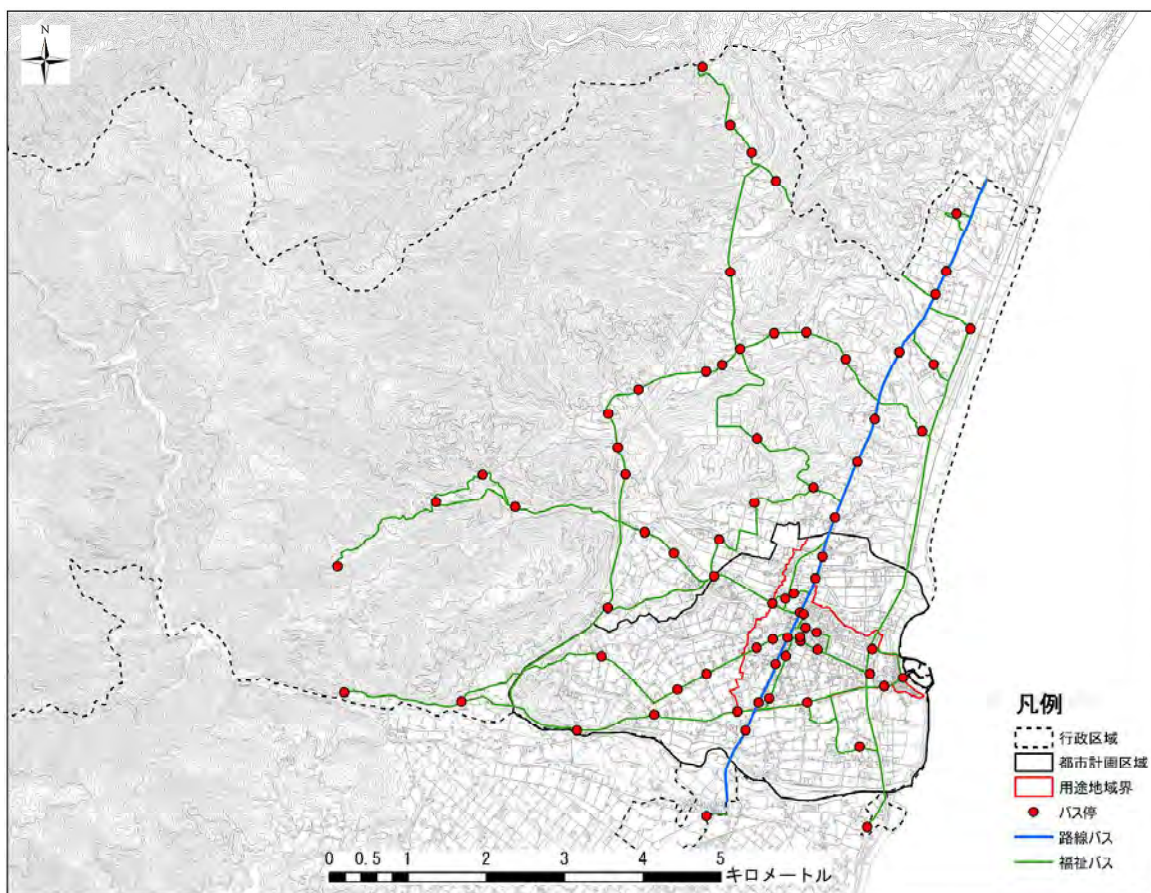
本町には15のバス路線が運行されており、15のうち14のバス路線は、町が運行する福祉バスとなっています。路線バスが都市間を運行し、福祉バスが町内を運行しています。

■運行本数別バス路線

運行バス	路線名	運行会社	停留所		便数(日)			備考
			起点	終点	平日	土曜	休日	
路線バス	高鍋バスセンター―川南-道の駅つの	宮崎交通	高鍋バスセンター	道の駅つの	18	16	12	
福祉バス	征矢原・都農駅線	あい交通	都農バス停	都農駅	1	-	-	月～金の週5日運行
	征矢原線①	あい交通	Aコープ前	都農町立病院	1	-	-	月～金の週5日運行
	征矢原線②	あい交通	道の駅つの	都農バス停	1	-	-	月～金の週5日運行
	平山・木和田線	あい交通	平山	都農バス停	1	-	-	月～金の週5日運行
	木和田・轟線	あい交通	都農小前	轟	2	-	-	月～金の週5日運行
	分子村・轟線	あい交通	分子村公民館	春の山団地	1	-	-	月～金の週5日運行
	轟・朝草線	あい交通	道の駅つの	都農町立病院	2	-	-	月～木の週4日運行
	木和田・舟川・藤見線	あい交通	道の駅つの	ながとも医院	2	-	-	水・金の週2日運行
	芋川・鼓線-下浜・篠別府線	あい交通	篠別府公民館	都農町立病院	1	-	-	火・水・金の週3回運行
	寺迫線(朝便)	あい交通	都農駅	ながとも医院	1	-	-	月・火・木・金の週4日運行
	寺迫線(昼便)	あい交通	ながとも医院	道の駅つの	1	-	-	月・火・木・金の週4日運行
	木和田・牧内線	あい交通	道の駅つの	都農バス停	2	-	-	月・木の週2日運行
	都農駅線	あい交通	都農駅	都農バス停	1	-	-	月～金の週5日運行
	町内周回線	あい交通	都農町立病院	都農町立病院	4	-	-	月～金の週5日運行

[資料：宮崎交通、福祉バス]

■運行系統別バス路線



[資料：宮崎交通、福祉バス]

(3) 交通手段

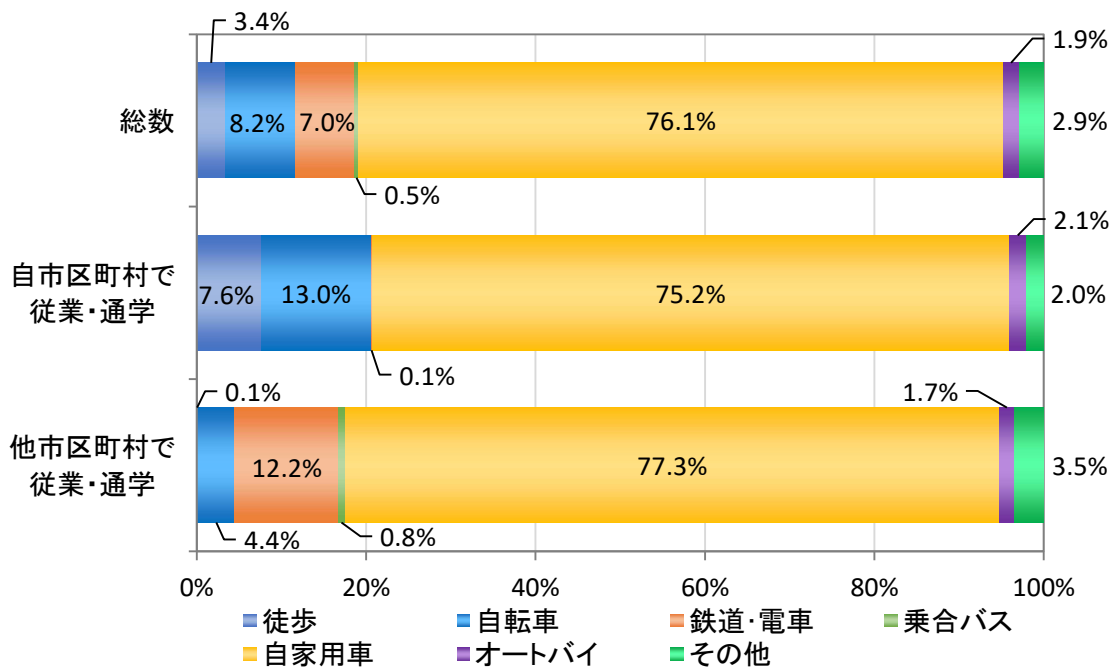
○従業・通学者の交通手段において「自家用車」の利用割合が約76%と高い。

本町に住んでいる方の従業・通学時の交通利用手段をみると、「自家用車」が約76%と最も多く、次いで「自転車」が約8%、「鉄道・電車」が約7%、「徒歩」が約3%となっており、公共交通（「鉄道・電車」、「乗合バス」）を利用している人は、約8%にとどまっています。

本町で従業・通学する人の交通利用手段は、約75%が「自家用車」を利用していますが、「徒歩」や「自転車」を利用する割合も高くなっています。

本町以外で従業・通学する人の交通利用手段は、「自家用車」が約77%を占め高い割合となっているほか、公共交通（「鉄道・電車」、「乗合バス」）の利用率も約13%と高くなっています。

■交通手段（本町内に常住する15歳以上）



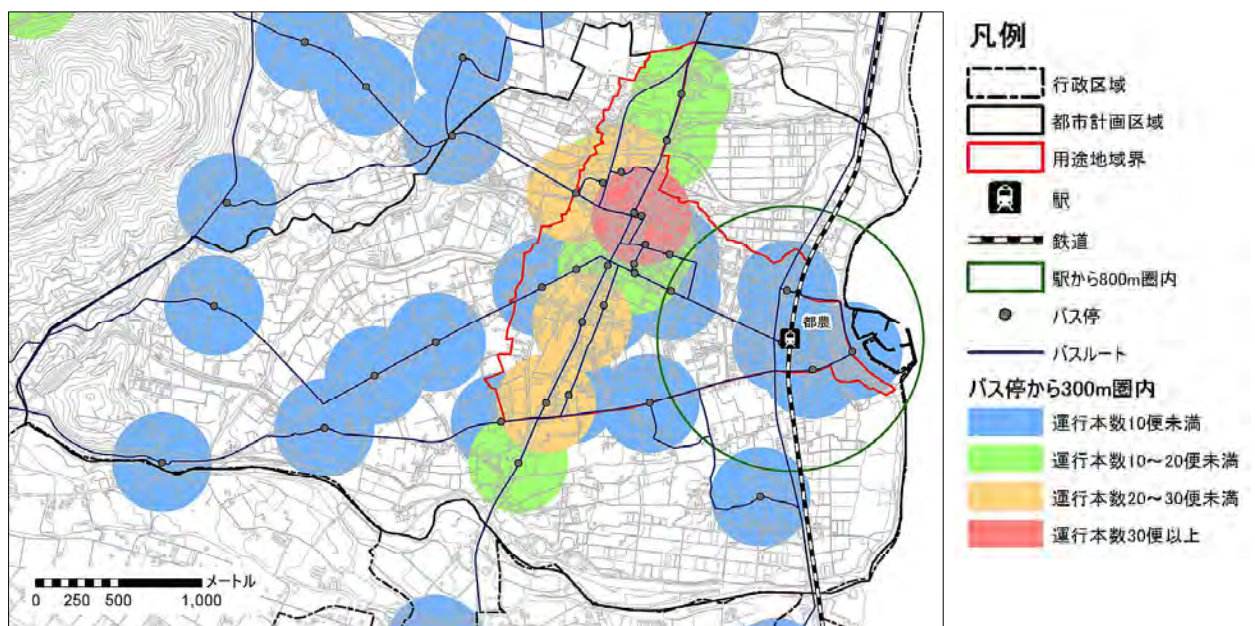
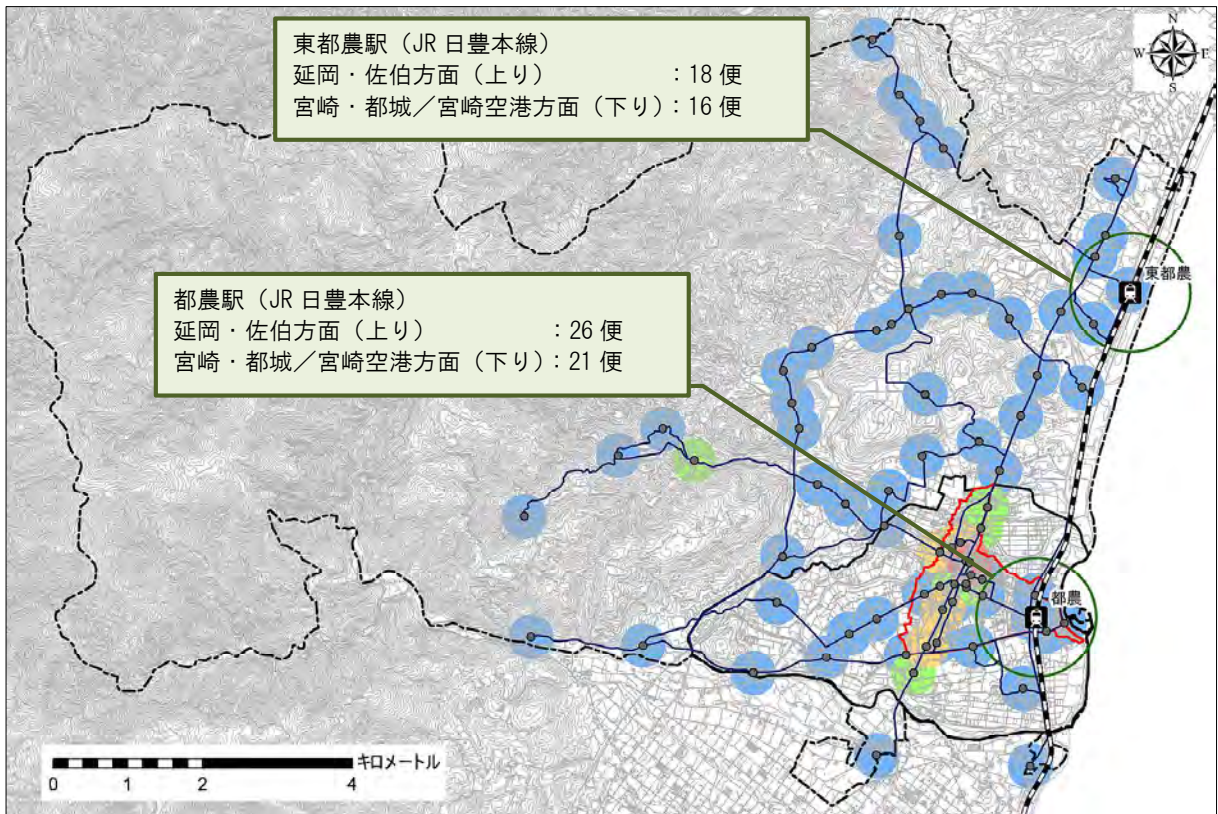
[資料：国勢調査（2010年）]

(4) 公共交通の利便性

○用途地域内はバスの本数が多く公共交通利便性が高い。

鉄道は、都農駅、東都農駅ともに1時間に上り・下りそれぞれ各1~2便程度となっています。バスは用途地域内で1日20便以上の区域が多い一方、用途地域外では10便未満が多く、用途地域内の公共交通利便性が高いといえます。

■公共交通の利便性



※バスの便数は、バス停に止まる回数

[資料：各路線図、時刻表等]

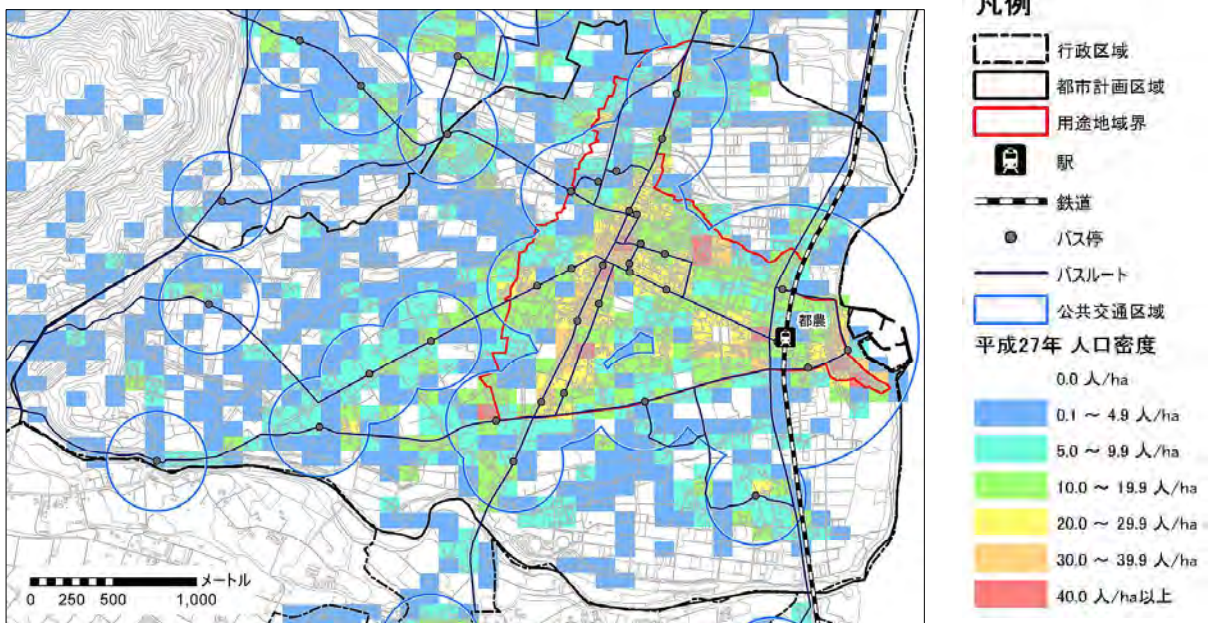
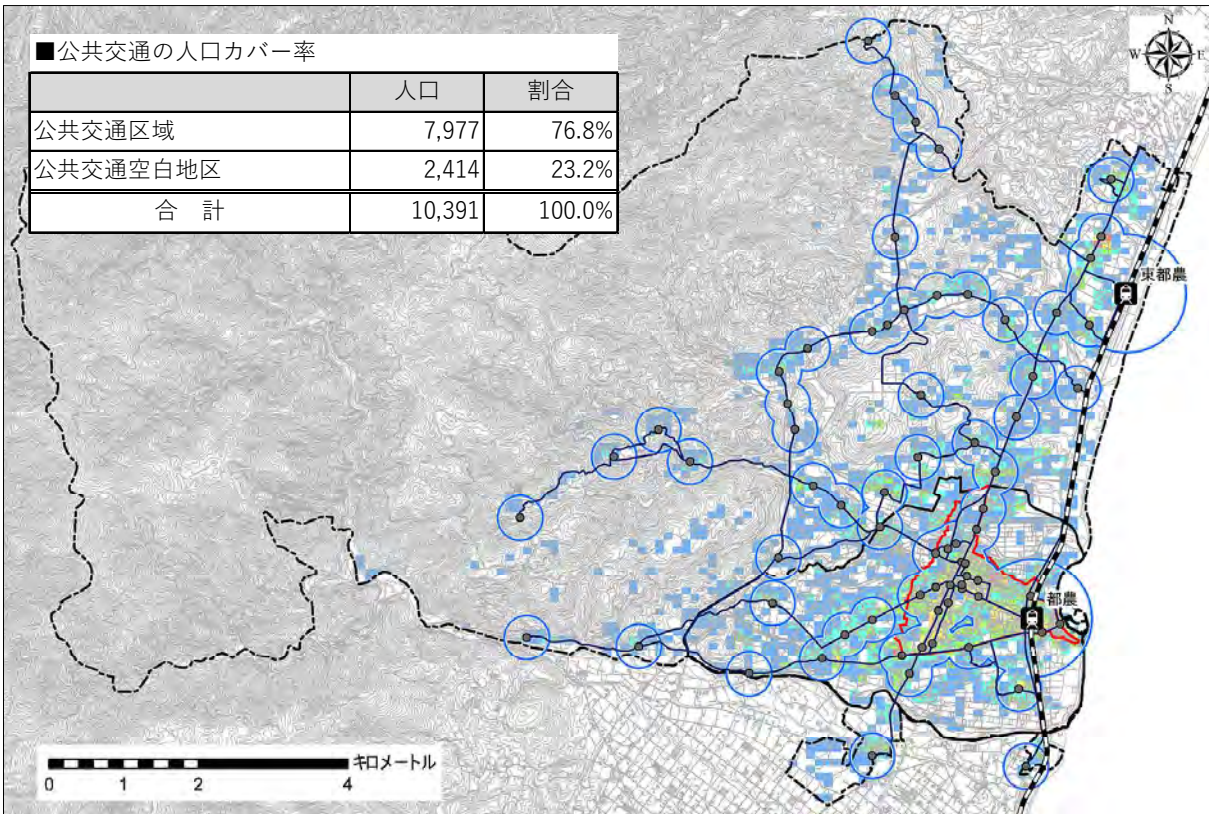
(5) 公共交通カバー区域

○「公共交通カバー区域」は本町人口の約 77%をカバー。

本町のバス網は居住者のいる路線に幅広く整備されており、鉄道駅から 800m、バス停から 300mの区域の「公共交通カバー区域」は本町人口の約 77%をカバーしています。

公共交通区域外の「公共交通空白地区」が約 23%ありますが、町内全域で利用可能なデマンド型乗合タクシーも運行されており、交通弱者へのサービスが提供されています。

■公共交通空白地区



[資料：各路線図、時刻表等]

※本計画における公共交通カバー区域とは鉄道駅から 800m、バス停から 300m 圏内の区域を指す。

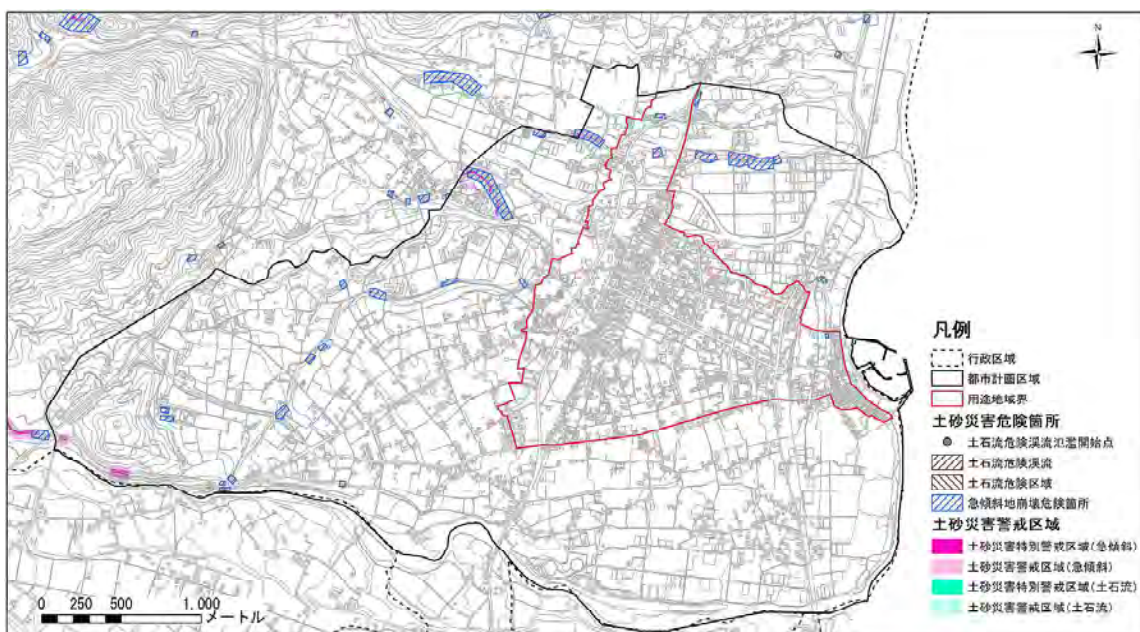
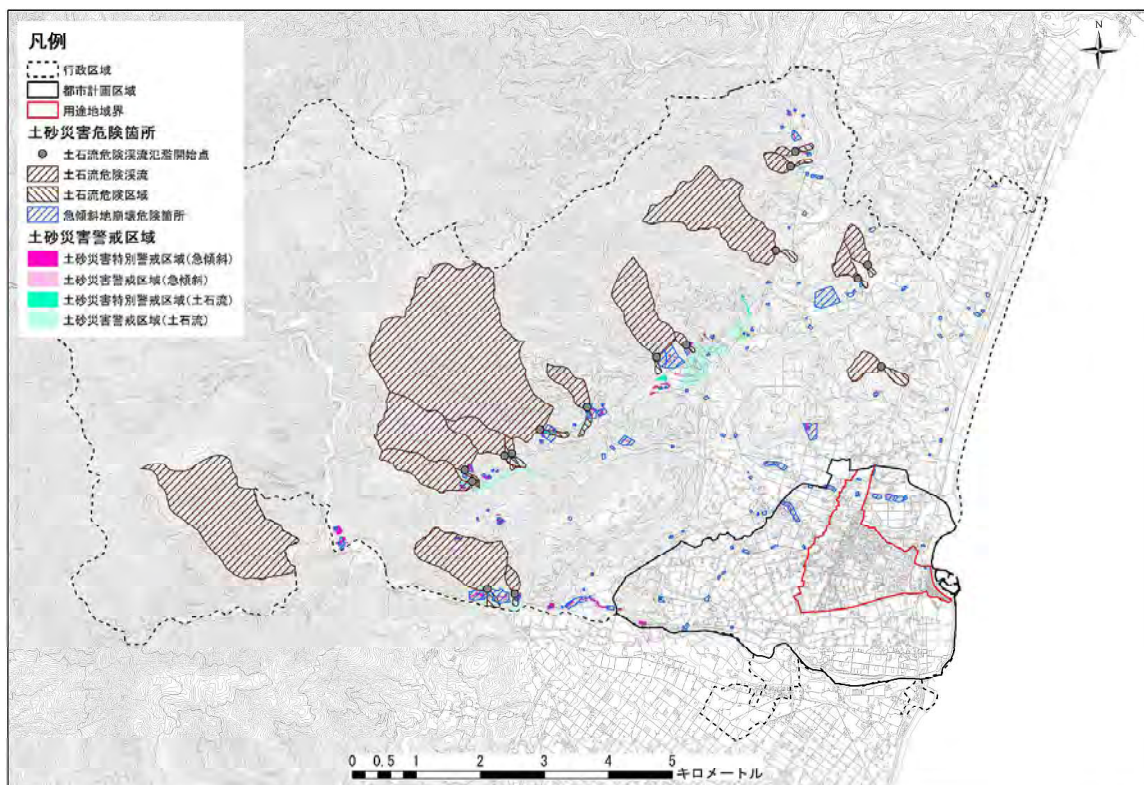
2-9 災害

1. 土砂災害

○町全体に土砂災害の危険個所が分布。

本町は大部分を山林などの自然的土地利用が占めており、そのため土石流や急傾斜などの災害区域が町全体に分布しています。

■土砂災害区域図



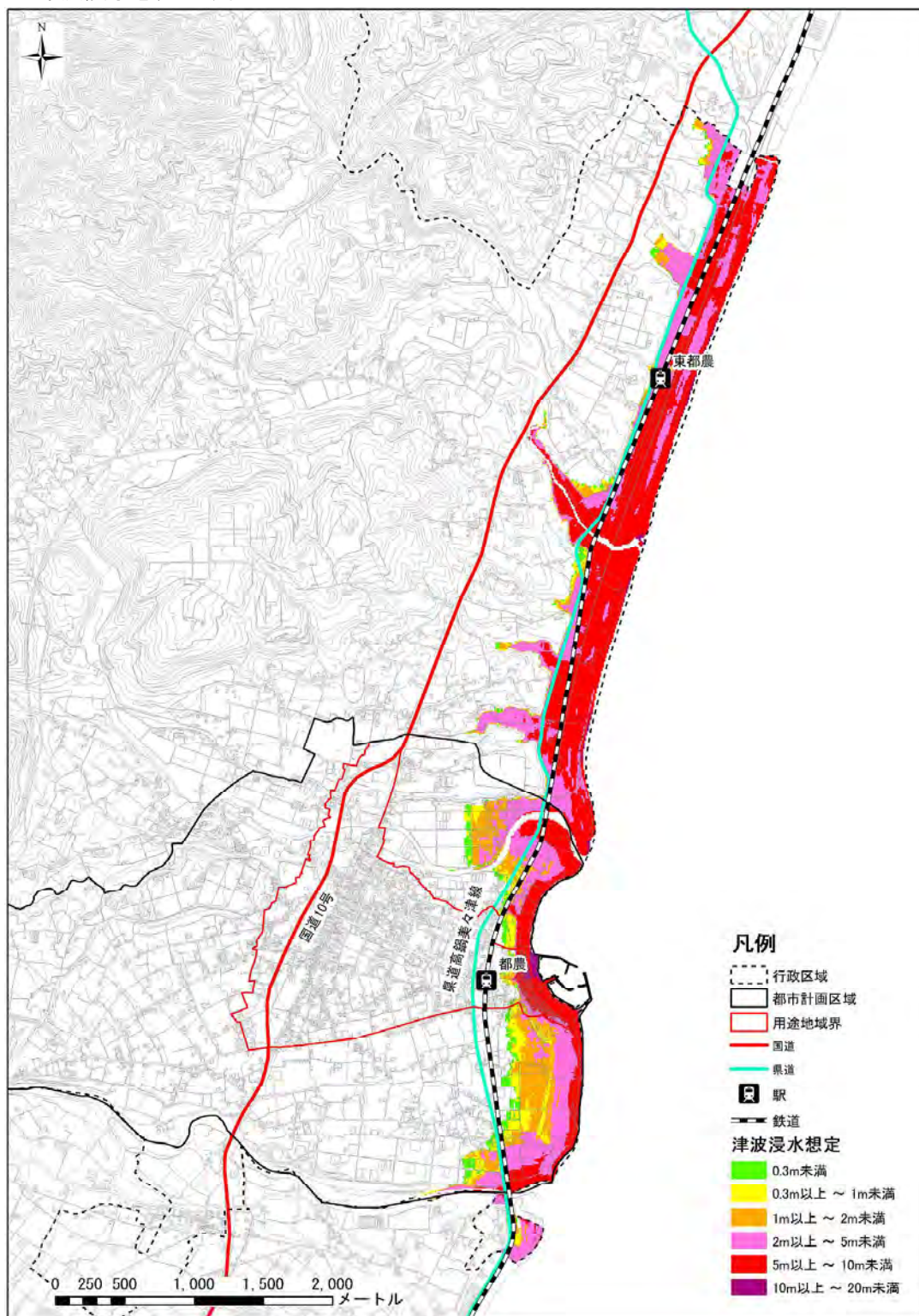
[資料：国土数値情報]

2. 浸水想定区域（津波）

○津波浸水想定区域が存在し、特に鉄道より東側は浸水深が深い。

本町は日向灘に面しているため、津波浸水想定区域が存在しています。特に鉄道より東側は浸水深が深くなっています。

■津波浸水想定区域図

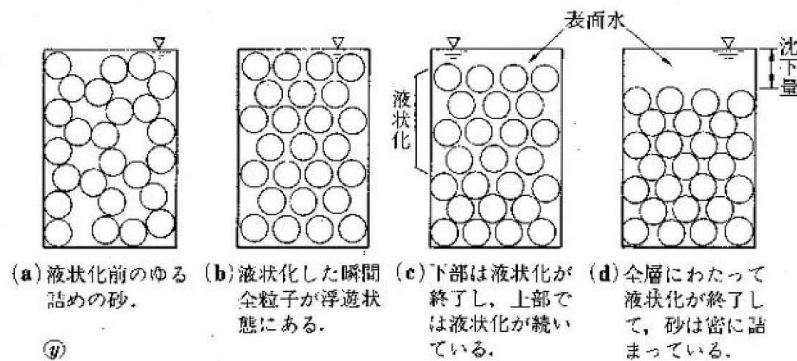


[資料：国土数値情報]

コラム：土地の液状化について

1. 液状化発生のメカニズム

- (下図a)地盤内の密実でない砂質土は、砂粒子間の押し合う力によって安定を保っている。
- (下図b)地震による連続した振動は砂粒子を密実化させる方向に働くが、砂粒子の間隙に存在する水(間隙水)の流出(地下水位の上昇)は短時間には進まないため、間隙水の圧力(間隙水圧)は一時的に上昇する。そして遂に噛み合わせが完全に外れて水に浮いたようになり、(液状化した瞬間)、強度を失って建築物等に影響を及ぼす。
- (下図c)砂粒の沈降速度が一定とすれば、沈降距離の短い下部から順次沈降が完了して安定な状態になり、上部ほど沈降距離が長いので、水に浮いたような(液状化した)状態は長く続く。
- (下図d)時間の経過によって、砂粒子が密実化することで体積が減少して地表面が沈下する。また、間隙水の排出も進むが、その一部が地表面に吹き出すこともある。



砂の液状化の発生から終了までの過程

出典：吉見吉昭：『砂地盤の液状化(第二版)』技報堂出版、1991、p.8

2. 液状化による被害の例(東日本大震災)



[資料：国土交通省 HP]

コラム：大規模盛土の滑動崩落について

阪神・淡路大震災や東日本大震災等において、谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした大規模な造成宅地において、盛土と地山との境界面や盛土内部を滑り面とする盛土の地滑りの変動（滑動崩落）が生じ、造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による被害が発生しました。

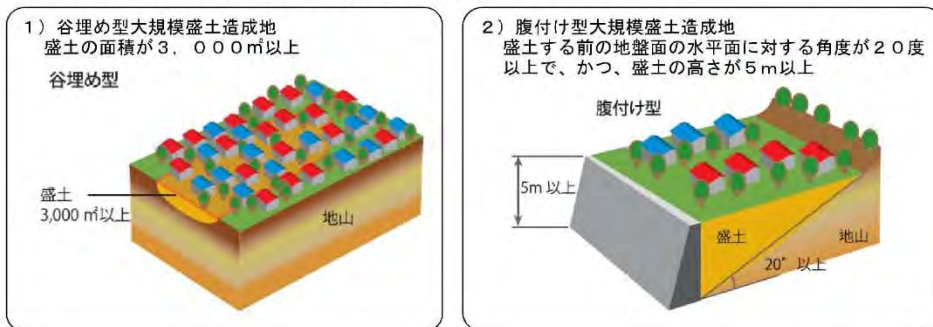
東日本大震災で滑動崩落の被害を受けた宅地の多くは1970年代以前に造成されており、宅地造成等規制法等の改正により技術基準を強化した2006年以降に造成された宅地においては被害が発生していないことを踏まえ、既存の造成宅地について大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認（変動予測調査）、危険性が高い箇所の滑動崩落防止工事などの予防対策を早急に進める必要があります。

この予防対策を進めるためには、地方公共団体が変動予測調査を実施し、その結果を公表することで住民の滑動崩落被害に関する理解を深め、地方公共団体等において危険箇所の滑動崩落防止工事を進めていくことが重要とされています。

都農町では、大規模盛土造成地が「存在しない」ことを平成28年度に公表しています。

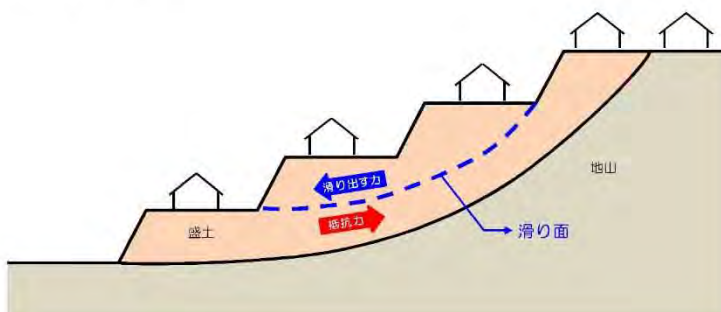
1. 大規模盛土造成地とは

盛土造成地のうち以下の要件に該当するものを「大規模盛土造成地」と呼びます。



2. 滑動崩落とは

地震力及び盛土の自重による盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回り、盛土の地滑りの変動が生じることを「滑動崩落」と呼びます。



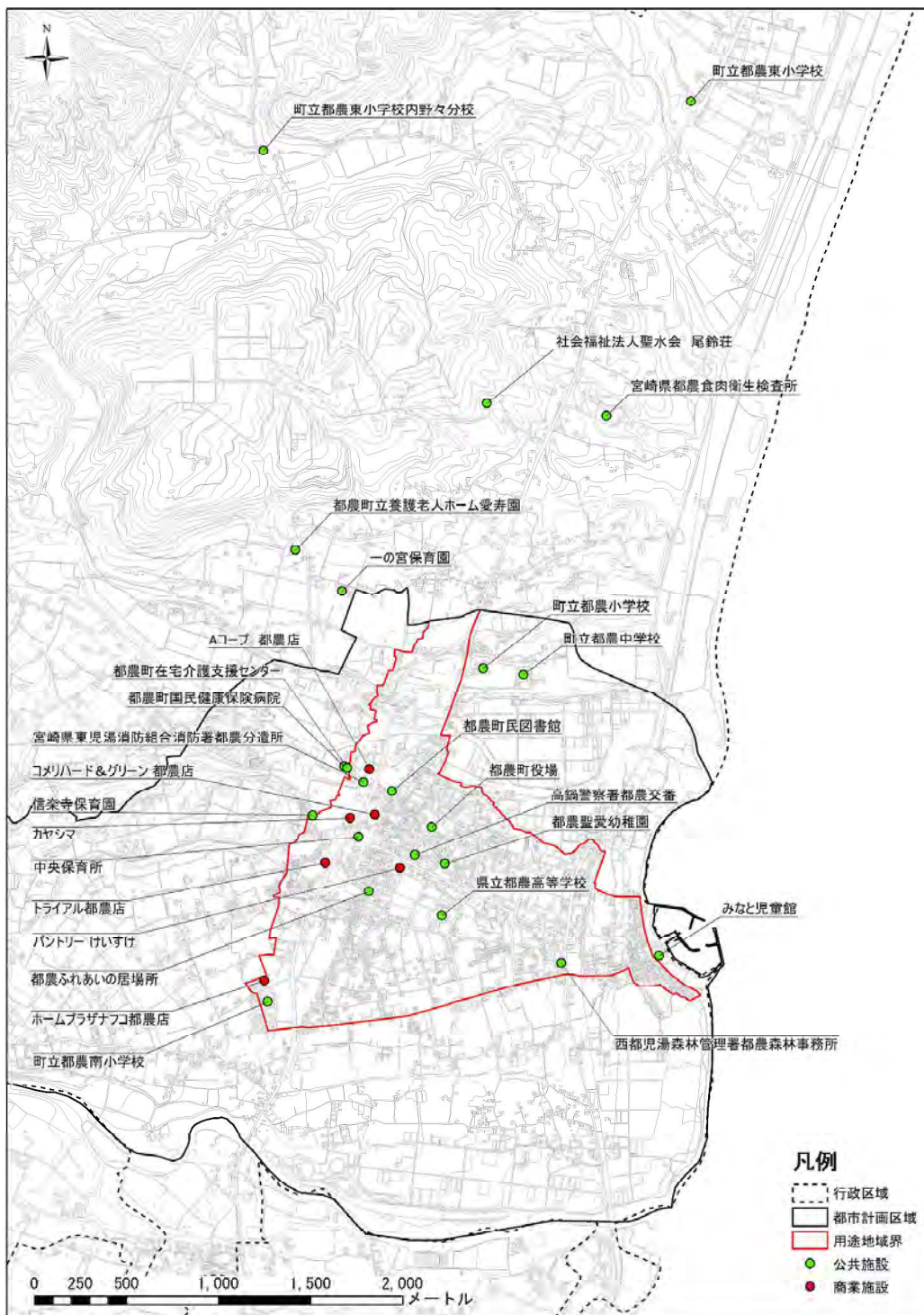
[資料：国土交通省 HP]

2-10 その他

1. 主要な施設の配置状況

○主要な施設の公共施設及び商業施設は大半が用途地域周辺に集積。

■主要施設の配置状況図



[資料：都市計画基礎調査（平成30年）、国土数値情報]

※商業施設は床面積1,000㎡以上を対象とする。

2. 観光資源

- 本町は自然観光資源、歴史的観光資源、その他観光資源が豊富である。
- 都農神社の夏祭りの風景も観光資源として残していくべきものである。

本町には、日本 200 名山に選ばれている尾鈴山や日本の滝百選に選ばれている矢研の滝など多くの自然観光資源が存在するほか、日向国一之宮都農神社、本陣赤木家などの歴史的観光資源、その他、都農ワイナリーや平成 25 年 7 月にオープンした「道の駅つの」など観光資源が豊富です。また、都農神社では「御神幸祭」と呼ばれ、神輿が都農町内を巡幸する夏祭り（祭事）が行われており、その風景は次世代に残していくべきものです。

■観光資源

番号	名称
1	尾鈴山
2	都農ワイナリー
3	日向国一之宮都農神社
4	不動公園
5	立野ウォーキングコース
6	本陣赤木家
7	カッパ塚
8	矢研の滝
9	道の駅つの

[資料：都農町観光ガイド]



都農ワイナリー



都農神社

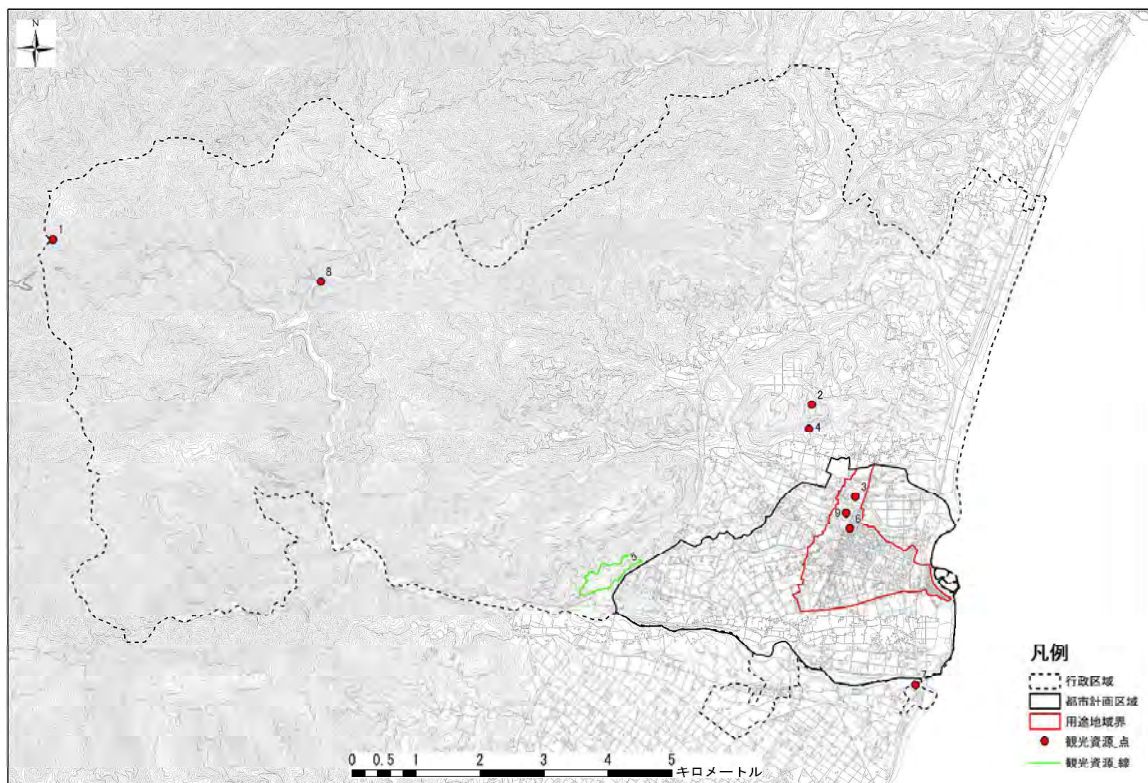


矢研の滝



都農神社夏の祭りの風景

■観光資源分布図



[資料：都農町観光ガイド]

3. 太陽光発電施設用地の状況

○本町内には太陽光発電施設が散見しているほか、リニア実験跡地には世界一長いソーラー発電所が整備されている。

本町では、太陽光発電施設用地として土地利用されている土地が散見しています。また、リニアモーターカー実験施設のガイドウェイ（高架）を活用し、宮崎県、都農町との官民パートナーシップにより開発されたメガソーラー発電所開発プロジェクトが実施されています。



リニア実験跡地のメガソーラー施設

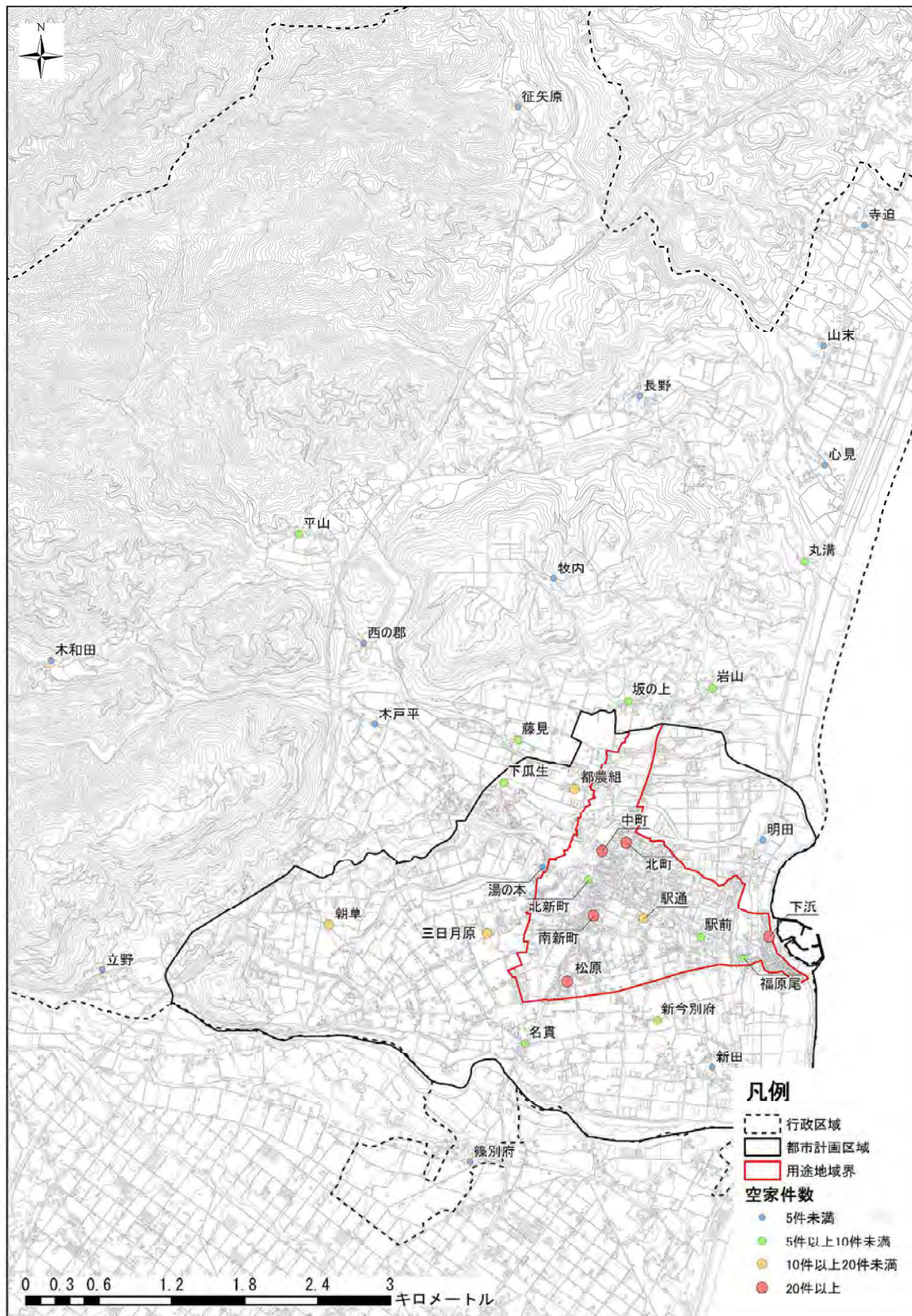
4. 空き家の状況

○本町内には約 400 軒の空き家が見られる。

本町独自の調査によると、令和 2 年 5 月時点で約 400 軒の空き家が見られます。

空き家の多くは、旧国道 10 号沿いの地区に分布しています。

■空き家の分布状況（各地区の空き家件数を公民館等の位置に表示）



[資料：庁内資料]

第3章 上位・関連計画の整理

3-1 第6次都農町長期総合計画（平成29年3月）

【計画期間：平成29年度から令和8年度】

1. 基本構想

■まちづくりの基本理念

一人ひとりが輝くまち	子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが明るくいきいきと輝き、元気に活動できるまちを目指す。
一人ひとりが協力するまち	子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが、それぞれの立場で相互連携し、まちづくりや日々の暮らしのために持てる力を発揮するまちを目指す。
一人ひとりが誇れるまち	子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが、安心して暮らせるとともに、産業が活気に満ちた活力あるまちを目指す。

■将来像

みんなが輝き みんなでつくろう
安心と活力のまち つの
～ひとりみんなのために みんなはひとりのために～

■基本目標

1. 美しく快適・安全なまちづくり	(1) 調和のとれた町土づくり (2) 魅力的な市街地・集落地の整備 (3) 快適な生活環境の創出 (4) 町民生活の安全の向上
2. 幸せで健康に暮らせるまちづくり	(1) あたたかな地域福祉の向上 (2) 生涯にわたる健康づくり
3. 豊かな人間性を育むまちづくり	(1) 多彩な生涯学習の推進 (2) 生きる力を育む学校教育の推進 (3) 地域文化の創造と文化財保護
4. 産業の躍動するまちづくり	(1) 新たな時代に対応した農林業 (2) たくましい水産業 (3) 創意と活力の商工業 (4) 魅力ある観光・特産品振興
5. 参画と協働が進むまちづくり	(1) 参画・協働と人権尊重 (2) 効率・効果的な行政経営の推進

2. 基本計画

■計画的な土地利用（P26）

（農用地）

- ◇ 「国土利用計画」に基づき、農用地区域内の農用地の確保を図るとともに、農用地の有効利用を促進します。
- ◇ 「農業振興地域整備計画」の見直しを進め、優良農地の確保・保全を図ります。

（森林）

- ◇ 環境保全及び防災面での役割に配慮し、保安林などの整備を促進するとともに、森林の観光・森林浴・レクリエーション的活用についても検討します。

（住宅地）

- ◇ 地区の実績に応じた住環境の整備や土地の有効利用などの方針策定を進め、多様な事業の導入による良好な居住環境の形成を推進します。
- ◇ 民間の宅地開発については、開発許可制度などの適正な運用を図り、良好な住宅地の供給を誘導します。
- ◇ 中心市街地の幹線道路などの整備及び生活関連施設の充実を図ります。

（工場用地）

- ◇ 工業系の用途地域においては、今後ともその指定にふさわしい規制と行政指導を図ります。また、既存の工場用地については操業環境の維持・向上を企業に要請します。
- ◇ 新たな工場進出に対しては、既存の適用可能地を最大限に活用するとともに、休・廃業の工業用地の有効利用を図るため、企業に協力を求め情報の把握と発信を行います。

（その他）

- ◇ 公共施設用地については、施設の統廃合・新設・移転など住民のコンセンサスのもとに整備することとし、必要な用地の取得に努めます。

■道路交通体系の整備（P29）

（広域幹線道路の整備促進）

- ◇ 広域幹線道路の整備においては、緩衝緑地帯や遮音壁の設置など、環境対策の充実を要請します。
- ◇ 追い越し車線や歩道の設置など、引き続き国道10号の整備促進を要請します。

（町道の整備）

- ◇ 国道と県道を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、各集落間を結ぶ生活道路を重点的に整備し、町内循環道路網を構築します。
- ◇ インターチェンジから市街地や観光地への人の流れを誘導する新たな道路整備について検討します。
- ◇ 平山線の改良、老朽化した町道の補修改修など生活道路の利便性を図ります。
- ◇ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の計画的な修繕及び定期的な点検を行います。

(道路環境の向上)

- ◇ 高齢者や障がい者などに配慮した歩道の設置や拡幅、段差の解消など、道路のバリアフリー化に努めます。
- ◇ 道路の美化や歩道への植栽など、美しく快適な道路づくりに努めます。併せて、住民主体の道路清掃への取り組みを促進します。
- ◇ 国指定重要文化財赤木家住宅付近など、まちの歴史を生かした個性と魅力ある道路整備を推進します。

■公共交通の充実 (P31)

(鉄道の利便性向上)

- ◇ 町のイベントと JR イベントとの協働により、JR 利用の促進と町の PR を図ります。
- ◇ 鉄道の高速化、ダイヤの充実などの要望を関係機関を通じて行っています。
- ◇ 都農駅周辺の整備を行い、更なる利便性の向上を図ります。

(バス交通などの充実)

- ◇ 地域福祉バスの路線を見直すなど、交通弱者の利便性の向上を図り、乗客数の増加に繋げていきます。
- ◇ デマンド型乗合タクシーの運行についても、町民の意見などを踏まえながら利便性の向上を図り、乗客数の増加に繋げていきます。

■中心市街地の整備 (P34)

(中心市街地活性化の推進)

- ◇ 新たなにぎわい拠点として平成 25 年にオープンした道の駅「つの」について、さらなる魅力アップのための施設整備、周辺整備を行います。
- ◇ 幼児から高齢者までが集い、笑いと憩いを提供し、明るくいいきとしたまちづくりの場を創出する施設を整備するとともに、歴史的建造物である赤木家住宅周辺の町並み整備を行います。
- ◇ JR 都農駅については駅舎の建替え及び駅前広場の整備を行ってきましたが、今後もターミナル機能の充実を推進し、利便性の向上を図ります。

(商業系機能の配置)

- ◇ JR 都農駅と商店街を經由し、都農神社を結ぶ路線を活用し、バス停周辺を中心とした近隣型商業地として既存商業地の再開発や国道 10 号沿いへの沿道型商業の立地の促進など、民間主導型の魅力あるまちづくりを展開します。
- ◇ 沿道型商業の整備と併せて、自然遺産・歴史文化遺産を活用した観光的要素を持った商業機能の配置を推進し、広域幹線道路を生かした観光客などの誘導を図ります。

(工業系機能の配置)

- ◇ 未利用地への産業集積、既存工業の維持・活性化を図ります。
- ◇ 東九州自動車道都農インターチェンジ付近については、今後、産業機能の配置も含めた健全なまちづくりを推進します。

(住居系機能の配置)

- ◇ 既成市街地においては、面的な整備などによる計画的な生活環境基盤の整備を推進し、農地や商・工業と調和した住宅系用途地域の環境の向上に努めます。
- ◇ 新たな市街地の形成においては、用途地域の適切な見直しなどによって無秩序な開発を抑制し、計画的な住宅地の形成を図ります。

(オープンスペース系機能の配置)

- ◇ 一の宮公園、藤見公園及び不動公園など公園の維持管理とともに、町内に残る豊かな自然や生産緑地の保全に努めます。

■新市街地形成と農村漁村の整備 (P37)

(東九州自動車道都農インターチェンジ周辺整備の推進)

- ◇ 適切な規制・誘導により、周辺環境と調和した秩序ある商工業団地などの形成を図るとともに、広域的な交流拠点にふさわしい景観形成について検討します。
- ◇ 県道都農綾線を軸として来訪者を市街地へ誘導することができるよう、交通体系の確立と再編を図ります。

(街路事業の促進)

- ◇ 都市計画道路の見直しを行い、地域に見合った整備を図ります。
- ◇ 他事業と連携した事業の導入を検討し、効率的な街路事業を推進します。

(農村漁村の整備促進)

- ◇ 利便性や安全性の高い農村漁村集落道の整備や生活基盤のさらなる充実、農業用施設の維持・保全に努めます。
- ◇ 都市と農村漁村の交流、地域交流の拠点として、周辺施設の整備や周辺環境の美化など、引き続き美しい農村・漁村づくりに努めていきます。

■生活排水の整備 (P41)

(生活排水処理施設の整備)

- ◇ 今後も、現在実施している合併処理浄化槽設置整備事業により町全域において生活排水処理施設としての整備を行います。
- ◇ 公共用海域の汚染を防止するため、今後も単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を重点的に推進します。

■公園緑地の整備 (P46)

(緑化の推進)

- ◇ 現状の樹木を整備し、調和のとれた景観を形成していきます。
- ◇ 一の宮鎮守の森と各地区の神社境内などにある樹齢の高い木、駅通りの銀杏並木については、地域住民の誇りとして保全に努めます。

(自然の保護)

- ◇ 適正な土地利用計画のもとに、良好な森林、緑地及び水辺など、自然空間の計画的な保護に努めます。また、豊かな自然を貴重な資源として活用するため、散策路など自然に親しむ場づくりも引き続き検討します。

- ◇ 町民との協力のもとに自然保護を計画的に進めるため、景観条例の制定や緑化協定の締結など自然環境保全に努めます。

(公園の整備)

- ◇ 策定した「緑の基本計画」の方針に沿って開発区域、保全区域を明確化し、公園の整備を推進します。
- ◇ 藤見公園は、スポーツと文化の機能を兼ね備え、町民の健康増進と住民福祉の向上に役立つ公園として、長期的に機能の充実を促進します。併せて、地域防災公園として防災機能の強化を図ります。
- ◇ 一の宮公園については、鎮守の森を貴重な自然景観として保護するとともに、環境の整備を図ります。
- ◇ 不動公園は、桜・ツツジなどの樹木の維持管理の計画的な推進など、今後とも町民の憩いの場として整備を推進します。

■住環境の整備と移住・定住施策の推進 (P48)

(良質な住宅の誘導)

- ◇ 地域振興や地域活性化施策と連携した住宅の供給について検討します。
- ◇ 中部土地区画整理事業施行後の速やかな建築物の誘導により、良好で一体的な住環境の整備に努めます。

(住環境の整備)

- ◇ 住環境の向上や土地の有効活用が求められる地区においては、面的整備事業の導入により、地区の実情に応じた環境整備や土地利用を推進します。
- ◇ 緑化協定・建築協定の誘導や花いっぱい運動の展開など、町民の主体的な参加による住環境整備を促進します。

(移住・定住促進施策の推進)

- ◇ 移住・定住促進を意識した町独自の定住促進住宅の建設を推進します。

■総合的な防災体制の充実 (P52)

(防災基盤の整備)

- ◇ 関係機関との連携により、上水道、電気及びガスの耐震性・耐火性の強化など、災害に強いライフラインづくりに努めます。

(町民による自主防災の推進)

- ◇ 防災に関する学習機会の拡充や情報の提供、防災(避難)訓練を実施し、防火、防災意識の啓発、高揚に努めます。
- ◇ 町民による自主防災組織の設立を促進し、自助・共助能力の向上に努めます。

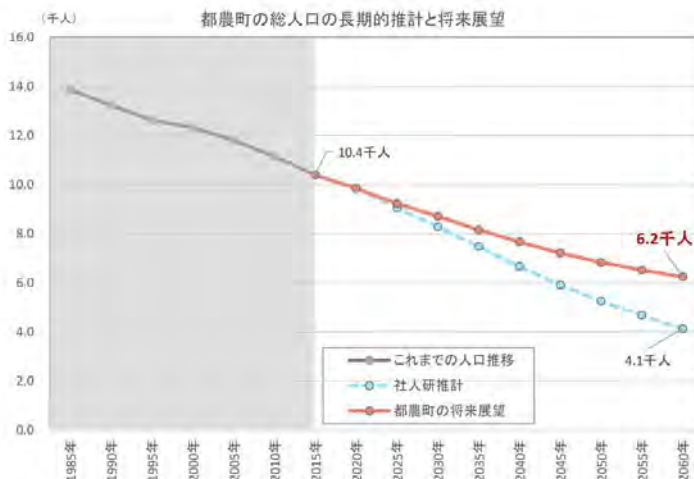
3-2 第2期都農町地方人口ビジョン及び地方版総合戦略（令和2年7月）

1. 人口ビジョン

【対象期間：令和42年まで】

■人口の将来展望

2060年目標人口：6.2千人



2. 地方版総合戦略

■基本方針

地域の魅力があふれ、町民の笑顔と活力に満ちたまち
～元気で幸福なまち「つの」を目指して～

■対象期間

令和2年度～令和6年度

■基本目標及び基本的方向

- ① 地域の強みを活かした自律的で安心な 「しごと」 創造戦略
 - 地域資源を活かした産業振興と人材確保・育成
 - 魅力的な就業環境と多様な働き方の実現による雇用の確保
- ② 都農の魅力でつながり、呼び込む 「ひと」 創造戦略
 - 移住・定住の促進
 - 地域の魅力を活かした関係人口の拡大・推進
- ③ ゆとりの子育て環境で健やかな子供を育む 「夢未来」 創造戦略
 - 包括的な子育て支援の充実
 - 未来を拓く心豊かでたくましい子どもを育てる
- ④ 健康で生きがいを感じ、安心な暮らしを実現する 「まち」 創造戦略
 - 医療・福祉の機能充実による地域活力の創出
 - コミュニティの強化と安心・安全の確保

3-3 国土利用計画（宮崎県計画）-第五次-（平成30年3月27日）

【目標年次：令和9年】

■ 県土利用の基本方針

（ア）適切な県土管理を実現する県土利用

人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能等を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。

（イ）自然環境と美しい景観を保全・再生・活用する県土利用

将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。

（ウ）安全と安心を実現する県土利用

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。

また、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

（エ）複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

今後、人口減少や財政的な制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様の労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要になる。

今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要である。

（オ）多様な主体による県土管理

各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上を実現される。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。

急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理を進めていくことが、一層重要となる。

3-4 都市計画に関する基本方針（改定版）〔宮崎県〕（平成29年3月）

【計画期間：おおむね令和17年まで】

■目指す都市づくり

豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、県土の発展につなげていくことを目指します。

1. 自然環境との共生
2. 地域資源を生かした自立
3. 都市づくりを担う多様な主体や地域間の連携

■都市計画の基本方向

- 基本方向1：広域都市圏の形成
- 基本方向2：広域ふるさと交流圏の形成
- 基本方向3：安全で快適な都市の形成
- 基本方向4：ふるさと地域の形成

■重点的な対応

1. 県全体の一体的発展を支える都市機能の充実と連携強化
2. 安全で快適な生活を送るための都市づくり
3. 宮崎県の財産である豊かな自然環境や景観の保全

■将来都市構造



[資料：都市計画に関する基本方針（改定版）〔宮崎県〕（平成29年3月）]

3-5 児湯圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【都市計画区域マスタープラン】（平成30年4月）

【計画期間：おおむね令和17年まで】

■都市づくりの基本方向

基本方向1 日向灘沿岸から九州山地にかけて広がる豊かな地域資源を生かすとともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成

- 県央・県北の広域都市圏や県外の都市との連携を強化しながら、日向灘沿岸から九州山地に連なる豊かな自然や古墳・神楽などの多彩な歴史・文化資源等の地域資源の活用を図るとともに、圏域内の都市が相互に機能を連携・補完する連携都市圏の形成を目指します。
- 各都市は、歴史や自然、スポーツ等の地域資源を生かすとともに、雇用の場を創出する観光・産業の拠点と相互をつなぐネットワークを構築する都市圏の形成を目指します。

基本方向2 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

- 今後の人口減少・高齢社会においても、多様性のある安全で快適な都市を維持するために、商業、業務、医療、福祉その他の多様な都市機能を集積し、これらを補完する地域間の交通アクセスの向上を図るとともに、既存ストックや低・未利用地の活用や定住化の促進により、一定の人口を確保した「人のまとまり」の形成を目指します。
- 用途地域内においては、既存の良好な緑地などを、環境保全や防災面から、都市内の身近な緑として保存・活用します。
- 用途地域外においては、圏域の基幹産業である農林漁業と調和し、守るべき自然環境を明確化するとともに、都市部との連携・共生を目指します。
- 地震、津波、浸水、土砂災害などの災害に強い都市づくりを目指します。

基本方向3 地域固有の多彩な自然・歴史・田園環境の保全と活用が一体となった広域交流圏域の形成

- 西都原古墳群などの本県を代表する貴重で多彩な歴史文化資源をはじめ、圏域に広がる多様な自然・歴史・田園環境などが織り成す、優れた地域資源を保全することを目指します。
- また、これらの自然、歴史、田園環境を住民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場として適正に活用することを目指します。
- 農林水産資源などの地域特産づくりによる地域振興や観光開発を促進するとともに、広域ふるさと交流圏の形成を目指します。
- 併せて、「美しい宮崎づくり推進条例」等に基づき、地域固有の美しい宮崎の景観の保全、創出及び活用をすることで、「魅力ある地域づくり」を推進し、「県民の心豊かな暮らし」と「活力ある地域社会」の実現を目指します。

■地域毎の市街地像（都農町）

地域生活の拠点となる市街地	旧国道10号沿道地区、都農駅前から駅通沿道の地区
工業拠点	国道10号沿道地区及びJR都農駅周辺地区
流通業務拠点	国道10号沿道地区及びJR都農駅周辺地区
観光拠点	日向国一之宮都農神社、都農ワイナリー、道の駅つの

■主要な公共施設の整備

道路 3・5・6号 福原尾道籠線（一般県道都農停車場線）

3・4・11号 都農インター線（一般県道都農インター線）

公園 総合公園：藤見公園

防災 災害対策拠点：都農町中心部

救援物資の備蓄・集積拠点：JR都農駅前広場、物流拠点、I・C、道の駅

凡 例	
---	都市計画区域境界
●	市役所・役場等
■	用途地域
■	高規格道路(広域連携軸)
■	国道
■	主要地方道
---	鉄道
■	主要河川
○	圏域の拠点となる市街地
○	地域生活の拠点となる市街地
■	広域連携軸
■	地域連携軸



第4章 住民意向調査

4-1 調査の概要

1. 調査の目的と都市計画マスタープランにおける利用の目的

町民の都農町の施策に対する満足度や重要度等をはじめ、行政施策に対する意見やニーズ等を把握し、第6次都農町長期総合計画（平成29年3月）の策定に当たっての基礎資料とすることを目的として実施されました。

第4章では、上記のアンケート調査を都市計画マスタープランの基礎調査として活用します。

2. 調査地域

都農町全域

3. 調査対象

本町に居住する20歳以上の町民

4. 対象者抽出方法

住民基本台帳による無作為抽出

5. 調査方法

郵送配布～郵送回収

6. 調査期間

平成28年（2016年）7月

7. 回収結果

配布数 ----- 1,000件

有効回収数 ----- 372件

有効回収率 ----- 37.2%

◆地区別回収状況（上段：構成比%、下段：回答件数）◆

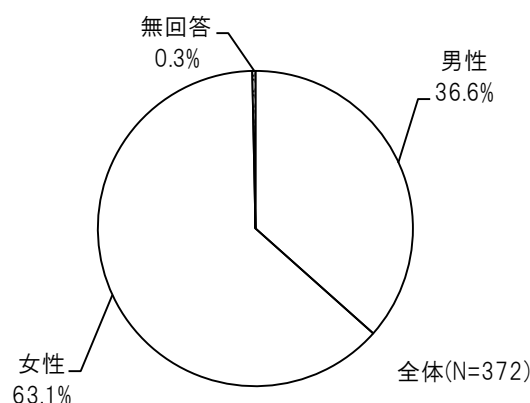
全体	都農小学校区	都農南小学校区	都農東小学校区	無回答
100.0	43.5	35.8	17.7	3.0
372	162	133	66	11

※「問5. あなたのお住まいの小学校区」回答結果より

4-2 回答者の属性

1. 性別構成

回答者の性別は、男性が36.6%、女性が63.1%となっています。

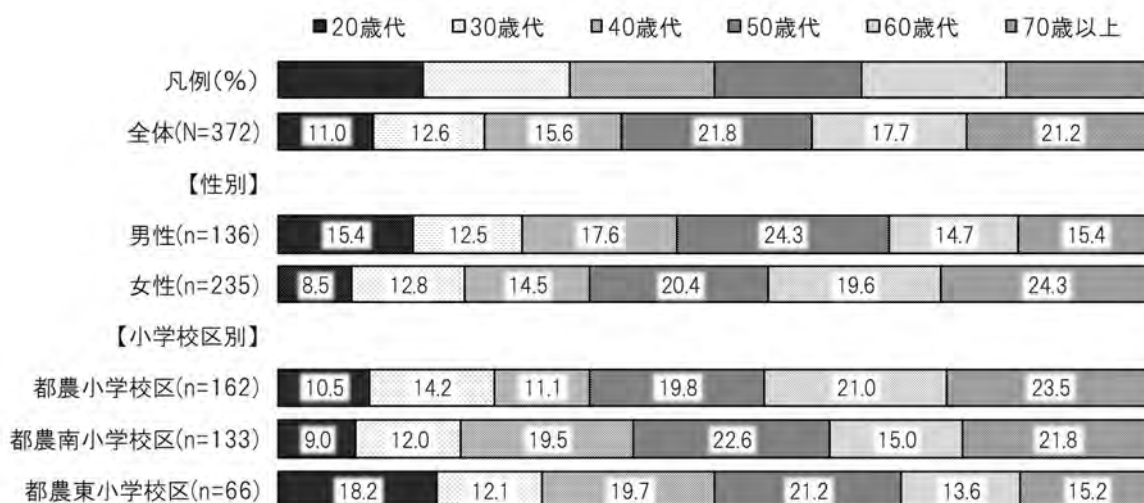


2. 年齢別構成

回答者の年齢は、「50歳代」が21.8%と最も高く、次いで「70歳以上」(21.2%)、「60歳代」(17.7%)、「40歳代」(15.6%)の順となっており、『50歳代以上』合計で全体の6割(60.7%)を占めています。

性別では、男性に比べて女性の60歳以上の割合が高くなっています。

小学校区別では、都農小学区で「60歳代」、都農東小学校区で「20歳代」が他の地区に比べてそれぞれ高い傾向にあります。

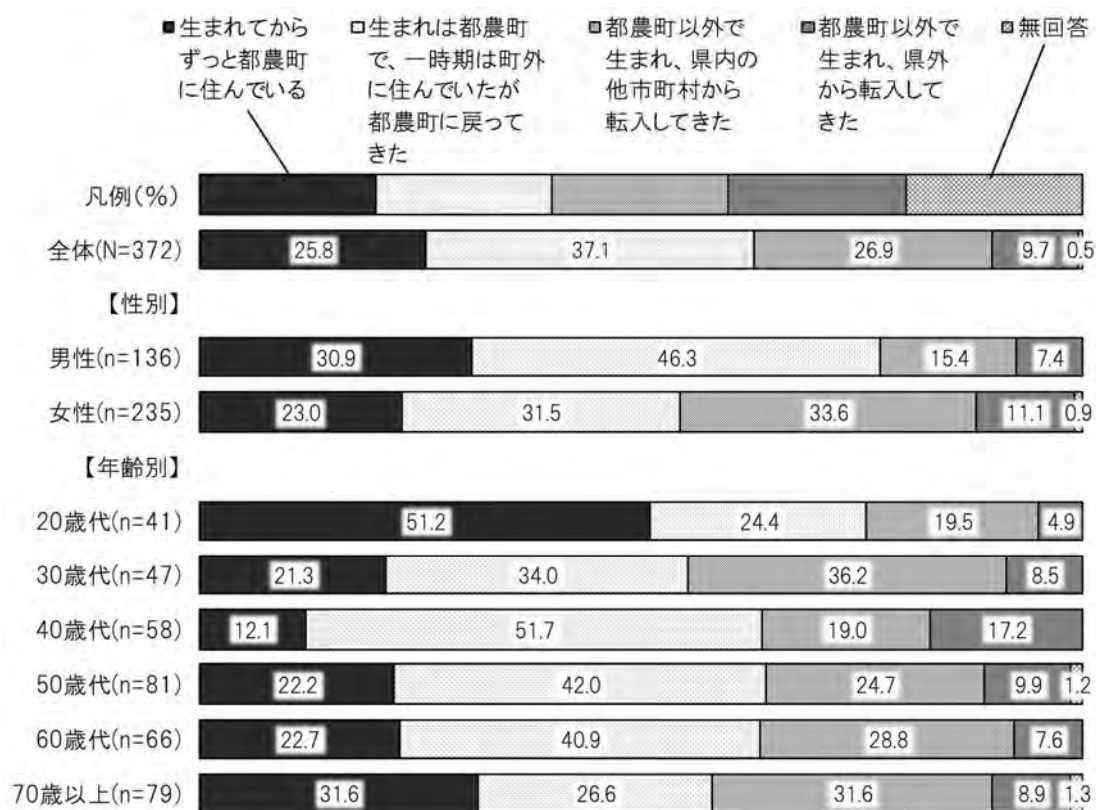


3. 出身地

出身地は、「生まれは都農町で、一時期は町外に住んでいたが都農町に戻ってきた」の割合が37.1%と最も高く、次いで「都農町以外で生まれ、県内の他市町村から転入してきた」(26.9%)、「生まれてからずっと都農町に住んでいる」(25.8%)の順となっています。

性別では、男性で「生まれてからずっと都農町に住んでいる」「生まれは都農町で一時期は町外に住んでいたが都農町に戻ってきた」、女性で「都農町以外で生まれ、県内の他市町村から転入してきた」がそれぞれ高い状況にあります。

年齢別では、20歳代で「生まれてからずっと都農町に住んでいる」、40歳代で「生まれは都農町で、一時期は町外に住んでいたが都農町に戻ってきた」が他の年齢層に比べてそれぞれ高い傾向にあります。



4. 居住年数

居住年数は、「20年以上」が78.0%と圧倒的に高い傾向にあります。

性別では、女性に比べて男性で「20年以上」が高く、年齢別では、年齢が上がるほど「20年以上」の割合がおおむね高くなる傾向にあります。

出身別*では、都農町出身者とUターンの9割以上が「20年以上」と回答しています。一方、県内転入者と県外転入者では20年未満が約半数を占めています。



*出身別クロス集計は、「問3 あなたの出身地はどこですか。」を利用し、次のとおり略記している。

- ・都農町出身者→「1 生まれてからずっと都農町に住んでいる」と回答した人
 - ・Uターン→「2 生まれは都農町で、一時期は町外に住んでいたが都農町に戻ってきた」と回答した人
 - ・県内転入者→「3 都農町以外で生まれ、県内の他市町村から転入してきた」と回答した人
 - ・県外転入者→「4 都農町以外で生まれ、県外から転入してきた」と回答した人
- (本報告書においては、以下同様)

4-3 調査結果

1. 都農町の愛着度と定住意向について

(1) 都農町の住みやすさ

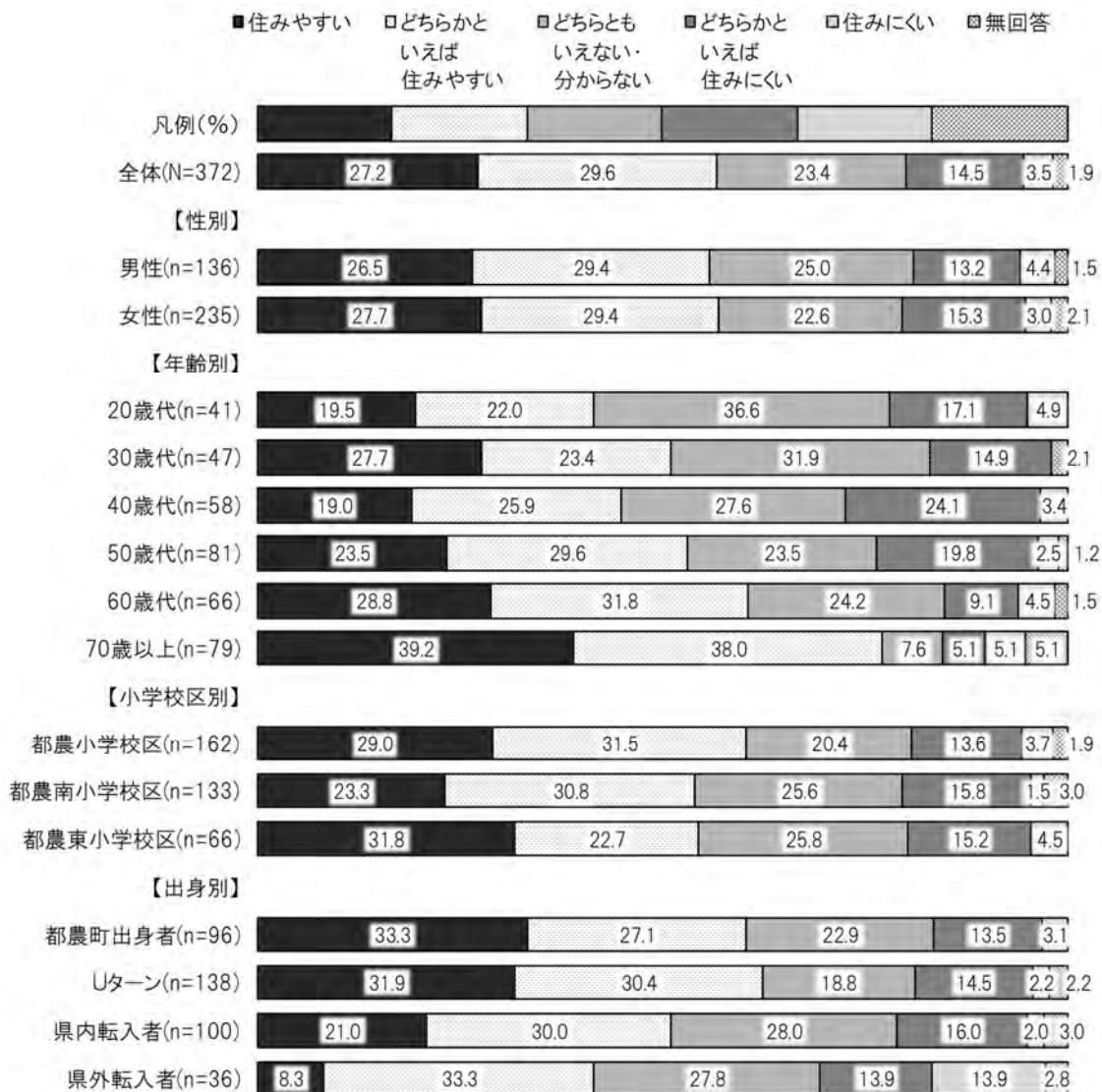
問9 都農町を住みやすいと感じていますか。次の中から1つ選んでください。

都農町の住みやすさについては、「住みやすい」が27.2%、「どちらかといえば住みやすい」が29.6%で、合計56.8%が『住みやすい』と評価しています。一方「どちらかといえば住みにくい」(14.5%)、「住みにくい」(3.5%)の合計は18.0%となっています。

性別では差は目立ちませんが、年齢別では、年齢が上がるほど『住みやすい』がおおむね高くなる傾向にあります。また、40歳代で「どちらかといえば住みにくい」が他の年齢層に比べて高い傾向にあります。

小学校区別では、都農小学校区で『住みやすい』が他の小学校区に比べてやや高い傾向にあります。

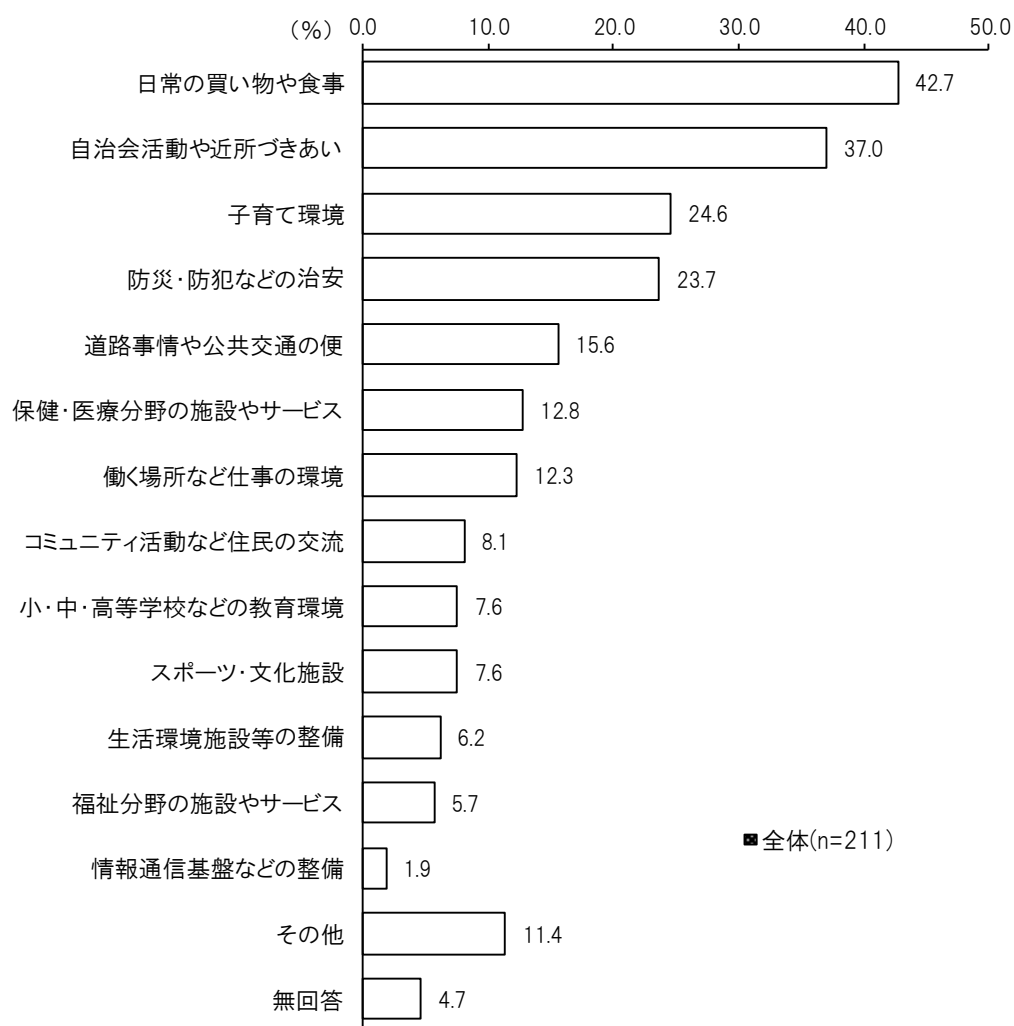
出身別では、県外転入者で「住みにくい」が他の層に比べて高くなっています。



(2) 住みやすいと思う理由

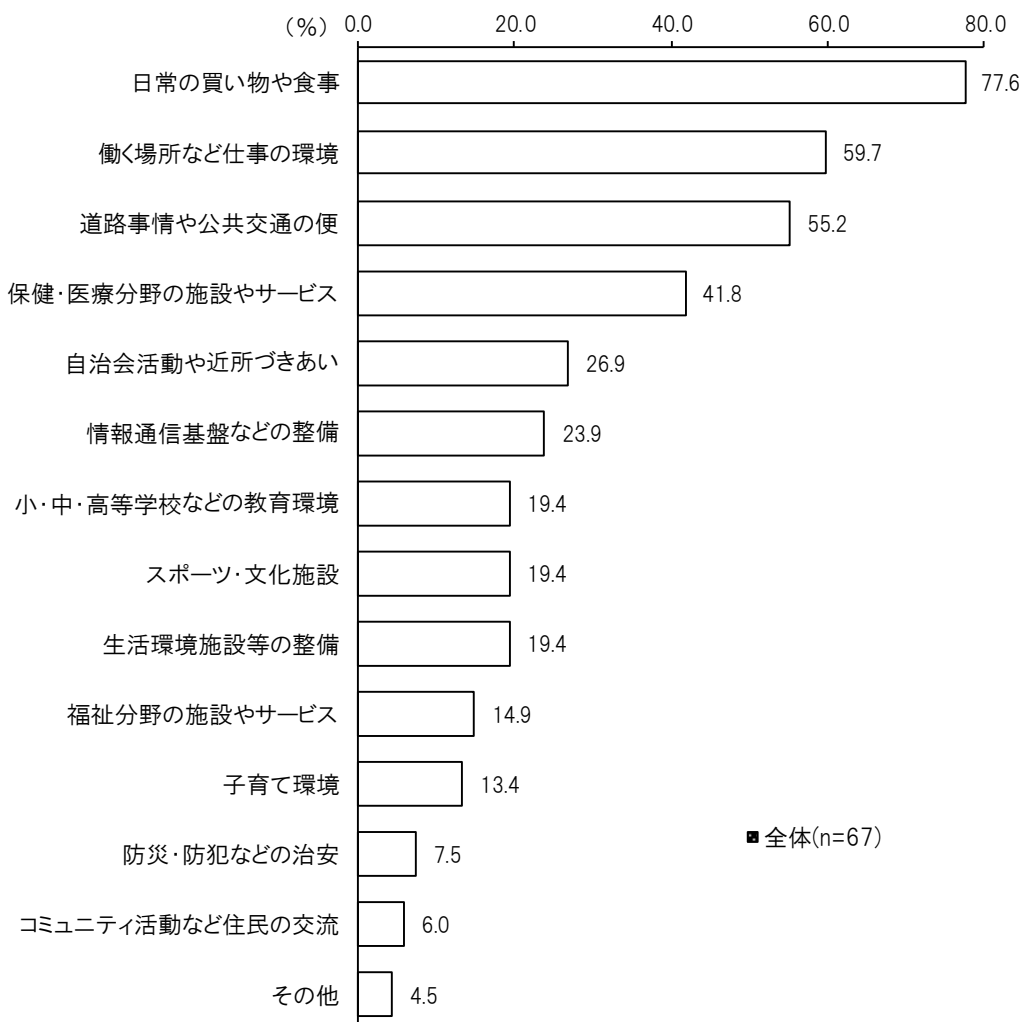
問9-1 問9で「1」・「2」・「4」・「5」とお答えになった方にお聞きします。その理由を次の中から選んでください。(いくつ選んでも構いません)

住みやすいと思う理由については、「日常の買い物や食事」が42.7%と最も高く、次いで「自治会活動や近所づきあい」(37.0%)、「子育て環境」(24.6%)、「防災・防犯などの治安」(23.7%)の順となっています。



(3) 住みにくいと思う理由

住みにくいと思う理由については、「日常の買い物や食事」が77.6%と最も高く、次いで「働く場所など仕事の環境」(59.7%)、「道路事情や公共交通の便」(55.2%)、「保健・医療分野の施設やサービス」(41.8%)の順となっています。



(4) 都農町への永住意向

問10 あなたは、今後も都農町に住み続けたいとお考えですか。次の中から1つ選んでください。

都農町への永住意向については、「ずっと住み続けたい」が53.2%、「当分は住み続けたい」が20.7%で、合計7割以上(73.9%)が『住み続けたい』と回答しています。一方「いずれ町外へ引っ越したい」(7.3%)、「すぐに町外へ引っ越したい」(1.9%)の合計は9.2%となっています。

性別では差は目立ちませんが、年齢別では、年齢が上がるほど「ずっと住み続けたい」がおおむね高くなる傾向にあります。また、20歳代で「いずれ町外へ引っ越したい」「すぐに町外へ引っ越したい」が他の年齢層に比べて高い傾向にあります。

小学校区別では、都農南小学校区で「いずれ町外へ引っ越したい」が他の小学校区に比べてやや高い傾向にあります。

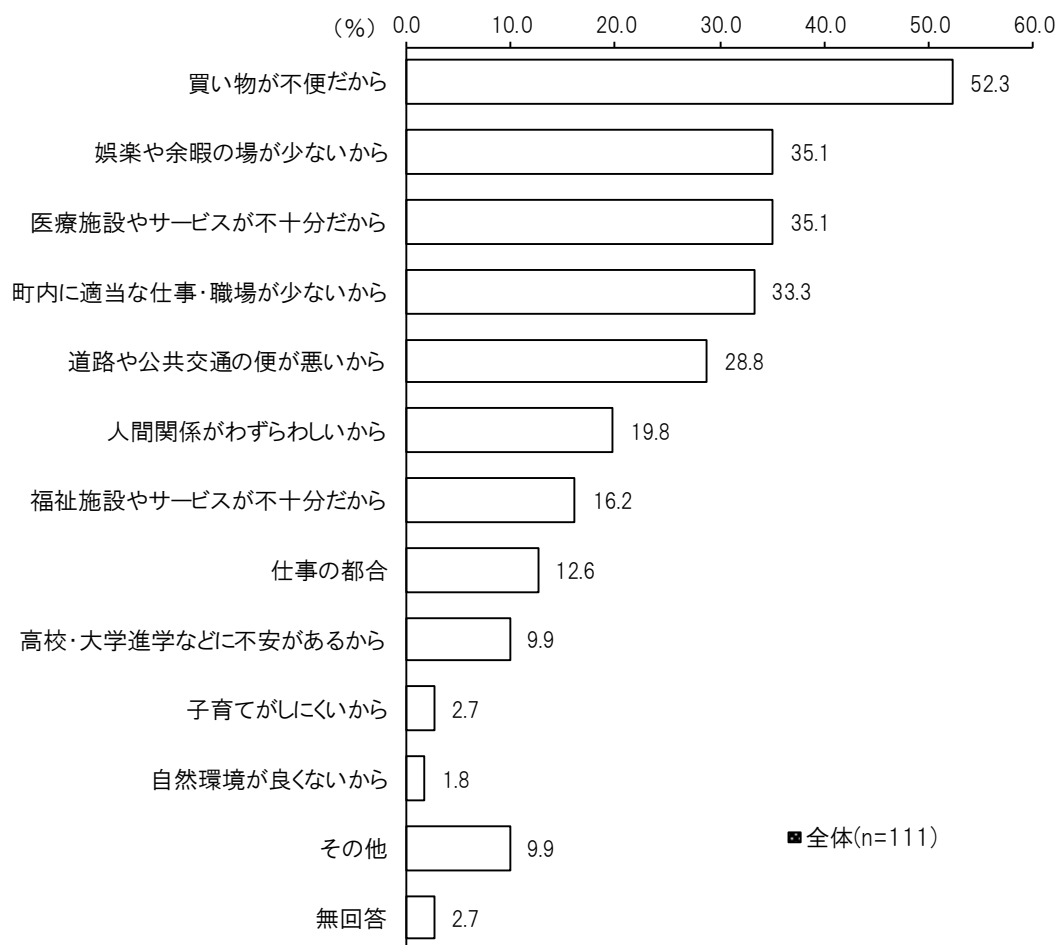
出身別では、県外転入者で「いずれ町外へ引っ越したい」が他の層に比べて高い傾向にあります。



(5) 永住したくない理由

問10-1 問10で「2」・「3」・「4」とお答えになった方にお聞きします。その理由を次の中から選んでください。(いくつ選んでも構いません)

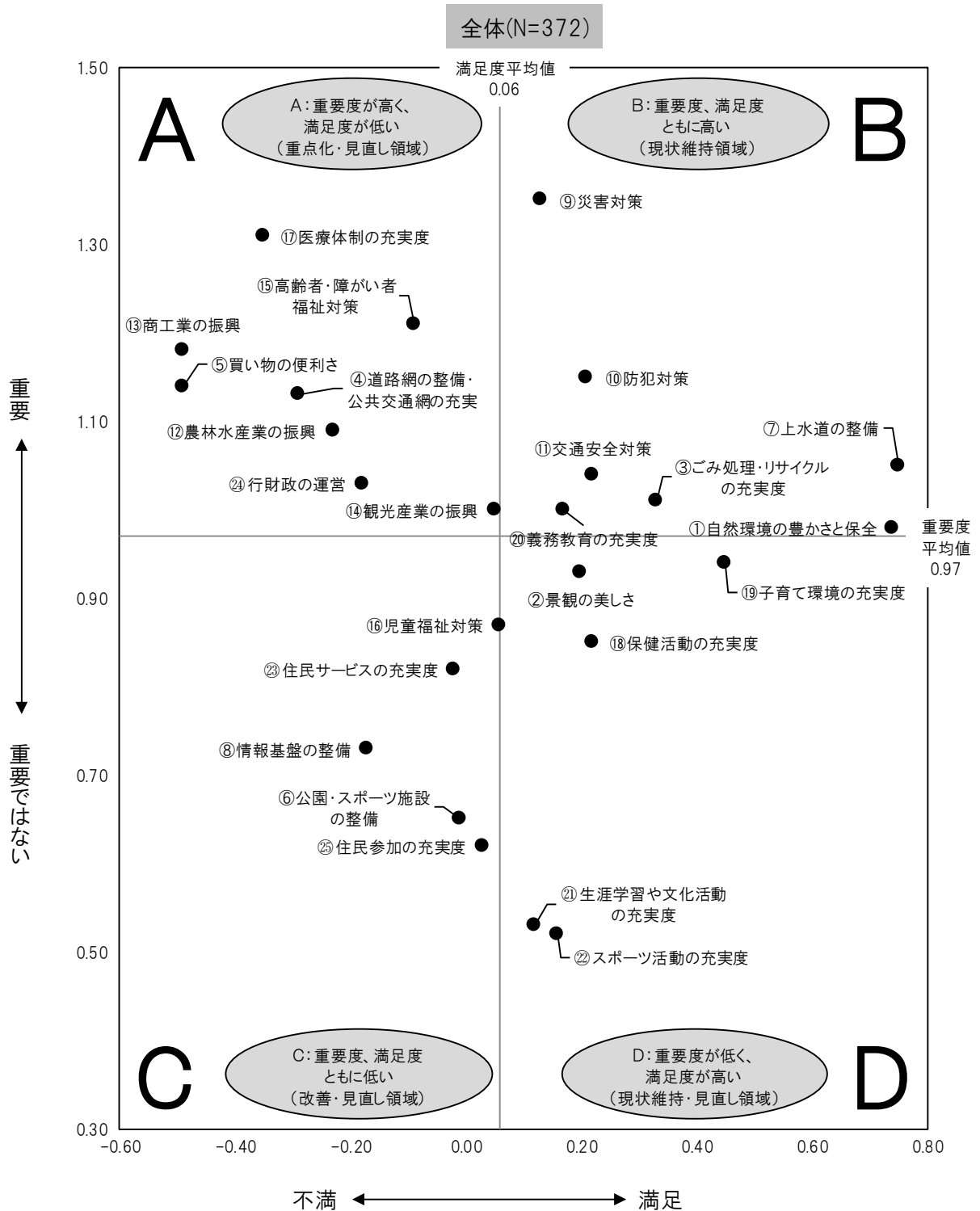
永住したくない理由については、「買い物が不便だから」が52.3%と最も高く、次いで「娯楽や余暇の場が少ないから」「医療施設やサービスが不十分だから」(各35.1%)「町内に適当な仕事・職場が少ないから」(33.3%)、「道路や公共交通の便が悪いから」(28.8%)の順となっています。



2. 町の施策に対する満足度・重要度について

(1) 施策の満足度と重要度

問 11 都農町の現在の状況と今後のまちづくりにおける満足度及び重要度についてお聞きします。(1) 現状についての満足度及び(2) 今後のまちづくりにおける重要度について、それぞれの項目ごとに1つずつ選んでください。

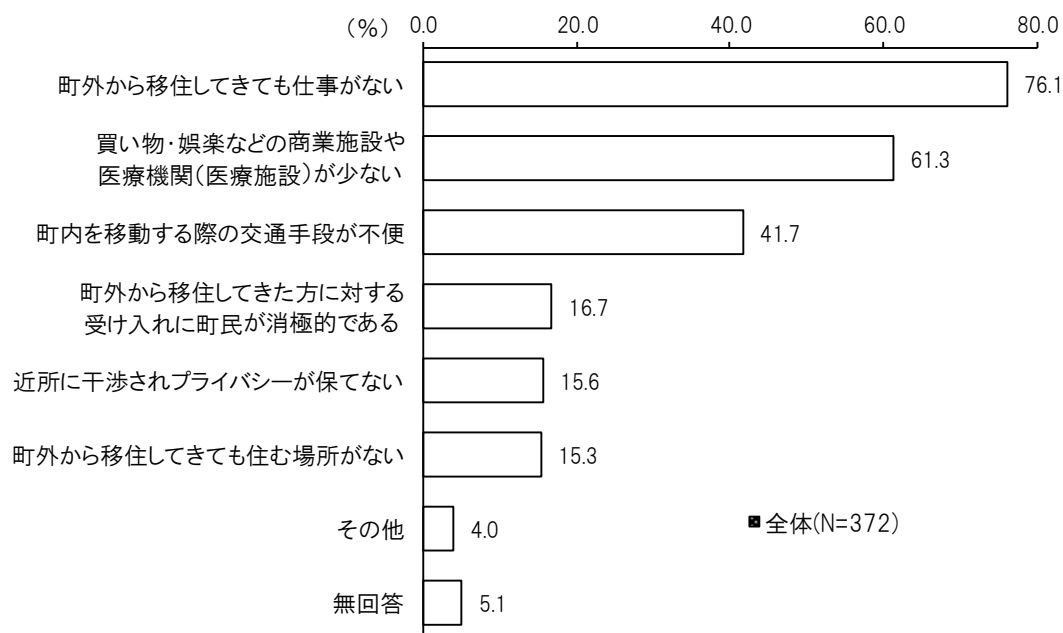


3. 生活環境について

(1) 町外から都農町に移住する際の問題点

問 18 あなたは、町外から都農町に移住する際の問題点は何だと思えますか。次の中から選んでください。(いくつ選んでも構いません)

町外から都農町に移住する際の問題点については、「町外から移住してきて仕事がない」が76.1%と最も高く、次いで「買い物・娯楽などの商業施設や医療機関(医療施設)が少ない」(61.3%)、「町内を移動する際の交通手段が不便」(41.7%)の順となっています。



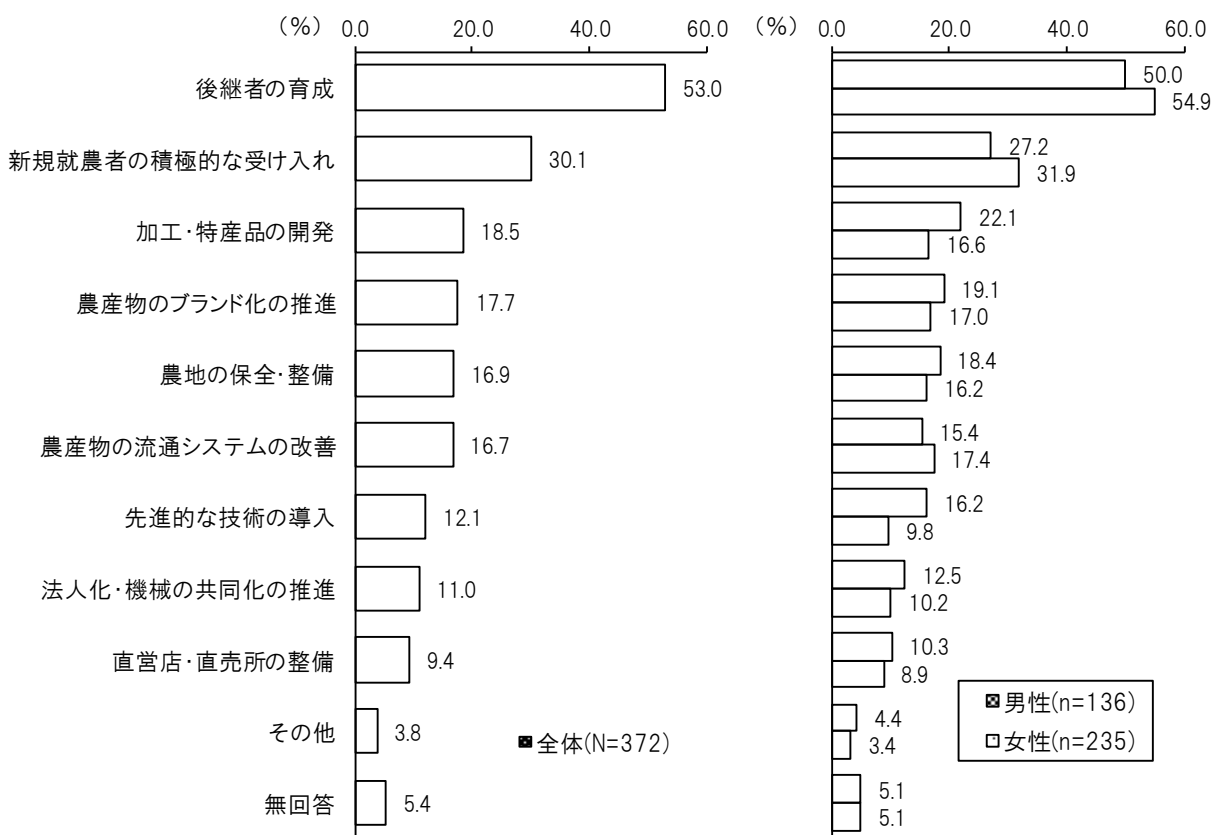
4. 産業振興について

(1) 農業振興のため今後力を入れるべきこと

問 19 あなたは、都農町の農業を振興するため、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。次の中から2つ選んでください。

農業振興のため今後力を入れるべきことについては、「後継者の育成」が53.0%と最も高く、次いで「新規就農者の積極的な受け入れ」(30.1%)、「加工・特産品の開発」(18.5%)、「農産物のブランド化の推進」(17.7%)、「農地の保全・整備」(16.9%)、「農産物の流通システムの改善」(16.7%)の順となっています。

性別では、男性で「加工・特産品の開発」「先進的な技術の導入」、女性で「後継者の育成」「新規就農者の積極的な受け入れ」がそれぞれやや高い傾向にあります。

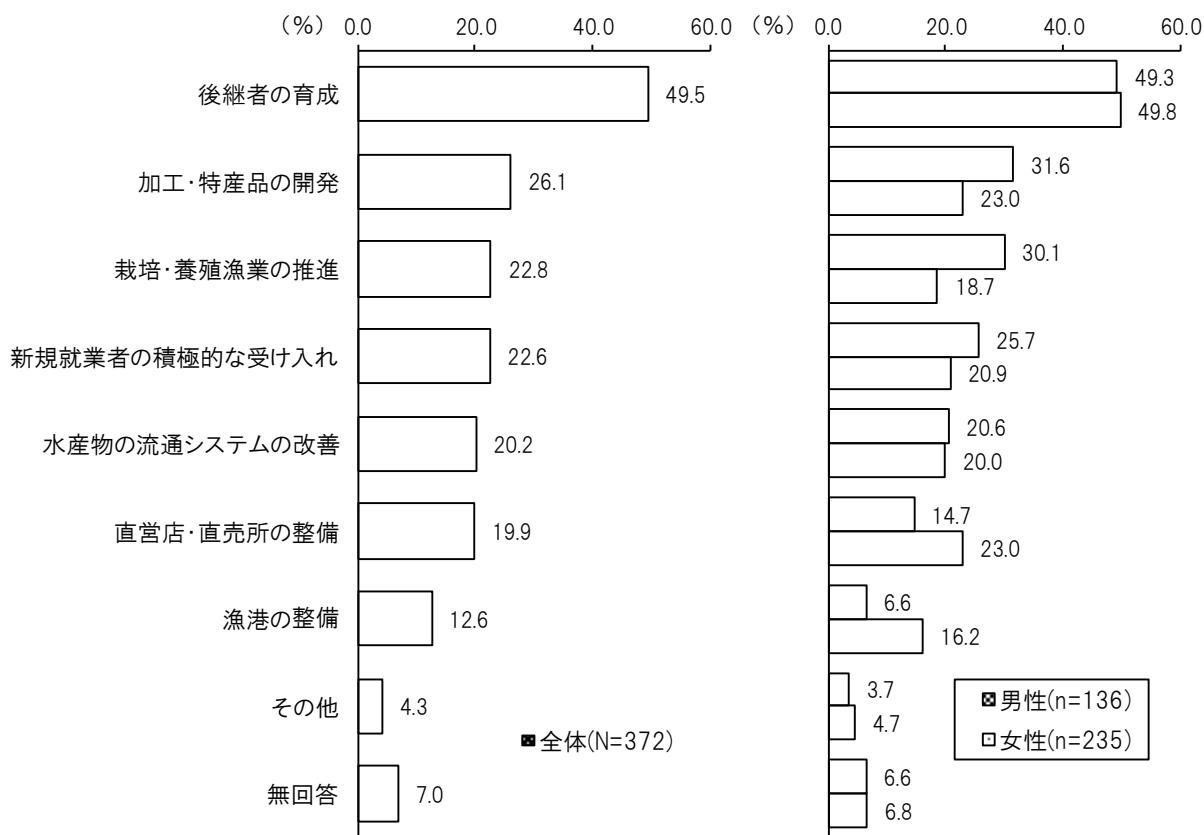


(2) 漁業振興のため今後力を入れるべきこと

問 20 あなたは、都農町の漁業を振興するため、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。次の中から2つ選んでください。

漁業振興のため今後力を入れるべきことについては、「後継者の育成」が49.5%と最も高く、次いで「加工・特産品の開発」(26.1%)、「栽培・養殖漁業の推進」(22.8%)、「新規就業者の積極的な受け入れ」(22.6%)、「水産物の流通システムの改善」(20.2%)「直営店・直売所の整備」(19.9%)の順となっています。

性別では、男性で「加工・特産品の開発」「栽培・養殖漁業の推進」、女性で「直営店・直売所の整備」「漁港の整備」がそれぞれ高い傾向にあります。

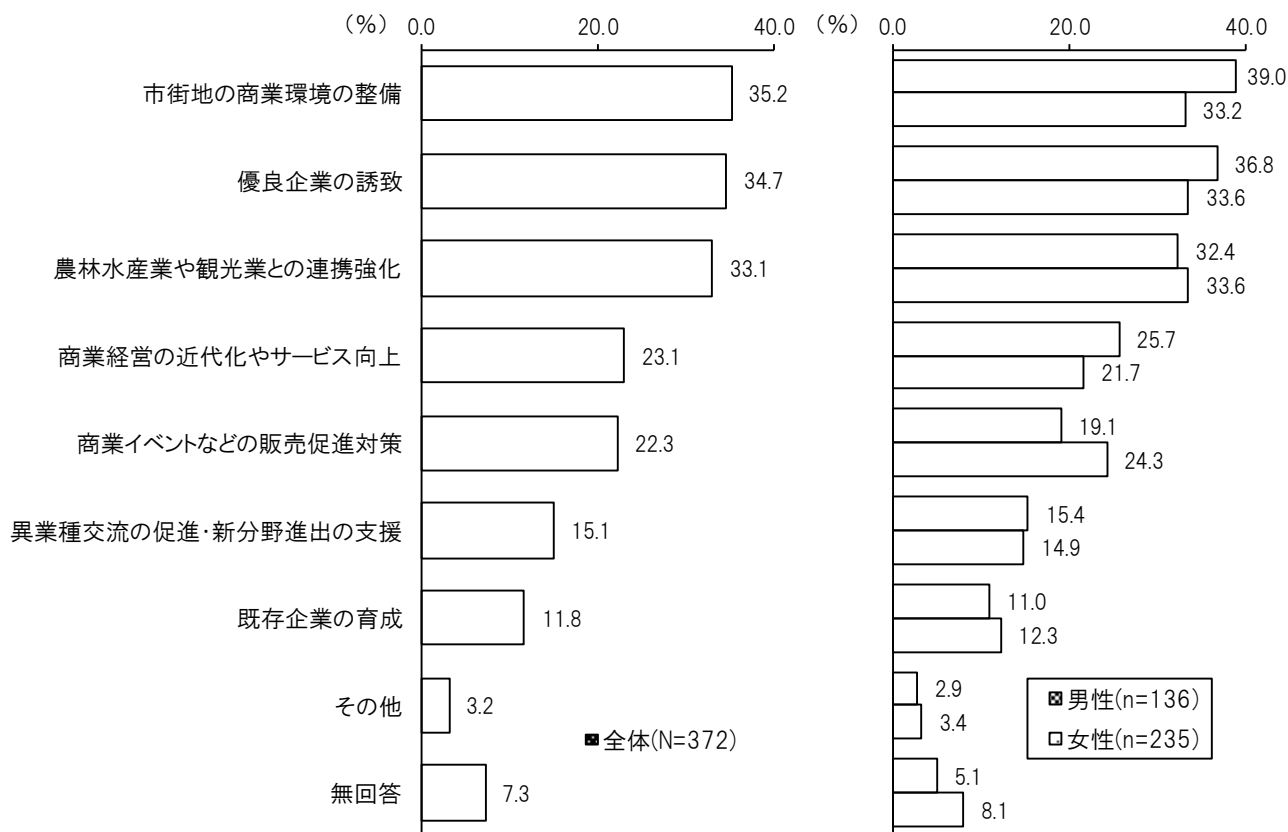


(3) 商工業振興のため今後力を入れるべきこと

問 21 あなたは、都農町の商工業を振興するため、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。次の中から2つ選んでください。

商工業振興のため今後力を入れるべきことについては、「市街地の商業環境の整備」が35.2%と最も高く、ほぼ並んで「優良企業の誘致」(34.7%)、「農林水産業や観光業との連携強化」(33.1%)と続きます。以下、「商業経営の近代化やサービス向上」(23.1%)、「商業イベントなどの販売促進対策」(22.3%)の順となっています。

性別では、男性で「市街地の商業環境の整備」、女性で「商業イベントなどの販売促進対策」がそれぞれやや高い傾向にあります。

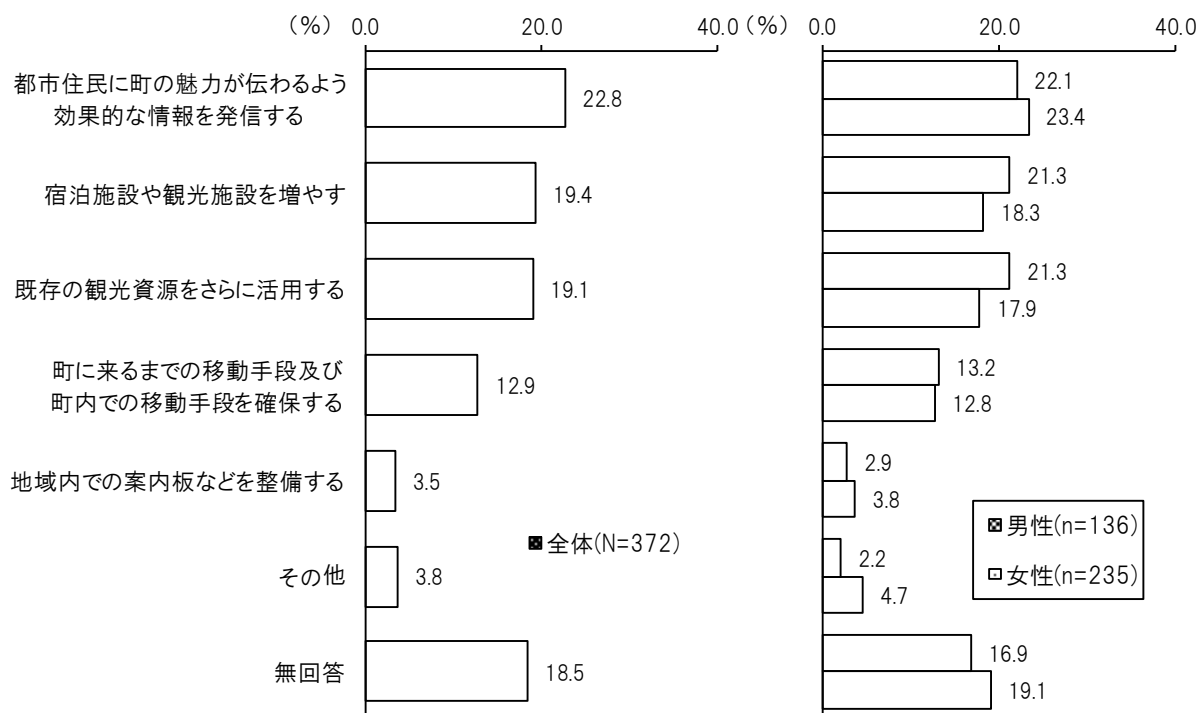


(4) 観光客や来訪者を増やすために力を入れるべきこと

問 22 あなたは、観光客や来訪者が都農町にもっと訪れてもらうようにするには、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。次の中から1つ選んでください。

観光客や来訪者を増やすために力を入れるべきことについては、「都市住民に町の魅力が伝わるよう効果的な情報を発信する」が22.8%と最も高く、次いで「宿泊施設や観光施設を増やす」(19.4%)、「既存の観光資源をさらに活用する」(19.1%)の順となっています。

性別では、女性に比べて男性で「宿泊施設や観光施設を増やす」「既存の観光資源をさらに活用する」がやや高い傾向にあります。



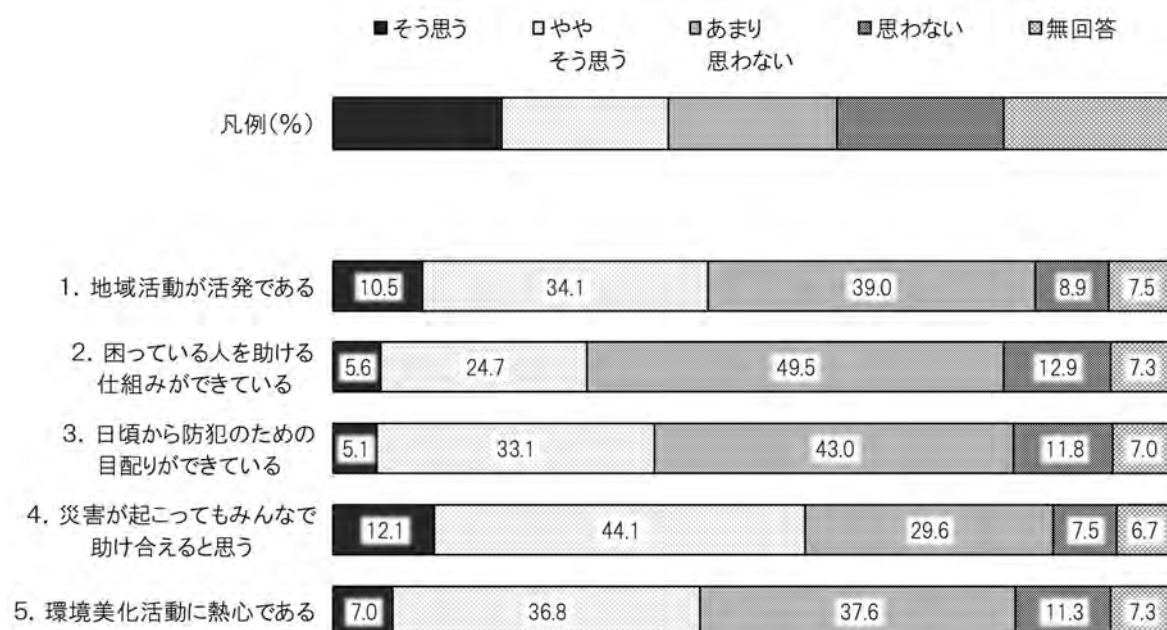
5. 行財政・まちづくりについて

(1) 地区活動の評価

問 24 あなたは、住んでいる地区の活動に対して以下のことをどう感じていますか。

地区活動の評価について、「思わない」と「あまり思わない」の合計が高い順に、「2. 困っている人を助ける仕組みができている」(62.4%)、「3. 日頃から防犯のための目配りができている」(54.8%)、「5. 環境美化活動に熱心である」(48.9%)、「1. 地域活動が活発である」(47.9%)となっています。

一方、「4. 災害が起こってもみんなで助け合えると思う」は、「そう思う」と「ややそう思う」の合計が「思わない」と「あまり思わない」の合計を上回っています。



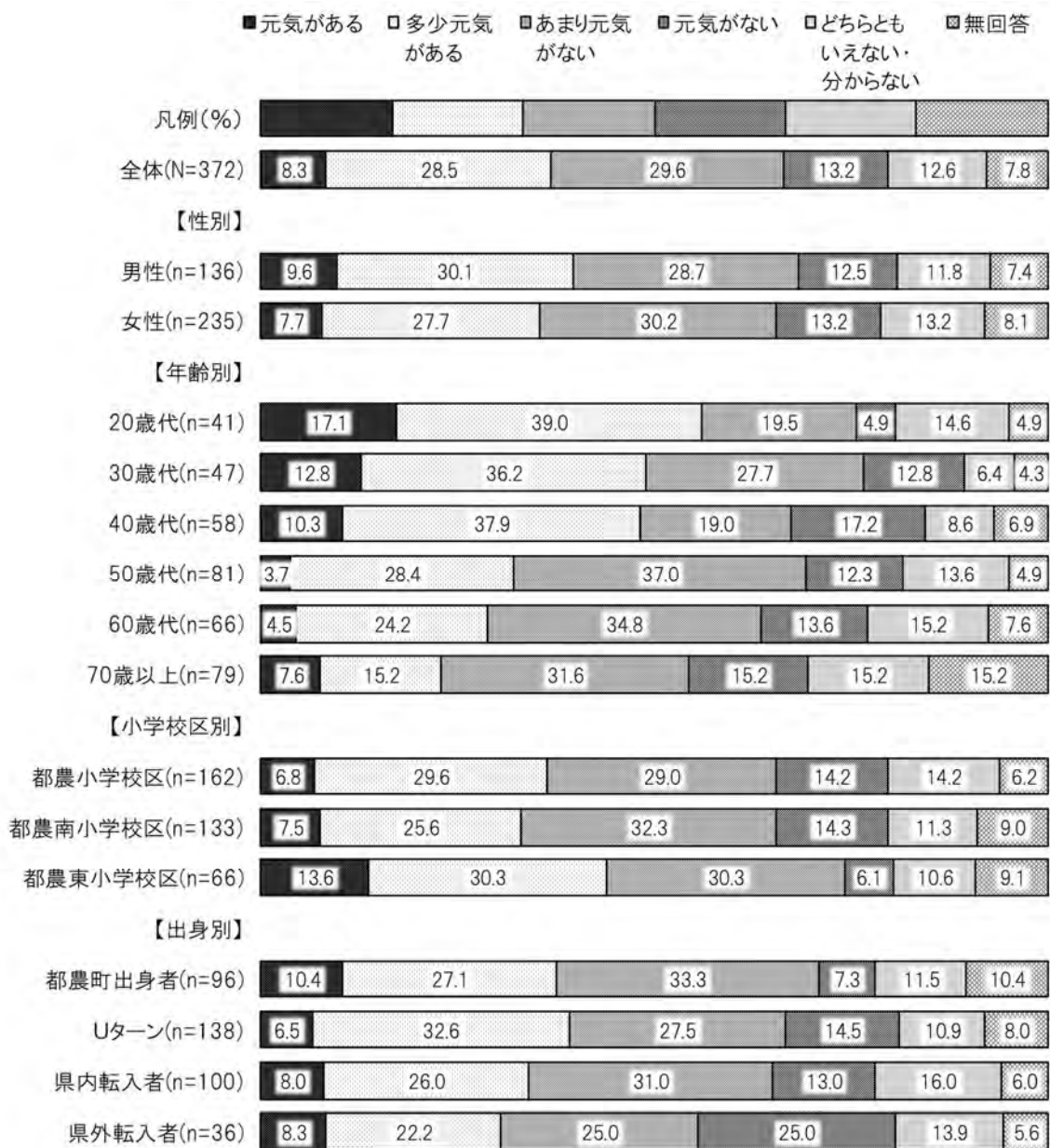
(2) 都農町の元気度

問 26 あなたは、現在の都農町は元気があると思いますか。次の中から1つ選んでください。

都農町の元気度については、「元気がある」が8.3%、「多少元気がある」が28.5%で、合計36.8%が『元気』と回答しています。一方「あまり元気がない」(29.6%)、「元気がない」(13.2%)の合計は42.8%となっています。

性別では、女性に比べて男性で『元気』がやや高く、年齢別では、若い年齢層ほど『元気』がおおむね高くなる傾向にあります。

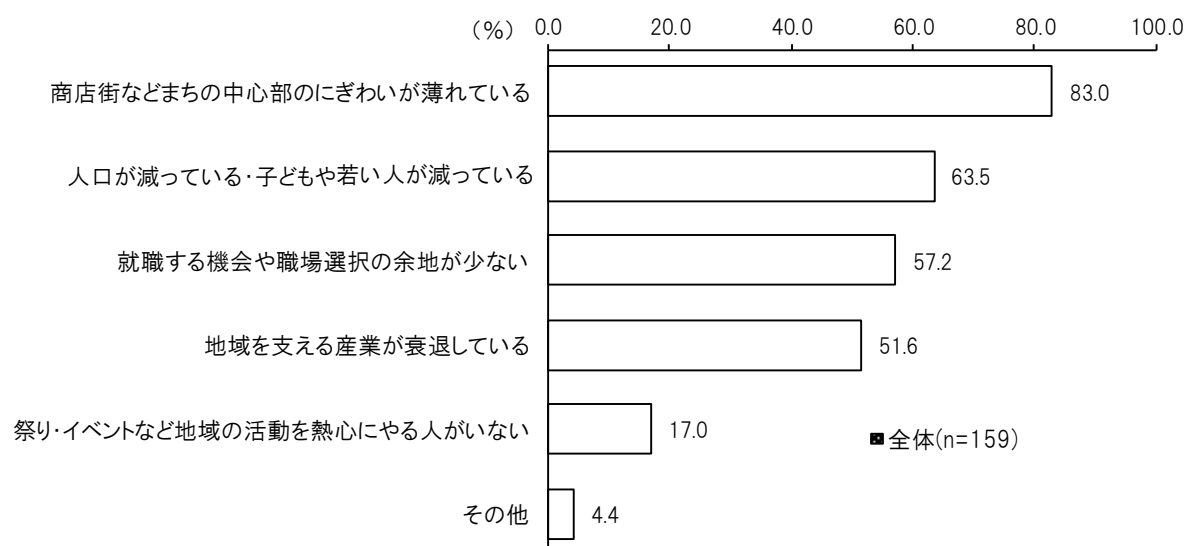
小学校区別では、都農東小学校区で『元気』が他の小学校区に比べて高く、出身別では、県外転入者で「元気がない」が他の層に比べて高い傾向にあります。



(3) 元気がないと思う理由

問26-1 問26で「3」・「4」とお答えになった方にお聞きします。その理由を次の中から選んでください。(いくつ選んでも構いません)

元気がないと思う理由については、「商店街などまちの中心部のにぎわいが薄れている」が83.0%と最も高く、次いで「人口が減っている・子どもや若い人が減っている」(63.5%)、「就職する機会や職場選択の余地が少ない」(57.2%)、「地域を支える産業が衰退している」(51.6%)の順となっています。



(4) まちづくりを進める上で優先すべき分野

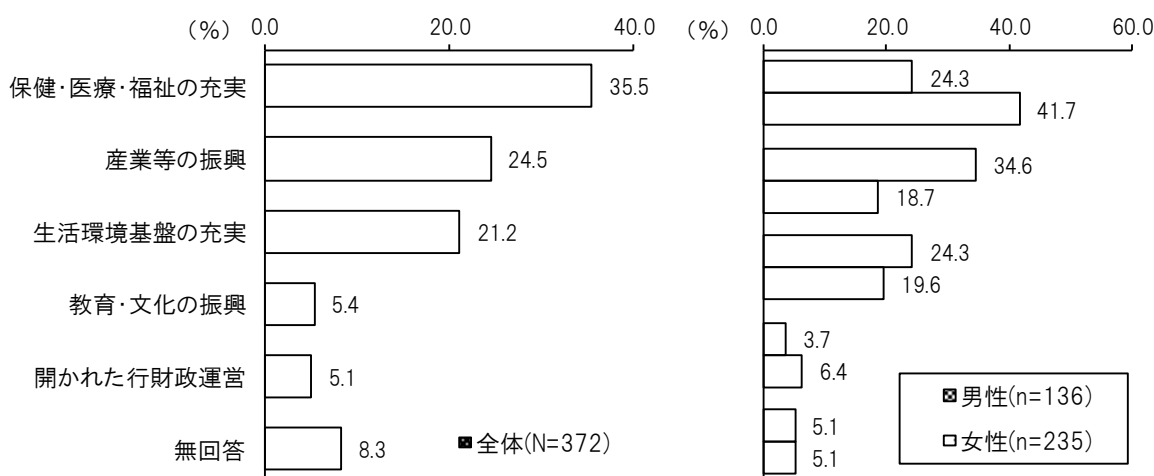
問 27 あなたは、今後の都農町は以下の5つの分野で、特にどの分野を優先してまちづくりを進めるべきだと考えますか。次の中から1つ選んでください。

まちづくりを進める上で優先すべき分野については、「保健・医療・福祉の充実」が35.5%と最も高く、次いで「産業等の振興」(24.5%)、「生活環境基盤の充実」(21.2%)の順となっています。

性別では、男性で「産業等の振興」、女性で「保健・医療・福祉の充実」がそれぞれ高い傾向にあります。

年齢別では、30～40歳代で「生活環境基盤の充実」、70歳以上で「保健・医療・福祉の充実」が他の年齢層に比べてそれぞれ高くなっています。

小学校区別では、都農東小学校区で「保健・医療・福祉の充実」が他の小学校区に比べて高い傾向にあります。

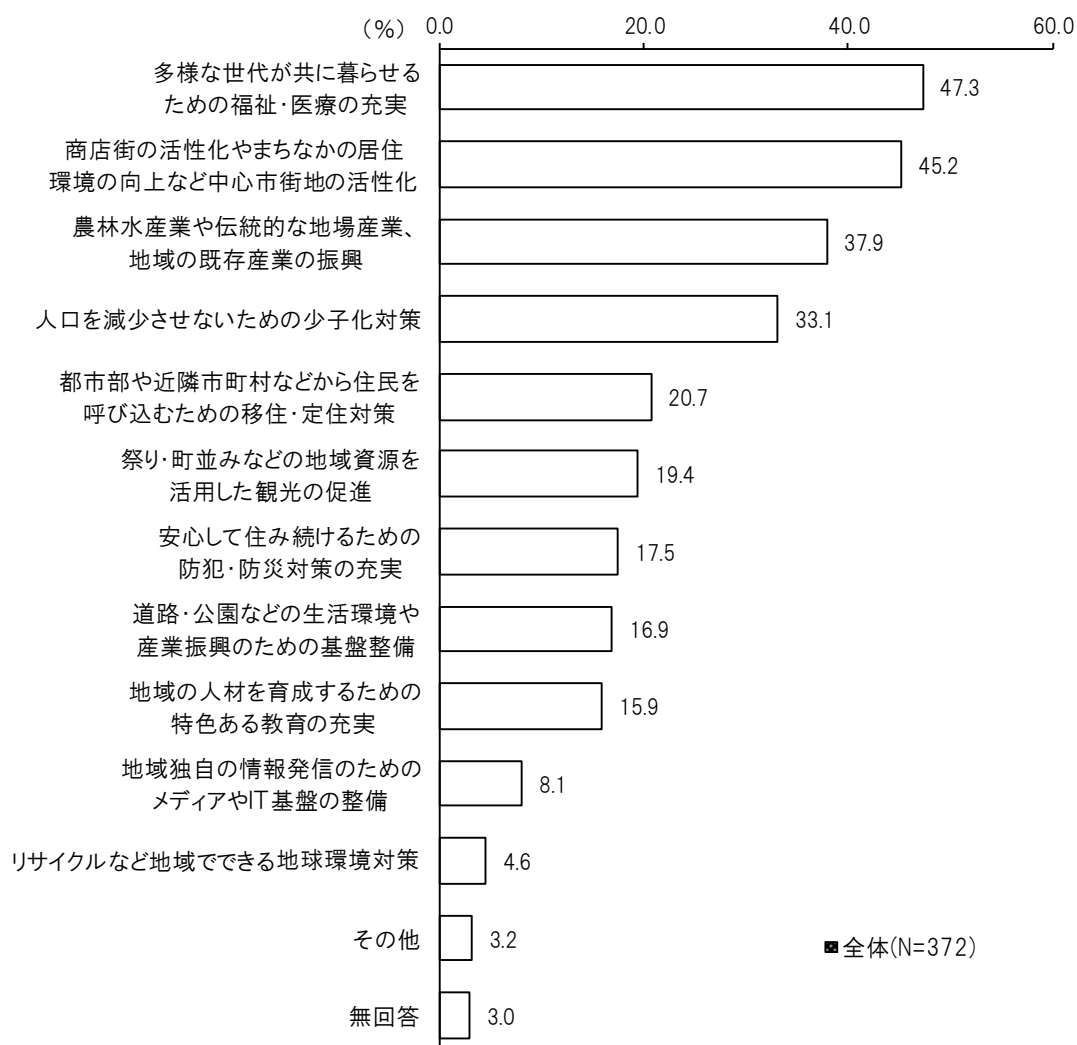


単位(%)	の保健・医療・福祉の充実	産業等の振興	実生活環境基盤の充実	教育・文化の振興	開かれた行財政運営
全体(N=372)	35.5	24.5	21.2	5.4	5.1
【年齢別】					
20歳代(n=41)	41.5	31.7	12.2	7.3	4.9
30歳代(n=47)	31.9	23.4	29.8	6.4	6.4
40歳代(n=58)	22.4	25.9	31.0	8.6	1.7
50歳代(n=81)	33.3	30.9	17.3	8.6	6.2
60歳代(n=66)	34.8	21.2	22.7	3.0	7.6
70歳以上(n=79)	46.8	16.5	16.5	0.0	3.8
【小学校区別】					
都農小学校区(n=162)	36.4	23.5	22.2	6.8	5.6
都農南小学校区(n=133)	30.8	29.3	21.1	3.0	4.5
都農東小学校区(n=66)	45.5	21.2	16.7	4.5	6.1

(5) 元気のあるまちになるために、期待する政策

問 28 あなたは、都農町が更に元気のあるまちになるために、特に期待する政策は何だと思いますか。次の中から3つ以内で選んでください。

元気のあるまちになるために、期待する政策については、「多様な世代が共に暮らせるための福祉・医療の充実」が47.3%と最も高く、次いで「商店街の活性化やまちなかの居住環境の向上など中心市街地の活性化」(45.2%)、「農林水産業や伝統的な地場産業、地域の既存産業の振興」(37.9%)、「人口を減少させないための少子化対策」(33.1%)の順となっています。



第5章 現在の社会動向

5-1 今後の国土づくりの基本的考え方

「国土のグランドデザイン 2050（国土交通省国土政策局総合計画課）」では、本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫等に対する危機意識を共有しつつ、2050年を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方を示しています。

以下に、「国土のグランドデザイン 2050（国土交通省国土政策局総合計画課）」の基本戦略について抜粋します。

1. 国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築

- ・ 集落が散在する地域において、日常生活に不可欠な機能を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域とネットワークでつなぐ「小さな拠点」の形成（全国 5 千箇所程度）。ICT を活用した遠隔医療・遠隔教育の実施や、地方公共団体・物流事業者・コンビニ等と連携した配達サービスの確保等、「未来型小さな拠点」のための環境整備の検討
- ・ 都市において、都市機能や居住機能を都市の中心部等に誘導し、再整備を図るとともに、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を図り、コンパクトシティの形成を推進。小規模な都市においては、規模に応じた都市サービスを提供するとともに、地域資源・強みを活かした、良好な居住環境を持つ環境生活都市を構築
- ・ 複数の地方都市等がネットワークを活用して一定規模の人口（おおむね 30 万人）を確保し、相互に各種高次都市機能を分担し連携する「高次地方都市連合」の構築（全国 60～70 箇所程度）

2. 攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり

- ・ コンパクト+ネットワークによる新しい集積の下、人・モノ・情報が活発に行き交う中で新たな価値の創造・イノベーションにつなげる「攻めのコンパクト」
- ・ 大学が核となって地域とも連携し、空間的近接性を確保しつつ、脱工業生産力モデルを志向した新産業を創出するフューチャー・インダストリー・クラスターの形成（大量生産・大量消費モデルからの脱却）。その際、各地域が戦略的に成長産業と目標を設定し、各府省の連携により、その産業等を育成
- ・ 農林水産業における多様な担い手の確保、企業ノウハウや ICT を活用した生産・流通システムの高度化、6 次産業化・輸出促進や農山漁村における「地域内経済ネットワークの取組」の促進

3. スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成

- ・ リニア中央新幹線の整備により、三大都市圏がそれぞれの特色（東京圏の国際的機能、名古屋圏の先端ものづくり、大阪圏の文化、歴史、商業）を発揮しつつ一体化し、世界最大のスーパー・メガリージョンが形成され、世界から人・モノ・カネ・情報を引き付け世界を先導
- ・ スーパー・メガリージョン内外の人・モノ・情報の高密度な連携を促進（筑波、関西学研など、知の創発拠点をつなぐ「ナレッジ・リンク」の形成等）
- ・ リニア中間駅の活用により、高度な都市生活と大自然に囲まれた環境が近接した新しいライフ

スタイルを実現

- ・ リニアと他の交通ネットワークの結節を強化し、スーパー・メガリージョンの効果を北東日本や南西日本に拡大。福岡などスーパー・メガリージョン以外の地域においても、国際ゲートウェイ機能等を充実し、スーパー・メガリージョンと連携
- ・ 世界に例のないプロジェクトの効果を最大限に発揮するため、必要な調査・研究を行うなど、積極的に挑戦

4. 日本海・太平洋2面活用型国土と圏域間対流の促進

- ・ 東日本大震災では、日本海側と太平洋側の連携を強化し、ネットワークの多重性・代替性の確保を図り、両面を活用する重要性が再認識
- ・ ユーラシアダイナミズムへの対応と災害に強い国土づくりの観点から、日本海側と太平洋側の連携を強化
- ・ シベリア鉄道を活用したシベリアランドブリッジ、北極海航路、パナマ運河再拡張を契機として、日本海側と太平洋側の2面をフル活用し、世界との結びつきを強化
- ・ 広域ブロック相互間の連携を強化

5. 国の光を觀せる観光立国の実現

- ・ アジアを中心とした旺盛な国際観光需要を積極的に取り込んでいくことが重要
- ・ 定住人口の減少が見込まれる中、内外の観光客を呼び込み、「交流人口」の増加により地域経済を活性化（外国人旅行者11人分、又は、国内旅行者（宿泊）26人分で定住人口1人の消費額に相当）
- ・ 地域住民が誇りと愛着を持ち、活力に満ちた地域社会を実現
- ・ 留学、ビジネス等「滞在人口」の拡大
- ・ 成熟した旅行者層や富裕層に積極的にアプローチし、食、流通、農業、文化等、様々な業界にインバウンド推進の担い手を広げた新たな取り組みを創出

6. 田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出

- ・ 近年の若者や女性の「田園回帰」と呼ばれる新たな人の流れなどを踏まえ、大都市から地方への人の流れを創出
- ・ 地方におけるIT産業をはじめとした多様な産業の振興等を通じて、若者や子育て世帯を含めたUIJターンを促進
- ・ シニア世代の知識・技術・経験は、地域産業やコミュニティ活動などの維持・振興に寄与するとともに、シニア世代の移住は、将来見込まれる大都市部の介護施設不足の緩和に寄与することから、「元気なうちの田舎暮らし」を促進
- ・ 「田舎暮らし」を促進するため、「田舎探し」を支援
- ・ 今後は単に居住する「二地域居住」に加え、生活・就労により積極的に地域にかかわりを持つ「二地域生活・就労」を促進し、「協働人口」を拡大
- ・ 移住先での住まいや医療の確保、働き口の確保のほか、交通の利便性向上や納税、住民登録等、様々な側面により柔軟な社会制度となるよう検討
- ・ これらの取組に合わせ、受け入れ側の地方部においては、自らの地域の宝を探し、「田舎磨き」を積極的に推進

7. 子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築

- ・ 都市政策・住宅政策・福祉政策・交通政策等の連携によりコミュニティを再構築
- ・ コミュニティ再生拠点として、公的住宅団地の活用
- ・ それを支える新生活支援サービス産業の育成
- ・ スマートウェルネス住宅・シティの実現
- ・ 環境に優しく、高齢者が健康に歩いて暮らせ、同時に子育てしやすい多世代循環型の地域の構築

8. 美しく、災害に強い国土

- ・ 地域独自の景観や自然等の幅広い地域資源を活用した魅力ある地域づくり・無電柱化の推進等
- ・ 森林、農地、海洋、水を大切にし、38万km²の領土に加え、447万km²の領海・排他的経済水域等を守るとともに、すべてを持続可能な形で最大限利用
- ・ 所有者不明土地の実態把握、活用を進めるためのルールづくり。公共・公益的な視点と財産権の不可侵性のバランスに配慮した制度のあり方の検討
- ・ 災害リスクの評価・共有と、これを踏まえた防災・減災対策の重点化
- ・ ロボットやセンサー等を駆使して、防災・減災、メンテナンス等におけるイノベーションを生み出し「防災先進社会」を構築

9. インフラを賢く使う

- ・ インフラの整備に加え、使い方を工夫することで、既存ストックを最大限に活用。「対流基盤」としてのインフラの高度化とともに、先進技術を積極的に活用し、より頭脳化された「スマート・インフラ」への進化を促進
- ・ ITS技術の活用による円滑かつ安全な道路交通サービスの実現、ダム運用の高度化、地方空港の利活用の促進、港湾におけるITの活用による物流効率化の促進等
- ・ インフラの管理レベルを考慮し、効率的・効果的な維持管理を行いつつ、インフラの特性や利用状況等を踏まえ、必要に応じ、更新等を行うほか、機能連携、用途変更、統廃合等を実施

10. 民間活力や技術革新を取り込む社会

- ・ 民間の資金、技術、ノウハウを活用してインフラの整備・運営にPPP/PFIを活用
- ・ 技術革新の成果を最大限に活かすため、制度と技術を一体的につくり上げる
- ・ 実物空間と知識・情報空間が融合したGPS（サイバーフィジカルシステム）イノベーションを実現。これにより、世界で最も高密度なストレスフリー社会を形成
- ・ このため、準天頂衛星等を活用した高精度測位社会を実現
- ・ 国家戦略特区制度等との連携

11. 国土・地域の担い手づくり

- ・ 新たな「公」の第二弾ロケットとして、ソーシャルビジネスをはじめ、地域ビジネスの担い手を支援するプラットフォームを整備
- ・ クラウドファンディングの活用等、新たな「公」の担い手のビジネスマネジメントの向上を促進

- ・ 現場力の強さが日本の強さ。技術者・技能者の処遇を改善し職人が尊敬される社会へ
- ・ 若者が安心して一生を託せ、女性がより活躍できる建設産業の実現

1 2. 戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応

- ・ 水素社会の実現
- ・ バイオマス、小水力等再生可能エネルギーの活用によるエネルギーの地産地消等、サブシステム型のエネルギーシステムを構築。これらは災害時等のセキュリティの観点からも重要
- ・ 下水汚泥・下水熱の有効利用によるエネルギー化
- ・ 省エネ・創エネを効率的に実施するスマートシティの実現

第6章 都市計画における基本課題の設定

6-1 都市計画における基本課題の設定

本町の現状、上位・関連計画での位置づけ、住民意向や国の方針を踏まえて、都市計画における基本課題を設定します。

	現状 ※現況分析から抜粋	上位・関連計画での位置づけ ※上位・関連計画から関連項目を抜粋
将来像・都市構造	<p>[人口等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口は<u>減少傾向</u> 県平均と比べると<u>高齢化の進行は早い</u> ほぼ全域で高齢化率30%以上 山間部に近い区域で高齢化率が高く、用途地域内は比較的高齢化率が低い <p>[産業構造]</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次産業、第2次産業は減少傾向、第3次産業が増加傾向 平成27年の<u>第1次産業、第2次産業の就業者の比率は、県平均を上回る</u> 農家数及び経営耕地面積は減少傾向 観光客は県外客、県内客共に<u>増加傾向</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 美しく快適・安全なまちづくり【総合計画】 地域資源を生かした産業振興と人材確保・育成【地方版総合戦略】 魅力的な就業環境と多様な働き方の実現による雇用の確保【地方版総合戦略】 移住・定住の促進【地方版総合戦略】 地域の魅力を活かした関係人口の拡大・推進【地方版総合戦略】 包括的な子育て支援の充実【地方版総合戦略】 未来を拓く心豊かでたくましい子供を育てる【地方版総合戦略】 医療・福祉の機能充実による地域活力の創出【地方版総合戦略】 コミュニティの強化と安心・安全の確保【地方版総合戦略】 適切な<u>県土管理</u>を実現する県土利用【国土利用計画】 自然環境と美しい景観を保全・再生・活用する県土利用【国土利用計画】 安全と安心を実現する県土利用【国土利用計画】 豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、県土の発展につなげていくことを目指します【県基本方針】 日向灘沿岸から九州山地にかけて広がる豊かな<u>地域資源を生かす</u>とともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成【区域マス】 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成【区域マス】 地域固有の多彩な自然・歴史・田園環境の保全と活用が一体となった広域交流圏域の形成【区域マス】

<p>住民意向、社会動向 ※住民意向や社会的要請を要約・抜粋</p>	<p>都市計画における分野別課題の設定</p>
<p>住民意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都農町の住みやすさは、56.8%が『住みやすい』と評価している一方、『住みにくい』の合計は18.0%となっている ・住みやすいと思う理由は、「日常の買い物や食事」が42.7%と最も高く、「自治会活動や近所づきあい」「子育て環境」「防災・防犯などの治安」と続く ・永住意向は、7割以上が『住み続けたい』と回答しており、年齢別では、年齢が上がるほど「ずっと住み続けたい」がおおむね高くなる傾向で、20歳代で「いずれ町外へ引っ越したい」「すぐに町外へ引っ越したい」が他の年齢層に比べて高い ・都農町へ移住する際の問題点は、「町外から移住してきても仕事がない」が76.1%と最も高く、「買い物・娯楽などの商業施設や医療機関（医療施設）が少ない」「町内を移動する際の交通手段が不便」と続く ・まちづくりを進める上で優先すべき分野は、「保健・医療・福祉の充実」が35.5%と最も高く、「産業等の振興」、「生活環境基盤の充実」と続く ・元気のあるまちになるために期待する政策は、「多様な世代が共に暮らせるための福祉・医療の充実」が47.3%と最も高く、「商店街の活性化やまちなかの居住環境の向上など中心市街地の活性化」「農林水産業や伝統的な地場産業、地域の既存産業の振興」「人口を減少させないための少子化対策」と続く <p>社会動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築 ※集落が散在する地域において、日常生活に不可欠な機能を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域とネットワークでつなぐ「小さな拠点」の形成等 ・攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり ※コンパクト+ネットワークをイノベーションにつなげる攻めのコンパクト、大学と地域が連携した新産業の創出、農林水産業の生産・流通システムの高度化、6次産業化等 ・国の光を観せる観光立国の実現 ※「交流人口」の増加、「滞在人口」の拡大、成熟した旅行者層や富裕層へのアプローチ、地域住民が誇りと愛着を持つ地域社会の実現 ・田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出 ※大都市から地方への人の流れを創出、IT産業等を通じたUIJターンの促進、シニア世代の「元気なうちの田舎暮らし」を促進、「二地域生活・就労」を促進、自らの地域の宝を探し「田舎磨き」を推進 ・子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築 ※新生活支援サービス産業育成、スマートウェルネス住宅・シティ実現、環境に優しく高齢者が健康に暮らせ、同時に子育てしやすい地域構築 ・美しく、災害に強い国土 ※災害リスクの評価・共有と、これを踏まえた防災・減災対策の重点化 ・インフラを賢く使う ※既存ストックの最大限の活用、先進技術を積極的に活用し、より頭脳化された「スマート・インフラ」への進化を促進、インフラの特性や利用状況等を踏まえた効率的な維持管理、機能連携、用途変更、統廃合等 ・民間活力や技術革新を取り込む社会 ※インフラの整備・運営にPPP/PFIを活用 ・国土・地域の担い手づくり ※新たな「公」の担い手のビジネスマネジメントの向上を促進 ・戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応 ※エネルギーの地産地消等、サブシステム型のエネルギーシステムを構築、省エネ・創エネを効率的に実施するスマートシティの実現 	<p>都農町が現状抱えている課題 ※主に現状分析、住民意向に関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化・人口減少下でも持続可能なまちづくり ・安心・安全で美しいまちづくり ・産業特性・地域資源を活かしたまちづくり ・歴史・自然を活かしたまちづくり ・中心市街地の活性化、産業の活性化 ・子育て環境の検証 ・保健・医療・福祉の充実（町立病院周辺） <p>将来あるべき姿を目指すための課題 ※主に上位計画、社会動向に関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来不安を緩和できる仕組みづくり ・定住人口・交流人口・関係人口の拡大による活性化 ・コンパクト+ネットワーク ・スマートシティの検討 ・需要バランスに見合う公共施設更新 ・人材育成の場

	現状 ※現況分析から抜粋	上位・関連計画での位置づけ ※上位・関連計画から関連項目を抜粋
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・東に日向灘を臨み、西は尾鈴の山並みが連なり、西高東低の丘陵性台地による平坦地が広がる ・用途地域内に約4割、都市計画区域内に約6割の人口が集中している ・用途地域は駅前通り沿い及び旧国道10号沿道の近隣商業を中心に指定 ・用途地域面積は商業系及び工業系が各1割、住宅系が8割 ・用途地域外は農用地区域や森林地域に指定されている ・都市計画区域内の土地利用は<u>自然的土地利用が67.0%、都市的土地利用が33.0%</u> ・用途地域指定区域の土地利用について、都市的土地利用が68.8%である一方、<u>自然的土地利用が31.2%を占めている</u> ・新築着工件数は年間約30件で約7割が用途地域指定区域で行われている ・平成18年から平成27年までに、179件、123,677㎡の農地転用が進行 ・主要な施設の公共施設及び商業施設は大半が用途地域周辺に集積 ・医療施設の人口カバー率は約42% ・高齢者福祉施設（通所系）の人口カバー率は約23% ・商業施設の人口カバー率は約62% ・医療、高齢者福祉（通所系）、商業施設のすべての施設の徒歩圏カバー率は約13%で用途地域内の徒歩圏充足率が高い ・都農第一土地区画整理事業、中部土地区画整理事業は<u>施行済み</u>である 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な事業の導入による<u>良好な居住環境の形成を推進</u>します【総合計画】 ・工業系の用途地域においては、今後ともその指定にふさわしい規制と行政指導を図ります【総合計画】 ・新たな工場進出に対しては、<u>既存の適用可能地を最大限に活用</u>するとともに、休・廃業の工業用地の有効利用を図るため、企業に協力を求め情報の把握と発信を行います【総合計画】 ・公共施設用地については、施設の統廃合・新設・移転など住民のコンセンサスのもとに整備します【総合計画】 ・JR都農駅と商店街を經由し、都農神社を結ぶ路線を活用し、バス停周辺を中心とした近隣型商業地として<u>既存商業地の再開発や国道10号沿いへの沿道型商業の立地の促進など、民間主導型の魅力あるまちづくりを展開</u>します【総合計画】 ・沿道型商業の整備と併せて、<u>自然遺産・歴史文化遺産を活用した観光的要素を持った商業機能の配置を推進</u>し、広域幹線道路を生かした観光客などの誘導を図ります【総合計画】 ・未利用地への産業集積、既存工業の維持・活性化を図ります【総合計画】 ・東九州自動車道都農IC付近については、今後、<u>産業機能の配置も含めた健全なまちづくりを推進</u>します【総合計画】 ・移住・定住促進を意識した町独自の定住促進住宅の建設を推進します【総合計画】 ・人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能等を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する【国土利用計画】 ・地域生活の拠点となる市街地：<u>旧国道10号沿道地区、都農駅前から駅通沿道の地区</u>【区域マス】 ・工業拠点、流通業務拠点：<u>国道10号沿道地区及びJR都農駅周辺地区</u>【区域マス】 ・観光拠点：<u>日向国一之宮都農神社、都農ワイナリー、道の駅つもの</u>【区域マス】
都市施設	<p>[道路]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12路線の都市計画道路のうち、4路線が整備済み ・国道10号及び広域農道は緊急時の輸送路に指定 ・国道10号を基軸に道路網を形成 ・高速道路のICが設置されている <p>[公園]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての都市計画公園が供用済み（藤見公園は一部未供用） <p>[下水道]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての都市下水路が供用済み <p>[公共交通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都農駅は乗客数が上昇傾向 ・15のバス路線が運行されており、うち14のバス路線は町が運行 ・従業・通学者の交通手段において「<u>自家用車</u>」の利用割合が約76%と高い 	<p>[道路]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の幹線道路などの整備及び生活関連施設の充実を図ります【総合計画】 ・追い越し車線や歩道の設置など、引き続き<u>国道10号の整備促進を要請</u>します【総合計画】 ・国道と県道を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、各集落間を結ぶ生活道路を重点的に整備し、<u>町内循環道路網を構築</u>します【総合計画】 ・ICから市街地や観光地への人の流れを誘導する<u>新たな道路整備について検討</u>します【総合計画】 ・都市計画道路の見直しを行い、地域に見合った整備を図ります【総合計画】 ・平山線の改良、老朽化した町道の補修改修など<u>生活道路の利便性</u>を図ります【総合計画】 ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の計画的な修繕及び定期的な点検を行います【総合計画】 ・高齢者や障がい者などに配慮した歩道の設置や拡幅、段差の解消など、<u>道路のバリアフリー化に努め</u>ます【総合計画】 ・国指定重要文化財赤木家住宅付近など、<u>まちの歴史を生かした個性と魅力ある道路整備を推進</u>します【総合計画】

住民意向、社会動向 ※住民意向や社会的要請を要約・抜粋	都市計画における分野別課題の設定
<p>住民意向</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町を住みにくいと思う理由は、「日常の買い物や食事」が77.6%と最も高く、「働く場所など仕事の環境」「道路事情や公共交通の便」「保健・医療分野の施設やサービス」と続く 永住したくない理由は、「買い物が不便だから」が52.3%と最も高く、「娯楽や余暇の場が少ないから」「医療施設やサービスが不十分だから」と続く 重要度が高く、満足度が低い項目として「道路網の整備・公共交通網の充実」「買い物の便利さ」「農林水産業の振興」「商工業の振興」「高齢者・障がい者福祉対策」「医療体制の充実度」「観光産業の振興」が選ばれている 商工業振興のため今後力を入れるべきことは、「市街地の商業環境の整備」が35.2%と最も高く、「優良企業の誘致」「農林水産業や観光業との連携強化」と続く 元気がないと思う理由については、「商店街などまちの中心部ににぎわいが薄れている」が83.0%と最も高く、「人口が減っている・子どもや若い人が減っている」「就職する機会や職場選択の余地が少ない」「地域を支える産業が衰退している」と続く <p>社会動向（土地利用に関連する項目を再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築 ※集落が散在する地域において、日常生活に不可欠な機能を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域とネットワークでつなぐ「小さな拠点」の形成等 攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり ※コンパクト+ネットワークをイノベーションにつなげる攻めのコンパクト、大学と地域が連携した新産業の創出、農林水産業の生産・流通システムの高度化、6次産業化等 子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築 ※新生活支援サービス産業育成、スマートウェルネス住宅・シティ実現、環境に優しく高齢者が健康に暮らせ、同時に子育てしやすい地域構築 インフラを賢く使う ※既存ストックの最大限の活用、先進技術を積極的に活用し、より頭脳化された「スマート・インフラ」への進化を促進、インフラの特性や利用状況等を踏まえた効率的な維持管理、機能連携、用途変更、統廃合等 民間活力や技術革新を取り込む社会 ※インフラの整備・運営にPPP/PFIを活用 戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応 ※エネルギーの地産地消等、サブシステム型のエネルギーシステムを構築、省エネ・創エネを効率的に実施するスマートシティの実現 	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性（災害に強い地形）を生かした啓発 農用地と調和のとれた効率的な宅地利用 空き地対策（有効な土地の利活用） 地域医療福祉とのネットワーク形成 土地区画整理完了地区の活用促進 中心市街地の活性化（商業） 国道10号沿いへの商業の立地促進（商業） 自然遺産・歴史文化遺産を活用した観光的要素を持った商業機能の配置（商業） 既存の適用可能地の活用（工業） 移住・定住促進 コンパクト+ネットワーク
<p>住民意向</p> <p>[道路・公共交通]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町を住みにくいと思う理由は、「日常の買い物や食事」が77.6%と最も高く、「働く場所など仕事の環境」「道路事情や公共交通の便」「保健・医療分野の施設やサービス」と続く（再掲） 重要度が高く、満足度が低い項目として「道路網の整備・公共交通網の充実」「買い物の便利さ」「農林水産業の振興」「商工業の振興」「高齢者・障がい者福祉対策」「医療体制の充実度」「観光産業の振興」が選ばれている（再掲） <p>[観光]</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客や来訪者を増やすために力を入れるべきことについては、「都市住民に町の魅力が伝わるよう効果的な情報を発信する」が22.8%と最も高く、次いで「宿泊施設や観光施設を増やす」「既存の観光資源をさらに活用する」と続く <p>社会動向（都市施設に関連する項目を再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 美しく、災害に強い国土 ※災害リスクの評価・共有と、これを踏まえた防災・減災対策の重点化 インフラを賢く使う ※既存ストックの最大限の活用、先進技術を積極的に活用し、より頭脳化 	<p>[道路]</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の見直し・整備促進 通学路の整備 インフラ整備の無駄をなくす 観光客等をICから各観光地や市街地へ誘導する交通体系の確立と再編 坂の上名貫線（旧国道）の整備検討 道路のバリアフリー化 <p>[公園]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園整備の推進 藤見公園の機能の充実 <p>[下水道]</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽の整備促進 都市下水路の長寿命化 <p>[公共交通]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利便性向上 町のイベントとJRのイベントとの協働 鉄道の高速度化、ダイヤの充実などに関する関係機関への要望

	現状 ※現況分析から抜粋	上位・関連計画での位置づけ ※上位・関連計画から関連項目を抜粋
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内はバスの本数が多く公共交通利便性が高い ・「公共交通カバー区域」は本町人口の約77%をカバー <p>[観光関連施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は自然観光資源、歴史的観光資源、その他観光資源が豊富である 	<ul style="list-style-type: none"> ・(都農IC周辺整備) 県道都農綾線を軸として来訪者を市街地へ誘導することができるよう、交通体系の確立と再編を図ります【総合計画】 ・主要な公共施設の整備： <ul style="list-style-type: none"> 3・5・6号福原尾道籠線（一般県道都農停車場線）【区域マス】 3・4・11号都農インター線（一般県道都農インター線）【区域マス】 <p>[公園]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定した「緑の基本計画」の方針に沿って開発区域、保全区域を明確化し、公園の整備を推進します【総合計画】 ・藤見公園は、スポーツと文化の機能を兼ね備え、町民の健康増進と住民福祉の向上に役立つ公園として、長期的に機能の充実を促進します。併せて、地域防災公園として防災機能の強化を図ります【総合計画】 <ul style="list-style-type: none"> ・主要な公共施設の整備：藤見公園【区域マス】 <p>[下水]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、現在実施している合併処理浄化槽設置整備事業により町全域において生活排水処理施設としての整備を行います【総合計画】 ・公共用海域の汚染を防止するため、今後も単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を重点的に推進します【総合計画】 <p>[公共交通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町のイベントとJRイベントとの協働により、JR利用の促進と町のPRを図ります【総合計画】 ・鉄道の高速化、ダイヤの充実などの要望を関係機関を通じて行っていきます【総合計画】 ・都農駅周辺の整備を行い、更なる利便性の向上を図ります（バス交通などの充実）【総合計画】 ・地域福祉バスの路線を見直すなど、交通弱者の利便性の向上を図り、乗客数の増加に繋げていきます【総合計画】 ・デマンド型乗合タクシーの運行についても、町民の意見などを踏まえながら利便性の向上を図り、乗客数の増加に繋げていきます【総合計画】 ・JR 都農駅については駅舎の建替え及び駅前広場の整備を行ってきましたが、今後もターミナル機能の充実を推進し、利便性の向上を図ります【総合計画】 <p>[観光関連施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなにぎわい拠点として平成25年にオープンした道の駅「つ」について、さらなる魅力アップのための施設整備、周辺整備を行います【総合計画】 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性や安全性の高い農村漁村集落道の整備や生活基盤のさらなる充実、農業用施設の維持・保全に努めます【総合計画】 ・医療・福祉の機能充実による地域活力の創出（再掲）【地方版総合戦略】 ・県全体の一体的発展を支える都市機能の充実と連携強化【県基本方針】 ・安全で快適な生活を送るための都市づくり【県基本方針】
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・2級河川の名貫川、都農川、心見川が東流し日向灘に注ぎ込んでいる ・本町は自然観光資源、歴史的観光資源、その他観光資源が豊富である（再掲） ・用途地域外は農用地域や森林地域に指定されている（再掲） ・都市計画区域内の土地利用は自然的土地利用が67.0%、都市的土地利用が33.0%（再掲） ・平成18年から平成27年までに、179件、123,677㎡の農地転用が進行（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国土利用計画」に基づき、農用地域内の農用地の確保を図るとともに、農用地の有効利用を促進します【総合計画】 ・「農業振興地域整備計画」の見直しを進め、優良農地の確保・保全を図ります【総合計画】 ・環境保全及び防災面での役割に配慮し、保安林などの整備を促進するとともに、森林の観光・森林浴・レクリエーション的活用についても検討します【総合計画】 ・一の宮公園、藤見公園及び不動公園など公園の維持管理とともに、町内に残る豊かな自然や生産緑地の保全に努めます【総合計画】 ・都市と農村漁村の交流、地域交流の拠点として、周辺施設の整備や周辺環境の美化など、引き続き美しい農村・漁村づくりに努めていきます【総合計画】

<p>住民意向、社会動向 ※住民意向や社会的要請を要約・抜粋</p>	<p>都市計画における分野別課題の設定</p>
<p>された「スマート・インフラ」への進化を促進、インフラの特性や利用状況等を踏まえた効率的な維持管理、機能連携、用途変更、統廃合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間活力や技術革新を取り込む社会 ※インフラの整備・運営に PPP/PFI を活用 ・戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応 <p>※エネルギーの地産地消等、サブシステム型のエネルギーシステムを構築、省エネ・創エネを効率的に実施するスマートシティの実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 都農駅のターミナル機能の充実 ・コンパクト+ネットワーク <p>[観光関連施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な観光資源の活用 ・道の駅つこの周辺整備 ・若い世代のニーズをつかむ施策誘導
<p>住民意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満足度と重要度について、「自然環境の豊かさ」と「景観の美しさ」は満足度が高い領域にある。 <p>社会動向（自然環境に関連する項目を再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の光を觀せる観光立国の実現 ※「交流人口」の増加、「滞在人口」の拡大、成熟した旅行者層や富裕層へのアプローチ、地域住民が誇りと愛着を持つ地域社会の実現 ・戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応 ※エネルギーの地産地消等、サブシステム型のエネルギーシステムを構築、省エネ・創エネを効率的に実施するスマートシティの実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源の有効活用（上水道） ・豊かな自然環境の保全と活用 ・尾鈴山や多彩な滝の環境保全活動 ・優良農地の保全 ・河川・水面の荒廃防止と治水利水の維持管理 ・地球環境グローバル化に沿う取り組み（省エネ・創エネ等）

	現状 ※現況分析から抜粋	上位・関連計画での位置づけ ※上位・関連計画から関連項目を抜粋
自然環境		<ul style="list-style-type: none"> ・一之宮鎮守の森と各地区の神社境内などにある樹齢の高い木、駅通りの銀杏並木については、<u>地域住民の誇りとして保全に努めます【総合計画】</u> ・適正な土地利用計画のもとに、良好な森林、緑地及び水辺など、<u>自然空間の計画的な保護に努めます。また、豊かな自然を貴重な資源として活用するため、散策路など自然に親しむ場づくりも引き続き検討します【総合計画】</u> ・町民との協力のもとに自然保護を計画的に進めるため、<u>景観条例の制定や緑化協定の締結など自然環境保全に努めます【総合計画】</u> ・策定した「緑の基本計画」の方針に沿って開発区域、保全区域を明確化し、<u>公園の整備を推進します（再掲）【総合計画】</u> ・一之宮公園については、鎮守の森を貴重な<u>自然景観として保護するとともに、環境の整備を図ります【総合計画】</u> ・不動公園は、桜・ツツジなどの<u>樹木の維持管理の計画的な推進など、今後とも町民の憩いの場として整備を推進します【総合計画】</u> ・将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、<u>自然環境の保全・再生を進め、森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形で活用を推進する【国土利用計画】</u> ・用途地域外においては、圏域の基幹産業である農林漁業と調和し、<u>守るべき自然環境を明確化するとともに、都市部との連携・共生を目指します【区域マス】</u> ・西都原古墳群などの本県を代表する貴重で多彩な歴史文化資源をはじめ、圏域に広がる多様な自然・歴史・田園環境などが織り成す、<u>優れた地域資源を保全することを目指します【区域マス】</u> ・また、これらの自然、歴史、田園環境を住民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場として<u>適正に活用することを目指します【区域マス】</u>
都市環境形成		<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線道路の整備においては、<u>緩衝緑地帯や遮音壁の設置など、環境対策の充実を要請します【総合計画】</u> ・道路の美化や歩道への植栽など、<u>美しく快適な道路づくりに努めます。併せて、住民主体の道路清掃への取り組みを促進します【総合計画】</u> ・一之宮鎮守の森と各地区の神社境内などにある樹齢の高い木、駅通りの銀杏並木については、<u>地域住民の誇りとして保全に努めます（再掲）【総合計画】</u> ・町民との協力のもとに自然保護を計画的に進めるため、<u>景観条例の制定や緑化協定の締結など自然環境保全に努めます（再掲）【総合計画】</u> ・不動公園は、桜・ツツジなどの樹木の維持管理の計画的な推進など、<u>今後とも町民の憩いの場として整備を推進します（再掲）【総合計画】</u> ・緑化協定・建築協定の誘導や花いっぱい運動の展開など、<u>町民の主体的な参加による住環境整備を促進します【総合計画】</u> ・用途地域内においては、<u>既存の良好な緑地などを、環境保全や防災面から、都市内の身近な緑として保存・活用します【区域マス】</u>
都市景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・本町は<u>自然観光資源、歴史的観光資源、その他観光資源が豊富である（再掲）</u> ・都農神社の夏祭りの風景も観光資源として残していくべきものである ・本町内には太陽光発電施設が散見しているほか、リニア実験跡地には世界一長いソーラー発電所が整備されている ・本町内には約400件の空き家が見られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・明るくいきいきとしたまちづくりの場を創出する施設を整備するとともに、<u>歴史的建造物である赤木家住宅周辺の町並み整備を行います【総合計画】</u> ・（都農IC周辺整備）適切な規制・誘導により、<u>周辺環境と調和した秩序ある商工業団地などの形成を図るとともに、広域的な交流拠点にふさわしい景観形成について検討します【総合計画】</u> ・現状の樹木を整備し、<u>調和のとれた景観を形成していきます【総合計画】</u> ・町民との協力のもとに<u>自然保護を計画的に進めるため、景観条例の制定や緑化協定の締結など自然環境保全に努めます（再掲）【総合計画】</u>

<p>住民意向、社会動向 ※住民意向や社会的要請を要約・抜粋</p>	<p>都市計画における分野別課題の設定</p>
<p>（このセルは空欄です）</p>	<p>（このセルは空欄です）</p>
<p>住民意向 ・満足度と重要度について、「<u>自然環境の豊かさと保全</u>」、「<u>景観の美しさ</u>」は満足度が高い領域にある。（再掲）</p> <p>社会動向（都市環境形成に関連する項目を再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の光を觀せる観光立国の実現 ※「交流人口」の増加、「滞在人口」の拡大、成熟した旅行者層や富裕層へのアプローチ、<u>地域住民が誇りと愛着を持つ地域社会の実現</u> ・子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築 ※<u>新生活支援サービス産業育成、スマートウェルネス住宅・シティ実現、環境に優しく高齢者が健康に暮らせ、同時に子育てしやすい地域構築</u> ・国土・地域の担い手づくり ※<u>新たな「公」の担い手のビジネスマネジメントの向上を促進</u> ・戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応 ※<u>エネルギーの地産地消等、サブシステム型のエネルギーシステムを構築、省エネ・創エネを効率的に実施するスマートシティの実現</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しく快適な道路づくり ・歩きたくなるまちづくり（歩行空間） ・住民主導の沿道維持（公共物の意識、ゴミ拾い） ・一之宮鎮守の森と各地区の神社境内にある樹齢の高い木、駅通りの銀杏並木の保全 ・計画的な公営住宅の運営 ・ゴミのリサイクルに関する一層の啓蒙活動
<p>住民意向 ・満足度と重要度について、「<u>自然環境の豊かさと保全</u>」、「<u>景観の美しさ</u>」は満足度が高い領域にある。（再掲）</p> <p>社会動向（都市景観形成に関連する項目を再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応 ※<u>エネルギーの地産地消等、サブシステム型のエネルギーシステムを構築、省エネ・創エネを効率的に実施するスマートシティの実現</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・都農神社夏祭りの風景（受け継がれるもの） ・景観形成と太陽光発電システムとの調和 ・歴史的建造物である赤木家住宅周辺の街並み整備 ・交流拠点等における周辺環境と調和のとれた景観形成 ・景観計画及び景観条例の策定 ・住民の主体的な都市景観形成活動 ・空き家対策の検討

	現状 ※現況分析から抜粋	上位・関連計画での位置づけ ※上位・関連計画から関連項目を抜粋
市街地整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都農第一土地区画整理事業、中部土地区画整理事業は施行済みである（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな市街地の形成においては、用途地域の適切な見直しなどによって無秩序な開発を抑制し、計画的な住宅地の形成を図ります【総合計画】
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・町全体に土砂災害の危険個所が分布 ・津波浸水想定区域が存在し、特に鉄道より東側は浸水深が深い ・都農第一土地区画整理事業、中部土地区画整理事業は施行済みである（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な生活を送るための都市づくり（再掲）【県基本方針】 ・環境保全及び防災面での役割に配慮し、保安林などの整備を促進するとともに、森林の観光・森林浴・レクリエーション的活用についても検討します（再掲）【総合計画】 ・藤見公園は、（中略）長期的に機能の充実を促進します。併せて、<u>地域防災公園として防災機能の強化を図ります</u>（再掲）【総合計画】 ・関係機関との連携により、上水道、電気及びガスの耐震性・耐火性の強化など、<u>災害に強いライフラインづくりに努めます</u>【総合計画】 ・防災に関する学習機会の拡充や情報の提供、防災（避難）訓練を実施し、<u>防火、防災意識の啓発、高揚に努めます</u>【総合計画】 ・町民による<u>自主防災組織の設立を促進し</u>、自助・共助能力の向上に努めます【総合計画】 ・コミュニティの強化と安心・安全の確保【地方版総合戦略】 ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、<u>災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である</u>。また、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される<u>公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促す</u>ことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である【国土利用計画】 ・用途地域内においては、既存の良好な緑地などを、環境保全や防災面から、<u>都市内の身近な緑として保存・活用します</u>（再掲）【区域マス】 ・地震、津波、浸水、土砂災害などの<u>災害に強い都市づくり</u>を目指します【区域マス】 ・主要な公共施設の整備 災害対策拠点：都農町中心部【区域マス】 救援物資の備蓄・集積拠点：JR 都農駅前広場、物流拠点、I・C、道の駅【区域マス】

<p>住民意向、社会動向 ※住民意向や社会的要請を要約・抜粋</p>	<p>都市計画における分野別課題の設定</p>
<p>社会動向（市街地整備の方針に関連する項目を再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築 ※新生活支援サービス産業育成、スマートウェルネス住宅・シティ実現、環境に優しく高齢者が健康に暮らせ、同時に子育てしやすい地域構築 ・ 民間活力や技術革新を取り込む社会 ※インフラの整備・運営に PPP/PFI を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな市街地の形成における用途地域の適切な見直し ・ 面的な整備などによる計画的な都市基盤整備の推進 ・ 中部土地区画整理事業後の速やかな建築物の誘導 ・ 用途地域のライフライン強化 ・ スプロール化の解消と誘導
<p>住民意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満足度と重要度について、「災害対策」は満足度が高く、重要度が高い領域にある。 <p>社会動向（防災に関連する項目を再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美しく、災害に強い国土 ※災害リスクの評価・共有と、これを踏まえた防災・減災対策の重点化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の街区公園活用 ・ 保安林などの整備促進 ・ 藤見公園の地域防災公園としての機能強化 ・ 災害に強いライフラインづくり ・ 地震、津波、浸水、土砂災害などの災害に強い都市づくり ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策 ・ 自助・共助能力向上のための住民の主体的な活動 ・ 国土強靱化計画の策定

第7章 まちづくりの基本理念と目標

7-1 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、第6次都農町長期総合計画において定められている「まちづくりの基本理念」を継承します。

また、第6次都農町長期総合計画では、「まちづくりの基本理念」を踏まえた「都農町の将来像」を設定しており、本計画においても「まちづくりの理念」と同様に継承します。

<まちづくりの基本理念>

一人ひとりが輝くまち

子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが明るくいいきいきと輝き、元気に活動できるまちを目指します。

一人ひとりが協力するまち

子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが、それぞれの立場で相互連携し、まちづくりや日々の暮らしのために持てる力を発揮するまちを目指します。

一人ひとりが誇れるまち

子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが、安心して暮らせるとともに、産業が活気に満ちた活力あるまちを目指します。

<都農町の将来像>

みんなが輝き みんなでつくろう 安心と活力のまち つの

～ひとりみんなのために みんなはひとりのために～

みんなが輝き

子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが明るくいいきいきと輝き、元気に活動できるまちを目指します。

みんなで作ろう

町民一人ひとりが、それぞれの立場で相互連携し、まちづくりや日々の暮らしのために持てる力を発揮するまちを目指します。

安心と活力のまち

町民一人ひとりが、安心して暮らせるとともに、産業が活気に満ちた活力あるまちを目指します。

[資料：第6次都農町長期総合計画]

7-2 まちづくりのテーマ

本町は、東に日向灘を臨み、西は尾鈴の山並みが連なり、西高東低の丘陵性台地による平坦地が広がり、町土の約63%は山林で、尾鈴連山には、日本の滝百選に選ばれた矢研の滝をはじめ、大小30余の尾鈴山瀑布群が分布している等、極めて恵まれた自然を有しており、今後もこの良好な環境を守り続けていきます。

このような環境のなかで、本町の市街地は旧国道10号沿道及び都農駅の駅通りを中心とした旧来からの都市構造を維持しながら発展してきており、用途地域内に人口の4割、都市計画区域内に人口の約6割が集中するコンパクトな都市が形成されています。

郊外の集落にも人口が拡散しているものの、人口カバー率（バス停から300m区間内の人口割合）77%の福祉バスや、デマンド型乗合タクシーが運行されており交通弱者へのサービスが提供されています。公共施設や病院、商店等の施設も用途地域の周辺に集積しており、土地利用も計画的な誘導がされています。

産業については、本町は第1次産業の農業が盛んで、ぶどう・なし・トマト・メロン・みかんに加え、近年はキウイも新たな特産品となっています。漁業では「みやざき金ふぐ」、畜産では「宮崎牛」が特産品です。

また、第1次産業を活かした加工品の開発にも力を入れており、町と農家が共同となって開発を進めた都農ワインは世界で評価されています。さらに、地元の商工会が中心となり、「みやざき金ふぐ」を使った「都農ふぐ丼」をご当地グルメとして開発するなど、町民、町ともに地道に活動を続けています。

観光については、冒頭に述べた魅力的な自然観光資源が数多く存在するほか、「日向国一之宮都農神社」、「本陣赤木家」などの歴史的観光資源、その他、「都農ワイナリー」や平成25年7月にオープンした「道の駅つの」など豊富であり、「道の駅つの」のオープンでは、観光客も大きく増加しています。

このように、本町の有する歴史・文化・自然遺産は大変魅力的であり、これまで町民と町で進めてきた様々な取り組みについても豊富な資源として活用できるものが数多くあります。

これまでも、これからのまちづくりにおいても、町民と町が力をあわせて「みんな」で取り組む姿勢が必要です。

よって、第6次都農町長期総合計画のまちづくりの基本理念を踏まえ、今後の新しい100年を見据えて、本町のまちづくりのテーマを以下のように設定します。

まちづくりのテーマ

歴史・文化・自然 豊富な資源を活用し みんなでつくる新しいつの

7-3 まちづくりの目標

まちづくりのテーマのもと、本町のまちづくりの目標を下記に整理します。

本町が有する歴史・文化・自然とこれまでの取り組みを引き継ぎ、その魅力を高めるとともに、本町の課題を解決するための目標を設定します。

1. 持続可能な都市構造の構築

本町の市街地は比較的コンパクトにまとまっているものの、郊外部の集落には人口が拡散しています。郊外部の集落には、福祉バスやデマンド型乗合タクシーで公共交通の確保を続けていきますが、今後の人口減少時代を考え、都市経営の効率化という観点から郊外部に拡散している人口については、緩やかに利便性の高い中心部へと誘導します。

そのためには、郊外部の町民や外部からの移住者が住みたいと思うような、にぎわいのある中心市街地の形成が必要となります。そこで、旧国道10号について沿道の居住者に配慮しつつ、本町の中心市街地として既存店の魅力アップや新規店舗の立地を推進します。

また、駅通りを含む用途地域内については、定住人口を増加させるために、町外からの移住受入れを推進します。そのために、若者・子育て世代の移住や、ベンチャー企業等の立地を目的とする支援を行います。

2. 強い産業・新たな産業の構築

本町への定住人口を増加させ持続可能な都市とするためには、強い産業をつくる必要があります。本町では第1次産業が盛んであり、加えて第1次産業をベースとした加工品やご当地グルメの開発等の特徴的な取り組みが結果を出しています。このような取り組みがますます発展するような、効果的な土地利用・都市施設の整備・誘致計画を検討します。

また、観光面では、豊富な観光資源（自然、歴史、その他）のネットワークや宿泊施設の誘致等、観光促進のための取り組みを行います。

その他、国道10号沿道については、商工業系、その他の産業について誘致のための取り組みを行います。

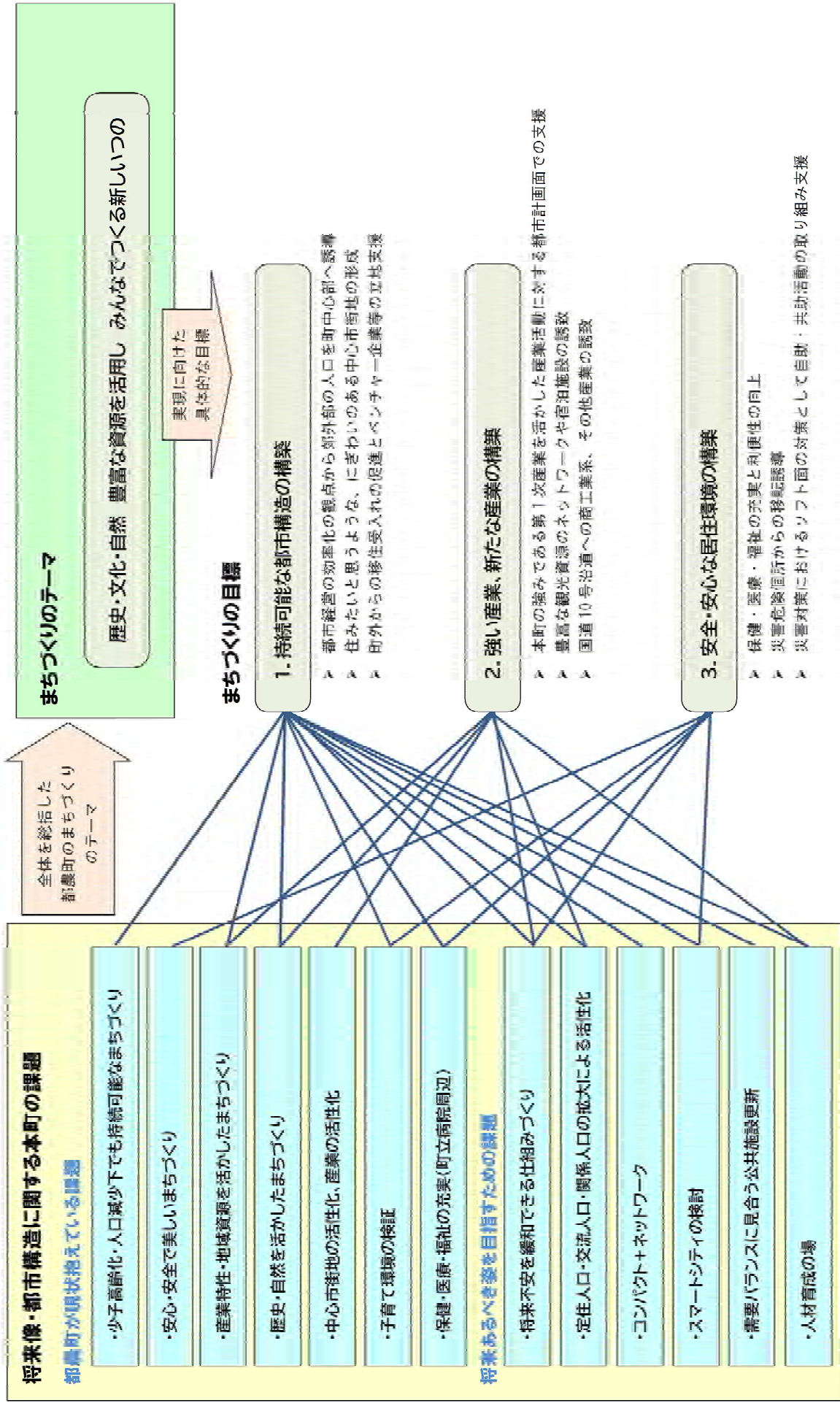
3. 安全・安心な居住環境の構築

本町の住民及び移住してきた住民が安心して暮らせるまちづくりを行います。本町の高齢化率は県平均よりも高く、保健・医療・福祉の充実・利便性向上により安全・安心を向上させます。

また、町内は丘陵地帯が多いため、土砂災害の危険個所が多くありますが、これらの地域の住民については、コンパクトシティの形成と併せて中心部への誘導を行います。

さらに、ハード対策としての取り組み以外にソフト対策として自助・共助能力向上のための住民の主体的な活動を支援します。

■課題とまちづくりのテーマ、まちづくりの目標の関係

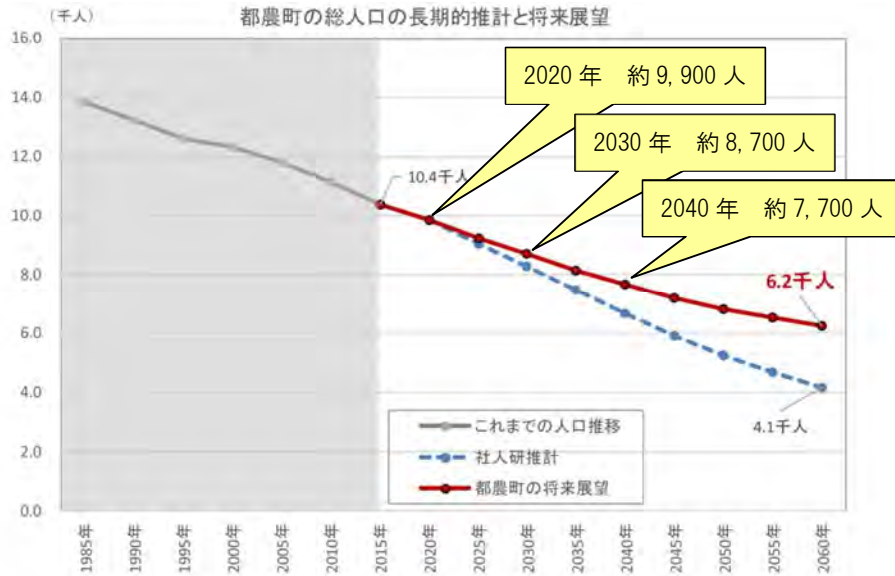


第8章 将来フレームの設定

8-1 将来人口フレーム

1. 人口

将来人口フレームは、第2期都農町地方人口ビジョン（令和3年3月）で設定した人口指標に基づき、おおむね20年後の2040年（令和22年）の推計人口約7,700人とします。



[資料：第2期都農町地方人口ビジョン]

※合計特殊出生率を2025年までに1.98、2030年までに2.10とし、将来的な転出を2025年までに30%抑制、転入を30%増加、その後70%抑制、70%増加となることを目標とした値

<将来人口フレーム>

項目		年次	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
総人口			約9,900人	約8,700人	約7,700人
年齢別人口	人口	年少人口	約1,200人	約1,100人	約1,000人
		生産年齢人口	約4,800人	約4,000人	約3,500人
		老年人口	約3,900人	約3,600人	約3,200人
	構成比	年少人口	12.4%	12.5%	13.3%
		生産年齢人口	48.3%	46.1%	45.5%
		老年人口	39.3%	41.3%	41.2%
区域別人口	人口	用途地域	約3,900人	約3,400人	約3,000人
		用途地域外	約2,400人	約2,100人	約1,900人
		都市計画区域	約6,300人	約5,500人	約4,900人
		都市計画区域外	約3,600人	約3,200人	約2,800人
	構成比	用途地域	39.0%	39.0%	39.0%
		用途地域外	24.7%	24.7%	24.7%
		都市計画区域	63.7%	63.7%	63.7%
		都市計画区域外	36.3%	36.3%	36.3%

[資料：第2期都農町地方人口ビジョン]

将来人口の展望

単位：人

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
合計	13,959	13,229	12,618	12,321	11,811	11,137	10,391	9,841	9,227	8,708	8,155	7,665	7,212	6,829	6,521	6,249
0～4歳	1,013	707	602	549	487	429	393	359	336	336	305	303	306	307	298	297
5～9歳	1,136	986	889	616	577	492	450	420	384	365	367	337	336	339	340	330
10～14歳	1,159	1,086	954	696	613	550	495	441	425	391	372	375	345	344	347	348
15～19歳	828	862	827	770	585	529	456	463	386	387	356	352	355	327	325	328
20～24歳	559	521	573	557	531	371	331	307	341	314	314	316	313	315	290	289
25～29歳	844	545	565	609	557	492	323	282	283	322	297	303	306	303	305	280
30～34歳	1,108	829	532	553	622	537	484	324	279	281	320	296	303	307	303	305
35～39歳	1,104	1,079	766	548	527	608	528	490	322	277	279	319	298	305	308	304
40～44歳	811	1,072	1,019	786	524	503	585	513	476	316	271	276	315	294	302	304
45～49歳	802	776	1,047	1,018	766	521	514	599	530	492	332	287	292	333	311	318
50～54歳	853	776	769	1,066	1,009	775	517	527	597	531	494	334	288	293	335	312
55～59歳	908	859	788	792	1,055	973	761	507	518	588	525	489	331	285	290	332
60～64歳	747	882	842	802	779	1,036	947	743	495	507	577	517	482	326	281	285
65～69歳	678	704	830	821	778	769	1,027	921	742	498	510	585	527	492	332	287
70～74歳	549	604	652	782	763	734	725	970	874	707	476	489	562	507	472	319
75～79歳	348	462	517	572	705	679	663	685	898	812	660	446	460	527	476	443
80～84歳	258	250	372	427	450	572	566	583	587	782	712	583	395	408	467	423
85～89歳	113	162	184	243	298	335	385	410	420	437	595	556	459	310	322	366
90歳以上	41	63	90	114	175	232	241	297	333	362	391	501	539	510	419	378

【基準】

総人口指数	1.33	1.27	1.21	1.19	1.14	1.07	1.00	0.95	0.89	0.84	0.78	0.74	0.69	0.66	0.63	0.60
年少人口	3,308	2,779	2,245	1,861	1,677	1,471	1,338	1,219	1,146	1,093	1,044	1,016	987	990	985	975
生産年齢人口	8,564	8,201	7,728	7,501	6,955	6,345	5,446	4,756	4,228	4,016	3,765	3,490	3,282	3,087	3,048	3,058
老年人口	1,987	2,245	2,645	2,959	3,169	3,321	3,607	3,866	3,854	3,599	3,345	3,160	2,942	2,753	2,488	2,216
75歳以上人口	760	937	1,163	1,356	1,628	1,818	1,855	1,975	2,238	2,394	2,358	2,085	1,853	1,755	1,683	1,611
年少人口割合	23.9%	21.0%	17.8%	15.1%	14.2%	13.2%	12.9%	12.4%	12.4%	12.5%	12.8%	13.3%	13.7%	14.5%	15.1%	15.6%
生産年齢人口割合	61.8%	62.0%	61.2%	60.9%	58.9%	57.0%	52.4%	48.3%	45.8%	46.1%	46.2%	45.5%	45.5%	45.2%	46.7%	48.9%
老年人口割合	14.3%	17.0%	21.0%	24.0%	26.9%	29.8%	34.7%	39.3%	41.8%	41.3%	41.0%	41.2%	40.8%	40.3%	38.2%	35.5%
75歳以上人口割合	5.5%	7.1%	9.2%	11.0%	13.8%	16.3%	17.9%	20.1%	24.3%	27.5%	28.9%	27.2%	25.7%	25.7%	25.8%	25.8%

[資料：第2期都農町地方人口ビジョン]

2. 世帯数

本町の世帯数は人口減少の傾向のなかで、ほぼ横ばいの状態が続いており、世帯の小規模化が進んでいると推測されます。

今後も町内での世帯分離や転入により、若い世代の核家族・単独世帯の増加や、高齢者のみの夫婦や単身の世帯が増加すると予測され、世帯規模の縮小傾向は進むものと考えられます。

世帯数の推計については、平成15年から平成30年までの世帯当たり人員の実績値をもとに将来推計を行い、将来人口フレームから世帯数を計算し将来世帯数フレームを設定します。

<世帯当たり人員の推計>

	年次	世帯数 (人/世帯)	
実績	平成15年(2003年)	2.86	
	平成16年(2004年)	2.81	
	平成17年(2005年)	2.91	
	平成18年(2006年)	2.86	
	平成19年(2007年)	2.80	
	平成20年(2008年)	2.76	
	平成21年(2009年)	2.74	
	平成22年(2010年)	2.77	
	平成23年(2011年)	2.72	
	平成24年(2012年)	2.68	
	平成25年(2013年)	2.63	
	平成26年(2014年)	2.60	
	平成27年(2015年)	2.64	
	平成28年(2016年)	2.62	
	平成29年(2017年)	2.57	
	平成30年(2018年)	2.54	
	推計	令和1年(2019年)	2.50
		令和2年(2020年)	2.53
令和7年(2025年)		2.45	
令和12年(2030年)		2.37	
令和17年(2035年)		2.31	
令和22年(2040年)		2.24	
	令和27年(2045年)	2.18	

※推計値は、線形回帰、対数回帰、指数回帰、べき乗回帰で推計値を算出し、その4種類の平均値

(参考) 各推計値

単位：人/世帯

年次	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
線形回帰	2.50	2.38	2.27	2.15	2.04	1.92
対数回帰	2.55	2.50	2.46	2.43	2.40	2.37
指数回帰	2.50	2.40	2.30	2.20	2.11	2.02
べき乗回帰	2.55	2.51	2.47	2.44	2.41	2.39
平均	2.53	2.45	2.37	2.31	2.24	2.18

<将来世帯数フレーム>

項目	年次	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
総人口(再掲) ①		約9,900人	約8,700人	約7,700人
世帯当たり人員 ②		2.53人/世帯	2.37人/世帯	2.24人/世帯
世帯数 ①/②		約3,900世帯	約3,700世帯	約3,400世帯

8-2 産業フレーム

1. 商業フレーム

本町の年間商品販売額は、増減しながらも傾向としては増加傾向にあります。平成6年から平成28年までの実績値をもとに将来推計を行い、将来商業フレームを設定します。

<年間商品販売額の推計>

	年次	年間商品販売額（百万円）
実績	平成6年（1994年）	12,958
	平成9年（1997年）	10,898
	平成11年（1999年）	9,100
	平成14年（2002年）	15,559
	平成16年（2004年）	17,006
	平成19年（2007年）	18,136
	平成24年（2012年）	9,395
	平成26年（2014年）	11,066
推計	平成28年（2016年）	19,763
	令和2年（2020年）	15,084
	令和7年（2025年）	15,524
	令和12年（2030年）	15,960
	令和17年（2035年）	16,395
	令和22年（2040年）	16,831
	令和27年（2045年）	17,272

※推計値は、線形回帰、対数回帰、指数回帰、べき乗回帰で推計値を算出し、その4種類の平均値

（参考）各推計値

単位：百万円

年次	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
線形回帰	15,956	16,687	17,418	18,148	18,879	19,610
対数回帰	14,975	15,158	15,314	15,451	15,572	15,680
指数回帰	15,155	15,845	16,567	17,322	18,111	18,936
べき乗回帰	14,250	14,406	14,540	14,659	14,764	14,860
平均	15,084	15,524	15,960	16,395	16,831	17,272

<将来商業フレーム>

項目	年次	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
年間商品販売額		約 15,084 百万円	約 15,960 百万円	約 16,831 百万円

2. 工業フレーム

本町の製造品出荷額等は、口蹄疫などの影響により大きく減少している年があるなど、外部要因による増減が大きい状況です。よって、平成14年から平成29年までの実績値のうち、口蹄疫の影響が出た平成23年と、平成23年よりも大きな下落となっている平成28年、29年の値を特異値として除外した実績から将来推計を行い、将来工業フレームを設定します。

<製造品出荷額等の推計>

	年次	年間商品販売額（億円）
実績	平成14年（2002年）	152.9
	平成15年（2003年）	157.1
	平成16年（2004年）	171.0
	平成17年（2005年）	192.7
	平成18年（2006年）	196.6
	平成19年（2007年）	206.8
	平成20年（2008年）	207.6
	平成21年（2009年）	194.1
	平成22年（2010年）	128.7
	平成23年（2011年）	（除外）90.2
	平成24年（2012年）	187.2
	平成25年（2013年）	209.3
	平成26年（2014年）	211.6
	平成27年（2015年）	132.0
	平成28年（2016年）	（除外）71.3
	平成29年（2017年）	（除外）75.2
推計	令和2年（2020年）	186.8
	令和7年（2025年）	189.3
	令和12年（2030年）	191.8
	令和17年（2035年）	194.0
	令和22年（2040年）	196.2
	令和27年（2045年）	198.4

※推計値は、線形回帰、対数回帰、指数回帰、べき乗回帰で推計値を算出し、その4種類の平均値

（参考）各推計値

単位：億円

年次	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
線形回帰	188.7	192.2	195.6	199.1	202.6	206.0
対数回帰	190.1	192.8	195.0	197.0	198.8	200.4
指数回帰	183.0	185.1	187.2	189.3	191.5	193.6
べき乗回帰	185.4	187.4	189.2	190.8	192.2	193.5
平均	186.8	189.3	191.8	194.0	196.2	198.4

<将来工業フレーム>

項目	年次	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
年間製造品出荷額等		約186.8億円	約191.8億円	約196.2億円

8-3 土地利用フレーム

市街地を住居系、商業系及び工業系の3つに区分して、将来（令和12年、令和22年）の面積規模を算定します。

1. 住居系土地利用の算定

住居系土地利用面積は次の式によって算定します。

・住居系土地利用面積

$$= (\text{当該区域内世帯数}) \times (\text{1世帯当たりの敷地規模}) \times 1 / (1 - \text{空地率})$$

・当該区域内世帯数：当該区域内人口／世帯構成人員（将来想定値）

・一世帯当たりの敷地規模：過去5年間の新築の平均敷地規模（用途地域内：433㎡、用途地域外：564㎡）

・空地率（平成30年実績）：（用途地域内：0.16、用途地域外：0.24）

（用途地域内）

・想定人口（令和12年：3,400人、令和22年：3,000人）

・想定世帯構成人員（令和12年：2.38人、令和22年：2.24人）

・令和12年住居系土地利用面積

$$= (3,400 \text{ 人} / (2.38 \text{ 人} / \text{世帯})) \times 433 \text{ m}^2 \times 1 / (1 - 0.16) = \underline{73.7\text{ha}}$$

・令和22年住居系土地利用面積

$$= (3,000 \text{ 人} / (2.24 \text{ 人} / \text{世帯})) \times 433 \text{ m}^2 \times 1 / (1 - 0.16) = \underline{69.0\text{ha}}$$

（用途地域外）

・想定人口（令和12年：2,100人、令和22年：1,900人）

・想定世帯構成人員（令和12年：2.38人、令和22年：2.24人）

・令和12年住居系土地利用面積

$$= (2,100 \text{ 人} / (2.38 \text{ 人} / \text{世帯})) \times 564 \text{ m}^2 \times 1 / (1 - 0.24) = \underline{65.5\text{ha}}$$

・令和22年住居系土地利用面積

$$= (1,900 \text{ 人} / (2.24 \text{ 人} / \text{世帯})) \times 564 \text{ m}^2 \times 1 / (1 - 0.24) = \underline{62.9\text{ha}}$$

2. 商業系土地利用の算定

商業系土地利用面積の算定は次の式により算出します。

- ・ 商業系土地利用面積

$$= (\text{将来商業販売額 (億円)}) \div (\text{将来敷地生産性 (万円/ha)})$$

- ・ 将来商業販売額は、全体の70%を都市計画区域内で販売するものとし、そのうちの86%を用途地域内で販売するものと想定します。
- ・ 将来敷地生産性は、過去3事例の平均(13,408百万円×0.7) : 93.9億円/商業地面積(都市計画区域内) : 17.6ha=5.3万円/m²を基準に、将来年平均1%の生産性の向上があるものと想定して、令和12年 : 5.9万円/m²、令和22年 : 6.5万円/m²と設定します。

(都市計画区域内)

- ・ 将来年間商業販売額(令和12年15,960百万円、令和22年16,831百万円)

- ・ 令和12年商業系土地利用面積

$$= (112 \text{ 億円 (15,960 百万円} \times 0.7)) \div 5.9 \text{ 万円/m}^2 = \underline{19.0\text{ha}}$$

- ・ 令和22年商業系土地利用面積

$$= (118 \text{ 億円 (16,831 百万円} \times 0.7)) \div 6.5 \text{ 万円/m}^2 = \underline{18.2\text{ha}}$$

(用途地域内)

- ・ 将来年間商業販売額(令和12年15,960百万円、令和22年16,831百万円)

- ・ 令和12年商業系土地利用面積

$$= (96 \text{ 億円 (112 億円} \times 0.86)) \div 5.9 \text{ 万円/m}^2 = \underline{16.3\text{ha}}$$

- ・ 令和22年商業系土地利用面積

$$= (101 \text{ 億円 (118 億円} \times 0.86)) \div 6.5 \text{ 万円/m}^2 = \underline{15.5\text{ha}}$$

3. 工業系土地利用の算定

工業系土地利用面積の算定は次の式により算出します。

- ・工業系土地利用面積

$$= (\text{将来工業出荷額等 (億円)}) \div (\text{将来敷地生産性 (万円/ha)})$$
- ・製造品出荷額等は、全体の70%を都市計画区域内で生産するものとし、そのうちの12%を用途地域内で生産するものと想定します。
- ・将来敷地生産性は、過去3事例の平均(184.3億円×0.7) : 129.0億円/工業地面積(都市計画区域内) : 27.2ha=4.7万円/㎡を基準に、将来年平均1%の生産性の向上があるものと想定して、令和12年 : 5.2万円/㎡、令和22年 : 5.7万円/㎡と設定します。

(都市計画区域内)

- ・将来製造品出荷額等(令和12年191.8億円、令和22年196.2億円)
- ・令和12年工業系土地利用面積

$$= (134 \text{ 億円 (191.8 億円} \times 0.7)) \div 5.2 \text{ 万円/㎡} = \underline{25.8 \text{ ha}}$$
- ・令和22年工業系土地利用面積

$$= (137 \text{ 億円 (196.2 億円} \times 0.7)) \div 5.7 \text{ 万円/㎡} = \underline{24.0 \text{ ha}}$$

(用途地域内)

- ・将来製造品出荷額等(令和12年191.8億円、令和22年196.2億円)
- ・令和12年工業系土地利用面積

$$= (16 \text{ 億円 (134 億円} \times 0.12)) \div 5.2 \text{ 万円/㎡} = \underline{3.1 \text{ ha}}$$
- ・令和22年工業系土地利用面積

$$= (16 \text{ 億円 (137 億円} \times 0.12)) \div 5.7 \text{ 万円/㎡} = \underline{2.8 \text{ ha}}$$

<将来土地利用面積>

(単位 : ha)

用途	年	現在 (H30)	令和12年		令和22年	
				現在との差		現在との差
住宅地	都市計画区域	151.6	139.2	-12.4	131.9	-19.7
	用途内	79.5	73.7	-5.8	69.0	-10.5
	用途外	72.1	65.5	-6.6	62.9	-9.2
商業地	都市計画区域	17.6	19.0	1.4	18.2	0.6
	用途内	15.2	16.3	1.1	15.5	0.3
	用途外	2.4	2.7	0.3	2.7	0.3
工業地	都市計画区域	27.2	25.8	-1.4	24.0	-3.2
	用途内	3.2	3.1	-0.1	2.8	-0.4
	用途外	24.0	22.7	-1.3	21.2	-2.8
計	都市計画区域	196.4	184.0	-12.4	174.1	-22.3
	用途内	97.9	93.1	-4.8	87.3	-10.6
	用途外	98.5	90.9	-7.6	86.8	-11.7

4. 将来市街地の想定

都市計画区域内を対象として推計した将来の土地利用面積規模は、令和22年では住宅系用途で19.7ha（13.0%）の減少、商業系用途では現状とほぼ同じ、工業地では3.2ha（11.8%）の減少となりますが、割合は大きいものではなく、今後の20年間で各土地利用規模は大きく変わらないと考えられます。

また、本町の都市計画区域1,148haのうち用途地域指定区域は254haですが、内訳は住宅系用途が197ha、商業系用途が31ha、工業系用途が26haとなっています。将来推計面積では、用途地域内の住宅系用途は69ha、商業系用途は15.5ha、工業系用途は2.8haと用途地域の指定面積において余裕がある状況です。

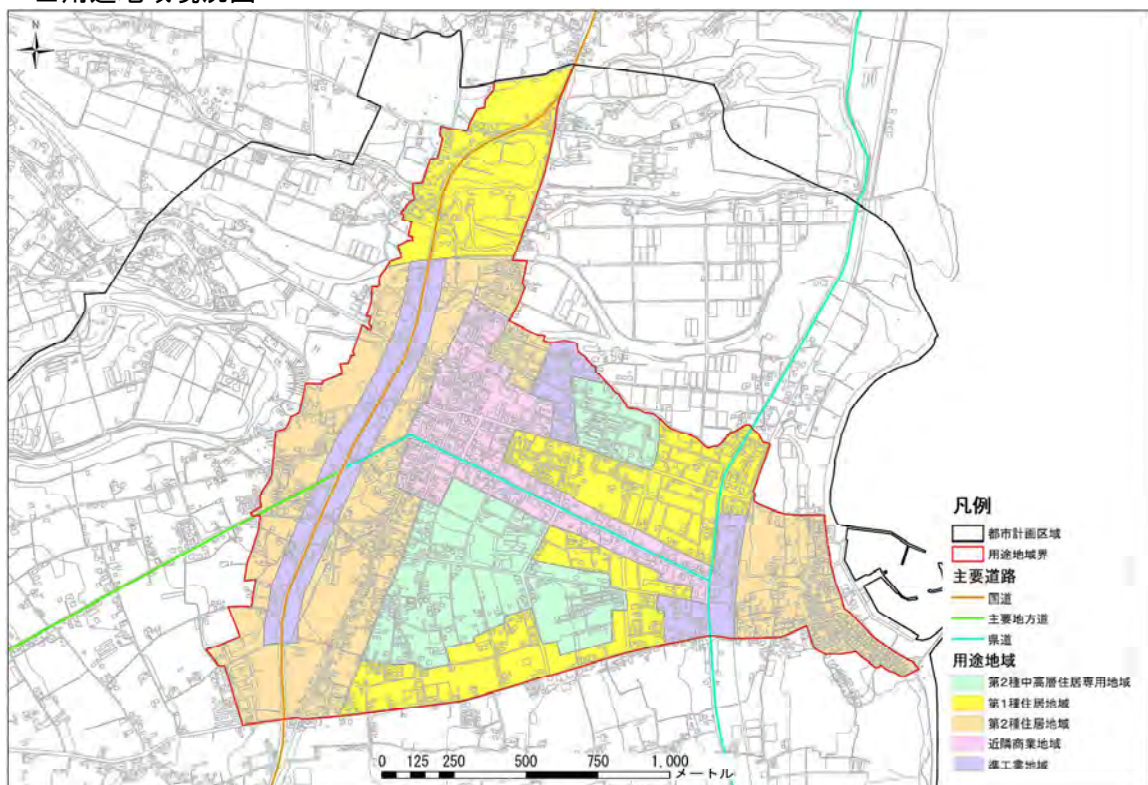
今後の20年間で土地利用規模が大きく変わらない点や用途地域指定区域内の面積に余裕がある点を踏まえ、本町の都市計画区域指定面積、用途地域指定面積は現在の指定状況から変更しない方針とします。

■用途地域指定状況

用途地域	面積	
第二種中高層住居専用地域	41.0 ha	16.1 %
第一種住居地域	75.0 ha	29.5 %
第二種住居地域	81.0 ha	32.0 %
近隣商業地域	31.0 ha	12.2 %
準工業地域	26.0 ha	10.2 %
計	254.0 ha	100.0 %

[資料：宮崎県の都市計画（資料編）2018]

■用途地域現況図



[資料：都市計画基礎調査（平成30年）]

第9章 将来都市構造

9-1 将来都市構造

本町の都市計画の目標を実現していくにあたって、土地利用のゾーニングや都市拠点、都市軸といった都市の骨格を形成する項目を整理して、将来都市構造図を作成します。

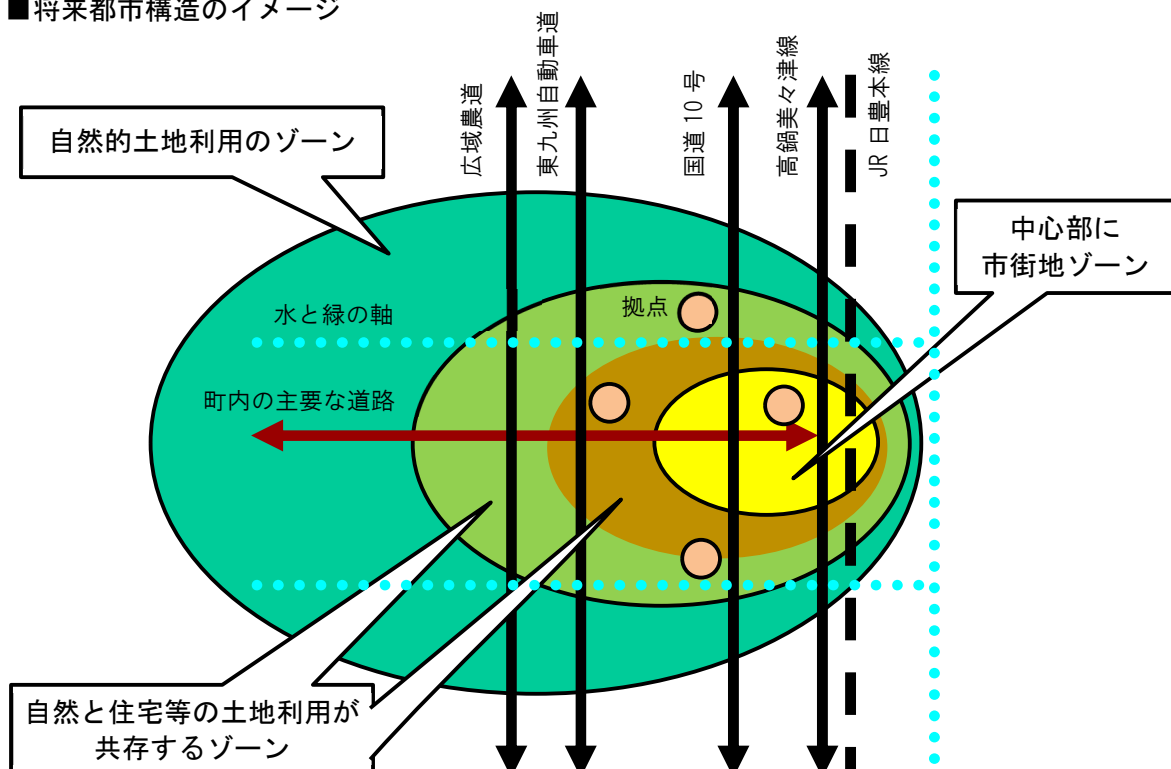
本計画は都市計画区域を対象としています。町全体の都市構造を明確化するために、将来都市構造図においては町全体を対象として作成します。

なお、次章「全体構想の策定」では、都市計画区域内に絞り、将来都市構造図を基とした詳細な構想を作成します。

1. 基本概念

- 土地利用のゾーニングは、まちづくりの目標のひとつである「持続可能な都市構造の構築」に基づいたコンパクトシティの構造とし、市街地部分を町の東側にコンパクトな範囲で配置し、周辺に自然的土地利用が広がるゾーニングとします。
- 都市軸は、隣接都市とのつながりを考え、南北方向の道路である東九州自動車道、国道10号、高鍋美々津線及び広域農道を広域交通軸として位置づけます。また、JR日豊本線を公共交通軸として位置づけます。その他、町内の主要な道路を都市連携軸として位置づけます。さらに自然豊かな本町の水と緑の軸として、主要な河川（都農川、名貴川、心見川）及び日向灘を位置づけます。
- 拠点は、本町の中心市街地となる地区、地域生活の中心となる地区、町内外の利用者の余暇活動に利用される観光施設等及び本町の玄関となる広域交通の結節点を位置づけます。

■将来都市構造のイメージ







2. 将来都市構造図

(1) 土地利用のゾーニング

本町の土地利用は、都農駅や都農町役場等の公共施設、旧国道10号の沿道及び東九州道都農インターチェンジを含む南東区域一帯に都市計画区域11.48km²が指定されており、そのほぼ中央に用途地域2.54km²が指定されています。都市計画区域外の北東は、自然と共生した市街地が広がっており、西方に本町の総面積102.11km²の6割以上を占める森林が広がっています。

都市機能は用途地域内に集積しており、コンパクトな土地利用構造を実現しています。今後は就農の状況等を勘案しつつ、緩やかに居住者を中心部へ誘導しますが、基本的には今後も引き続き現在の土地利用を継続します。

(土地利用のゾーン区分)

	ゾーン名	内容
	市街地ゾーン	・本町の都市機能の集積を図るゾーン ・本町の中心的役割を担うゾーン
	田園住宅ゾーン	・市街地ゾーンを囲む都市計画区域に指定されているゾーン ・自然的土地利用と都市的土地利用が共存するゾーン
	自然共生ゾーン	・田畑等の自然的土地利用を保全するゾーン ・自然的土地利用のなかに農家住宅等が立地するゾーン
	森林ゾーン	・森林環境等の自然的土地利用を保全するゾーン

(2) 拠点

都農駅から都農神社へとつながるルートに指定されている近隣商業地域を中心とした区域や役場、公民館等の公共公益施設が集積する区域を中心拠点到設定します。






町民の生活の場である生活拠点については、小学校区単位で生活が形成される近隣住区の考え方に基づき、本町の3小学校を生活拠点として位置づけます。

町民の余暇活動や観光客の訪問が想定される観光施設を観光拠点として位置づけます。

また、高齢社会において重要な役割を果たし、町民全ての世代のニーズに沿った多様なサービスを提供する拠点となる国保病院・(仮称)総合保健福祉センター周辺を医療福祉拠点到します。

交通拠点是、公共交通における本町の玄関口であるJR日豊本線都農駅及び東都農駅及び自動車交通における本町の玄関口である東九州自動車道の都農インターチェンジを位置づけます。

(拠点的区分)

	拠点的名	内容
	中心拠点到	・本町の都市機能が集積する中心拠点到 ・商業機能、公共公益施設、観光施設等の立地の誘導拠点到
	生活拠点到	・町民の生活の拠点到
	観光拠点到	・町民の余暇活動、町外観光客の観光拠点到
	医療福祉拠点到	・町民の医療福祉の拠点到
	交通拠点到	・本町の広域交通の玄関口となる拠点到 (鉄道駅、IC)

(3) 都市軸






交通における都市軸のうち広域交通軸は、東九州自動車道、国道10号、高鍋美々津線、広域農道を位置づけます。

同様に広域的な軸であるJR日豊本線については、公共交通軸として位置づけます。

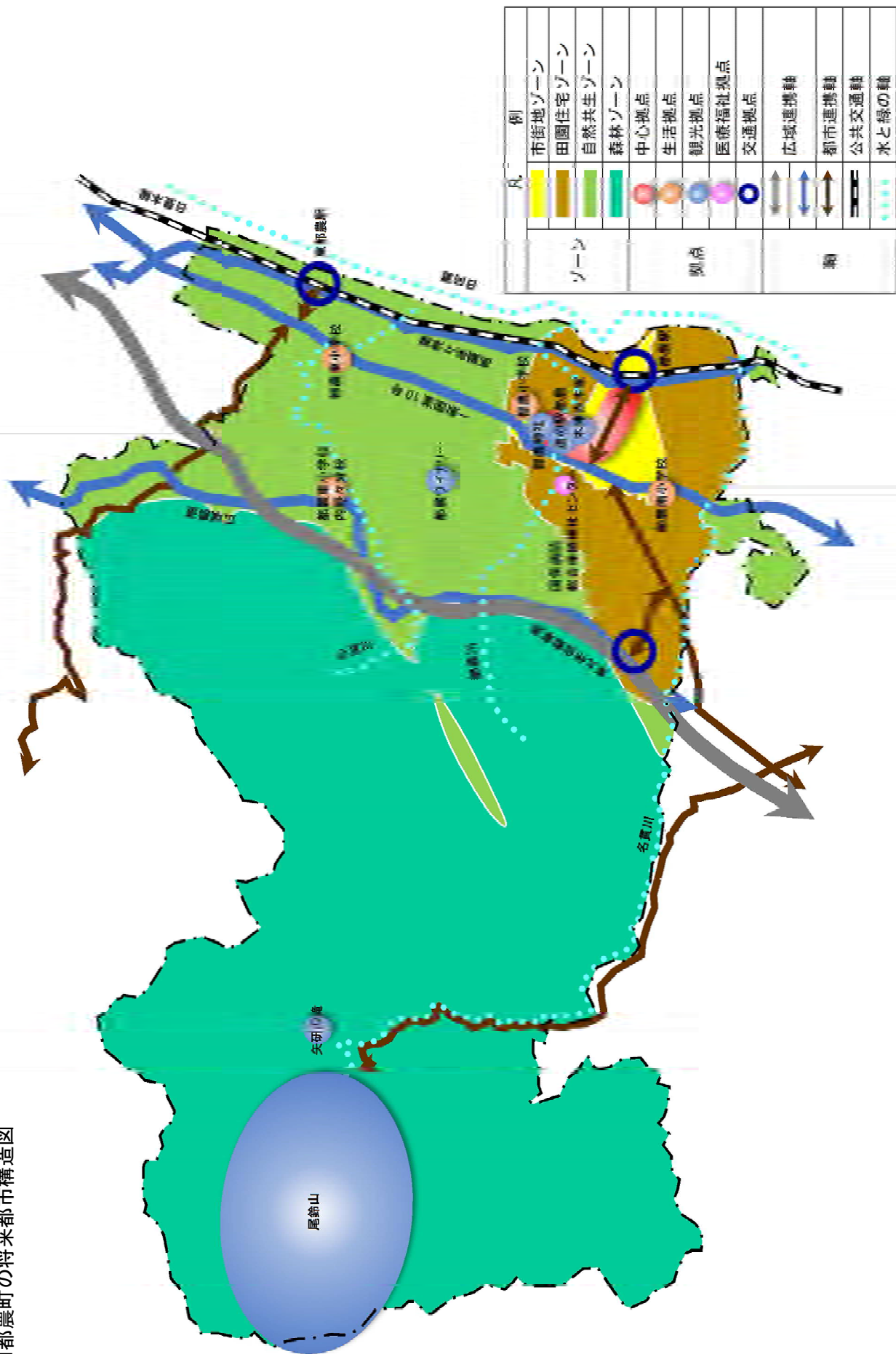
また、広域連携軸同士をつなぐ町内の主要な道路について、都市連携軸として位置づけます。

水と緑の軸については、心見川、都農川、名貫川及び日向灘を位置づけます。

(軸の区分)

	拠点名	内容
	広域連携軸	・都市をまたぐ広域的な交通軸
		
	都市連携軸	・都市内の主要な交通軸
	公共交通軸	・都市をまたぐ広域的な公共交通軸
	水と緑の軸	・水と緑の自然を感じる環境軸

■ 都農町の将来都市構造図



第10章 全体構想の策定

全体構想について

全体構想では、本町の都市計画区域内を対象として、土地利用や都市施設等の各分野において、都市計画における基本課題の抽出結果を踏まえたうえで全体的な構想を検討します。

検討分野の項目と検討の内容については、下記の通りです。

1. 土地利用の方針

都市計画区域内の土地利用を、①住宅ゾーン、②近隣商業ゾーン、③沿道・サービスゾーン、④行政・文化サービスゾーン、⑤工業・流通ゾーン、⑥田園居住ゾーン、⑦公園・緑地ゾーンに分類し、各ゾーンの土地利用方針と計画について検討します。

2. 道路・交通施設の整備方針

幹線道路、生活道路、歩行者専用道路、駐車場・駐輪場といった道路・交通施設の整備に関する方針と計画について検討するとともに、安全・安心な交通環境づくりに向けた取り組み、公共交通施設の利便性向上に関する取り組みを整理します。

3. 公共公益施設の整備方針

供給処理・排水施設、公営住宅といった「生活関連施設」、各種学校、社会・教育・文化施設、スポーツ施設等の「社会、教育施設」、高齢化の進行により今後重要な役割を担う「保健・医療・福祉施設」の整備方針と計画について検討します。

4. 自然環境・都市環境形成の方針

本町の豊かな自然の保全・活用についての方針及び計画と、公園や生垣等の新たな緑の創出に関する取組について検討します。また、都市環境として美観形成等について検討します。

5. 都市景観形成の方針

本町の美しい景観形成のため、自然的要素、歴史的要素から配慮すべき事柄について検討します。また、本町が整備する公共公益施設においても配慮する事柄を検討します。

6. 市街地整備の方針

市街地整備の方針について、都市基盤の未整備地区、土地区画整理事業の完了地区に分類し、それぞれの地区の特徴ごとに導入が想定される事業等について検討します。

7. 災害に強いまちづくりの方針

巨大地震や豪雨被害等が全国で頻発するなかで、災害に強いまちづくりのために本町及び民間で取り組むべき事柄について検討します。

10-1 土地利用の方針

本町のまちづくりにあっては、近隣市町村との地域連携を図りつつ、都市環境と農業環境との調和を軸に、豊かな自然と共生した質の高いまちづくりを行っていくものとします。

市街地においては、各地区の特性や周辺環境に配慮した適正な土地利用を進め、そこに住み・働く人々の利便性・快適性・安全性・定住性の向上をめざすものとします。

郊外部においては、東九州自動車道都農インターチェンジ周辺等の開発について、周辺環境と調和した秩序ある商工業団地などの形成を図るとともに、山、川、農地など、本町に残された貴重な環境を、後世への財産として残しつつ、緑を活かしたまちづくりを進めるものとします。

1. 住宅ゾーン

方針**(市街地における良質な住環境づくり)**

- 計画的で合理的な土地利用の誘導と良好な住環境の保全。
- 市街地の特性に応じたきめ細かなまちづくりによる良好な住環境の形成。

(移住・定住の促進)

- 本町の良好な居住環境についての啓発。

計画

市街地における良質な住環境づくり	土地区画整理事業後の土地活用	<ul style="list-style-type: none"> ・中部土地区画整理事業完了後の未利用地について、速やかに適正な建築物の誘導を図る。 ・老朽化した公営住宅の改修や新設とUIJターン希望者の受入れ等による移住・定住促進を推進するための積極的活用。
	その他の市街地の整備改善	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境整備事業等の実施による、総合的な居住環境の整備改善。 ・地区の特質を踏まえた地区計画の立案・指定による、良好な住環境の維持・保全。
移住・定住の促進		<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊富で災害にも強い良好な環境にある本町の居住環境の啓発。

2. 近隣商業ゾーン

方針

(中心商業地の活性化)

- 本町の土地利用と商業規模を配慮した、にぎわいのある近隣商業ゾーンの形成。
- 店舗等の集積による集客能力の向上。
- 住民ニーズと社会構造の変革に対応した公共公益施設の導入による、商業近接の利便性の高い生活コミュニティ拠点の形成。
- 商業だけでなく業務機能も充実する職住近接の中心市街地の形成。
- 新型コロナウイルス対策として急速に広まりをみせるテレワークの推進に向けたオフィス機能の整備。
- 多世代交流や産業の発展等を目的としたデジタル・フレンドリーの環境整備。
- 商店街の魅力の向上など快適、安全な買物環境の創出。
- 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成。

(都農駅周辺の利便性向上)

- 都農駅周辺の整備を行い、更なる利便性の向上を図る。

(都農町の特質の活用及び観光との相乗効果の創出)

- 歴史的資源や名貫川、都農川の親水性など、本町の特徴を活用した“うるおい”の創出。
- 「都農ワイナリー」や「道の駅つの」などの本町の観光拠点の整備充実と宿泊施設等の整備による、観光と商業との相乗効果による活性化。

計画

中心商業地の活性化	商業集積化	<ul style="list-style-type: none"> ・買物利便性の向上と協同出店によるメリットを創出する、町内小規模店舗の集積の促進。 ・新型コロナウイルス後の生活様式（ニュー・ノーマル）に配慮した商業施設の検討。
	「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・官民のパブリック空間（街路、公園、広場、民間空地等）を歩きたくなる人中心の空間へ転換し、まちの魅力を向上。 ・多様な交流が生み出される空間の多様な用途、使い方を推進。 ・都農駅から一の宮都農神社を結ぶゾーンを中心とする近隣商業型商業地区における民間主導型のまちづくりの展開。 ・「道の駅つの」の訪問客を中心市街地へ呼び込むための施設の連続性や景観統一等の取り組み。 ・店舗との一体性に考慮したデザイン・意匠に基づいたベンチ、フラワーボックス等修景施設の設置、及び歩道の整備による快適・安全な商業空間の創出。 ・買物客の“憩い”と“ふれあい”の場としてのポケットパークの整備。 ・商店街の催しなど多目的利用の可能なイベント広場の整備。
	業務機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの広まりによる町外、県外からの労働者の流入を目的とした都心にはないオフィス機能の整備。 ・新型コロナウイルス後の生活様式（ニュー・ノーマル）に対応したオフィス機能の整備。 ・デジタル・フレンドリー宣言に基づいた情報通信技術などの普及や利用促進。
都農駅周辺の利便性向上		<ul style="list-style-type: none"> ・都農駅については駅舎の建替え及び駅前広場の整備を行ってきたが、今後もターミナル機能の充実を推進し、利便性の向上を図る。
本町の特質の活用及び観光との相乗効果の創出	集客施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・観光拠点性の一層の向上を図るため、「都農ワイナリー」、「道の駅つの」等の施設のさらなる充実。 ・「都農ワイナリー」、「道の駅つの」を拠点として町内の各観光地や観光農園及び朝市を周遊し、農産物販売を行う観光ルートの整備。 ・滞在型観光の定着に向けた体験型観光の検討と宿泊施設の整備。 ・都農の自然環境及び藤見公園を活用し、学生・スポーツクラブなどを対象にした、低料金で利用できる宿泊施設の整備。
	本町の特質の演出	<ul style="list-style-type: none"> ・一の宮都農神社の歴史性を活かした建物、看板、案内板・表示板のデザインなど意匠・景観の統一。 ・観光案内板の設置。 ・歴史的建造物である赤木家住宅周辺の町並み整備。

3. 沿道・サービスゾーン

方針

(国道 10 号沿道の充実)

- 東九州の幹線道路である国道 10 号の広域性を活かした通過客を対象とする沿道サービス施設の立地誘導。
- 新たなにぎわい拠点として平成 25 年にオープンした「道の駅つの」について、さらなる魅力アップのための施設整備、周辺整備。

(東九州自動車道都農インターチェンジ・アクセス道路沿道の整備)

- 適正な市街化への誘導・規制とともに、積極的な市街地整備事業の実施による、計画的な市街地の形成。
- 来町者や観光客に本町の特徴を印象づける、観光ルートとしての整備推進。

計画

国道 10 号沿道の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業者等による沿道型商業施設（郊外型ショッピングセンター、外食レストラン、大型家電店等）の立地誘導。 ・ 「道の駅つの」の施設整備、周辺整備。
東九州自動車道都農インターチェンジ・アクセス道路沿道の整備	主要地方道都農綾線沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境との調和に留意した都市基盤施設の整備。 ・ 本町の印象を高める植樹、観光案内板・表示板等の設置による、観光ルートとしての整備。

4. 行政・文化サービスゾーン

方針**(行政・文化サービス拠点の形成)**

○施設の老朽化と多様化する住民ニーズに対応した、本町の中心地としてふさわしい、行政・文化サービス拠点の創出。

(高齢者や障がい者への配慮)

○高齢者や障がい者に配慮した快適、安全な利用環境の整備。

○医療福祉施設の充実。

計画

行政・文化サービス拠点の形成	各種公共公益施設の整備、充実	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の著しい中央公民館をはじめ、町民の利用需要に対応した各種公共施設について、本町の中心部への適宜移転・新築。 ・『本陣赤木家』と近隣資源とを旧国道で連携させ、周遊性向上を図る。 ・これらの新たな公共公益施設の導入、既存の都農町役場等の維持・保全、加えて周辺の利用環境の整備による、本町の中心地としてふさわしい、行政・文化サービス拠点の創出。 ・新型コロナウイルス後の生活様式（ニュー・ノーマル）に対応した各種公共公益施設の整備。
	広域、連携化	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する住民ニーズに対応した、広域的な連携に基づく各施設の整備。
高齢者や障がい者への配慮	バリアフリーな施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者の利用に配慮した段差の解消や手すり等、歩行補助設備の充実によるバリアフリー公共空間の創出。
	医療福祉施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国保病院のさらなる充実化。 ・保健・医療・介護・福祉の充実とネットワーク化による町の活力増進。 ・(仮称)総合保健福祉センターの整備による重層的かつ包括的な相談支援体制の確立。

5. 工業・流通ゾーン

方針

(工業用地の整備)

- 東九州自動車道都農インターチェンジ周辺における導入機能の検討と計画的な工業用地の確保。
- 適正な工業用地確保にあたっての周辺の住環境や自然環境への配慮。

(企業誘致の推進)

- 東九州自動車道の利便性を活用した企業誘致の積極的な推進。

(既存企業の維持・活性化)

- 既存企業の操業環境の維持、向上の要請。

計画

工業用地の整備	東九州自動車道都農インターチェンジ周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的交流拠点にふさわしい導入機能の検討。 ・適切な規制・誘導による周辺環境と調和した秩序ある開発事業の推進。
	その他工業用地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の適用可能地の最大限活用と周辺の農地、自然環境、住宅地への影響に十分配慮した計画的な用地確保。
企業誘致の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・東九州自動車道都農インターチェンジの広域交通利便性と地価の優位性を活用した流通系企業などの積極的な誘致。 ・雇用力のある企業誘致による町外に流出している労働力の確保と雇用の安定化。 ・地場産業との関連性を活かしたベンチャー産業の誘致・育成。
既存企業の維持、活性化	操業環境の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の工場用地は、操業環境の維持・向上を企業に要請。 ・施設・設備の近代化や高度化など、生産性の向上や労働条件の改善を支援。

6. 田園居住ゾーン

方針**(田園集落の環境整備)**

- 農地（主に農用区域）の、営農環境の改善と保全。
- 集落における自然環境と調和した住環境の向上。
- 農業と都市との相互振興の場づくり。

(漁村集落の環境改善)

- 居住環境の改善とともに防災性のさらなる向上。

計画

田園集落の環境整備	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・未舗装路の解消など基盤施設の整備改善。 ・営農環境の保全と集落環境の向上。 ・農業振興と観光客との交流の場としての、観光農園の整備。 ・都市と農村の地域交流を促す農村広場、緑地など、修景・環境施設の整備。 ・家畜の糞尿処理における環境改善に向けて、糞尿の肥料へのリサイクル等有効活用方策の推進。 ・耕作放棄地等の地域課題解決や防災力の向上、環境への配慮を目的とした木質バイオマス施設の整備。
	農地防災・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の浸水や流失の恐れのある災害危険箇所の改善。 ・農業用水の安定供給のための用水路等施設整備。
漁村集落の環境改善	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境整備事業の実施による、老朽木造住宅の建替、接道不良住宅の解消。 ・街路事業や環境整備事業による、道路の拡幅や舗装等生活道路の整備・改善。 ・空住宅等の跡地を活用した、ポケットパークや緑地等の整備による、憩いとうるおいの場の創出。 ・市街地整備事業や集落環境整備事業の総合的、かつ、計画的な実施による、地域の防災性の向上。

7. 公園・緑地ゾーン

方針

(豊かな自然環境の保全と活用及び身近な緑の創出)

- 恵まれた気候に育まれた、山林、河川などの豊かな自然的環境と都市公園、街路樹等の創出的環境の明確化とともに、それぞれの環境の活用・保全・創出についての総合的な計画立案。
- 町民のレクリエーションの場、日常生活の“憩い”と“ふれあい”の場、さらに、市街地にうるおいを与えると同時に、災害時の防災機能をもつ公園、緑地の整備。
- 本町の特質を活かした「田園都市」としての表情づくり。
- 創出的環境と自然的環境を、魅力的な植樹や快適な歩道等によって結ぶ、緑の軸線の形成。

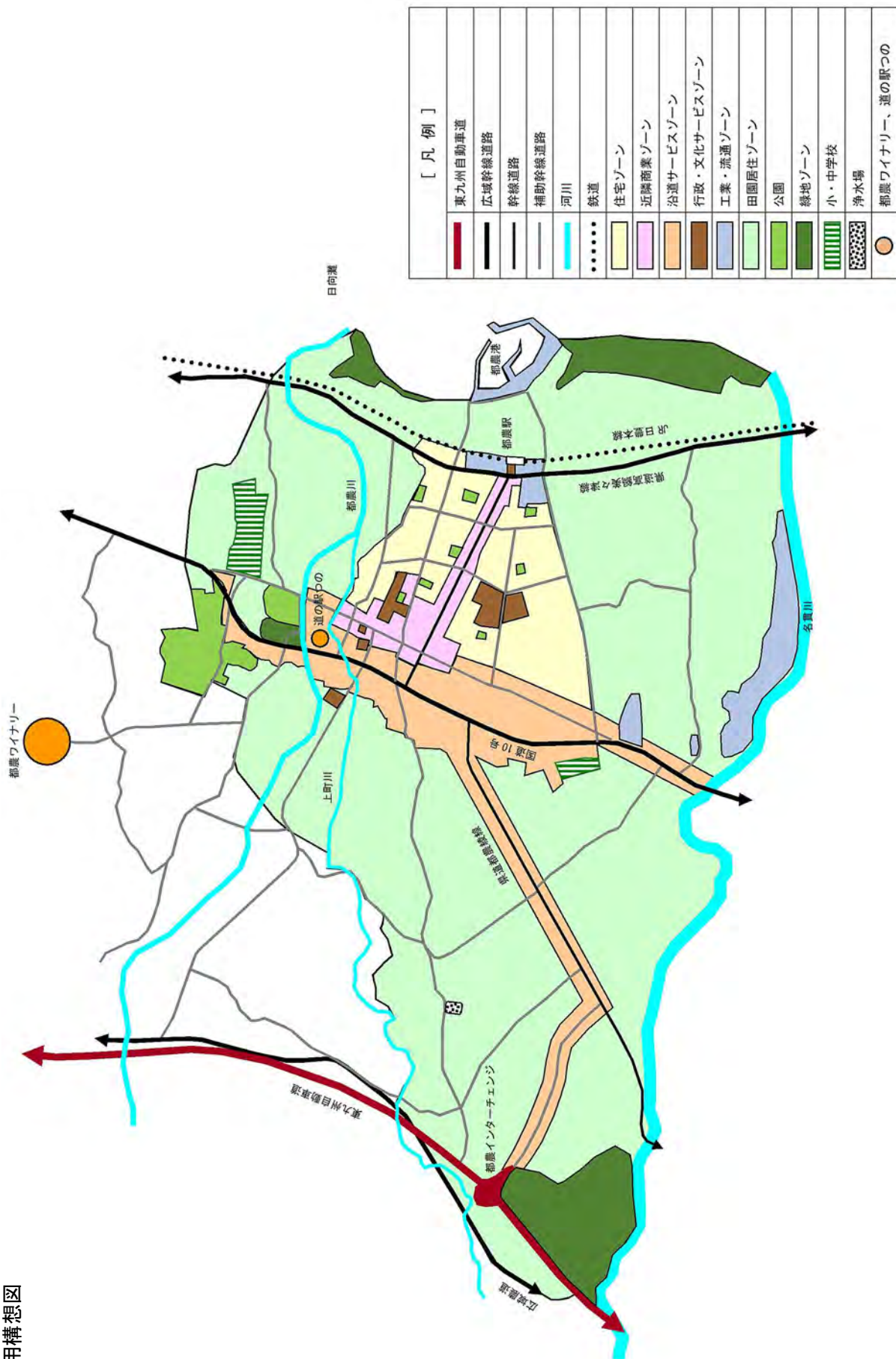
(高齢者や障がい者への配慮)

- 高齢者や障がい者も気楽に訪れることができる施設整備。

計画

豊かな自然環境の保全と活用及び身近な緑の創出	緑の基本計画に基づく整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑の基本計画」に基づいて、開発区域、保全区域を明確化するとともに、公園の整備や緑の保全を推進する。 ・新型コロナウイルス対策として屋内を避けて屋外で過ごす新たなニーズに対応する公園整備の検討。
	総合公園	<ul style="list-style-type: none"> ・藤見公園：町民の健康増進と福祉の向上に寄与するとともに、広域的なニーズに対応する公園として、長期的な展望による機能の充実。 ・地域防災公園としての防災機能の強化。
	近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> ・一の宮公園：鎮守の森の貴重な自然環境・景観の保護と池や植え込みなどの維持・管理。
	街区公園	<ul style="list-style-type: none"> ・中部土地区画整理事業において新たに整備した街区公園の維持・管理。 ・既存公園の設備の充実と維持管理の計画的運営。
	緑とのふれあいの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあいの場として、拠点的な森の整備。 ・本町の美しく豊かな自然を活用した、農村公園や親水公園、フィッシングパークなどの整備。 ・景観の美しいポイント、緑の結節点などに休憩施設やビューポイントなどの整備。
高齢者や障がい者への配慮	バリアフリーな施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者などに配慮し、車椅子の通行を考慮した園路の整備や段差の解消などバリアフリーな施設整備。

■土地利用構想図



10-2 道路・交通施設の整備方針

町民の日常生活や経済活動の広域化に伴い、道路の重要性はますます高まっています。特に、東九州自動車道都農インターチェンジの開設により、町の広域的な交通利便性は大幅に向上しており、そのインパクトを効果的に活用するためにも、幹線道路を骨格とした町内道路体系の確立が必要となっています。

一方、本町では、用途地域を中心に幅員 12m 以上の幹線道路 10 路線が、都市計画決定されていますが、そのすべてを整備することは長い期間と膨大な財政負担を要するため、長期未着手道路については、改めて実現性や必要性の検証を行い、必要に応じて変更・廃止等の検討を行うことが必要です。そういった見直し作業と併せて、既存道路の整備・改善を行うことで、本町全体の道路網の早期確立をめざします。

また、都市レベルの幹線道路整備に併せて、公共交通機関の充実や身近な生活道路における、居心地がよくなる歩きたくなる道路づくりに取り組むものとします。

方針**(幹線道路の整備)**

- 都市の将来像を見据えた都市計画道路の見直し。
- 安全・快適で利便性の高い幹線道路網の確立。

(生活道路の整備)

- 各地区の状況を踏まえた整備手法による、日常生活の利便性の確保と災害、緊急時を想定した道路整備。

(居心地が良く歩きたくなる道路づくり)

- 本町の豊富な自然と気軽にふれあえる遊歩道の設置。
- 幹線道路の歩道や歩行者専用道路等によって結ばれた緑のネットワークの確立。
- 歩き回りたくなる人中心の道路空間の形成。

(駐車場・駐輪場の整備)

- 各種公共公益施設への利用者、買物客や通勤・通学者のアクセスに配慮した、利便性の高い駐車場・駐輪場の整備。

(安全・快適な交通環境づくり)

- 歩行者や自転車及び高齢者や障がい者など、交通弱者に対して安全・快適でバリアフリーな交通環境の整備。
- 本町を印象づける特色ある植樹による、うるおいのある道路環境整備。
- サイクルツーリズムに対応した道路環境整備。

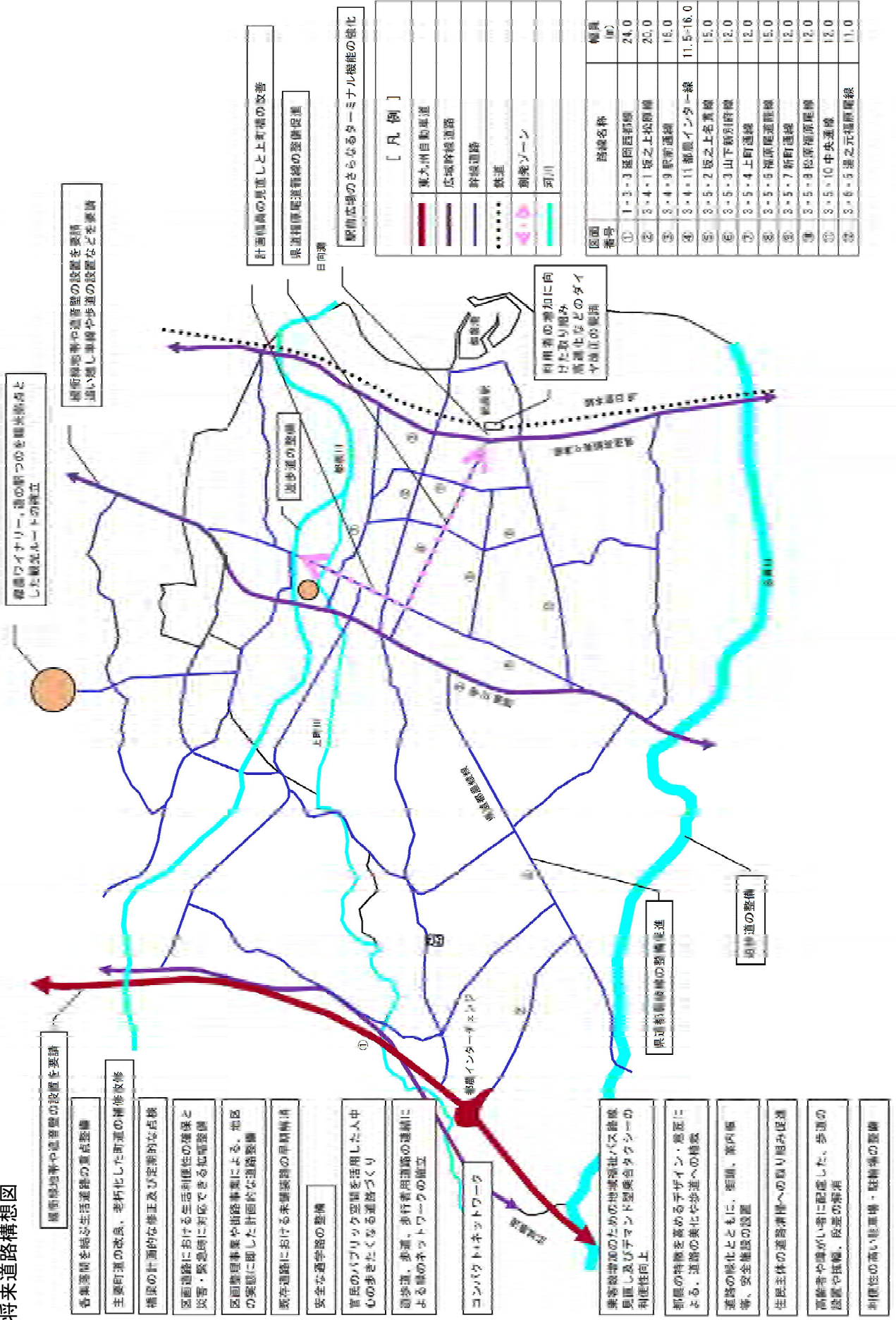
(公共交通機関の充実)

- 鉄道の高速化への更なる要請と乗車運動の促進。
- 地域福祉バスやデマンド型乗合タクシーの利便性の向上。

計画

幹線道路の整備	幹線道路網の構築	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県都市計画道路見直しガイドラインに基づく都市計画道路の見直し。 追い越し車線や歩道の設置など、引き続き国道10号の整備促進を要請。 県道福原尾道籠線の整備促進。 本町の中心市街地の魅力アップに資する3・5・2坂之上名貫線（旧国道）について、計画幅員の見直しと上町橋の改善。 「都農ワイナリー」、「道の駅つの」を拠点とした観光ルートの確立。 駅前広場のさらなるターミナル機能の強化。
	東九州自動車道	<ul style="list-style-type: none"> 緩衝緑地帯や遮音壁の設置など、環境対策の充実を要請。 東九州自動車道へのアクセス道路である県道都農綾線の整備促進。
生活道路の整備	準幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 各集落間を結ぶ生活道路の重点的な整備。 主要町道の改良、老朽化した町道の補修改修。 橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の計画的な修繕と定期的な点検。
	区画道路	<ul style="list-style-type: none"> 生活利便性の確保と災害・緊急時に対応できる十分な拡幅整備。 土地区画整理事業や街路事業による、地区の実態に即した計画的な道路整備。 既存道路における未舗装路の早期解消。
居心地が良く歩きたくなる道路づくり		<ul style="list-style-type: none"> 安全な通学路の整備。 官民のパブリック空間（街路、公園、広場、民間空地等）を活用した人中心の歩きたくなる道路づくり。 都農川及び名貫川沿線等の親水性を活かした遊歩道の整備。 河川の遊歩道、広幅員道路の歩道、それらを補完する歩行者専用道路の連結による町内緑のネットワークの確立。
駐車場・駐輪場の整備		<ul style="list-style-type: none"> 各種公共公益施設や商店街における利便性の高い駐車場・駐輪場の整備。
安全・快適な交通環境づくり	本町の特質を活かした道路づくり	<ul style="list-style-type: none"> 都農の特徴を高めるデザイン・意匠による、道路美化や歩道植栽。 道路の緑化とともに、街灯、観光案内板等、安全施設の設置。 サイクルツーリズムに対応した自転車通行区間の整備。 住民主体の道路清掃への取り組みを支援し、意識を醸成していく。
	バリアフリーな道路づくり	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者等に配慮した、歩道の設置や拡幅、段差の解消。
公共交通機関の充実	鉄道の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> イベント開催時における乗車運動の促進等、利用者の増加に向けた啓発運動の展開。 高速化などダイヤの充実の要請。
	バス交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> 乗客数増加のための地域福祉バスの路線見直し及びデマンド型乗合タクシーの利便性向上。 コンパクト+ネットワークの実現。

■将来道路構想図



■ 町内の主な幹線道路



都農インターチェンジ入口



県道都農綾線
((都) 都農インター線)



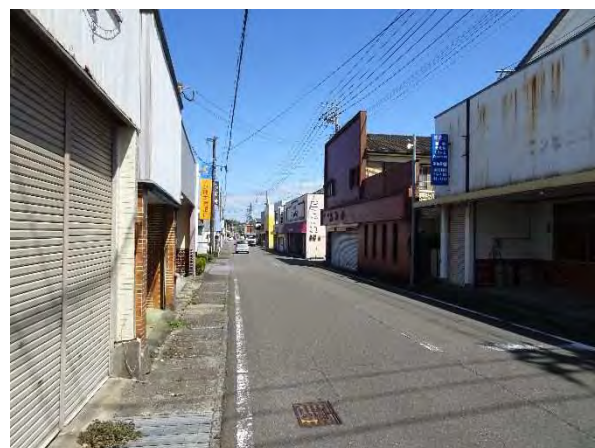
国道 10 号バイパス



県道都農綾線と国道 10 号バイパスとの交差点



県道都農停車場線
((都) 福原尾道籠線)



旧国道 10 号

10-3 公共公益施設の整備方針

・生活関連施設の充実

上・下水道やゴミ処理施設は、町民が健康で文化的な生活を営む上で、必要不可欠な施設であると同時に、自然環境への影響に配慮しなければならない施設です。

そのため、生活様式の変化に対応して、施設の維持管理、増強に随時努める一方、本町の豊富に残された良好な自然環境を後世に残していくため、雨水、排水、ゴミなど循環型社会の確立をめざした施設の整備や、日常生活の営みが環境へ直結していることに対する住民意識の啓発に努めます。

・社会、教育、文化施設の充実

少子高齢化の進展、価値観の多様化などにより、町民の学習や地域・文化活動への参加が増加する傾向にあります。このような生涯学習社会の到来に適切に対応し、町民の自己実現を担保するための活動拠点としての施設整備を図っていきます。

・保健・医療・福祉施設の充実

新しい国民健康保険病院と隣接して建設する（仮称）総合保健福祉センターにより保健・福祉・生涯学習の機能を連携させ、町民全ての世代のニーズに沿った多様なサービスを一体的に提供します。

1. 生活関連施設の充実

方針

（供給処理、排水施設等整備）

- 上・下水道の人口動向や生活様式の変化に対応した、施設の維持・増強。
- 水は、生態系全ての共有財産であるとの認識のもと、日常生活の営みが環境へ直結していることに対する住民意識の啓発。
- 本町に残された貴重な自然環境への負荷を軽減する循環型社会へのシステムづくり。

（ゴミ処理体制の整備）

- 西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきを中心とした広域的なごみ処理の継続による効率的な処理の維持。
- 不法投棄への対策実施。
- ごみの削減にむけたリサイクルに対する取り組み促進。

（良質な公営住宅の供給）

- 本町における依然高い公営住宅に対するニーズへの対応と人口定着促進のための、老朽化した施設の整備改善と、新たなライフスタイルに対応する多様な様式の住宅建設。
- 官民連携による公営住宅の整備。

計画

供給処理施設	上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽施設の更新と耐震化。 ・安定した水源確保とアセットマネジメント。
	広域連携の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・渇水期や災害時における相互応援体制の充実など、緊急時における水道水の安定供給体制の強化。
排水施設	都市下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の開発動向等に対応した、施設の維持管理と強化。
	集落排水	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水処理施設の整備推進。
し尿処理施設	合併処理浄化槽の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の普及促進。 ・合併処理浄化槽の必要性に対する意識の啓発。 ・合併処理浄化槽の適正な維持・管理による水質汚濁の防止と環境保全。
	し尿処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化しているし尿処理施設「川南都農衛生センター」について、延命化対策を川南町との協議のもと実施。
ゴミ処理施設	家庭廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきを中心とした広域的なごみ処理の継続による効率的な処理の維持。 ・家電リサイクル法に基づく義務外品について、町内の家電販売業者と協議し、義務外品でも引き取りが可能となるようなシステムづくり。 ・高齢者などごみ出し困難者についての戸別収集が可能となるようなシステムづくり。 ・現在確立しているリサイクルへの取り組み以外に、新たな品目（小型家電品や水銀使用廃棄物など）についてもリサイクルできるよう、独自ルート構築若しくは広域（西都児湯クリーンセンター）での取り組みについての検討。
	産業廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の処理責任の明確化による自己処理の徹底と不法投棄の防止。
良質な住宅の供給	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公営住宅を地域の需要を踏まえ計画的な改修・改築を推進。 ・公営住宅の整備における PPP/PFI 導入の検討。
	移住・定住促進	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住促進を意識した町独自の定住促進住宅の建設を推進。 ・U・I・J ターンの支援や住み続けたくなるまちづくりを推進するため、定住奨励事業についてさらに推進、拡充。 ・移住・定住に関心がある人に対し、都農の魅力や施策などの情報を分かりやすく提供。 ・空き家の状況などを把握し、空き家バンクの整備。 ・商店街などの空き店舗を利用した交流・体験施策を展開。

2. 社会、教育、文化施設の充実

方針

(教育施設の整備)

- 少子化の進展のもと、保育所の適正運営に向けた検討及び個性ある児童教育の推進等による町外に通う児童の確保。
- 学校施設の老朽化に対応した施設の整備改善。
- 学校施設の災害時避難場所としての機能向上を目指した、施設の耐災害性能の確保と防災拠点としての機能強化。

(社会・教育・文化施設、スポーツ施設の整備)

- 生涯学習社会の到来に対応した、町民の自己実現を支援する活動拠点の整備・充実。
- 町民のスポーツ・レクリエーションニーズへの対応と健康維持・増進に寄与するスポーツ施設の整備・充実。

計画

教育施設 の整備	幼児教育	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の適正運営のための配置や規模を検討するよう関係機関への働きかけを実施。 ・保育所、幼稚園等（認定こども園含む）の合同研修の実施や、情報交流等の機会づくり。 ・自然体験など、町の特質を活用した個性ある幼児教育の推進。 ・幼児期の相談体制については、育児教育及び子育て支援センター、相談事業を複合的に組み合わせた支援を行い、関係機関と連携を図りながら、就学時における円滑な教育環境への移行のための環境整備。
	小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の減少に伴う余裕教室の有効な活用を促進。 ・学校施設の長寿命化を図る施設整備の計画的な実施。 ・学校の環境改善を図るため、トイレの洋式化を含む大規模改修を年次的に実施（R2 南小、R3 東小、R4 都農小）。
	中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の減少に伴う余裕教室の有効な活用を促進。 ・学校施設の長寿命化を図る施設整備を計画的に実施する。
	都農高校 跡地	<ul style="list-style-type: none"> ・都農高校跡地について、柔軟な発想による町の発展に資する利用方法の検討。
社会・教育・文化 施設、スポーツ 施設の整備	コミュニ ティ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の拠点となる社会教育施設の整備に努めるとともに、社会・教育・文化施設の充実。 ・町民図書館の蔵書の充実と行き届いたサービスを図り、町民の一層の利用促進。 ・新型コロナウイルス後の生活様式（ニュー・ノーマル）に対応した各種施設の整備。
	スポーツ 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が安全・快適に利用できる施設の計画的整備。 ・中規模（県大会）以上の大会が誘致できるような施設の整備。 ・既存の施設の修繕や延命化対策の実施。 ・藤見公園内スポーツ施設の整備拡充。 ・武道館・体育館の維持管理。 ・小・中学校体育施設を積極的に開放。 ・総合的なスポーツ施設の整備、再配置計画の策定などを検討。 ・災害時に対応できるように、補強工事や空調設備などの導入。

3. 保健・医療・福祉施設の充実

方針

(福祉のまちづくりの推進)

○ノーマライゼーション*の理念に基づいた、高齢者、障がい者の社会参加の促進とバリアフリーなまちづくりの推進。

(保健・福祉施設の整備、医療との連携強化)

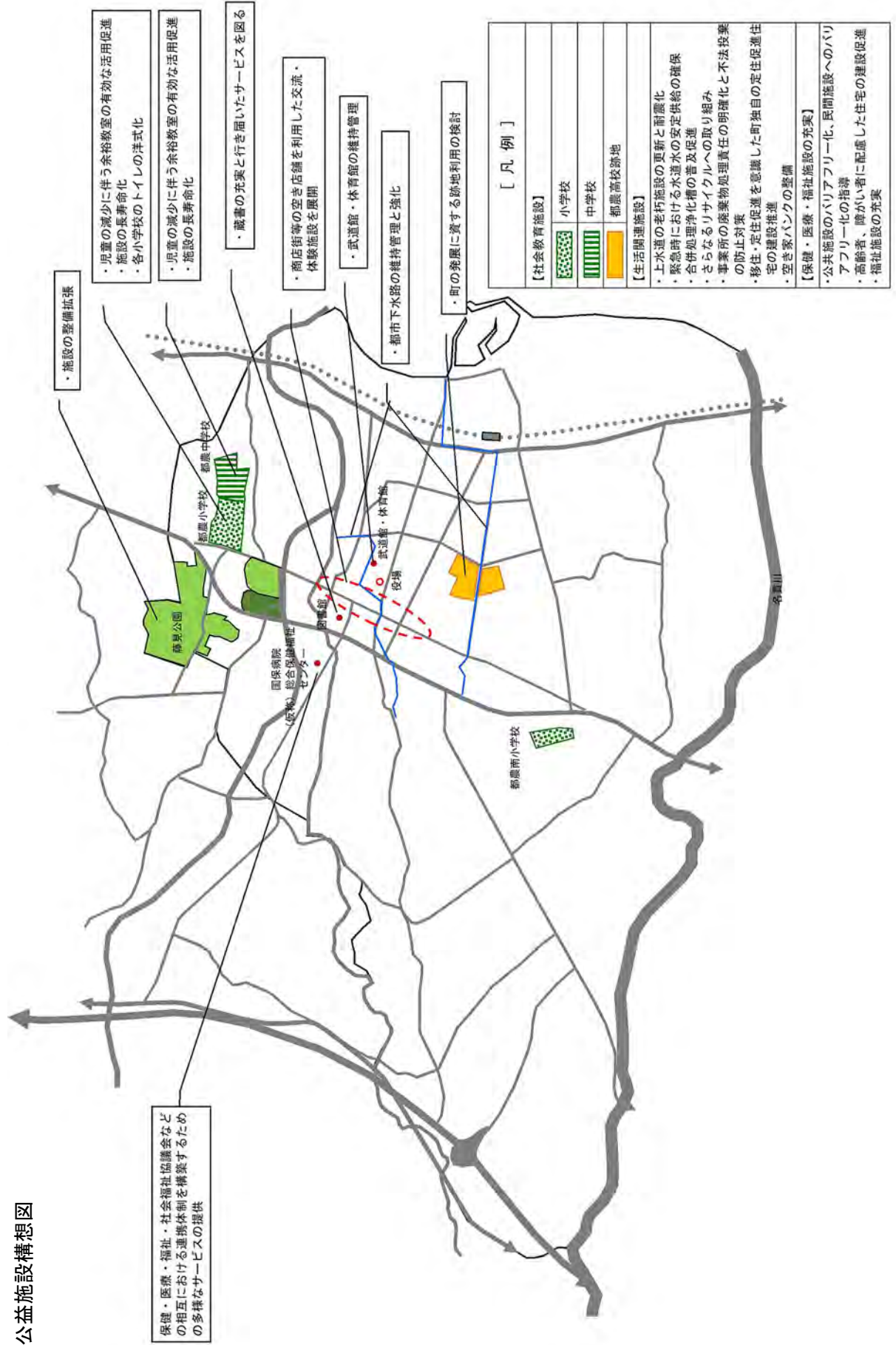
○保健・医療・福祉の更なる連携を図るとともに、町民全ての世代のニーズに沿った多様なサービスを提供。

計画

福祉のまちづくりの推進	公共施設からのバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の利用を考慮した歩道の設置やトイレの改造、及び段差の解消、誘導用ブロックの設置等の推進。 ・民間に対してのバリアフリー化の指導。
	住環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者に配慮した住宅の建設促進。 ・住宅改造費助成などの取り組み推進。
	福祉施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの市街地への移転、また、老人性認知症に対するケアの充実。 ・介護施設及び障がい者施設等の整備誘導。
保健・福祉施設の整備	医療との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・保健（健康管理センター）・医療（国保病院（H30年4月にリニューアル））・福祉（高齢者、介護、障がい）・社会福祉協議会などの相互における連携体制を構築するための、（仮称）総合保健福祉センターを整備し、多様なサービスが一体的に提供できるよう努める。

*障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと

■ 公共公益施設構想図



10-4 自然環境・都市環境形成の方針**1. 自然環境の方針**

本町は、農業を主産業として発展してきたこともあって、豊かな自然が多く残されており、現在でも少し高台から見回すと、すぐに美しい緑が目にとびこんできます。

これらの自然は、様々な動植物の生息の場としてだけでなく、人々の生活にうるおいや活力を与える空間として、また、災害時の避難場所や緩衝帯としての役割もあわせ持っています。

しかし、このかけがえのない自然は、私たちの経済活動の進展によって、知らず知らずのうちに失われていくものでもあります。

自然と都市との共生が叫ばれはじめて久しいですが、自然環境の保全や公園、緑地などの整備だけでなく、廃棄物の焼却による有害物質の問題や、ゴミの不法投棄防止に取り組むなど、身近な環境を守っていくことが求められており、市街地の特性にあわせた緑の創出や活用に併せて、町民や事業者が協同で自然と都市の良好な共生関係を確立するための仕組みを築き上げていきます。

方針**(緑の保全・活用・創出)**

○本町に残された豊かな自然環境を、本町のかけがえのない財産として次世代に残していくための、適切な土地利用計画に基づいた、緑の保全・活用・創出のための施策推進。

(町民、事業者の手による緑の創出)

○生活ゴミの増大や廃棄物の有害物質の問題、普段の生活が環境に及ぼす影響などについて、環境にやさしい生活への知識を養い、自然への親しみ、関心を育むため、体験学習や環境教育を推進する。

○市街地の特性にあわせた緑の創出や活用を促進するため、町民や事業者の理解・参加・協力を得て、協同で自然と都市の良好な共生関係を確立するための仕組みづくり。

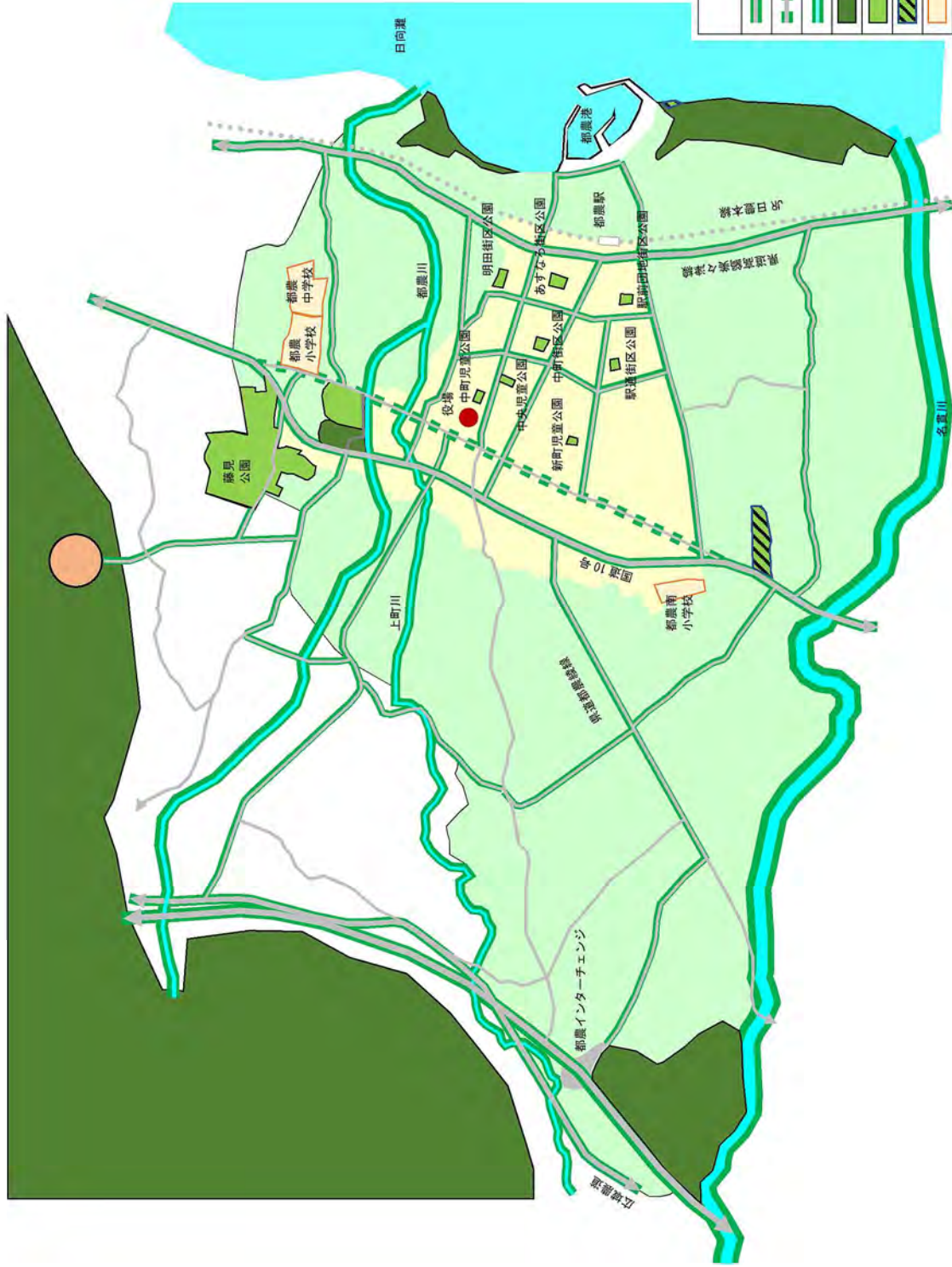
(水資源の保全・活用)

○本町の上水道として利用されている名貴川・心見川の各水源の環境保全に努め、良質な水環境の維持と活用。

計画

緑の保全・活用・創出	緑の保全 (寺社林) (屋敷林) (樹木) (並木) (海岸)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な土地利用計画に基づいた良好な森林、緑地、水辺等、自然環境の計画的な保護。 ・良好な環境を保つ一の宮都農神社の鎮守の森、及びその他の寺社林の維持・保全。 ・身近な緑としての優れた屋敷林や雑木林の維持・保全。 ・樹齢の高い樹木や樹形の優れた巨木などの維持・保全。 ・県道都農停車場線のいちょう並木や植樹帯及び集落道沿線などの優れた並木の保全・管理。 ・都農川河口部などにおける磯及びサーフィンの利用環境に配慮（日向灘沿岸海岸保全基本計画）。
	緑の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・尾鈴山の有効活用を通じた拠点的な森の形成。 ・親水公園などの整備。 ・気軽に訪れ自然に親しむことの出来る散策道の整備。 ・景観の美しいポイントや緑の結節点などにおける休憩スペースの整備とビューポイントの確保。
	緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・藤見公園、一の宮近隣公園、市街地内の街区公園等都市公園の整備・充実。 ・都市住民が自然に親しみ農村との交流を促す体験農園の整備。 ・これらの公園・緑地を植栽された散策道、歩道等によって結んだ、町内緑のネットワークの確立。 ・街路毎に樹種をかえるなど市街地内における特色ある緑の動線整備。 ・本町の印象を高め、管理が容易で病害虫に強い樹種の選定。
	制度等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑を保護する地区や保安林等の指定及び都市計画決定。 ・自然保護の計画的な推進のための景観条例の検討や緑化協定の締結の促進。 ・高齢者や障がい者も気軽に訪れることができるバリアフリーな施設整備。
町民、事業者の手による緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・本町のかげがえのない自然環境・景観に対する意識啓発。 ・緑豊かで快適なまちづくりを推進する、公園、道路、学校、病院をはじめとする公共公益施設の緑化推進。 ・体験学習や緑のアイデアの募集など、自然と親しみ環境の重要性への認識を育む環境教育の推進。 ・ブロック塀の生け垣化、ボランティア活動など、住民の手による身近な緑化活動の支援・育成（シルバー人材センター、緑の少年団の育成）。 	
水資源の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・名貫川及び心見川の水源の水質の環境保全。 	

■水と緑のふるさとネットワーク構想



[凡例]

	緑の軸線
	歩行者優先道路
	親水空間
	緑地（緑境）
	既存の公園
	公園・広場（緑の拠点）
	学校
	都市基盤の整った緑豊かな住宅地
	田園景観と調和した住宅地

2. 都市環境形成の方針

本町の土地利用は計画的な誘導が実現されており、公共施設や病院、商店等の施設が用途地域の周辺に集積するコンパクトな都市構造を実現しています。

今後も持続可能な都市構造を構築していくためには、現在のコンパクトな土地利用状況を継続・進化させていくことが必要であり、そのためには都市部において町民が住みたくなる、集いたくなる、歩きたくなるまちづくりを進めて行くことが必要です。その実現のためには、良好な都市環境の形成は欠かせない要素となってきます。

また、人類の都市活動における地球環境への環境負荷軽減は今後の重要なテーマであり、持続可能な都市構造の構築に向けて、社会構造の変革や新技術の導入、個々の建築物に対する省エネルギー設備の導入など、官民一体となった行動を進めることが必要です。

方針

(都市の美観形成)

○住みたくなる、集いたくなる、歩きたくなる美しい都市環境の形成。

(持続可能な都市)

○新技術の導入等による社会構造の変革、環境負荷の低減。

○生活排水、ゴミ等の削減。

○官民一体の取り組み促進。

計画

都市の美観形成	美しい都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主導の沿道維持（ゴミ拾い等）。 ・歩きたくなるまちづくり。 ・計画的な公営住宅の運営。
	自然環境との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・道路沿道の植樹や街角のスポット的な緑地空間等都市の中の緑地空間の整備推進。 ・河川護岸の緑化や親水空間の整備による賑わいあふれる水辺空間の形成。
持続可能な都市	社会構造の変革、環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートシティ、スーパーシティの導入検討によるエネルギー効率化、都市運営の省力化。 ・地域福祉バスや乗合タクシーについて、利用者数を増やしつつ効率的なルートの検討及び環境負荷低減のための自動運転技術・電気自動車の導入についての検討。
	生活排水・ゴミ等の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水、生活排水の地域内での循環利用の検討。 ・ゴミのリサイクルに関する一層の啓蒙活動。
	官民一体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロエネルギーハウス、ゼロエネルギービル等の建設や地球環境に優しい建材等の利用の促進や民間への要請。

10-5 都市景観形成の方針

まちの景観は、まちの個性を演出するだけでなく、そのまちのイメージを左右したり、まちへの愛着を感じたりするなど大変重要な要素となってきます。

本町の個性が感じられる様々な景観資源をまちづくりに活用し、都農らしさを演出していくことを基本的な方針とし、美しい都市景観の形成を目指します。

本町では、これらを踏まえた上で都市の中にある公共建築物、道路、公園・広場、その他案内板や標識などの景観、デザインを検討し、これに協調するかたちで商業・業務施設などの景観整備を誘導し、本町のイメージを高める個性的で魅力あるまちの景観づくりを推進します。

方針

(都農らしさの感じられる景観づくり)

- 本町の景観をかたちづくる山・川・農、及びこれらの自然につつまれた古い歴史性を活かしながら、都農らしさの感じられる景観づくりを推進する。
- また、良好な景観の維持のため空き家対策の実施や景観形成と太陽光発電システムとの調和について検討する。

(公共公益施設からの景観づくり)

- 町民が日常最も目に触れる頻度の高い公共施設について、本町の景観形成を先導する道路、公共建築物、公園・広場のそれぞれから景観づくりを推進する。

(景観計画及び景観条例の策定による景観づくり)

- 景観計画に基づき、より具体的な景観づくりの活動を行う。

計画

都農らしさの感じられる景観づくり	山・川・農のふるさと景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・特徴的なシルエットを持つ尾鈴連山の稜線、都農神社の鎮守の森をはじめとして町内各所に点在する寺社林、古くからの農家住宅を囲む良好な屋敷林、黒潮あろう日向灘との境界線を縁取る防潮林などは、良好な農地とともに都農らしさを演出する重要な景観要素といえる。これらの景観資源の保全に努めるとともに活用を推進する。 ・郊外部の集落、屋敷林、平地林、ほ場整備された美しい農地の連たんは、それらが一体となることによって景観的な特徴が生まれており、「農の都」都農を演出する景観の維持・保全に努める。
	歴史の感じられる景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・一の宮都農神社や本陣赤木家などの歴史的資源は、時を伝えるという歴史的な意味に加えて、都農らしさを演出する重要な歴史的景観要素である。これらの歴史的資源を風化させずに景観づくりに活用し、「歴史の町」都農が感じられるまちづくりと保存に努める。
	景観ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・都農の景観要素の良さを町民に広く再認識してもらうとともに、改めてふるさとが感じられるよう、水と緑とを結んだネットワークなどにより、連続して魅力的な景観が楽しめる空間の創出に努め、「ふるさと」都農を演出する景観づくりを推進する。
	眺望の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・都農ワイナリーからは、田園風景と紺碧の日向灘、整然と開墾された農地とその中に点在する集落、集落道沿線の並木など、都農の美しいパノラマを望むことができる。こうした価値のある眺望を残していくために、今後は、道路の方向、建物の配置や高さに配慮し、また気軽に眺望できるビューポイントの確保を図る。
	良好な景観の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を損なう可能性のある空き家への対処。 ・景観形成と調和した太陽光発電システムの検討。
公共公益施設からの景観づくり	道路景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・道路及びその沿道は、人々が日常最も目にふれる頻度の高い空間であり、町民や来訪者の町に対するイメージを左右する重要な施設といえる。本町らしさを演出する緑豊かでうるおいのある道路景観づくりを進める。
	公共建築物の景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物は町民の利用施設として、人々の目にふれやすい施設であるため、公共建築物の景観整備を進め、周辺のみちなみ景観の向上と本町のシンボル施設となるよう努める。
	公園・広場の景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・まちにおける公園・緑地、広場などは、レクリエーションの場としての役割のほか、環境の保全、防災などの役割、そして都市景観の形成の役割を持っている。地域の景観特性や公園・広場が持つ景観特性を活かした整備を行う。
景観計画に基づく景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に基づき、より具体的な景観づくりの活動を行う。 	

■ ふるさと景観形成構想



10-6 市街地整備の方針

方針

- 土地利用の現況、市街地の形成状況、緑や農地の分布及び今後のまちづくり方針を考慮して、市街地の状況ごとにおおむねの市街地整備の方針を設定する。
- これらの市街地の整備方針に沿って、地区の特徴や住民意向などを踏まえ、各種市街地整備事業や地区計画をはじめとする個別の計画などの整備方針を立案検討する。
- 新市街地については、適正な土地利用計画に基づき土地区画整理事業などの面的整備の推進や開発許可制度の運用などにより、良好な環境との調和に配慮しながら適正な土地利用の誘導に努める。

計画

市街地の状況ごとの市街地整備事業	道路等の都市基盤施設が未整備なまま、市街化が進行し、市街地環境の悪化がみられる地区	<ul style="list-style-type: none"> ・街路事業や公園事業等の個別の公共施設整備事業による環境整備。 ・住環境整備事業による公共施設の整備改善と住環境の向上。 ・小規模で柔軟な区画整理など地区の特質に対応した適正な面整備事業による都市基盤整備。 ・市街地のスポンジ化が見られる地区においては土地利用の整序を目的とした面整備事業等の検討。
	土地区画整理事業が完了し、良好な市街地環境が形成されつつある地区	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の有効利用を計画的に推進し、建築物の適正な誘導を図る。 ・良好な市街地環境を維持・保全する、緑化協定、建築協定及び地区計画等の立案。
	良好な環境を残す農村集落、歴史的に特徴のある集落等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の見直しや用途地域の指定による無秩序な開発の防止。 ・開発許可制度の運用による周辺環境と調和した集落環境の保全・向上。 ・街路事業や公園事業等の個別の公共施設整備事業による環境整備。

10-7 災害に強いまちづくりの方針

本町の市街地は、農地や未利用地の割合が高く、これらが一次避難場所としての役割を潜在的に有しているため、地震や火災時における都市型災害の危険性は、これまでのところ比較的低い状態でした。

しかし、農地の宅地化や市街化の進展、老朽木造家屋の増加などによって、都市型災害への対応の必要性も高まってきており、特に、日向灘に直接面した地区では、漁村集落の特徴である、狭小な路地に家屋の密集している地域がみられるため、地震とそれに伴う火災や津波に対し、高い危険性を有しているといえます。

近年、東日本大震災や熊本地震のような巨大地震が立て続けに発生しており、本町でも災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害初期段階での救援活動や情報伝達システムの確立のため、住民の防災に対する意識の啓発に努め、住民のコミュニティを活用した防災組織の育成や広域的連携による総合的な防災まちづくりを推進します。

一方、本県では、毎年のように来襲する台風により、道路や農作物等に大きな被害を受けており、これら自然災害に対しても、引き続き災害対策を講じていきます。

方針**(地域防災計画に基づく防災対策の実施)**

○地域防災計画に基づき、防災のための調査・整備等を推進する。

(災害に強いまちづくりの推進)

○道路、公園等の公共施設は、災害防止、避難・救援、復旧・復興の防災上の各段階において、大きな機能と役割を持っており、これらの適切な施設整備が、災害に強いまちづくりを行う上での根幹をなすものである。本町では、各地区の特性を踏まえて、これらの公共施設を防災上の観点から見直し、適正な整備改善を実施する。

○山間部への道路の進展、宅地の外縁化によって懸念される、急傾斜危険箇所の整備改善や移転事業の実施、自然災害防止のための、河川・海岸等の護岸、築堤工事。

○町内は丘陵地域が多いため、土砂災害危険箇所などが多くある。災害時の孤立集落の発生を低減するために、これらの地域住民については、コンパクトシティの形成と併せて本町中心へ緩やかに誘導を行う。

○都農町役場、学校等公共施設の対災害性能の向上や指定避難所としての機能の強化。

(地域のコミュニティ防災組織、広域防災体制の確立)

○公共主導の防災対策だけでは限界があるため、住民の防災に対する意識の啓発に努めるとともに、地域住民のコミュニティを活用した防災組織の育成及び広域的連携による総合的な防災・減災まちづくりに努める。

(国土強靱化計画の策定)

○国土強靱化計画を策定し自然災害が発生しても被害が最小化され、迅速な復旧が可能となる体制の構築を行う。

計画

地域防災計画に基づく防災対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各種災害を防止するための調査を実施するとともに、必要に応じて防災工事の実施や県等への要請、移転事業等を行う。
災害に強いまちづくりの推進	<p>防災基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽木造住宅が密集している漁村地域は、住環境整備事業等の実施によって建物の更新や共同化及び狭隘道路の解消、公園等の公共空地の新設などにより、災害に強い市街地の形成を図る。 旧国道沿道等の木造住宅の連たんは、火災時の延焼の危険性が高いため、商業集積や商店街の近代化事業等によって建物の不燃化を促進する。 農道等を利用しただけの狭隘・屈曲した道路の多い地区は、消火・避難活動を支え得る道路の拡幅整備等を推進する。 上水道、電気・電話等は、維持・管理が容易、かつ災害に強いライフラインの確立をめざし、事業者の協力のもと市街地整備事業等とあわせて整備を推進する。 建物の耐震性の向上とともにブロック塀の生垣化、広場の確保、緑地帯の設置など災害に強い市街地形成をめざす。 道路等交通施設の崩壊・崩落危険箇所の調査と改善及び急傾斜危険地域の解消。 災害ハザードエリアからの移転について、立地適正化計画の策定などを検討する。 河川・海岸線の護岸、築堤工事。
	<p>防災拠点施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画において防災上の重要建築物として位置づけられている都農町役場や学校などの公共公益施設は、建物の耐火・耐震性の向上をはじめとする対災害性能の強化及び防災備蓄倉庫の整備等を推進し、防災拠点としての機能向上を図る。 一次避難場所となる公園・広場等は、利便性の高いアクセス道路の確保及び十分な植栽等によって防災性の向上を図る。 防災行政無線の拡充と災害時の迅速な情報収集・提供機能強化。
地域のコミュニティ防災組織、広域防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の初期には、住民への情報伝達や救援システムがただちに機能しないおそれがあるため、地域を単位とした自主防災組織の育成や強化に努める。 宮崎県消防相互応援協定並びに宮崎縣市町村防災相互応援協定を基本に、近隣市町村との連携により災害対策の向上を図る。
国土強靱化計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 国土強靱化計画を策定し自然災害が発生しても被害が最小化され、迅速な復旧が可能となる体制の構築を行う。

第 1 1 章 まちづくり推進方策の検討

まちづくり推進方策の柱

本計画は、第 6 次都農町長期総合計画（平成 29 年度～令和 8 年度）における都市像「みんなが輝き みんなでつくろう 安心と活力のまち つの～ひとりはみんなのために みんなはひとりのために～」を具体化するため、令和 22 年度（2040 年度）を目標としてまちづくりの基本方針を定めたものです。

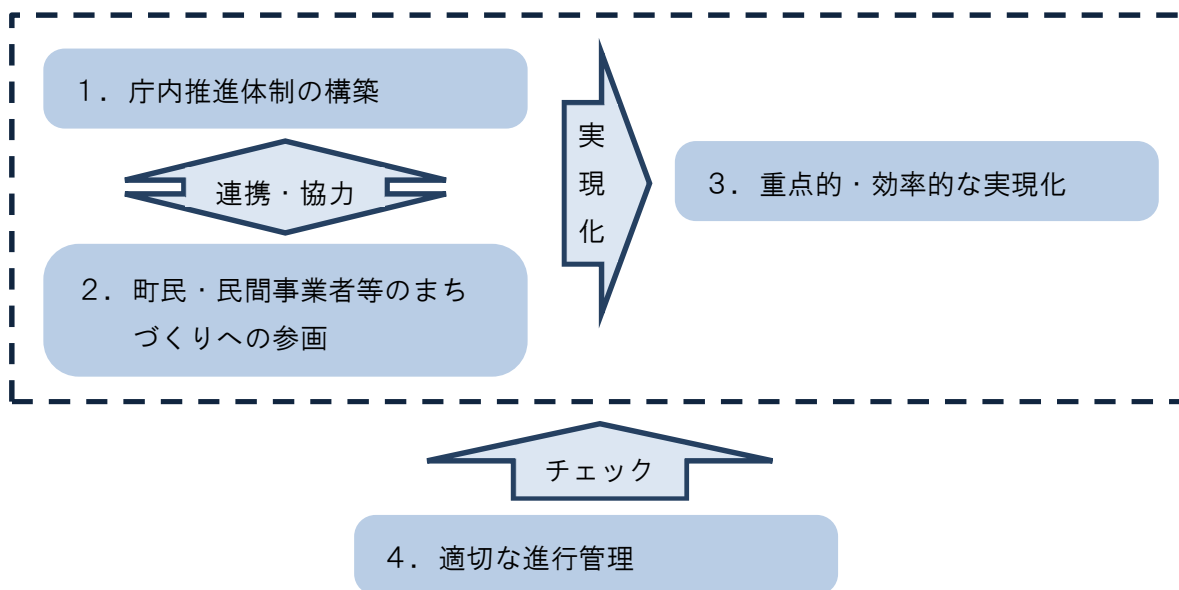
「土地利用」「都市施設」「市街地開発」をはじめ、都市計画に係る個別計画を総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

具体的には、都市計画区域や地域地区など土地利用や建築物等の適正な規制・誘導や、道路・公園・上下水道などの都市施設の整備に関して、個別の計画づくりや、都市計画の決定又は変更、具体的な施策の実施において、本計画の方針に沿って進めます。

本計画の実現にあたっての推進体制は、下記 4 つの柱に基づき進めるものとします。

1. 庁内推進体制の構築
2. 町民・民間事業者等のまちづくりへの参画
3. 重点的・効率的な実現化
4. 適切な進行管理

■都市計画マスタープランの推進体制



11-1 庁内推進体制の構築

本計画を実現するための本町の取組方針を整理します。また、実現にあたっては、町民や事業者等との連携が必要であり、連携を推進する体制づくりも必要です。

庁内の取組について、以下の通り整理します。

■ 国・県・近隣市町及び関係機関との連携強化

- 国道10号、東九州自動車道、県道都農綾線などの広域交通網に関する整備など、広域的な事業効果をもたらす施策については、本町や近隣市町へ及ぼす影響や効果に留意しながら、国・県・近隣市町との連携を図り、事業促進を図ります。
- また、全体構想に位置づける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、農政、産業振興など、様々な分野における関係機関との協議・調整を図りながら、まちづくりを推進します。

■ 協働のまちづくりの推進

- 地域に根ざしたまちづくりを実現していくため、NPOなどのまちづくり団体、地域コミュニティ団体や町内会などのまちづくり組織と連携して施策を進めます。
- 町民、事業者等及び町が共通の目的意識を持って、互いに連携しながらまちづくりに取り組むことができる体制づくりを推進します。
- 特に、本町では、今後のまちづくりを推進していく組織として、一般財団法人「つの未来まちづくり推進機構」が設立されており、「つの未来まちづくり推進機構」との協力体制のもと協働のまちづくりを進めます。

つの未来まちづくり推進機構とは

平成31年4月1日に都農町の出資により設立された一般社団法人で、「医療・保健・介護・福祉」、「産業振興・地域振興」、「教育・人材育成」を3本柱とした自立・自走のシステムづくりを推進しています。

つの未来まちづくり推進機構は、行政と地域、町内外の様々な人や団体を効果的につなぐ役割を担い、特に宮崎大学とは、医学部・地域資源創成学部を中心とした全学部と一体となって、都農町で現場主義の教育や研究を行っています。

■ 庁内推進体制の構築と人材育成

- 本計画の推進にあたっては、全町一体となった分野横断的な取組が必要であり、各種事業の実効性を高めるため、必要に応じてプロジェクトチームのような横断的な検討組織づくりを行います。
- また、研修や地域での実践的なまちづくり活動を通して町職員の専門性を高めるなど人材育成にも努めます。

11-2 町民・民間事業者等のまちづくりへの参画

本町の町民、事業者等の関係者が「みんなで」協力してまちづくりを実現するために、町民及び民間事業者（NPO 含む）等のまちづくりへの参画を推進します。

町民及び民間事業者等に期待する役割及び町の役割を以下の通り整理します。

■ 町民に期待する役割

- 本町のまちづくりについて町民と行政が共通認識を持つよう努めます。
- 開発や建築行為の際に、都市計画や地区のまちづくり計画等に沿った配慮を行います。
- 地域や自治会等の組織活動、ボランティア活動への積極的に参加します。
- 地域ごとの課題への対応、良好な居住環境等の維持・創出のため、まちづくり協定や地区計画の検討など、地域主体のまちづくりに努めます。

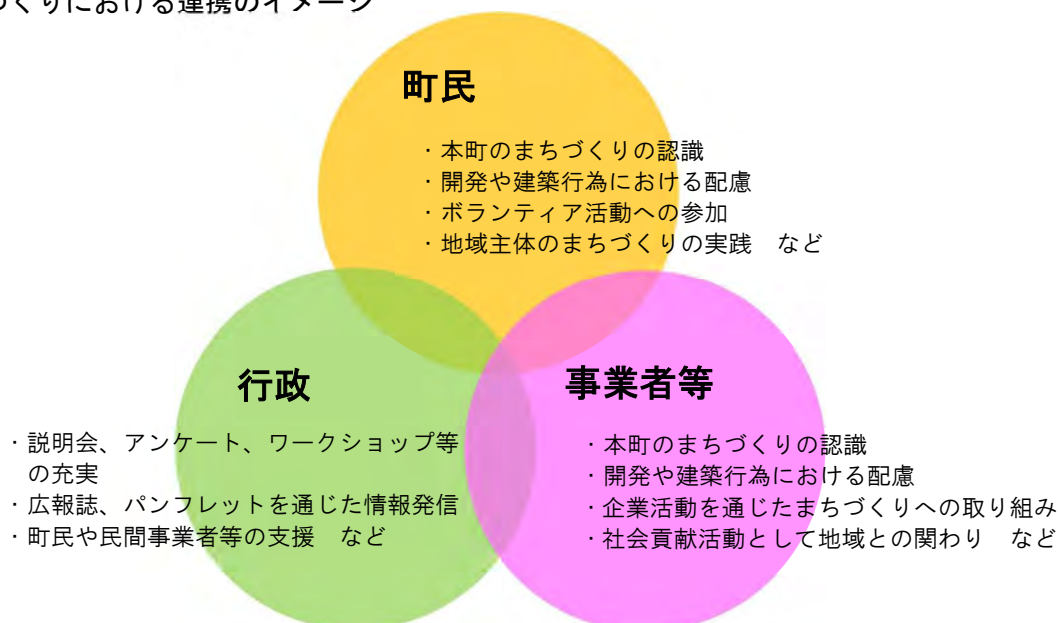
■ 民間事業者等に期待する役割

- 本町のまちづくりについて民間事業者等と行政が共通認識を持つよう努めます。
- 開発や建築行為の際に、都市計画や地区のまちづくり計画等に沿った配慮を行います。
- 企業活動を通じたまちづくりへの取り組みを行います。
- 企業の社会貢献活動としてイベント等への参加など地域との関わりを充実します。

■ 行政の役割

- 都市計画の決定・変更などの際に説明会やアンケート調査、ワークショップ等を実施し、町民及び民間事業者等の参加の機会の充実を図ります。
- 広報誌、ホームページ、パンフレットなどを通じてまちづくりに関する情報発信と意識啓発に取り組みます。
- 町民や民間事業者等が実施するまちづくり活動を支援します。

■ まちづくりにおける連携のイメージ



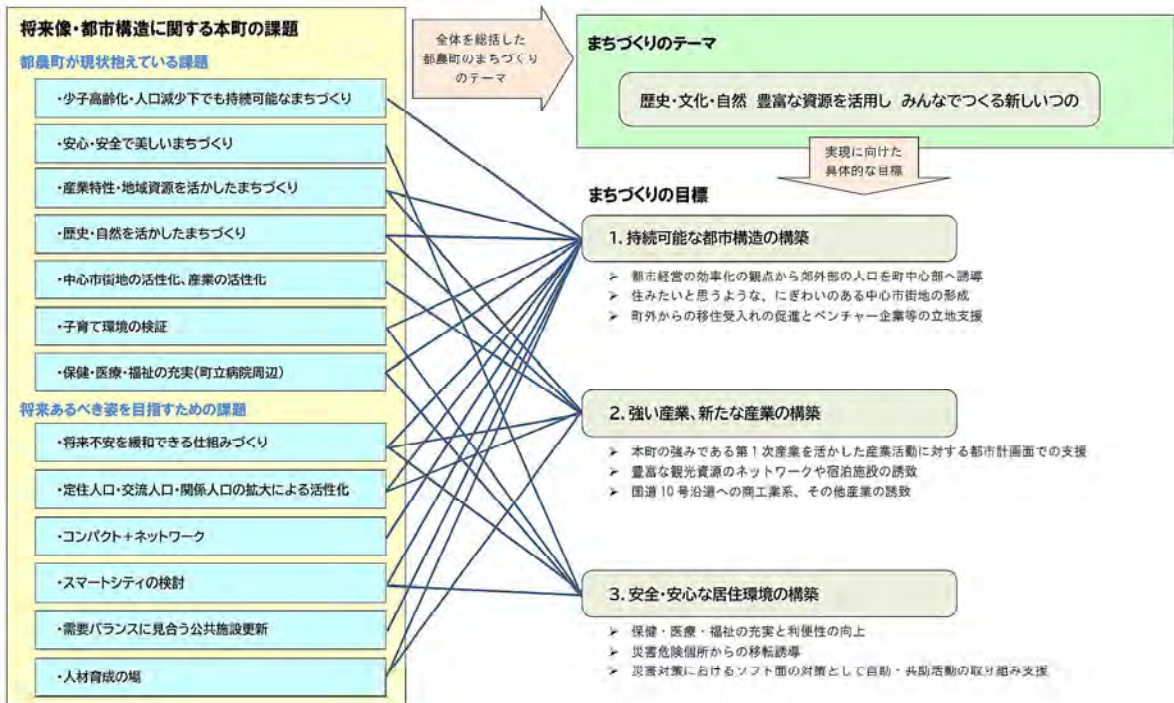
11-3 重点的・効率的な実現化

本計画は、『歴史・文化・自然 豊富な資源を活用し みんなでつくる新しいつの』をまちづくりのテーマとし、「1. 持続可能な都市構造の構築」、「2. 強い産業、新たな産業の構築」、「3. 安全、安心な居住環境の構築」の3つをまちづくりの目標として掲げています。

近年の社会資本整備においては、限られた財源のなかで真に必要な社会資本整備について重点的に整備していくことが必要とされています。

よって、本計画の実現化にあたっては、計画のテーマ及び目標に沿った、重要な施策を重点的に進めるなど効率的な実現化を進めていきます。

■本町の課題とまちづくりのテーマ、まちづくりの目標



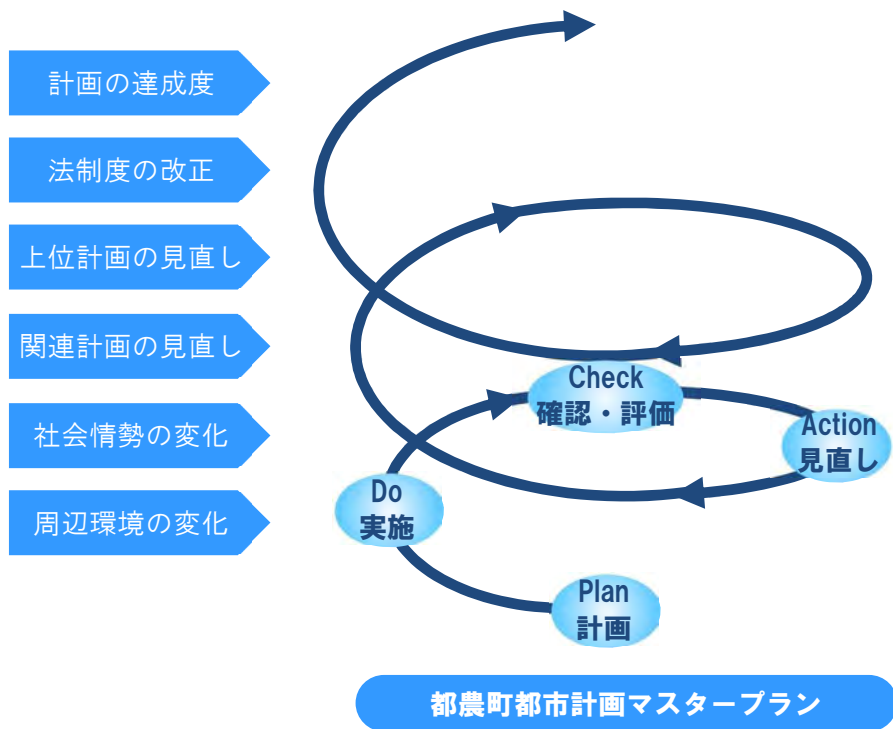
11-4 適切な進行管理

都農町都市計画マスタープランは、目標年次が 2040 年（令和 22 年）と中長期的な視点に立った計画であり、その実現には時間を要します。

この実現過程においては、Plan（計画）、Do（実施）、Check（確認・評価）、Action（見直し・改善）を繰り返しながら目標達成を目指す PDCA サイクルに基づき、計画に基づく施策や事業を実施する中で、まちづくりの進捗状況を確認し、適切に見直しや改善を行うなど、計画の適正な管理を行います。

また、本計画の策定後、法制度の改正や、上位・関連計画の見直し、人口・産業動向をはじめとする社会情勢に大きな変化が認められた場合など、外部環境の大きな変化があった場合には、必要に応じて計画の適切な見直しを行います。

■PDCA サイクルに基づく進行管理イメージ



參考資料

資料1 都市計画マスタープラン改訂の経緯

年月日	事項
平成10年3月	第1回「都農町都市計画マスタープラン」策定
令和元年7月～	改訂作業着手 ・令和元年度：現状把握、上位・関連計画の整理、住民意向調査 現在の社会動向、都市計画における基本課題の設定、まちづくりの理念と目標、将来都市構造 ・令和2年度：全体構想策定、まちづくり推進方策の検討
令和2年2月28日	第1回庁内調整会議 ①都市計画マスタープランの説明（基本課題の設定まで） ②今後の予定
令和2年2月28日～ 3月25日	関係各課からの意見聴取
令和2年7月16日	都農町都市計画審議会（報告） ①計画の概要 ②都市の主要課題とまちづくりの基本理念、テーマ、目標 ③将来都市構造 ④今後の予定
令和2年7月21日	宮崎大学との意見交換（第1回）
令和2年8月3日～ 8月14日	関係各課からの意見聴取
令和2年8月31日	第2回庁内調整会議 ①全体構想の策定 ②今後の予定
令和2年10月5日	宮崎大学との意見交換（第2回）
令和2年11月27日	宮崎大学 地域資源創成学部 地域実習 意見交換会
令和2年11月13日～ 12月11日	都市計画マスタープランの改訂に対するパブリックコメント
令和3年1月22日	宮崎大学 地域資源創成学部 地域実習 報告会（オンライン）
令和3年2月17日	都農町都市計画審議会（諮問）
令和3年2月18日	都農町都市計画審議会からの答申

